

平成二十七年十二月一日開会
平成二十七年十二月十八日閉会

平成二十七年第四回定例会会議録

西之表市議会

平成二十七年十二月 第四回 定例会 議録

西 之 表 市 議 会

平成二十七年第四回西之表市議会定例会会議録目次

第一号 十二月一日（火）

一、開 会	．．．．．	五
一、開 議	．．．．．	五
一、会議録署名議員の指名	．．．．．	六
一、会期の決定	．．．．．	六
一、提出議案の一括上程	．．．．．	六
一、市長の所信表明並びに提案理由説明	．．．．．	六
長野市長	．．．．．	六
一、議案審議	．．．．．	一
議案第八六号 西之表市固定資産評価審査委員会委員の選任について	．．．．．	一
長野市長説明	．．．．．	一
議案第八七号 西之表市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	一
松下社会教育課長説明	．．．．．	一
下川和博君質疑	．．．．．	一
松下社会教育課長	．．．．．	一
瀬下満義君質疑	．．．．．	一
議案第八八号 西之表市税条例等の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	一
長吉税務課長説明	．．．．．	一
瀬下満義君質疑	．．．．．	一
長吉税務課長	．．．．．	一
議案第八九号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	一

長吉稅務課長説明	．．．．．	一八
議案第九〇号 西之表市介護保險條例の一部を改正する條例の制定について	．．．．．	一九
長吉稅務課長説明	．．．．．	一九
議案第九一号 西之表市個人番号の利用等に関する條例の制定について	．．．．．	一九
中野總務課長説明	．．．．．	一九
議案第九二号 鹿兒島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の一部変更について	．．．．．	二〇
中野總務課長説明	．．．．．	二〇
一、休憩	．．．．．	二一
一、再開	．．．．．	二一
議案第九三号 平成二十七年西之表市一般会計補正予算(第五号)	．．．．．	二一
大瀨行政経営課長説明	．．．．．	二一
瀨下満義君質疑	．．．．．	二五
大瀨行政経営課長	．．．．．	二六
榎元一巳君質疑	．．．．．	二七
田添辰郎君質疑	．．．．．	二八
小倉初男君質疑	．．．．．	二八
園田農林水産課長	．．．．．	二八
議案第九四号 平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補正予算(第三号)	．．．．．	二九
福山水道課長説明	．．．．．	二九
議案第九五号 平成二十七年西之表市国民健康保險特別会計補正予算(第三号)	．．．．．	三〇
戸川健康保險課長説明	．．．．．	三〇
議案第九六号 平成二十七年西之表市介護保險特別会計補正予算(第三号)	．．．．．	三一
戸川健康保險課長説明	．．．．．	三一

小倉伸一君質疑	三二
戸川健康保険課長	三三
瀬下満義君質疑	三四
議案第九七号 平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第三号)	三五
戸川健康保険課長説明	三五
議案第九八号 平成二十七年西之表市水道事業会計補正予算(第三号)	三五
福山水道課長説明	三六
一、日程報告	三七
一、散会	三七

第二号 十二月二日(水)

一、開議	四三
一、一般質問	四三
中原 勇君	四三
大瀬行政経営課長	四四
中野総務課長	四七
一、休憩	五〇
一、再開	五〇
一、一般質問	五〇
瀬下満義君	五〇
大瀬行政経営課長	五一
長野市長	五三
戸川健康保険課長	六六

一、休憩	七〇
一、再開	七〇
一、一般質問	七〇
丸田健次君	七〇
松元経済観光課長	七一
園田農林水産課長	七八
中野総務課長	八〇
坂元副市長	八二
一、休憩	八四
一、再開	八五
一、一般質問	八五
小倉伸一君	八五
長野市長	八五
大瀬行政経営課長	九六
一、日程報告	一〇一
一、散会	一〇一

第三号 十二月三日(木)

一、開議	一〇七
一、一般質問	一〇七
鮫島市憲君	一〇七
長野市長	一〇八
大瀬行政経営課長	一〇八

美園建設課長	．．．．．	一一一
松下社会教育課長	．．．．．	一一二
一、休憩	．．．．．	一一四
一、再開	．．．．．	一一四
一、一般質問	．．．．．	一一四
渡辺道大君	．．．．．	一一四
中村教委総務課長	．．．．．	一一四
長野市長	．．．．．	一一七
松元経済観光課長	．．．．．	一一八
前田財産監理課長	．．．．．	一一九
園田農林水産課長	．．．．．	一二〇
大瀬行政経営課長	．．．．．	一二二
一、休憩	．．．．．	一二四
一、再開	．．．．．	一二四
一、一般質問	．．．．．	一二四
橋口美幸さん	．．．．．	一二四
中野総務課長	．．．．．	一二五
長野市長	．．．．．	一二八
美園建設課長	．．．．．	一二九
一、休憩	．．．．．	一三一
一、再開	．．．．．	一三一
一、発言の申し出	．．．．．	一三一
中野総務課長	．．．．．	一三一

一、一般質問	橋口美幸さん	一三一
	松下社会教育課長	一三二
	美園建設課長	一三五
	谷口学校教育課長	一三六
	小山田福祉事務所長	一三八
一、休憩		一四二
一、再開		一四二
一、一般質問	長野広美さん	一四二
	中野総務課長	一四三
	松元経済観光課長	一四五
	長野市長	一五〇
	神村地域支援課長	一五六
	大瀬行政経営課長	一六〇
一、日程報告		一六二
一、散会		一六二
<p style="text-align: center;">第四号 十二月四日(金)</p>		
一、開議		一六七
一、一般質問	田添辰郎君	一六七
	松下社会教育課長	一七四

美園建設課長	．．．．．	一七五
中村教委総務課長	．．．．．	一七五
前田財産監理課長	．．．．．	一七五
戸川健康保険課長	．．．．．	一七六
福山水道課長	．．．．．	一七七
大瀬行政経営課長	．．．．．	一七八
長野市長	．．．．．	一八〇
一、休憩	．．．．．	一八六
一、再開	．．．．．	一八六
一、一般質問	．．．．．	一八六
榎元一己君	．．．．．	一八七
園田農林水産課長	．．．．．	一八七
松元経済観光課長	．．．．．	一八八
長野市長	．．．．．	一八八
小山田福祉事務所長	．．．．．	一九七
一、日程報告	．．．．．	二〇三
一、散会	．．．．．	二〇三
第五号 十二月十八日（金）		
一、開議	．．．．．	二〇九
一、議案審議	．．．．．	二一〇
議案第八七号 西之表市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	二一〇
小倉（初）総務文教委員長報告	．．．．．	二一〇

議案第八八号 西之表市税条例等の一部を改正する条例の制定について	二二一
小倉(初) 総務文教委員長報告	二二一
渡辺道大君反対討論	二二二
田添辰郎君賛成討論	二二二
議案第八九号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	二二三
鮫島産業厚生委員長報告	二二三
議案第九〇号 西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	二二四
鮫島産業厚生委員長報告	二二四
橋口美幸さん反対討論	二二五
議案第九一号 西之表市個人番号の利用等に関する条例の制定について	二二六
小倉(初) 総務文教委員長報告	二二六
瀬下満義君質疑	二二六
小倉(初) 総務文教委員長	二二六
渡辺道大君反対討論	二二七
瀬下満義君賛成討論	二二七
田添辰郎君賛成討論	二二八
議案第九二号 鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の一部変更について	二二八
小倉(初) 総務文教委員長報告	二二九
議案第九三号 平成二十七年西之表市一般会計補正予算(第五号)	二二九
小倉(初) 総務文教委員長報告	二二九
鮫島産業厚生委員長報告	二二九
一、休 憩	二三三
一、再 開	二三三

瀬下満義君質疑	．．．．．	二二三
小倉（初）総務文教委員長	．．．．．	二二四
中野総務課長	．．．．．	二二四
大瀬行政経営課長	．．．．．	二二五
一、休憩	．．．．．	二二五
一、再開	．．．．．	二二五
議案第九三号 平成二十七年度西之表市一般会計補正予算（第五号）に対する修正動議	．．．．．	二二五
鮫島市憲君説明	．．．．．	二二六
瀬下満義君質疑	．．．．．	二二七
鮫島市憲君	．．．．．	二二七
一、休憩	．．．．．	二二七
一、再開	．．．．．	二二七
田添辰郎君賛成討論	．．．．．	二二八
瀬下満義君反対討論	．．．．．	二二八
瀬下満義君賛成討論	．．．．．	二二九
川村孝則君反対討論	．．．．．	二三〇
橋口美幸さん賛成討論	．．．．．	二三一
長野広美さん賛成討論	．．．．．	二三二
榎元一己君賛成討論	．．．．．	二三三
小倉伸一君反対討論	．．．．．	一三七
下川和博君賛成討論	．．．．．	一三八
一、休憩	．．．．．	一四〇
一、再開	．．．．．	一四〇

議案第九四号	平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補正予算(第三号)	二四〇
鮫島産業厚生委員長報告	二四〇	
瀬下満義君反対討論	二四一	
議案第九五号	平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)	二四一
鮫島産業厚生委員長報告	二四二	
瀬下満義君反対討論	二四二	
議案第九六号	平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算(第三号)	二四三
鮫島産業厚生委員長報告	二四三	
瀬下満義君反対討論	二四四	
議案第九七号	平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第三号)	二四四
鮫島産業厚生委員長報告	二四五	
瀬下満義君反対討論	二四五	
議案第九八号	平成二十七年西之表市水道事業会計補正予算(第三号)	二四六
鮫島産業厚生委員長報告	二四六	
瀬下満義君反対討論	二四七	
請願第四二号	種子島、屋久島を「活動火山周辺地域防災営農対策事業」の対象地域に組み入れることを求める請願書	二四七
鮫島産業厚生委員長報告	二四七	
橋口美幸さん反対討論	二四八	
田添辰郎君賛成討論	二四八	
請願第四三号	一般廃棄物(古紙)の圧縮梱包処理費の負担を求める請願書	二四九
鮫島産業厚生委員長報告	二四九	
一、議会運営委員会所管事務調査報告	二五〇	
橋口議会運営委員会副委員長報告	二五〇	

平成二十七年第四回西之表市議会定例会

一、会期日程

月	日	曜	種	別	内	容
十二	・	一	火	本	本	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の一括上程、市長の所信表明並びに提案理由説明、議案審議（質疑・委員会付託）
二		水	本	本	本	一般質問
三		木	本	本	本	一般質問
四		金	本	本	本	一般質問
五		土	休	休	休	
六		日	休	休	休	
七		月	委	委	委	付託案件審査 産業厚生委員会
八		火	委	委	委	付託案件審査 産業厚生委員会
九		水	委	委	委	付託案件審査 総務文教委員会
十		木	委	委	委	付託案件審査 総務文教委員会

十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一
金	木	水	火	月	日	土	金
本 会 議	休 会	委 員 会	委 員 会	委 員 会	休 会	休 会	休 会
<p>議案審議（各常任委員会委員長報告、質疑・討論・表決）、請願・陳情審議（産業厚生委員会委員長報告・質疑・討論・表決）、議會運営委員会所管事務調査報告、議員派遣の件、閉会中の継続審査、閉会</p> <p>各特別委員会・議會運営委員会</p> <p>付託案件審査 総務文教委員会・産業厚生委員会（連合審査会）</p> <p>付託案件審査 総務文教委員会・産業厚生委員会（連合審査会）</p>							

一、付議事件

番号	事件名	審議方法	結果
議案第 八六号	西之表市固定資産評価審査委員会委員の選任について	即決	十二月一日同日意
議案第 八七号	西之表市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	十二月十八日原案可決
議案第 八八号	西之表市税条例等の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	十二月十八日原案可決
議案第 八九号	西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	十二月十八日原案可決
議案第 九〇号	西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	十二月十八日原案可決
議案第 九一号	西之表市個人番号の利用等に関する条例の制定について	委員会付託	十二月十八日原案可決
議案第 九二号	鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の一部変更について	委員会付託	十二月十八日原案可決
議案第 九三号	平成二十七年西之表市一般会計補正予算(第五号)	即決	十二月十八日修正可決
議案第 九三号	平成二十七年西之表市一般会計補正予算(第五号)	委員会付託	十二月十八日原案可決
	(修正部分を除くその他の部分)		
	【総務文教】歳入全款、地方債補正		
	歳出中 一款、二款(一項十九目を除く)、九款		
	十款(一項九目を除く)		
	【産業厚生】歳出中 二款(一項十九目)、三款、四款、六款		
	七款、八款、十款(一項九目)、十一款		
議案第 九四号	平成二十七年度西之表市簡易水道特別会計補正予算(第三号)	委員会付託	十二月十八日原案可決
議案第 九五号	平成二十七年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)	委員会付託	十二月十八日原案可決
議案第 九六号	平成二十七年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第三号)	委員会付託	十二月十八日原案可決

議案第 九七号 平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）
議案第 九八号 平成二十七年西之表市水道事業会計補正予算（第三号）

委員会付託 十二月十八日原案可決
委員会付託 十二月十八日原案可決

一、請願書・陳情書（継続審査分）

番号 事件 名

提出者

結果

請願第 四二号 種子島、屋久島を「活動火山周辺地域防災営農対策事業」の対象地域に組み入れることを求める請願書

中種子町坂井二〇九三―二〇三
熊毛地区茶業推進協議会長 山浦重夫
西之表市古田一〇七四
西之表市茶業振興会長 澤柳伸一

十二月十八日継続審査

請願第 四三号 一般廃棄物（古紙）の圧縮梱包処理費の負担を求めめる請願書

西之表市西之表一六九五〇番地一
有限会社種子島クリーン産業
代表取締役 仁禮憲夫

十二月十八日一部採択

本會議第一号（十二月一日）

本会議第一号（十二月一日）（火）

◎出席議員（十六名）

一番 木原幸四君
二番 鮫島市憲君
三番 濱上幸十君
四番 小倉初男君
五番 下川和博君
六番 瀬下満義君
七番 小倉伸一君
八番 田添辰郎君
九番 中原勇君
一〇番 川村孝則君
一番 榎元一巳君
一二番 長野広美さん
一三番 橋口美幸さん
一四番 渡辺道大君
一五番 丸田健次君
一六番 永田章君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	長野力君
副市長	坂元茂昭君
教育長	立石望君
会計管理者兼 会計課長	日高研一君
総務課長兼 選管書記長	中野哲男君
行政経営課長	大瀬浩一郎君
市民生活課長	楫田竜一郎君
財産監理課長	前田秀夫君
地域支援課長	神村弘二君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	戸川信正君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	美園博行君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	福山隆一君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務局長	鎌田員訓君
監査事務局長	阿世知美代子さん
教委総務課長兼	中村章二君
学校給食センター所長	
学校教育課長	谷口幸一郎君
社会教育課長	松下成悟君
局長	岸本光君
次長	濱尾実君
書記	中島恵さん
書記	川畑公和君

平成二十七年十二月一日午前十時開会

△開 会

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより平成二十七年第四回西之表市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（永田 章君） ただいままでの出席議員は十六名であります。

これより本日の会議を開きます。
本日の日程は、配付しております議事日程第一号のとおりであります。

議事日程（第一号）

- 日程第一 会議録署名議員の指名
日程第二 会期の決定
日程第三 提出議案の一括上程
議案第八六号から議案第九八号まで
日程第四 市長の所信表明並びに提案理由説明
日程第五 議案第八六号 西之表市固定資産評価審査委員会委員

の選任について

日程第六 議案第八七号 西之表市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第七 議案第八八号 西之表市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第八 議案第八九号 西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第九 議案第九〇号 西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第一〇 議案第九一号 西之表市個人番号の利用等に関する条例の制定について

日程第一一 議案第九二号 鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の一部変更について

日程第一二 議案第九三号 平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第五号）

日程第一三 議案第九四号 平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補正予算（第三号）

日程第一四 議案第九五号 平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）

日程第一五 議案第九六号 平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）

日程第一六 議案第九七号 平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第三号)

日程第一七 議案第九八号 平成二十七年西之表市水道事業会計補正予算(第三号)

△会議録署名議員の指名

○議長(永田 章君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、七番議員小倉伸一君、八番議員田添辰郎君を指名いたします。

△会期の決定

○議長(永田 章君) 次は、日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

去る十一月二十七日開催の議会運営委員会の決定のとおり、今定例会の会期は本日から十二月十八日までの十八日間とし、配付してある日程表のとおりしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から十二月十八日までの十八日間とし、配付

してある日程表のとおり決定いたしました。

△提出議案の一括上程

○議長(永田 章君) 次は、日程第三、提出議案の一括上程であります。

議案第八六号から議案第九八号までの議案十三件を一括して上程いたします。

△市長の所信表明並びに提案理由説明

○議長(永田 章君) 次は、日程第四、市長に所信表明並びに提案理由の説明を求めます。

「市長 長野 力君登壇」

○市長(長野 力君) おはようございます。

本日、ここに平成二十七年第四回西之表市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

今年の秋は多くの方に種子島をごらんいただく秋となりました。結構慌ただしくいろいろな行事をこなしてきたように感じます。

また一方、各地域では、昔ながらの願成就など引き継がれてきた伝統、文化をしっかりと守り伝えていく取り組みも行われたようであります。

さて、世界を見渡しますと、十月にTPP交渉が大筋で合意に達

し、十一月にはアジア太平洋経済協力会議、A P E C が開催され、首脳宣言が採択されております。

T P P に関しては、政府は十一月二十五日に総合的な T P P 関連政策大綱を決定いたしました。農業について体質強化対策と重要五品目対策が上げられております。補正予算と今後の具体的な動きに注視していきたいと考えます。

昨日十一月三十日には、パリで第二十一回国連気候変動枠組条約締結国会議、C O P 2 1 が開幕しました。最近のテロへの脅威の高まりの中、世界を意識しながらも持続可能な地域社会の構築に向け、種子島に住み足元を見つめながら、何ができるかを考えるときなのかもしれません。

それでは、議案説明に先立ちまして、地域の状況や事業の状況、行政を取り巻く課題について触れたいと思います。まずは主な行事などを報告いたしたいと思います。この秋、国内最大級の文化の祭典第三十回国民文化祭が十月三十一日から十一月十五日まで鹿児島県で開催されました。

十月三十一日の第三十回国民文化祭鹿児島開会式では、鹿児島市、奄美市、西之表市をライブ中継で結び、三会場一体となった式典を実施し、西之表市会場のオープニングフェスティバルでは種子島高校二年生全員によるダンスパフォーマンスや火縄銃試射を披露いたしました。

また開会式後には、熊毛一市三町の文化協会による第四十一回熊

毛地区広域文化祭も開催され、加盟団体による舞台発表で開会式に花を添えました。

西之表市主催事業、華道の祭典 i n 種子島では、十月三十一日から十一月三日まで市民体育館を会場に、鹿児島県連合華道家十七流派と島内華道団体による生け花二百六十作品を展示、開催初日には華道池坊次期家元池坊由紀氏の特別講演や生け花のデモンストレーションが行われました。

開催期間中には生け花体験も実施され、四日間で島内外から約五千の方が来場され、生け花の華やかさに魅了されているようでした。

十一月八日には西之表市商工フestaや安納いもスイーツサミットとの共同開催として、黒潮文化交流の祭典が日泊みなと公園で開催されました。

種子島に伝えられた火縄銃が全国へと広がった戦乱の世を描く、戦国鉄砲絵巻が島内外の鉄砲隊や甲冑に身を包む市民多数の参加のもとで繰り広げられました。同時に、アコースティックデュオマリオネットライブやお楽しみ抽選会なども行われ、終日、子供から大人まで楽しみました。また同日には、市民体育館でもお手玉遊びの祭典が開催され、お手玉遊びの披露、実演、体験、講演も行われました。

国民文化祭で学んだこれまでの歴史や文化を再度認識し、後世に残していきたいと考えます。

体育関係の行事も、市民の皆様の多くの参加をいただきながら開催することができました。十月十一日には市民体育祭、十一月十二日には慣例の市内一周駅伝大会を開催することができました。十一月二十九日には中種子町で種子島相撲が開催されています。来年は本市で開催されますが、五十周年の年に当たるとのことですので、記念事業に期待したいと思います。

健康づくり、体力づくりには大変重要なことでございます。市民の皆さんの健康増進のため、スポーツに親しむ環境を整えながら、施策を推進してまいります。

観光面では、十月二十日に日本丸が寄港しました。本年度の大型客船の入港は一回だけの予定ですが、来年度は飛鳥Ⅱが二回、日本丸が二回入港することが予定されています。

今月二十五日には種子島屋久島観光連絡協議会の活動として、寄港回数を増やしていただくよう要請活動を実施し、船会社より歓迎へのお礼とともに観光施策充実の要請も受けたところであります。引き続き寄港回数を増やしていただくよう要請活動を行っていきたくと考えております。

十月二十七日には県主催の熊毛地域特産品コンクルの審査会が開かれ、本市からは十七事業所から二十八作品の応募があり、食品部門、工芸部門、地域限定部門において五事業所六品が優秀賞に選ばれました。入賞された事業者の皆様には商品の付加価値を高め、今後の商品販売の向上につなげていただきたいと思います。

十月三十日から十一月八日にかけて五回目となる、くろしおの芸術祭が開催され、西之表港から商店街にかけて、廃材を利用した色とりどりのオブジェのほか、種子島をテーマにしたカラフルなアートベンチが二十基作成され、街並みに新たな魅力が加えられました。また十一月一日には昨年度に引き続き、島内の食品、工芸を集め、体験型のイベントである種子島元氣村が市役所保健センター前に開催され、多くの家族連れなどにぎわっております。

政策を推進する取り組みといたしまして、十一月十八日には本市と鹿児島国際大学との包括連携協定を締結し、さらに鹿児島相互信用金庫を加えた三者による西之表地域活性化共同事業に関する覚書を締結したところです。今後、商店街振興や外国人観光客の受け入れ促進など、地域課題の解決につなげてまいりたいと考えております。

十一月十九日には種子島屋久島振興協議会の会長として、種子島屋久島の首長、議長の皆様と国土交通省に要請活動を行ってまいりました。

西之表港の整備、推進、種子島空港の地上設備整備、航路、航空路の運賃補助の問題について要請を行うとともに、高速船の老朽化問題に対し、情報を得るとともに地元の実情を訴えてまいりました。また、新しく大臣にられました森山代議士と面会し、農林水産業の現状をお話してまいりました。今後も国の動向に注視しながら、各種課題の解決に努めてまいります。

地域状況について触れたいと思います。

今年には戦後七十年の年であります。二度と戦争の悲劇を繰り返さないよう、これまでの歴史を振り返ることが大切であると考えたことから、疎開の歴史のある伊佐市との交流事業を推進してまいりました。その取り組みの中で、種子島高校放送部の皆さんの作品が九州高校放送コンテスト鹿児島県予選大会で最優秀賞を受賞し、今月九州大会に出場いたします。

また、市役所では新規採用職員の相互交流も実施いたしました。非戦の誓いを新たにしながら、新しい世代の活躍に期待したいと思います。

また、来年は堺市との友好都市交流が始まってから三十年の年になるようです。えにしある地域との交流を大切にしながら、地域づくりに励みたいと思います。

次に、本市産業を支える農業の状況についてでございます。

農業においては、今秋から来春にかけて本格的な収穫の時期を迎えるわけですが、基幹作物でありますさとうきびは来月十四日より操業が開始され、明けて四月十日で操業終了となります。本市では七百四十四戸の生産者が六百九十三ヘクタールを栽培しておりますが、本年は六、七月の低温と長雨、日照不足や台風一五号の影響を受け、十一月一日現在のブリックスは十五・七五であり、ほぼ平年並みを見込んでいるものの、単収で四千四百六十三キロと史上最低となり、二年連続で農家の皆さんにとっては大変厳しい年となりそ

うであります。

また、十月十八日より操業が開始されましたでん粉原料用さつまいもについても、本年は二百九十七ヘクタール栽培されておりますが、予想単収が五十三俵で、前年同様減収となる見込みであり、安納いもを主とする青果用さつまいもについても出荷途中であります。が、平年を下回る予測がなされてるところでございます。

市といたしましても既存施策を充実させながら、プロジェクト一〇八を中心に、関係機関、生産者ともに早急に立て直しを図るため、さとうきびについては、さとうきび増産基金事業を活用しまして、新植のための種苗代助成等を行い、さらに次年度を見据えた面積確保に努めたいと考えております。

また、最近の出来事といたしまして、奄美群島で発生したミカンコミバエが屋久島でも確認されております。種子島での発生も憂慮されることから、侵入警戒トラップの設置などの対応に万全の体制をとりたいと考えております。

次に各種事業の状況について報告いたします。

現在改修中の市民会館は、本年十二月完成、来年一月三日の成人式からの使用を予定しております。これまでは文化、生涯学習活動の中心施設でありましたが、今回の改修により、災害発生時にも対応できる防災拠点施設としての機能をあわせ備え、市民の方々が安心して、これまで以上に利用しやすい施設に生まれ変わっております。

来年一月十一日には市民会館リニューアルセレモニーを計画して、市民の皆様へのお披露目を予定しております。

西之表市汚泥再生処理センター整備事業の進捗状況については、外構工事、現施設焼却設備の撤去工事などを残しておりますが、施設の運転管理業務受託業者との契約も終わり、現在プラントによる試運転中であります。来年からは本格稼働の予定で、一月に竣工式を行います。

新種子島産婦人科医院建設事業につきましても、現在建築中ではありますが、来年の三月中旬には完成の予定であります。新たな周産期医療の拠点の誕生に期待したいと思います。

中央拠点施設整備事業につきましても、九月議会以降の報告をしたいと思えます。

九月議会以降、これまでに校区長との語る会、榕城校区での語る会、西之表市商工会、西之表市商店街振興協同組合、種子島観光協会からの意見聴取等を行いました。各方面の意見を尊重し、物販販売は行わないこととし、情報発信機能、地域交流機能、交通拠点機能、体験スペースなどを充実させることにより、市街地への人の流れやにぎわいを創出する施設として整備することとしたところであります。大字地区と中心市街地を結ぶ拠点にもしたいと考えております。今回の補正予算に計上いたしておりますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、本定例議会に提案いたしました事案について御説明い

たします。

本定例会に提案いたしました議案は、西之表市人事関連議案を一件、西之表市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正をする条例の制定についてなど条例改正議案四件、条例制定議案一件、鹿児島県市町村総合組合の事務の変更及び規約変更議案一件、西之表市一般会計補正予算（第五号）など、予算関係議案六件の合計十三件であります。

議案について御説明いたします。

議案第八六号は、固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

議案第八七号は、西之表市民会館大規模改修工事に伴い、使用料の規定を変更するため条例の一部を改正しようとするものです。

議案第八八号と第八九号は、税条例の改正議案、九〇号は厚生労働省省令の交付に伴う条例改正、議案第九一号は、番号法の施行に伴う条例制定、議案第九二号は、鹿児島県市町村総合事務組合の事務の一部変更、規約の変更に伴うものであります。

議案九三号から九八号は、平成二十七年西之表市一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の補正予算であります。

議案第九三号は、平成二十七年西之表市一般会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に三億四千七十六万五千円を追加し、予算総額を百十七億一千五百四十七万四千円とするものです。

本予算の主なものについて説明いたします。

まず、関係団体との意見を総合的に判断し、物販機能を置かないこととした中央拠点施設整備事業二億九千三百三十三万五千円を計上いたしております。

次に、地方創生に関連しまして、国の定額交付金の交付決定がなされたことから、歳入総額四千五十八万七千円の三事業を計上いたしております。そのうち高等教育機関活用可能性調査事業では、公立大学の設置まで含んだ調査を実施いたします。

また昨年に引き続き、さとうきび栽培について厳しい状況が想定されることから、次年産を見据えた対策としてさとうきび新植助成補助金一千六百九十八万八千円を計上いたしております。

有害鳥獣対策といたしましても、特定財源の減少をカバーしてでも対策を推進すべく、報償費八百四十八万三千円を追加いたしました。

議員各位の御審議をお願い申し上げまして、所信表明及び提案理由の説明といたします。ありがとうございます。

○議長（永田 章君） 市長の所信表明並びに提案理由の説明は終わりました。

△議案審議

○議長（永田 章君） それでは、これより議案審議を行います。

△議案第八六号 西之表市固定資産評価審査委員会委員の選任

について

○議長（永田 章君） 初めに、日程第五、議案第八六号、西之表市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。議案説明を求めます。

〔市長 長野 力君〕

○市長（長野 力君） 議案第八六号は西之表市固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

本案は、西之表市固定資産評価審査委員会委員の中久保正晃氏が平成二十七年十二月十八日付で任期満了となるため、同氏を再任いたしたく、地方税法第四百二十三条第三項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所は西之表市桜が丘七七七九番地五九、氏名は中久保正晃氏、昭和三十二年十一月七日生まれであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

再度、お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により無記名投票により採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。
これより投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（永田 章君） ただいまの表決権を有する出席議員は十五名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

「議事事務局長氏名点呼・各員投票」

- 一 番 木 原 幸 四 議 員
- 二 番 鮫 島 市 憲 議 員
- 三 番 濱 上 幸 十 議 員
- 四 番 小 倉 初 男 議 員
- 五 番 下 川 和 博 議 員
- 六 番 瀬 下 満 義 議 員
- 七 番 小 倉 伸 一 議 員
- 八 番 田 添 辰 郎 議 員
- 九 番 中 原 勇 議 員
- 一〇番 川 村 孝 則 議 員

一番 榎元一 議員
二番 長野広美 議員
三番 橋口美幸 議員
四番 渡辺道大 議員
五番 丸田健次 議員

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に木原幸四君、
鮫島市憲君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（永田 章君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十五票。これは先ほどの出席議員数に符号しております。
そのうち

有効投票十五票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十五票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第八六号、西之表市固定資産評価審査委員会委員の
選任については、これに同意することに決しました。

△議案第八七号 西之表市民会館の設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第八七号、西之表市
民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔社会教育課長 松下成悟君〕

○社会教育課長（松下成悟君） それでは御説明いたします。

議案第八七号、西之表市民会館の設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由といたしましては、西之表市民会館大規模改修工事に伴
い、使用料の規定を変更する必要があるため、条例の一部を改正し
ようとするものです。

四ページの別表をごらんください。別表中の改正になりましたと
ころについて御説明をいたします。

まず、二〇一会議室であります、ここは旧二〇二会議室から名

称変更のため、旧二〇二会議室の使用料を適用しています。

次に、二〇二会議室ですが、ここは新たに新設された会議室で延べ床面積が三三・六五平方メートルであり、一〇一会議室の形状とほぼ同じであることから、一〇一会議室の金額と同額としておりません。

次に、冷暖房使用料ですが、ホール及びホワイエの改修後のホールの一時間当たりの夏季の電気料が千八百二十八円、冬季電気代が千六百九十八円と算定しているため、それぞれの金額の一の位を四捨五入してホール及びホワイエ冷房使用料一時間当たり、夏季ですが、千八百三十円、これは改正前の金額が千四百九十円でございますので三百四十円の増額となります。

暖房使用料一時間当たり千七百円としております。改正前は三千四百六十円でありました。千七百六十円の減額であります。

実際、改修前はこの暖房につきましては、ボイラー等で地下の水を温め、重油を使用していたため、このように今年度につきましては減額ということでの提示をしております。

また、二〇一会議室につきましては、旧二〇二会議室から名称変更したもので、既存の冷暖房設備を使用するため、冷房一時間当たり百円、暖房使用時間一時間当たり百円としております。

附則第一項、この条例は公布の日から施行する。

附則第二項、この条例により改正後の西之表市民会館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に市民会館の

施設等を使用する者にかかる使用料について適用し、同日前に市民会館の施設等を使用する者にかかる使用料については、なお従前のものであるということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔五番 下川和博君〕

○五番（下川和博君） 暖房の使用について確認をしたいのですが、ホールがですね、千七百六十円減額になるということですが、今までは重油で温めて使ったということ、これからは、これはこれからどうなるかという説明がなかったものですか、その説明をお願いします。

○社会教育課長（松下成悟君） 先ほどの説明の中で、今までは地下の水を重油で温めて、それをホールのほうに流しておりました。実際、成人式を例に挙げますと、三日に成人式があるんですが、二日の日から職員がボイラーの重油を入れて温めた空気を三日に流したということでございます。

これらにつきましては、普通の電気の暖房でございますので、入れたらすぐ暖房が入るということでございますので、その重油の使用分とか、そういうのが減額されたということでございます。以上です。

〔六番 瀬下満義君〕

○六番（瀬下満義君） この使用料につきましては、何を基準にし

て、何を目標にして決めてるのか。例えば、年間維持費の何割相当をこの使用料で上げたいとそういう考え方なのか、何かほかに基準みたいなものがあるのかということです。

あともう一つは、こういうのは、私個人的には、できるだけ使ってもらったほうがいいと。できるだけ使ってもらったほうがいいという考えもあるかと思うんですが、そういう考えはないのかどうか。その要するに、その使用料をある程度一定の目標額を上げないといけないというんで、こういうふうにしてるのかどうか、そこをお尋ねいたします。

○社会教育課長（松下成悟君） 電気の使用料とかそういう部分につきましては、一応、室外機関係とか、消費電力についての計算とあと夏季とか冬季、冬場にかけての使用日数というのを出しました。それで、あと、一時間にどれだけの電気料がかかるのかというのを総合的に計算をして、一時間当たりこのような金額ですということでございます。あと、各部屋の使用料につきましては、今回につきましては、従前の部分を適用をしてきているということでございます。それで、そこについては、また同等のほどにしております。

それと施設の使用についても一応今後新しくなるということでございますので、全館、皆様、市民の方々に利用できる方向の形で呼びかけとか、そういうのも行っていききたいと思っております。以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第八八号 西之表市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第八八号、西之表市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案説明を求めます。

〔税務課長 長吉輝久君〕

○税務課長（長吉輝久君） 御説明いたします。

西之表市税条例の一部を改正する条例の制定について、お手元に新旧対照表も配付してございますので、参考にしていただきたいと思っております。

初めに、目次におきまして、第六節特別土地保有税の次に第三章 目的税第一節入湯税を加えるものでございます。

第八十三条は軽自動車税の賦課期日及び納期を設定しておりますが、課税業務の改善及び住民サービス向上を図るために納期の変更を行うものです。現在の納期は四月十一日から同月三十日までとなっておりますが、これを五月一日から同月三十一日までに変更するものです。

納期を変更することで、廃車情報、住所移転等の事務の煩雑さが

改善され、事務の効率化並びに身体障害者等に対する減免申請の継続期間においても拡充が図られます。また県下におきましても、十
四市が五月の納期となっております。

なお、変更の実施時期につきましては、市民への十分な周知期間の確保及び平成二十八年度からの軽自動車税の税率改正等の影響も考慮し、平成二十九年度からの実施と考えております。

次に、入湯税に関する説明をさせていただきます。

地方税法第七百一条で定める目的税である入湯税を新たに追加するものがございます。

入湯税は環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設等の整備並びに観光の振興の費用に充てることを目的として課税する目的税であります。

地方税法では、第五条第四項に鉱泉浴場所在の市町村は目的税として入湯税を課するものと規定されています。鉱泉浴場はあるものの、課税そのものの実体がないという場合でも、条例は必ず設ける必要があります。御存じのとおり、市内におきましても温泉を利用した鉱泉浴場が建設中でございます。このようなことから入湯税に関する条例が制定されていないため、入湯税条例を定めるものがございます。

それでは、条文に沿って主なものを説明させていただきます。

まず初めに、第四百四十一条の入湯税の納税義務者等でございます。入湯税は鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税するものでござ

いますので、納税義務者は入湯客というふうになります。

次に、百四十二条の入湯税の課税免除でございます。地方税法第六条第一項に課税免除の規定があります。公益上その他の事由により課税を不適当とする場合においては、課税しないことができるとなっております。本条例におきましても地方税法の規定、あるいは趣旨、他の市町村の状況、地域住民の福祉の向上等を考慮いたしまして、次に掲げる者に対しては入湯税を課さないということで、第一号で年齢が十二歳未満の者、第二号で共同浴場又は一般公衆場に入湯する者、第三号で利用料金が千円以下の鉱泉浴場を利用する者が課税免除ということになります。

第三号につきましては、温泉に入湯するという行為だけで課税すると日常生活に不可欠な入湯も課税対象となることから、課税免除が適当であると判断したところでございます。

利用料金を千円とする基準は、昭和五十三年の国の通達及び内閣等で課税免除をうたっており、利用料金が一般の鉱泉浴場に比較して著しく低く定められているか否かについては現行の入湯税の標準とされる税率の水準に鑑み、おおむね千円程度が適当である等をもとに判断したところでございます。

次に、第四百四十三条の入湯税の税率でございますが、入湯税の税率は入湯客一人一日について百五十円とさせていただきます。理由といたしましては、地方税法第七百一条の二に、入湯税の税率は入湯客一人一日について百五十円を標準とするものとするとして

おり、また約九二%の市町村で百五十円の標準税率を採用してることとも要因であります。第四百四十四条から第四百四十九条までは温泉施設を経営する者に対する納入申告、経営申告等になりますことから、以上につきましては説明のほうは省略させていただきます。

次に、西之表市条例の一部を改正する条例、平成二十七年西之表市条例第二十三号について御説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定を踏まえ、地方税法施行規則等の一部を改正する省令の交付に伴い、法人番号に係る規定の整備を行うために改正するものでございます。

附則として、第一条の規定は施行期日を、第二条として経過措置を定めております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔六番 瀬下満義君〕

○六番（瀬下満義君） この入湯税は必ず設けなければ、その要するに、入湯税の額は幾らと、今回は百五十円ですか。一応、これは必ず設けなきゃいけないものかどうか。例えばもう課さない、もう入湯税は課しないと、ゼロにするというふうなのはないのかどうか、そういう選択肢は、法令上ないのかどうかというのと。あと利用料金が千円以下の場合にはもう課さないというふうになってますが、この入湯税は、要するに財源確保の手段としては考えて、あんまり

考えていないのかどうか、期待していないのかどうかということをお尋ねします。

言い方を変えますと、どの程度期待しているのか、年間どれぐらいの入湯税を期待しているのかと。この二点お願いいたします。

○税務課長（長吉輝久君） 先ほど説明したようにですね、鉱泉浴場がある市町村につきましては、必ず入湯税を、入湯税の条例を設けなければいけないという規定がありますので、それとあと、課税免除につきましてはですね、例えば先ほどおっしゃったような、ほかにですね、市が地域住民の福祉の向上を図るために維持運営する施設に入湯する者とかですね、年齢が十五歳未満の者とか、それぞれ地域に応じた形でしてるんですけど、ゼロと、ゼロであるという、そういったところは設けてないような状況です。

それと、利用料金が千円以下となっておりまして、一般的に、例えば宿泊をされて、例えば入湯税込みで例えば六千円とかいう場合は当然かかってきます。その場合は、ちゃんと区別、入湯税が幾ら宿泊料が幾らというような形をとってれば、入湯税はかかりませんけど、そういった形で、今後どういった形で入湯料金を設けるかどうかわかりませんが、そういった形でかかる可能性はありますけど、千円以下であればかからないということと、ところが、今の状況で行けば、日帰りであればかからない可能性はあるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○六番（瀬下満義君） 言い方を変えますと、私が期待したのは、要するに、せっかく温泉が出ましたので、せっかく。大いに利用してもらおうということで、そういうことで入湯税に関する条例は設けるけども課税しないと、大いに利用してくださいという政策的な、そういう判断はしなかったのかということですが、そうじゃなかったわけですか。

○議長（永田 章君） 瀬下議員、これについては、ただいま課長のほうから説明がありましたよ。

○六番（瀬下満義君） ちょっと意味がわからんです。

○税務課長（長吉輝久君） 千円以下であればですね、入湯税はかかりませんが、千円を超えるような状況であれば、当然かかってきます。それに応じて、いわゆる入湯税ちゅうのがですね、出てくるんじゃないかなと思います。

それとあの、四十三市町村の中でですね、今、十六市のほうで大体入湯税がかかっているような状況で、ほとんど温泉は入湯税は取っていないような状況になっていますけど、西之表のように、今度新たに、入湯税がかかったところに、入湯税、何というんですか、温泉が、このデータはですね、温泉が出てるとか出てないとか、そういうデータでないものですか、四十三市町村の中では、十六市町村で今かけてるような状況でございます。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第八九号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第八九号、西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「税務課長 長吉輝久君」

○税務課長（長吉輝久君） 御説明いたします。

西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、お手元に新旧対照表も配付してございますので、参考にしていただきたいと思います。

今回の条例改正は、普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期を変更するために、条例の一部を改正するものでございます。第十二条第一項の納期を現在の六期から八期に変更するものでございます。変更理由といたしましては、過去に納期を八期に変更した経緯もありますが、その当時からすると社会情勢も変わってきており、賦課限度税額におきましても五十三万円から現在では八十五万円と増加しております。このようなことから一期当たりの負担額を軽

減するため改正するものです。

また、県下十九市の状況におきましても、十九市中七市が八期を採用してるところでございます。約六八%の市で八期以上を採用しております。

附則として、第一条に施行期日を、第二条に適用区分を定めさせていただきます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第九〇号 西之表市介護保険条例の一部を改正する条例

の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第九、議案第九〇号、西之表市

介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「税務課長 長吉輝久君」

○税務課長（長吉輝久君） 御説明いたします。

西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律の制定を踏まえ、厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布に伴い、個人番号に係る規定の整備を行うために改正するものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第九一号 西之表市個人番号の利用等に関する条例の制定

について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、議案第九一号、西之表

市個人番号の利用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「総務課長 中野哲男君」

○総務課長（中野哲男君） 御説明いたします。

議案第九一号は、西之表市個人番号の利用等に関する条例の制定についてであります。

議案書一ページをごらんください。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、同法の規定により条例で定めるこ

ととなっている個人番号利用事務について必要な事項を定める条例を制定しようとするものであります。

番号法では、第九条において、個人番号の利用ができる事務の範囲が定められており、同条第一項では、同法別表第一に掲げる事務について個人番号を利用することが、同条第二項では、地方公共団体が条例で定めることにより、社会保障や地方税等の事務において個人番号を利用できることが定められております。

本条例は、番号法第九条第二項に基づき制定しようとするものでございます。

それでは、主な内容について御説明をいたします。

第一条では本条例の趣旨を、第二条では用語の定義を、第三条では市の責務について定めております。そして、第四条では個人番号の利用範囲について定めており、番号法別表第一に定める事務以外に本市が独自に利用できる事務について規定をしております。

議案書一二ページをごらんください。

本条例別表第一及び第二に掲げる事務において利用可能とするものであります。附則は施行期日についての規定で、番号法附則第一条第四項に掲げる規定の施行期日に平成二十八年一月一日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第九二号 鹿児島市町村総合事務組合の共同処理する

事務の変更及び同組合規約の一部変更について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一一、議案第九二号、鹿児島市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の一部変更についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「総務課長 中野哲男君」

○総務課長（中野哲男君） 御説明いたします。

議案第九二号は、鹿児島市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の一部変更についてであります。

議案書一三ページをごらんください。

本案は、鹿児島市町村総合事務組合が共同処理する事務の一部に係る組合市町村の変更に伴い、同組合規約の一部を変更することについて協議したいので、地方自治法第二百八十六条の第一項及び第二百九十条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。一四ページをごらんください。

鹿児島市町村総合事務組合規約の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中、西之表市の次に、「、垂水市」を加え、同表

の八及び九の項中、大隅肝付地区消防組合の次に、「伊佐北始良火葬場管理組合」を加える。

附則として、この規約は平成二十八年四月一日から施行する。
以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は付託表のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十一時十分ごろより再開いたします。

午前十時五十六分休憩

午前十一時十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第九三号 平成二十七年西之表市一般会計補正予算
(第五号)

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、議案第九三号、平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第五号）を議題といたします。
議案説明を求めます。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

予算書条文をごらんいただきましたのですが、その前に、昨日、財政係のほうから詳細説明を配付してございます。そちらのほうも参考にしていただきながら、ごらんいただければと思います。

それでは、予算書条文をごらんください。

本案は、平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第五号）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ三億四千七百六万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百十七億一千五百四十七万四千円とするものであります。

主な項目について御説明をいたします。五ページをお開きください。

第二表地方債補正は変更三件、辺地対策事業、過疎対策事業及び災害復旧債で事業費の変更によるものであります。過疎対策事業において、にぎわい交流拠点施設整備事業分二億九千万円を追加いたしております。

次に、事項別明細書の歳出から御説明をいたします。一二ページをお開きください。

一款議会費、一項議会費、一目議会費に百三十五万五千円を追加しています。九節費用弁償及び普通旅費の追加がその主なものであります。

一二ページから一三ページをごらんください。

二款総務費、一項総務管理費、十目財産管理費を六千三百九十九万九千円減額いたしております。

一三ページ、二十五節積立金付記説明欄財政調整基金六千二百五十六万五千円の減額がその主なものであります。十二月補正の財源調整分であります。十二目企画費に三億二千五百二十万二千円を追加しています。九月議会で当初提案を申し上げました中心拠点施設整備事業分二億九千九百三十三万五千円、先端技術によるにぎわい創出事業（地方創生分）二千三百六十四万八千円、高等教育機関活用可能性調査事業（地方創生分）一千三万九千円の追加がその主なものであります。

中心拠点施設整備事業にしましては、市長と校区長との語る会、榕城校区での語る会、西之表市商工会、西之表市商店街振興協同組合、種子島観光協会からの意見聴取等を経まして、物品販売を行わないこととし、情報発信機能、地域交流機能、体験スペースなどを充実させることにより、中心から市街地の人の流れやにぎわいを創出する施設として整備することとしたものであります。

先端技術によるにぎわい創出事業（地方創生分）、高等教育機関活用可能性調査事業（地方創生分）につきましては、九月議会のまち・ひと・しごと総合戦略の折に説明をいたしました、その後、国の地方創生関連交付金の決定がなされましたので、予算計上をするものであります。先端技術によるにぎわい創出事業（地方創生分）は、中心拠点施設整備前のプレイベントとして、本市出身のアーティスト河口洋一郎教授のCGを使ったアートフェスタを開催し、4Kビジョン等を活用した最先端の映像やアート作品によ

る情報発信を行うことにより、種子島の情報を内外に発信しようとするものであります。事業実施後は中心拠点施設などでの活用を予定しております。

高等教育機関活用可能性調査事業（地方創生分）につきましては、大学の設置を含めた高等教育機関活用の可能性について調査を行うものです。

両事業とも、ほぼ全額国の交付金を活用しての事業となっております。

十六目電算管理費に六百五十五万二千円を追加しています。十九節負担金補助及び交付金六百五十四万四千円の追加がその主なものであります。マイナンバー制度の導入に当たり、自治体中間サーバーが必要となるためセキュリティ及びコストの観点から共同化、共用化しようとする地方自治情報センターへの負担金であります。二十三目地域振興費に二百十九万一千円を追加しています。十三節委託料二百四十九万六千円の追加がその主なもので、ふるさと納税管理システムの導入及び保守委託料と回覧板作成委託料であります。

一四ページをごらんください。

五項統計調査費、三目地籍調査費を七百二十万円減額いたしております。補助金交付決定による事業費の減額調整であります。

一五ページをお開きください。

三款民生費、一項社会福祉費、一目社会福祉総務費に三千九百五十九万円を追加しております。十九節負担金補助及び交付金三百四

十八万円の追加と二十八節繰出金三千六百十二万一千円の追加がその主なものであります。

十九節補助金の追加は、臨時福祉給付金補助金で支給対象者が増加する見込みとなったため、追加をするものであります。

二十八節繰出金は国民健康保険特別会計の繰出金で、保険基盤安定分で一千九百九十六万円、財政安定化支援事業分で四百十六万一千円、財政補填分で二千万円であります。財政補填分は保険財政共同安定化事業の制度改正により拠出金が増加したものであります。

六目介護保険事業費に一千二百八十九万三千円を追加しています。二十八節繰出金一千二百二十万三千円の追加がその主なもので、主に介護給付費の伸びによるものであります。

九目障害者福祉費に二千二十五万六千円を追加しています。二十節扶助費二千七十二万円の追加がその主なもので、各種事業での一人当たりの月額給付額の増や利用者の増によるものであります。

一七ページをお開きください。三項生活保護費、二目扶助費を一千六百二十四万九千円減額しています。生活扶助費などそれぞれの扶助費対象者の増減によるものであります。

四款衛生費、一項保健衛生費、一目保健衛生総務費を百八十四万五千円減額しています。退職者の発生による人件費の減額であります。

三目予防接種費に六百四十四万九千円を追加しています。接種対象者の増加が見込めることからの追加補正であります。

十目予防費百一万六千円の追加は十三節委託料の追加で、健診受診者の増が見込めることからの追加補正であります。

一八ページをごらんください。六款農林水産業費、一項農業費、二目農業総務費を二百四十四万五千円減額しています。育児休業者の発生に伴う人件費の減額であります。

三目農業振興費に二百四十三万五千円を追加しています。十九節負担金補助及び交付金での事業費の調整がその主なものですが、一九ページをお開きください。

十九節付記説明欄の一番下、新規事業としてさとうきび新植助成補助金一千六百九十八万八千円を追加しています。二十七年、二十八年産さとうきびについて生育不足が懸念されており、昨年度同様厳しい状況が予想されることから、次年産を見据えた対策として新種苗による収量向上を図るために、新植助成を平成二十七年産さとうきび増産基金事業と連動させて計上しようとするものであります。

十目農地費に五百二十九万八千円を追加しています。十九節負担金補助及び交付金五百二十八万三千円の増がその主なもので、県営中山間地域総合整備事業など全体事業費の増及び工種の変更等によるものであります。

二〇ページをごらんください。

十一目農道整備事業費に百五十万円を追加しています。十五節工事請負費百五十万円がその主なもので、伊関地区の流末水路決壊による排水路工事である農道水路維持補修事業の追加であります。

二項林業費、二目林業振興費に八百四十八万三千円を追加しています。八節報償費の追加で有害鳥獣対策支援事業において県補助分が減額されたものの、市内の被害の状況、当初駆除目標等を勘案し、事業を推進しようとするものであります。

三項水産業費、四目漁港建設費に二百万円を追加しています。県単漁港整備事業安城漁港の追加で防波堤五十メートル、導流堤八メートルの整備をしようとするものであります。

七款商工費、一項商工費、五目産業創出費に九百万七千円を追加しています。地方創生関連交付金事業である持続的コミュニティの共創拠点事業（地方創生分）八百万円と二一ページの十九節企業等立地促進事業奨励金百万七千円の追加がその主なもので、持続的コミュニティの共創拠点事業（地方創生）は、若年層の流入を図るための大学を初めとする学術のフィールドワークの誘致や研究拠点施設整備、議論の場の創出やシンポジウムを開催するもので、財源の九割が地方創生関連の国の交付金であります。

企業等立地促進事業奨励金は離島振興法の制度で、固定資産税免除対象とならなかったレクストンホテルの誘致分で一部償却資産について奨励金で対応しようとするものであります。

八款土木費、二項道路橋梁費、二目道路橋梁維持費に四百七十一万九千円を追加しています。

社会資本整備事業総合交付金事業（橋梁補修分）の事業の組みかえ及び道路維持補修作業に必要なエンジンブローア及びタイヤショ

ベルの修理が不能になったことから緊急に整備をしようとするものであります。

三目道路新設改良費を一千七百九十九万七千円減額しています。社会資本整備総合交付金事業（安城平松線）の交付金減額内示による事業費調整分であります。

三項都市計画費、二目公園管理費に百二十五万円を追加しています。都市公園安全安心対策事業の事業内組み替え及びわかさ公園障害者用、古田公園、沖ヶ浜田漁港公園の各トイレの修繕経費、松くい虫被害木除去経費がその主な内容であります。

二二ページをごらんください。

十款教育費、一項教育総務費、五目教員住宅管理費に一千九万三千円を追加しています。伊関小及び安城小の教職員住宅の浄化槽が古く漏水しており、更新の必要があるための緊急の整備であります。五人槽六基分の撤去工事及び浄化槽整備工事分であります。

二三ページをお開きください。

九目幼児教育奨励費に百八十二万二千元を追加しています。十九節負担金補助及び交付金の追加で幼稚園就園奨励費について、対象者の変動及び国庫補助限度額が変更になったことによる追加であります。二項小学校費、一目学校管理費に三百六十七万一千円を追加しています。十五節工事請負費、古田小トイレ水洗化等補修工事の事業の変動による二百四十六万八千円の追加がその主なものであります。

二四ページをごらんください。

四項社会教育費、七目勤労青少年ホーム費に二百五十七万二千元を追加しています。十一節需用費、修繕料二百七十九万八千円の追加がその主なもので、給水管の漏水が発生しているための漏水修理を行おうとするものであります。十一目文化財発掘費に四百七十九万四千元を追加しています。県営中山間総合整備事業の農道整備に伴う遺跡発掘調査であります。

二五ページをお開きください。

五項保健体育費、五目体育施設管理費百六十五万四千円の減額は、十五節工事請負費テニスコート全面補修工事の入札減による減額がその主なものであります。

十一款災害復旧費、一項農林水産施設災害復旧費二千三百三十六万四千円の減額は、五月豪雨、六月梅雨前線豪雨、台風等の災害の事業費が確定し、査定も終了してきたことによる事業費確定の減額調整がその主な内容であります。

次に歳入について御説明をいたします。八ページをお開きください。

十三款国庫支出金から一〇ページ、十四款県支出金に關しましては、歳出の各事務事業に見合う補助金等の見込みを計上をいたしております。

一〇ページをごらんください。

十五款財産収入、一項財産運用収入、一目財産貸付収入百七十九

千円の増額は、評価額の改定、公共的団体の貸し付け料算定基準の見直し、天神町駐車場の貸し付け件数等の増がその主な要因であります。

十七款繰入金、一項特別会計繰入金、一目特別会計繰入金に二百二十九万一千円を追加しています。介護保険特別会計の平成二十六年精算金であります。

一一ページをお開きください。

十九款諸収入、四項雑入、一目雑入に一千九百十三万三千円を追加しています。三節衛生雑入一千八百五十九万三千円の増がその主なもので、種子島広域事務組合の精算返納金で、平成二十六年度廃棄物精算返納金がその主なものであります。

二十款市債は、事業費調整執行残に基づくものであります。新規事業として過疎債でにぎわい交流拠点施設整備事業、教職員住宅浄化槽改修事業を追加いたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔六番 瀬下満義君〕

○六番（瀬下満義君） 中心拠点施設の整備事業ですが、二億九千万円また出てきました。中身は地方債、ほとんどが地方債で、借金でとりあえず賅うわけですが、私どももアンケートを調査して、三カ月ほど前でしたか、施設自体に反対が五割を超えて、それでつくっても活性化しないと思う方が七六%ぐらいあったと思うんですけ

ども。この間、校区の役員の方とか、商工会の方とか、意見交換もされたようですが、そんな短い期間にそんなに大きく変わるものかと思議に思ったんですけど。どうなんですか、その意見交換会等をした結果、大きく商工会の皆さんたちは意見を変えたのかどうか、お尋ねいたします。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 九月議会以降の中心拠点施設の経緯の説明を申し上げたいと思いますけども、九月の二十九日に商工会の会長さん、同事務局長さん、商店街の振興協同組合の理事長さん、あと観光協会長さん、市役所のほうでは副市長、私、市長と団体でこれから先の対応の仕方について協議をいたしまして、ぜひ皆さんの各団体のほうで皆さんの意見を聞いてくださいと、意見集約をお願いしますということで、お願いをしたところであります。それからあと各団体のほうでいろいろ意見を聞かれたようですけども、その後で、十一月の九日ぐらいに、主に商工会さんと商店街振興協同組合さんと種子島観光協会長さんでございませけども、その三団体での協議がなされたようであります。そこには行政は入っておりませんで、各三団体でされております。

その後、十一月の十日に市長と区長の意見交換会がありまして、経過と内容の説明をいたしております。意見集約等のお願いをしたところでありませ。十一月の十日になりまして、先ほどの商工会、商店街振興協同組合、観光協会のほうから取りまとめの結果の報告が市長のほうにございました。

拠点施設は賛成でつくっていただきたい、ただし、物品販売について、会員の一部意見を無視できないので外してほしいと、そのかわり交流や体験の充実をお願いしたいと、そういうふうな取りまとめの結果の報告をいただいたところであります。

その後十一月十三日に、榕城校区で市長と語る会を榕城校区でやっておりますので、榕城校区での市長と語る会を開催しまして、いろんな意見を聞いたところであります。

その後十一月の十八日に建設準備委員会を開きまして、それまでいただいた意見と、それと経緯の説明、今後の予定、機能につきまして物販を取りやめまして、それ以外の体験交流ですとか、そういったものの機能についてという話がありましたので、その機能の見直しの協議を行いました。

その後の動きですけども、十一月の二十四日に商工会さんのほうで、臨時の総会が開催されています。その中で福井会長のほうから、経緯と市に対する意見集約といえますか、そういったものについての説明があつたというふう聞いております。この会場には行政のほうは参加はいたしておりませ。その後、十一月二十五日に三団体、商工会さんと商店街振興協同組合さんと観光協会さんでありませけども、団体のほうから要望書が提出されまして、十一月二十九日からは区長会のほうから意見書が提出されたところでございます。そういった経緯等経まして、提案ということになってございます。以上です。

○六番（瀬下満義君） 機能、三つぐらい言われたと思うんですけど、情報発信機能とか、何でしたかな、三つぐらい、もう一回確認させてください。そのうち、どれに最も力を入れるのか、もし意見があれば、お尋ねいたします。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。三団体さんからの意見の取りまとめの中では、交流ですとか体験関係についての機能の充実をお願いしたいというふうな話をいただいております。そういったものを軸に、全体の考えを調整してございます。以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「一一番 榎元一巳君」

○一一番（榎元一巳君） 新規事業の高等教育機関活用可能性調査事業についてお伺いしたいんですが、これは公立なのか私立なのか、あるいは第三セクターみたいなのでやるのか、そういうのも含めて一切の調査なのか、それが一点。

過去に病院関係から提案があったことがありました。議会もいろいろ調査しましたが、なかなか難しいと。最終的には、奨学資金やらそういうのを出して鹿児島で一定の受けてという方向性が望ましいというふうな結論も出てたんですけれども、これはどういう経緯でこういう調査が必要になったのか、お聞かせいただけますか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

六月から九月にかけてまして、地方創生の議論を随分、計画策定の

中でさせていただきましたけども、その中でも経済観光課を中心に大学等の高等教育機関との連携による地域の活性化というのは大切なことだということで、そっちの軸で検討を進めておりました。

大学との連携協定ですとか、サテライト教室の設置、そういったものも主眼でしておりましたけども、検討の中で公立大学法人を活用していく手法を用いまして、公立のセクターでの主に理数系でございますけども、理数系の大学の設置をすることによって、そういった大学高等教育機関の設置まで可能ではないかというふうな情報が入りまして、その中身について、ある程度検討をいたしました。

その結果、交付税とかの関係等ございまして、その仕組みを活用してのやり方になるんですけども、可能性はあるのではないかなと判断いたしましたので、設置まで含めて検討したところでございます。

当初から高等教育機関を活用した可能性調査というのは、先ほどありました国際大学との包括連携協定、あるいは大学院とかのサテライト教室、あるいはそれ以外の大学との交流というのは主眼において入れておきましたけども、それ以外に設置についても可能性があるのでないかということで、設置についての検討も進めることといたしました。

以上のような経過でございます。

○一一番（榎元一巳君） 設置の可能性がある、いろいろ大学との

連携でサテライトみたいな教室をこちらにつくってくれてですよ、運営して育ってくればいいですけどね。そういうのが可能性であれば、いいことではあると思いますよ。それは私たちのところで、マンパワーで足りてないのは別に看護師だけじゃなくて、保育士だって全然足りてないですし、それによって政策実現も遠のいてる部分だっていっぱいあるわけですから、その可能性がもしあるんだったらよろしいですけど、従前みたいなような格好のものであれば、それはもういかなものかなというふうに思います。

もう一つは、十分の十でいろいろやられるんですけど、こういうところも必要なんですけど、これは言っちゃいかなのかな、考え方は。この生産性を維持するために必要だって言うけど、生産性をもっと維持するために必要な事案の調査が全く行われないで、こんな大学、大学というところだけいろいろなもので十分の十ですからって言われるけど、自主的にもっと生み出す部分での調査研究も。考え方を言っちゃいけないんだね、はい、よろしくお願いします。

○議長（永田 章君） ほかに。

〔八番 田添辰郎君〕

○八番（田添辰郎君） 大瀬課長に一点だけ。先ほどのにぎわい拠点施設、九月二十八日に商工会とか商店街振興会とか観光協会ということなんですが、九月議会から実質二月も経ってないわけですよ。そういった意味で、市のほう、行政のほうからこういう各種団体に声をかけられたのか、どちらから声をかけられたのか、それ一

点事実確認をしたいと思います。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 九月二十九日の団体の協議のことかと思いますが、先ほど説明申し上げました。そのときに九月の議会が終わった直後でございまして、それから後の対応等について、やはり話をする必要があるというのを考えましたので、来ていただきまして、いろいろ協議をしたところでございます。

○八番（田添辰郎君） どちらからかということですか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 市のほうからです。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

〔四番 小倉初男君〕

○四番（小倉初男君） 農業振興費の有害鳥獣被害防止総合対策整備、この件ですけども、一千三百万円ほど減額ということですが、この補助金の交付減額によるということ、金網さくの申し込み農家の方は、どのくらいの割合が実施されるのか、そこあたりを少しお聞かせください。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

この事業につきましては、金網さくそれから電気さく、それとステンレス入りのネットの整備ではございますが、本来、先ほども行政経営課の課長のほうから答弁がありましたように、国庫の補助金が減ったということ、金網さくについては高額であることから、本来二十七年度の事業を来年度二十八年度に繰り越しをしよう

と、先送りをしようという考え方でございました、一カ所だけ現和の武部地区につきましてモデル補助でございましたので、一カ所の武部地区を整備をするという考え方でございます。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり分割して各所管常任委員会に付託いたします。

△議案第九四号 平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補

正予算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、議案第九四号、平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

○議長（永田 章君） 議案説明を求めます。

〔水道課長 福山隆一君〕

○水道課長（福山隆一君） 御説明をいたします。

本案は、平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補正予算（第三号）であります。予算書をお願いいたします。条文をお開きください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ二

百二十二万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ億五千二百九十九万六千円とするものであります。補正の主なものにつきまして歳出から御説明をいたします。

六ページをお開きください。

一款簡易水道費、一項簡易水道事業費、二目簡易水道経営費の二七節公課費の消費税三百万円の減額につきましては、平成二十六年の消費税の確定申告により、平成二十六年の消費税について追加で納めるべき消費税が発生せず、消費税の還付が行われることとなり、翌年度である本二十七年に納めるべき消費税の中間申告分についても納付の義務が発生をしないこととなったため、皆減をいたすものでございます。

二款災害復旧費、一項簡易水道施設災害復旧費、一目簡易水道施設災害復旧費の十一節需用費の修繕料につきましては、国上簡易水道の施設について、落雷で監視サーバー機器に被害が発生をし、基盤の交換を行う修繕の必要が発生したため、補正を行うものでございます。

歳入につきましては五ページをごらんください。

四款、二項、一目基金繰入金を三百八十二万四千円減額補正しております。この結果、本年度末の基金残高は六千三百九万四千円となる見込みであります。六款、二項、一目一節雑入のうち公有財産災害共済金七十八万円は国上簡易水道施設のうち落雷により被害を受けた監視サーバー機器に対する受け取り共済金相当額及び簡易消

費税の還付金八十一万六千円、消費税還付加算金八千円の増額は、平成二十六年分の消費税確定申告により計算をいたしました消費税額について還付が発生したことにより発生したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第九五号 平成二十七年西之表市国民健康保険特別会

計補正予算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、議案第九五号、平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 戸川信正君〕

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。

本案は、平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）であります。条文をごらんいただきたいと思っております。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六千五百一十五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十一億九百八十九万八千円とするものでございます。

補正の主なものにつきまして歳出から御説明いたします。七ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、九節旅費十一万二千円の追加は、国保新制度移行準備に係る関係機関会議五回分を計上いたしております。

二款保険給付費、一項療養諸費、一目一般被保険者療養給付費、十九節負担金補助交付金三千五百七十七万円の追加は、医療費推計による補正でございます。

三目一般被保険者療養費から六款介護納付金までは、歳入の増による財源組み替えとなっております。

八ページをお開きください。

七款共同事業拠出金、一項共同事業拠出金、二目保険財政共同安定化事業拠出金、十九節負担金補助及び交付金四千五百四十八万五千円の追加は、九月三十日付国保連合会からの通知によるものです。なお、保険財政共同安定化事業について、市町村、国保間の保険料の平準化、保険財政の安定化を図るための制度で、本年四月一日から事業対象を三十万円を超え八十万円以下の医療費から、八十万円以下の医療に拡大するもので、医療費水準の低い本市にとっては従来からすると負担が拡大するものです。

八款、二項保健事業費、一目疾病予防費、十九節負担金補助及び交付金五十二万五千円の追加は、説明欄人間ドック施設利用十三名分、三十二万五千円とPET健診施設利用八人分二十万円でござい

ます。

十一款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、一目一般被保険者保険税還付金、二十三節償還金利子及び割引料百万六千円の追加については、十月九日付現在、還付金が三百四十九万円で今後も還付が発生する可能性があるため補正するものです。

五目償還金、二十三節償還金利子及び割引料六十万七千円の減額は、国県負担金の実績報告による補正でございます。

次に、歳入について御説明いたします。五ページをお開きください。

一款、一項国民健康保険税、一目一般被保険者国民健康保険税四百四十一万一千円の追加は決算見込みによるものでございます。

三款国庫支出金から六款県支出金につきましては、歳出の保険給付費等の補正に伴うものでございます。

七款、一項共同事業交付金、二目保険財政共同安定化事業交付金六百一万三千円の追加は、九月三十日付県からの通知によるものでございます。

九款繰入金、一項他会計繰入金、一目、一節一般会計繰入金説明欄保険財政安定一千百九十六万円の追加は、交付申請に基づく補正でございます。財政安定化支援四百六万一千円の追加は、普通交付税の算定に基づくものでございます。財政補填分二千万円の追加は、保険財政安定共同化事業拠出金などの追加に伴うものでございます。

六ページをお開きください。

十一款諸支出金、一項延滞金及び過料、一目一般被保険者延滞金七十万円の追加は、十月九日現在、収納額が予算額を超えており、さらに増える見込みのため計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終わります。

本案は、付託表のとおり、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第九六号 平成二十七年西之表市介護保険特別会計補

正予算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、議案第九六号、平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 戸川信正君〕

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。

本案は、平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ八千五百二十万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ二十一億四千八百八十万三千円とするものであります。

補正の主なものにつきまして歳出から御説明いたします。七ページをお開きください。

七ページから八ページにかけての二款保険給付費、一項介護サービス等諸費一億九万一千円の追加は、給付実績による増減補正及び歳入の増減による財源組み替えとなっております。

八ページをお開きください。

八ページから九ページにかけての二項介護予防サービス等諸費から五項特定入所介護サービス等諸費の増減額につきましても給付実績による増減補正及び歳入の減による財源組み替えであります。

一〇ページをお開きください。

第三款地域支援助事業費につきましても、給付実績による減額補正及び歳入の減による財源組み替えであります。

一一ページをごらんください。

四款、一項基金積立金、一目準備積立金八百六十五万四千円の減額は、財政調整のための減額であります。

六款諸支支出金、一項償還金及び還付加算金、一目第一号被保険者保険税還付金三十万円の追加は、十月九日現在の支出負担行為済み額が五十七万三千九百円で今後も還付が発生する見込みのため補正するものであります。同款、三項、一目繰出金二百二十九万一千円の追加は、前年度事業費確定による補正でございます。

次に、歳入について御説明いたします。五ページをお開きください。

一款、一項介護保険料、一目第一号被保険者保険料、一節現年度分九百十九万円の減額は、実績による補正でございます。

四款国庫支出金から六款県支出金については、歳出予算補正に伴うものがございます。

八款繰入金、一項一般会計繰入金、一目介護給付費繰入金一千二百二十九万一千円の追加は、介護給付費等の歳出予算補正に伴うものがございます。

四目その他一般会計繰入金、二節事務費繰入金八万八千円の減額は、地域包括支援センターの運営協議会費の減額に伴うものがございます。

十款諸収入、二項、一目、一節雑入二百二十九万一千円の追加は、前年度決算額確定による種子島地区広域事務組合負担金精算返納金でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔七番 小倉伸一君〕

○七番（小倉伸一君） 介護保険について伺いたいと思いますが、二点あります。一点目はですね、先日、私のほうに電話がありました。グループホームに入所希望なんですけど、なかなか入れないと。今、鹿児島島のほうの施設を利用しているというような状況でありました。担当にも伺いましたけども、まず施設それからグループホーム等ですね、待機されている人数を教えてくださいというふう

に思います。現時点で。

○健康保険課長（戸川信正君） 待機者等につきましては、はっきり覚えていませんが、百三十四名だったと思います。九月時点ですかね。

○七番（小倉伸一君） 介護保険は、市が運営主体です。ね、取り組んでるわけですね。やはり地元でサービスを受けられない状況というのは、やはり是正をしていかなければならない、市のやっぱり責務もあるだろうというふうに思います。今後の待機者への対応というんですか、というのは、どのように考えられているのか教えていただきたいと思います。

○議長（永田 章君） ちょっと小倉議員、一般質問。

○七番（小倉伸一君） 一般質問に受けとられたと思うんですけども、現在の状況からですね、やはり今後どのように介護保険をですね、住民サービスが受けられるような対応をされていくのか、その辺をちょっとお伺いしたいなと思っております。

○健康保険課長（戸川信正君） 一応待機者数の話ですけれども、確かに百三十名とすごい待機者数がある状況ですけれども、施設に關しましては、その施設ができるだけ増えるというようなことがあればいいのかなと思っております。しかし、今の介護保険、介護医療制度改革におきましては、地域包括ケアシステムの構築ということで、認定、介護認定がなくても地域において住民、いろんな主体が、住民とかNPOとかいろんなところが協力をし合って、判定が

要支援一、二とかそういうのでなくても一応地域で利用できるようになっておりますので、そういう体制を構築するということを今やっております。

あとは、重りをつけた筋肉体操をですね、元氣アップ体操ということなんですけれども、よろうて元氣アップ体操ということで、湊泊地区、今もう十一月から実施しております。それから、一月から中野地域もそれを実施していくということで、そういう体操とかも含めまして、元氣な高齢者を増やしていくことに努めていきたいと思っております。

○七番（小倉伸一君） そういう元氣老人対策も含めてですね、取り組んでいくということですから、そのように努力していただきたいと思っております。

あと一つはですね、広域の議会でもちょっと質疑をさせていただきましたけども、介護認定を受けてる方々がやはり我が市のほうでも、これも一般質問になったらいけないんですが、改善の方向というんですか、それをやっぱり的確に掌握することによって、やはりそれが結果として元氣老人の取り組みにもなりますし、介護保険料の抑制にもなっていくということもあるんで、今、改善率について、市としてどのように把握をしているのかなということをお伺いしたいと思っております。

○健康保険課長（戸川信正君） 改善率の把握はしていませんけれども、今説明しましたよろうて元氣アップ体操におきましては、

運動を始める前に一応いろんな体力測定をします。握力検査であるとか、五メートル歩行といひまして、五メートルを何秒で歩くかということをしまして、それが毎週三カ月間実施をします。それでその後でどう変わったかということを実施をしていく計画にしておりますので、その元氣アツプ体操が一サイクル、三カ月過ぎた後にはですね、どういう効果が得られたのかというのが出るようにいたしておりますので、そこはまた、その報告をいたしたいと思っております。

〔六番 瀬下満義君〕

○六番（瀬下満義君） 所管ですが、あえてお尋ねいたします。

一億円ほど介護の給付費が増えておりますが、その要因、人数が増えたのか、あるいは程度が重くなつたのか。

あともう一つは、待機者が百三十四人ですか、この内訳というか、お尋ねしたいんですけど。要するに、重複しているの言っているのか、一人の方が幾つかの施設に申し込んだ、申し込むこともあると思うんですけども、それ全部重複したものをそのまま言っているのか、実数を言っているのか、そこを二点お願いいたします。

○健康保険課長（戸川信正君） 要因といたしましては、一つは施設が増えた部分もあります。施設、これが十四人分でしたかね、施設が増えれば必ず給付費が伸びるということで、あとは重症化もあります。特に今回の主な増額はですね、施設が増えたことによることとでございます。

待機人数の内訳につきましては、後で資料を配付したいと思ひますけれども、それぞれ種類がありますので、これは後で資料を配付したいと思っております。

○六番（瀬下満義君） 私が聞いたのは、百三十四人という、この待機者の数字がよく出てきますが、重複しているのか、していないのかという話です。一人の方が幾つかの施設に、三施設に申し込んでいるといへば、それは三人分として計上されているのか、どうかということ言っているわけです。実数を言っているのかどうかということ言っているわけです。

○議長（永田 章君） 瀬下議員、そこはまた所管委員会ですから、委員会のほうで議論してもらえませんか、質疑してもらえませんか。委員会のほうで。

○六番（瀬下満義君） いや、市民の方もそこは知りたいんじゃないかなと思うんですけども。

○議長（永田 章君） それはもう十分。

○六番（瀬下満義君） 重要な実数だと思ふわけです。待機者が何人おられるかというのは、ところがその重複してない実数を言うんですけれど。担当課が言っているのは、多分申し込んだ数、各施設に申し込んだ数を足しただけじゃないかと、だから重複しているのがかなり入って、実数は、多分百名を下回っているんじゃないかと私は思ふんですが、いかがでしょうか。

○議長（永田 章君） ちょっとしばらく、瀬下議員のマイクが入

っておりませんから、ちよつとしばらく。

○健康保険課長（戸川信正君） 重複はしてないと思うんですけども、名簿をですね、施設ごとの名簿をもらっているわけじゃありませんので、これにつきましては、委員会でもまた報告をさせていただきたいと思えます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、産業厚生委員会に付託いたします。間もなく正午となりますが、このまま議案審議を続行いたします。

△議案第九七号 平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険

特別会計補正予算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、議案第九七号、平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 戸川信正君」

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。

本案は、平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ三百八十三万九千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ二億一千六百八十二万四千円とするものであります。補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

六ページをお開きください。

二款、一項、一目後期高齢者医療広域連合納付金、十九節負担金補助及び交付金三百三十一万七千円の減額は、本賦課に伴う保険料負担金の補正でございます。

次に、歳入について御説明いたします。五ページをお開きください。

一款、一項後期高齢者保険料三百八十五万円の減額は本賦課に伴う保険料の補正でございます。

五款諸収入、一項延滞金加算金及び過料、一目延滞金九千円の追加は、既に収納額が予算額を超えており、今後も収納額の増が見込まれるため、補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第九八号 平成二十七年西之表市水道事業会計補正予

算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、議案第九八号、平成二

十七年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔水道課長 福山隆一君〕

○水道課長（福山隆一君） 御説明をいたします。

本案は、平成二十七年西之表市水道事業会計補正予算（第三号）であります。一ページ予算書条文をお開きください。

第二条につきましては、収益的支出の補正であります。支出の事業費を一千五十八万三千円増額して、三億九千二百九十二万四千円に改めるものであります。内容につきましては五ページをお願いいたします。

収益的支出の執行計画書でございます。支出の一款事業費、二項営業外費用一千五十八万三千円の増額は、武部、深川両地区の簡易水道統合事業に係る工事について、本年度中の完了を予定をいたしておりましたが、認可までに時間がかかり、繰り越し事業となる可能性が高くなりましたため、消費税額を再度計算する必要があるため、再計算をした結果、計上をしておりますところであります。

引き続き、予算書条文をお開きください。第三条につきましては資本的支出の補正であります。資本的収入を八百五十万円増額して四億六千六百四十九万四千円に改め、資本的支出を七百四十万円増額して六億五千五百五十万円に改め、括弧書き後段につきまして、不足する額一億八千五百六十円については、過年度分損益勘定留保資

金一億五千七百四十二万八千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額二千七百五十七万八千円で補充するものとするものであるものとあります。

二ページの第四条企業債の変更は、資本的支出となる武部、深川両簡易水道の整備に係る事業費の増嵩に対応するための限度額の増額であります。内容につきましては六ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の執行計画書でございます。支出の一款資本的支出、一項建設改良費、一目建設改良費の補正額七百四十万円は、武部と深川地区について、事業費が増嵩する可能性が大きく、事業費の軽減を図るため、新しい水源として井戸水が使用できないか検討をするため、配水池の予定地域周辺の掘削を行う水源探査業務に係る委託料三百四十万円、あわせて武部、深川両簡易水道統合整備事業の実施設計業務にかかる委託料四百万円を追加計上した額の合計額となります。

上段収入の一款資本的収入、一項企業債、一目企業債の補正額八百五十万円につきましては、武部、深川両簡易水道の整備にかかる事業費の増嵩による財源として増額をいたすものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、産業厚生委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす二日は午前十時から本会議を開きます。
日程は、市政に対する一般質問です。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午後零時五分散会

本会議第二号（十二月二日）

本会議第二号（十二月二日）（水）

◎出席議員（十六名）

一番 木原幸四君
 二番 鮫島市憲君
 三番 濱上幸十君
 四番 小倉初男君
 五番 下川和博君
 六番 瀬下満義君
 七番 小倉伸一君
 八番 田添辰郎君
 九番 中原勇君
 一〇番 川村孝則君
 一一番 榎元一巳君
 一二番 長野広美さん
 一三番 橋口美幸さん
 一四番 渡辺道大君
 一五番 丸田健次君
 一六番 永田章君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	長野力君
副市長	坂元茂昭君
教育長	立石望君
会計管理者兼 会計課長	日高研一君
総務課長兼 選管書記長	中野哲男君
行政経営課長	大瀬浩一郎君
市民生活課長	楫田竜一郎君
財産監理課長	前田秀夫君
地域支援課長	神村弘二君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	戸川信正君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	美園博行君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	福山隆一君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務局長	鎌田員訓君
監査事務局長	阿世知美代子さん
教委総務課長兼	中村章二君
学校給食センター所長	
学校教育課長	谷口幸一郎君
社会教育課長	松下成悟君
局長	岸本光君
次長	濱尾実君
書記	中島恵さん
書記	川畑公和君

平成二十七年十二月二日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。
本日の日程は、配付いたしております議事日程第二号のとおりであります。

議事日程（第二号）

日程第一 一般質問

九番 中原 勇 議員

六番 瀬下 満義 議員

一五番 丸田 健次 議員

七番 小倉 伸一 議員

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願いを申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

〔九番 中原 勇君登壇〕

○九番（中原 勇君） おはようございます。

公務員の政治的中立性について質問をします。

地方公務員法においては、第三十六条において職員の政治的行為に一定の制限を課しておりますが、これは公務員の政治的中立性を確保することを目的としているものです。憲法においては、第十五条第二項において、全て公務員は全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではないと定めており、地方公務員法においても、第三十条職務の根本基準において、全て職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たつては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと定めております。

公務員の政治的中立性が要請されるのは、一つには、公務員が一党一派のための政治活動を行うことが全体の奉仕者としての性格に背くからであり、もう一つは、公務員が一党一派のための政治活動を行うことによつて、政治的変革の際に身分が左右され、行政の安定性を損ねるおそれからであるとされております。

私は以前の一般質問において、行政経営課が馬毛島問題対策協議会の求めに応じてFCLP馬毛島移設反対の署名活動に積極的に関与した行為は、政治的中立性の観点から、地方公務員法第三十六条に違反しているとしてきたところであります。

ところで、行政経営課においては、反対署名活動の関与は現在も

継続しているのかどうかについて伺います。

以下の質問は質問者席から行います。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） お答えをいたします。

現在は、署名活動に関しての関与は行っておりません。

以上です。

○九番（中原 勇君） それでは、いつの時点まで行っていたのか、これについて回答をお願いします。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） お答えをいたします。

馬毛島問題につきまして、いろいろその大きな課題になりましたのが平成二十三年度でございますけれども、平成二十三年度当初の各校区を回りまして、そういった活動を行いました当初、平成二十三年度、二十四年度ころまでは、署名活動に関しての関与は行っておりませんでしたけれども、地方公務員法の三十六条の政治的行為に反しますような署名活動への関与等はいたしておりません。

以上です。

○九番（中原 勇君） 地方公務員法第三十六条は、職員の政治的行為の制限について規定をしておりますが、その原点である公務員の政治的中立性の観点から、野田顧問弁護士が行政経営課の行っている反対署名活動への積極的な関与について問題なしとしていることに関して、私はそうではないのではないかという疑問を持っておりました。この疑問を解決するため、九月の末に、野田顧問弁護士

にこの件について法律相談に伺いました。

野田弁護士の説明によりますと、平成二十三年の六月ごろの状況としては、熊毛地区の一市三町の市長、町長は全員馬毛島問題に絶対反対であり、かつ市議会、町議会においても、全ての市、町が全会一致で馬毛島問題に反対決議をしております。このような状況から、署名活動はFCLPの馬毛島への設置に反対する意思を表明することを目的とするものであるというふうに加え、問題はないと回答したとありました。

なお、この回答文書の最後のところに、ただ一方で、FCLP設置賛成の意見も多くなり、市政上の争点になってくると、FCLPに反対する執行機関を支持する目的の署名活動と見られる余地が生じるので、注意が必要であるという注意喚起がなされております。

現在の熊毛地区の市長、町長及び市議会、町議会の状況を見ますと、西之表市議会においては、平成二十三年六月には全会一致で馬毛島問題反対の決議をしておりますが、平成二十五年三月時点においては、賛成多数での馬毛島問題反対の決議に変わりました。中種子町議会は、平成二十五年十二月に対策協議会からの離脱を決議し、今年の七月には南種子町議会が対策協議会から離脱をしております。

なお、平成二十五年二月の市長選においては、馬毛島問題が争点となり、馬毛島問題賛成の候補者が約三千八百票を獲得し、多数の市民が馬毛島問題に賛成していることが明らかになりました。

さらには、中種子町の田淵川新町長は、対策協議会からの離脱を検討する旨の発言をしておりますし、南種子町の名越新町長についても、中立・公平な立場から独自に情報を収集する旨を表明しております。

このような状況を野田顧問弁護士に説明したところ、野田顧問弁護士から、現在のような状況においては、職員は政治的に中立でなくてはならないので、問題が生じることになるのではないかとの回答がありました。

野田顧問弁護士が言われるように、公務員には政治的中立性が要請されるわけですが、現在のような状況においては、反対署名活動への積極的な関与は地方公務員法三十六条に違反すると思えますけれども、このことについて行政経営課長の見解をお伺いします。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） お答えをいたします。

地方公務員法の法律の読み方、政治的な目的を持って政治的な行為をすることが禁止されているというのは、そのとおりでございます。議員おっしゃいますように、目的に関しまして、特定の政治的団体又は特定の内閣、もしくは地方公共団体の執行機関の支持又は反対というのが目的要件になってございます。

この件に関しまして、るる活動の最中もずっとその検討は行ってまいりました。今の市長の選挙がありましたけれども、あと市議会選挙も一緒にございましたけれども、その期日のときにですね、実は、執行機関の支持又は不支持が争点になるような状況が想定されるよ

うであれば、法律違反の懸念があるというのは私どもも思っておりますので、それを見まして、ずっと状況を見ておりました。

今思い出しますけれども、当時の市長選挙、市議会議員選挙のときは、実際上は、賛成、反対というのが明確な市長が両者からは出ておりませんでした。ただし、我々がこれは状況的にはそういうふうな危惧が出るおそれがあると判断しましたのは、市長選の告示の前、今でも覚えておりますけれども、日本経済新聞の記事の中で「争点へ」という記事が出ましたので、あ、この記事が出たら、もうその争点への危惧が発生するなと思いましたので、その翌日をもちまして庁舎の看板を外しました。そういう意味で、今の状況の中でも地方公務員法の違反はないと思っております。

以上です。

○九番（中原 勇君） 私は、平成二十五年二月の市長選で馬毛島問題が争点となり、また、市議選後の馬毛島対策特別委員会においては、馬毛島問題反対決議が以前の全会一致による採択とならなかった時点において、野田弁護士が反対署名活動に積極的に関与しても問題なしとした前提条件に合致しなくなったわけでありますので、平成二十五年三月の時点において、行政経営課は、政治的中立性の観点から、反対署名活動への関与と馬毛島問題対策協議会とのかわりを終了すべきであったと思料するところであります。

先ほども質問しましたけれども、行政経営課は平成二十五年の三月以降も署名活動に関与していたのかどうかを再確認させていただき

ます。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） お答えをいたします。

平成二十五年の三月以降ということでございますけれども、記憶を手繰りますと、積極的に外に出まして集めるというふうな行為は、もともとはしておりませんでしたので、そういった関与の仕方もしておりませんし、そのこちらのほうで文書を作成しまして配布するというふうな関与の仕方はしていませんと思えます。

ただしその、民間の団体の皆さんですか、そういった皆さんが集めました署名は、活動をしたときにお届けしたことがありますので、ちよつと手元にしっかりした記憶はないんですけども、後半の要請活動の中では、そういうことはしたかと思えます。

ただしですね、その署名活動との関係は、政治的行為であることはあるんですけども、その目的のところ、その執行機関を支持し、また支持しないようにというところの目的と反しますので、その観点におきましても、地方公務員法の三十六条違反の状況にはなかったと私は考えております。

以上です。

○九番（中原 勇君） 次に、この問題についてはですね、野田弁護士にぜひ法律相談をして、平成二十五年の三月以降、もし関与していたのであれば、私は三十六条の規定に違反をするというふうに思っておりますので、これについては、ぜひ法律相談をしていただきたいと思います。

次に、平成二十三年の六月ごろから年末にかけて発刊した対策協議会便りの原稿については、行政経営課で作成したものなのかどうかを伺います。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） はい、お答えをいたします。

当時、馬毛島問題の事務局が行政経営課にありましたので、平成二十三年当時、行政経営課で作成してございます。

○九番（中原 勇君） 西之表市職員の懲戒処分等に係る基準の別表第一、職員の懲戒処分の基準において、処分の事由の一つに、政治的目的を有する文書の配布という処分事由があります。私は、馬毛島移設問題対策協議会便りは、この政治的目的を有する文書に該当すると考えております。

特に平成二十三年六月ごろから年末にかけて発刊された対策協議会便りは、FCLPの馬毛島移設反対の理由をメインに編集・作成されており、対策協議会の設置目的であるFCLPの馬毛島への移設反対を求める運動を推進するための文書となっております。

この対策協議会便りは、馬毛島においてFCLPを恒久的に行いたいという国、防衛省の政策に反対するという政治的な目的を達成するために反対理由をメインに編集・作成した文書であり、明らかに政治的目的を有する文書と言えます。

したがって、平成二十三年六月ごろから年末にかけて作成・配布した対策協議会便りは、懲戒処分の事由の一つである政治的目的を有する文書の配布に該当すると考えられます。このことについて総

務課長の見解を伺います。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

今の懲戒処分につきまして、詳細協議等もしておりませんが、ここで発言することは差し控えたいと思います。

以上でございます。

○九番（中原 勇君） いずれにしましても、本件についても、先ほどの件と同様、早急に野田顧問弁護士に法律相談をして、懲戒処分の事由に該当するかどうか、これを検討していただきたいと思えます。

次に、コミュニティバスの運行について質問をいたします。

現在建設中の新種子島産婦人科医院の完成が間近になってまいりました。新種子島産婦人科医院までコミュニティバスの運行経路を延長することについての検討状況を伺います。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） お答えをいたします。

コミュニティバスにつきましてはの質問でございますけれども、先ほどの質問での補足をちよつとさせていただきますとですね、実は、政治的中立性につきましての協議会にしまして、野田弁護士のほうにも政治的団体の概念につきましての調査といえますか、質問をしております、その段階で、政治的団体にも該当しませんし、先ほど議員のほうから御発言がありました政策的なものに反対する目的を持ってというこの言葉自体が、そもそも地方公務員法三十六

条の違反しないという根拠になってございますので、そういったことで御理解いただきたいと思えます。

また、せっかく御指摘いただきましたので、弁護士のほうには再度確認をしたいと思えます。

では、すいません、それでは、コミュニティバスにつきましてはの質問でございますけれども、全体の見直しを図るべく、現在検討中でございます。

要望が多くございますのが、南のほうですね、プールから先のほうにバス停がありませんけれども、レクストン、国の合同庁舎、今度新しい産婦人科医院ができますけれども、そういったところを含めまして検討しようと思っております。

ただ、今国の法律が変わりまして、連携計画というのから交通網計画というのの策定に入りまして、まちづくりを主眼にやってくたさいというのが入ってるもんですから、ちよつと時間がかかっておりますけれども、鋭意検討をさせていただきます。

○九番（中原 勇君） 産婦人科医院を利用する御婦人方にとつては、自家用車を自分で運転して医院へ行くよりも、コミュニティバスを利用して行ったほうが安心・安全な出産につながるものと考えております。また、市民の皆様から、合同庁舎やサムズまで運行してもらいたいという要望も数多く聞いております。

このような要望に応えるものとして、コミュニティバスの運行要領について一案を提示させていただきましますので、前向きに検討して

いただけると幸いです。

以前の一般質問でも一案を呈しましたが、修正案を作成しましたので、細部を説明します。

お手元に、平成二十七年十二月議会、中原議員一般質問関連資料を配付しておりますので、ごらんください。

現行のコミュニティバスの運行要領で、産婦人科医院、あるいはサムズまで運航路線を延長した場合、周回時間は、現在の三十三分から、産婦人科医院まで延ばした場合は三十七分に、さらにサムズまで延ばした場合は四十二分ほどになります。利用者にとっては時間が長過ぎて疲れてしまうということになると思います。

そこで、天神橋より北側地区を運行する北地区回りと、天神橋より南側を運行する南地区回りに分けて運行する八の字型の運行案を提案をいたします。

現在の停留所の場所及び運行経路の変更はほとんどありません。

なお、凡例に書いておりますが、時刻表で九〇〇というのは、九時〇〇分のことをあらわしております。

まず、北地区回りを説明します。

西之表港を九時に出発するのが外回り便、すなわち時計回りの便で、現在の北回りの運行経路を市立図書館下まで運行し、その後は中原タイヤのところの信号を左折して、天神橋、逆瀬川書店前、鹿児島銀行前、相互信用金庫前、終点西之表港というコースになります。周回時間は二十五分。四分後に内回り便が出発をいたします。

次に、南地区回りを説明します。

この南地区回りには、産婦人科医院前、警察署前、サムズ入り口、下西小学校前の四カ所を追加しております。西之表港を九時十五分に出発するのが内回り、反時計回りの便で、時刻表の下のほうからの運行になります。

西之表港、天神橋、鴨女町、産婦人科医院前、警察署前、サムズ入り口、ここで折り返して、警察署東側の信号の約百メートル先を右折をして、下西小学校前、国道に出ないで裏道を通り、市営プール前、わかさ公園前、プラッセだいわ入り口、天神橋、井元医院前、支庁下、終点西之表港という経路になります。周回時間は二十五分。五分後に外回り便が出発をします。

この八の字型運行案のメリットは、周回時間が北地区回り二十五分、南地区回り二十五分となり、現在の三十三分の周回時間から八分短縮をされます。

次に、北地区回りの利用者にとりましては、北地区のみで病院、銀行、市役所、サンシードなどが利用でき、北地区のみで大半の用事を済ませることが可能になります。

また、運行便数は、現在の北回り六便、南回り六便、合計十二便から、北地区回りが外回り六便、内回り六便、南地区回りも同様に内回り六便、外回り六便、合計二十四便の運行が可能となり、利便性は格段によくなるものと考えております。

本案のデメリットは、別の地区に行きたい場合に乗りかえが必要

になることですが、その対策として、乗りかえのための待ち時間がゼロになるようにして、乗りかえが簡単にできるようにしております。

例えば、北地区から南地区に行きたいときは、北地区回りの西之表港九時発のバスを利用した場合には、九時十八分に天神橋で下車し、同じ停留所に同じ時刻に到着する南地区回り便に乗りかえることとなります。乗りかえ後、産婦人科医院まで五分、サムズまで八分となります。

南地区から北地区に行きたいときは、南地区回りの西之表港九時十五分発のバスを利用した場合、九時三十六分に天神橋で下車し、同じ停留所に同じ時刻に到着する北地区の内回り便に乗りかえます。乗りかえ後、市役所まで四分、田上病院まで六分となります。

バスの運転手の休憩については、一時間の運行後、十五分の休憩を午前中二回、午後二回確保し、昼食時間を一時間確保しております。

そのほかに、コミュニティバスの一日乗車券を二百円とし、どんがタクシー利用者については、コミュニティバスを無料でできるようにして、コミュニティバスの利便性を高めるとともに、町なかのにぎわいに貢献できるよう便宜を図ることを提案しております。

以上でコミュニティバスの八の字型運行要領の提案説明を終わりますが、ぜひとも前向きに検討してもらいたいと思います。担当課長の所見をお伺いします。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） お答えをいたします。

八の字運行につきましては、事務局のほうでも検討してございまして、大変いいアイデアだと思います。確かに乗りかえのときにスムーズにいきましたら、いい運行形態できると思います。

あと、休憩まで入れました非常にいい綿密な案をつくってください。本当にありがとうございます。

實際上、今二十二個バス停がございますけども、北のほうが、これで行きますと十八は北に行きまして、南のほうが四になります。プラッセだいわと市営グラウンドのところと市営プール、それと鴨女町が南に入りますけども。

議員の案では、下西小学校の前、サムズ、警察署、産婦人科医院前ということで、エリアが拡大することになります。実際上は、その中のバックデータとしてですね、詳細の検討はしないといけないと思いますけども、非常にいいアイデアだと思います。

ただ、北のほうの交通の路線につきまして、結構混み合いますので、その運行の順番について工夫が必要になってくるのかなというのが感想一つと、それと、今の天神橋っていうのは、実質的なサンシードです。サンシード前になりますけども、それをやりましたときに、そのバスのターミナル、バスターミナル、ターミナル的な機能が多分必要になってきますので、その地形的な問題とかですね、面積的な問題とか、そういったものが発生するんだろうなというのは思います。

先ほど連携計画と、あるいは交通網計画でもお話ししましたけども、ちよつと悩ましいのはですね、鹿児島運輸支局からも言われているのが、まちづくりと関連させてやってくれてという話をされてきて、なおかつ、できれば種子島で考えてくれないかという案もいただいでございまして、中種子町・南種子町さんですね、話す機会もつくってはみようと思ってるんですけども、そういうものも含めまして、いただいた意見を加味しまして、いいバス計画をつくりたいと考えております。

ちよつと時間がかかっておりまして大変恐縮なんですけども、今しばらくお待ちをいただければと思います。

以上です。

○九番（中原 勇君） ぜひ前向きに検討していただいて、早い時期にこの案が具体化されることを希望いたします、私の一般質問をこれで終わります。

○議長（永田 章君） 以上で中原勇君の質問は終了いたしました。ここでしばらく休憩いたします。おおむね十時三十五分ごろより再開いたします。

午前十時二十五分休憩

午前十時三十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続行いたします。

次は、瀬下満義君の発言を許可いたします。

〔六番 瀬下満義君登壇〕

○六番（瀬下満義君） 一般質問をいたします。通告書に従って、順次してまいります。

まずは、西之表市の人口問題について議論したいと思えます。

人口問題といえますと、少子高齢化、人口減少、これが大きな問題になっております。私としては、この人口減少も悪い面ばかりではないと。地球全体のことを考えたときに、世界的に見れば、人口は大変増えてると。果たしてこの地球がこれだけ多くの人口を養えるのかと。エネルギー問題、資源問題、環境問題、さまざまな問題が出てきておりますので。人口減少自体は、それほど悪くはない面もあると。これを逆手にとつて地域づくりをしていけばどうかと。そう思っているところです。

そこで、まずその、これからのその今後の人口の予測ですが、前回尋ねたときに、厚生労働省の人口問題、何ですかね、人口問題研究所ですか、というところがあつて、そこが推計を出しておりますが、本市も独自に出しております。これがかなり違います。

例えば、今から十年後、平成三十七年度におきまして、厚生労働省の推計だと、本市人口は一万三千五百五十九人、約一万三千五百人。本市の推計だと一万五千五百人。二千人も違います。かなりの違いと。行政上も、これは非常に無視できない大きな違いかと思うんですが、その、このその、どちらがより正しいのかと。これまで

もこの違いはあったかと思うんですが、その、この、その精度、正しさのその検証はされてるのかどうか。その両者の違いについて、その精度と正確さのことについてもお尋ねいたします。

以下は質問者席からいたします。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

人口ビジョンの人口推計の話ですけれども、議員がおっしゃいました数値のところの差のところですけども、西之表市の推計のほうはですね、コーホートの変化法というのを使っております。例えば、五歳階級の人の固まりがあれば、五年後にどのくらい変化するかという変化率を出しまして、それに基づいて推計します。あと、女の人們たちが何人ぐらいの子どもを産むかという出生の比率を出しまして、それによってこう変化を出していきます。

国のほうはコーホートの要因法というのを使っております、詳細なところはなかなかわかりにくいところがあるんですけども、純移動率とか合計特殊出生率とかですね、そういった数字を使いまし推計をされてるようであります。

で、一般的に人口推計を行います場合に、もともと厚生労働省の人口問題研究所は、市町村の人口推計を出していませんでした。というのが、やっぱりパイが小さくなると、人口推計っていうのはやっぱり無理があるっていうのがあります、なかなか出しておりませんでした。

西之表市では、第四次長期振興計画ぐらい、今から十年前、十五年ぐらい前から人口推計しておりますけれども、自分たちで計算できる計算方法のほうで後で議論できますので、それで計算式を出すというやり方でやっております。

で、今回は国のほうで試算が出ましたので、その国のほうの数値も参考にさせていきながら、推計をしたところです。精密さということていきますと、やっぱり国は厚生労働省のしっかりした機関ですので、毎年検証作業をやっておりますので、正確さはしっかりあるんだろうと思います。私どものほうの推計のほうは、やっぱり市町村単位でももとの母数が小さいというので無理があるのと、やっぱり詳細のところは難しゅうございますので、国の推計よりは、やはり少し精度が落ちるかもしれません。そういった状況です。

○六番（瀬下満義君） だとしますと、私どもとしては、その厚生労働省のほうを信頼したほうがいいということでしょうか。

例えば、さっき言いましたように、何ですか、これから十年後、平成三十七年度になりますと、二千人違うわけです。もう二千人も違えば、それは大変な違いだと私は思いますが、十年後で二千人っていうのは、厚生労働省のほうで二千人少ないわけ。どちらをじゃあ信用したらいいのかわからない話ですが、精度はどちらが高いんですか。やっぱり厚生労働省のこの二千人少ない一万三千四百五十九人、こちらのほうをどちらかという信頼したほうがいいということでしょうか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） お答えをいたします。

両方とも仮定をもとにした推計ですので、推計値によりますとそうなるでしょうという話なんですけども、やはり国のほうが莫大なお金と人員をかけてやはり推計はいたしますので、計算式上では、自分たちでやった分についても、こういうふうにやりますとこういう推計になりますという話なんですけども、どちらかという話で比べられますと、やはりそこはお金と人員をかけたところということになるのかもしれませんが。

○六番（瀬下満義君） 私は、自治体でやったから地元のこともよくわかってるし、市のほうが正確なのかなと、自信を持ってされたのかなと思ってたんですが、ああそうですか。要するに、厚生労働省のほうが、どちらかといえば当てにできると。本市の場合は一か八かで、ひよっとしたら当たるかもしれないという程度ということに理解すればどげんでしょうか。

○議長（永田 章君） 瀬下議員、今の一か八かというちよつと表現は。

○六番（瀬下満義君） わかりました。私としては国のほうも当たるとも限りません。

ただ、この人口の予測については、非常に当たると聞いてます。かなり当たると。だから、厚生労働省のほうが一応正確だということにしておきたいとは思いますが。

次にこの、その人口が減少していくわけです。そこで、特にその

中で、担い手がどんどん減っていくとあります。ここが非常に問題で、人口のバランスが崩れてしまうと。これこそが一番の問題かと思うんですが、とにかく市役所としても、とにかく人を増やしたい。商店街の方も、できるだけ人を増やしてほしいと、そう言ってます。やはり市場がどんどん小さくなっていきますので。

気持ちはわかるんですが、私は、私はといっても、現にこれはもうなかなかとめられないだろうと思います。必然的な大きな歴史の、歴史というか、その社会のうねりがあるって、これはもう我々はちよつととめるのは非常に難しい。そういうことで、もうこれ受け入れましよう。こういう考え方に立ったほうがいいのではないかと私は思うのですが。

そこで、この役所としては、その人口を直接増やすと。どちらかと、そっこのほうにこう前のめりになっているような気がするんですが、そうではなくて、それはもう成り行きに任せましよう。ちよつともう、ちよつと諦めましよう。わかりやすく言えば、そういうことです。

そうやって、じゃ、何をどうするのかといえ、我々が住んでいる西之表市を住みよい、誰にとっても暮らしやすい、住みよい社会にしよう。そこにもう目を向けていこう。そのほうが、それでいいのではないかと私は思うんですが。

そして、人口のほうは、住みやすければ、魅力が高まれば、人も増えるだろう。住む人も自然に増えていくだろう。結果として、

人口というのは減ったり増えたりしていくんだと。政策がまずくて、あるいは我々の生活の仕方が、地域社会のつくり方がまずければ、当然まずまず人は減っていく傾向になっていくわけ。当たり前のお話です。

ですから、直接人口に目を向けるのではなくて、ちょっと視点を變えて、魅力ある住みやすい地域社会づくりと。ここにもう焦点を当てた政策に転換したほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

〔市長 長野 力君〕

○市長（長野 力君） 人口を増やすという努力しないで、魅力あるその暮らしやすい町にしたら、そのほうがいいんじゃないかという、簡単に言うと、そういうことだと思えますけれども、おっしゃるとおりですね、私どもは常に、人口を増やす、増やさんは別にいたしましても、やはりこの町が住みよい町、やっぱりみんなが住んでよかったという町に向かってやる。これが基本的には、これが終局の目的だと思います。

ですから、現在、今の社会情勢からいいますと、ここで急に人口増加をですね、増やすということは大変厳しい、日本全国ですけれども、厳しい状況にあります。

ただ、やはり住みやすいまちづくりをすることは、もちろんそこは第一にしますけども、結果として、そこに人口増えていただく。また、人口を増やすことによってそういう町ができる。そういうこ

とも含めてですね、やっぱり考えを持っていく必要があるかと思えます。

ある程度人口というのは、社会生活の中、経済性のある程度の固まりというか、それはどのくらいかというのは言えませんけど、ある程度の固まりは必要かと思いますが、議員のおっしゃるとおり、基本的には、住みよい町、住民が幸せに暮らせる町、そこにですね、大きく物事を持つていくと、結果的に増えていくということに努力をするということは、それは大変必要かと思つてます。

○六番（瀬下満義君） なかなかそのどっちをとるかということになつてくるかと思うんですが、直接人口を増やす政策もしないと、例えば、出産祝い金のようなのを一子目から、一子目、例えば五十万円、二子目は百万円、三子目、百五十万円とか、何か思い切つたその特別な祝い金を支給すると。

そういったやり方もあるわけですが、それよりも、むしろ全体の福祉政策とか、あとは町のありよう。私は、そこにはいつも言ってるんですけど、やっぱり役所そのものの改革が必要かなとは思つてはいます。そういったことを通じて、住みよい、暮らしやすいまちづくりというところに焦点を当てた政策のほうが、この人口問題にも有効ではないかと考えるところです。

そこで、また繰り返しにはなりますが、その、したがって、その人口を直接増やすことより、その人口減少、少子高齢化社会、これはもう受け入れると。我々はそういう社会なんだと。これからだん

だん人口が減っていく社会、それを当然のこととして受け入れましよう。そういうふうにしたほうが、そして、それに適応した、かつてのような社会ではなくて、今のようなの非常に人口の少ない、担い手の少ない社会に適応したその政策、地域社会のありようを考えたほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○市長（長野 力君） 先ほど申しましたように、人口を増やすこととはですね、正直言います、現時点では大変厳しい状況だと思えます。どういう条件を取り出してみてもですね、厳しい状況だと思えます。ここまで来た少子化・高齢化が進行しておりますし、人口を増やすというのは、今から出生率が急激に上がってといいますが、相当時間がかかるということでございます。

じゃあ、その間に何をするかといいますと、おっしゃるとおりですね、やはりそういうことは今現在少なくなつたと、なつてきてるということだけは、ある意味じゃ素直に受けとめながら、また、高齢化社会に、超高齢化社会に入っております。これからも入つてくると思いますが、そういうことも素直に受けとめ、現実をしっかりと受けとめながら、このまちづくりとかですね、いうことに、やはり焦点を当てていくと。そういう条件に適応したような社会づくりをするということは、当然のことかと思っております。

ただ、我々は、今日まで来たこの社会構造、社会状態、経済状態の中においてですね、やっぱある程度は人口を可能な限り増やしなから、現在の社会を維持できるようなことですね、一方では考え

ていく必要もあります。そういう意味では、今後、増やさなくていいちゆうことじゃないんですが、減少を食い止めながら、可能な限り先へ向かった、増加に何がどうつながるかということは考えていき、そしてまた、先ほど申しましたように、今いる人がやっぱ暮らしてよかつたというふうなことも含めながら、政策を進めていくことが大事かと思つてます。

○六番（瀬下満義君） 私のその考え方によれば、今にぎわいづくりの話もあります。中心拠点施設。ですけど、そのにぎわいが必要はないのだと。こういう考え方なんです。要するに、人は少なくなつていくんですから。特にその活発な若者が少なくなりますので、にぎわいが必要はないと。ないというところとちよつと語弊は多少あるかもしれませんが、イメージはそういうことです。

静かな、穏やかな、ちよつとまあ一見活気はない、こういう社会でいいんじゃないのかと。その社会もあるんじゃないのかと。受け入れましよう、それを。それを前提とした地域社会づくりをしていったほうが私はいいとは思いますが、よりこう、何といいますか、成熟した、落ち着いた、潤いのある、何か和やかというより癒やしますか、癒やされるような、そういったイメージになるわけです。それでいいんじゃないのかと思うんですが、どうですか。そのにぎわわなくてもいいのだという話。

長野市長はにぎわいが多分好きだと思つてすけども、要するに、反対のことを言つてるわけです、私は。にぎわわなくてもいいんじ

やないでしょうか。そういう社会をこれから目指したらどうかと提案するんですけど、いかがですか。

○市長（長野 力君） にぎわいという言葉の捉え方によるんじゃないけど、ただわあわあ言うのがにぎわいという捉え方なのか、にぎわいという中に、経済的な側面も入れたにぎわいという考えを持つてるか、幅広く捉えるか、本当ににぎわい、きゃっきや言うてるのがにぎわいと捉えるかという、まあ、だと思っています。

また、これはですね、これをどうするかというのは、個人差がやっぱりあると思うんですよ。議員はいつも静かで、いろんなことは開発しないで、そして隠遁生活じゃないんですけども、そういう社会がいいじゃないかということをよく聞きますけれども、それはそれで一つの生き方の考え方だと思いますし、また、これからの若い人たちは、やっぱりにぎやかな、そして先に向かって何かこう明るい展望があるような、そういうのを望んでることもあると思います。

ですから、これは、にぎわいという言葉はですね、私は、やっぱり表面的なにぎわいという言葉も含めまして、それはそれで皆さんが楽しい、音楽を、歌を聞いて楽しい、そういうことも含め、またスポーツをしても楽しいにぎわい、これはやっぱり人間が持っている本性だと思います。それはそれで満足させることは必要だと思いますし、また、このにぎわいというのは、その裏に隠れているのは、やはり経済的な発展、経済というのですね、底おこしによって我々の社会を支えていく、経済面で支えていくということの一面の

もののベースとして、それをやったらどうかということもあるわけでありまして、二つあると思います。

単なる志向的なもの、趣味的な、志向的なにぎわいという捉え方、また、これをもつて、より社会の増進、経済の浮揚、それも考えて、大きくなればそういう話になるかと思えますんで、しかし、やはり元に帰りますが、暮らしよい、楽しい、そういう町になることが最終的な目的だと思ってます。

○六番（瀬下満義君） 先ほどの人口問題の人口の推計の話もしましたけど、厚生労働省のほうがより正しいというのであれば、十年後には二千人減るわけです。二千人も減るんです。大変な減り方だと私は思うんですが。それで経済は発展しないと私は思いますけど。しかも若い人が減るわけですから。どんどん出ていきますので。出ていくし、もともと少ないわけですけど、少ない人がどんどん出ていきますので、それをとめるのは現実には難しい。

それを受け入れたとすると、これから私たちは、しかも財政も非常に厳しいわけです。金もないわけですから。たそがれの社会を歩いていくと。当然じゃないかと思うわけです。だから、それを受け入れて、そこでどうしていくかということです。どんな住みやすい、魅力ある、誇りにできるたそがれどきの社会。そして、それも長く続くわけです、これからも。それ出ますので、きちんと。

何かそういう発想を転換していけばどうか。そこで新たな社会があるんじゃないかと。私は、なかなかこれいい社会ができるん

じゃないかと思っただけです。ただ、それに逆らって、にぎわいづくりだ何だと役所が金出し、税金投じて、ますます将来の子どもたちに、少なくなる、負担になるわけですから。二億九千万円もまた借金するんですから。誰が払うんですか、そんなもん。後で出てきますけれども。その話ですよ。

だから、背伸びしないで、我々の背の丈に合った社会づくり。そこはまた今までと違った理念とか政策とか、それ必要じゃないかと私は思うんですけど。だから、それにこう轉換していくための考え方をここで述べさせてもらってるところです。

市長と私とは、そこは違いますけど。何か市長はこう、私から言わせると、箱物をつくったら何か非常ににぎわうという感じなんでしょうけど、私は逆だと思えます。にぎわわないと私は思います。反対だと思えます、私は。そういうものじゃない。もっと信頼とか希望とかいうのは、そこにはないと私は思うんですけど。

次に、また質問しますが、そこで、この人口減少社会も、じゃあ、どこにじゃあ希望があるのかといえ、もうこれははっきりしてらんだろうと思えます。多くの市民が健康で長生き。これだと思えますが。ここにしか、ここだと思うんですよ、一つは、我々ができることは。

そうすると、新たな社会の可能性が開けてくる。かつてなかったような。みんながもう九十歳、百歳、普通生きますと。しかも元気です。それはできるんじゃないのかと。こう私も周り見ると。

可能性がある。百歳になっても元気な人もいます。そういった人たちに学んで、我々もこの考え方を覚えて、長くその健康で生きると。それには予防です。今予防のことも、医療予防、予防介護ですか。予防医療、予防介護に力を入れてきておりますが、まさにそういった方向で多くの市民がその健康で長生きすれば、過疎も悪くはないと。お年寄りがたくさんいて、人口も少なくて、全体としての人口が少なくて、支える人も若い人もいないけども、それでも過疎もそう悪くはないという社会も実現可能ではないかと私は思うんですけども、いかがですか。

○市長（長野 力君） 質問であります。過疎も悪くないと。過疎でいいじゃないかということでございます。過疎でもですね、もちろんそれで住民がそれで豊かな生活、楽しい生活ができればですね、いいと思えますし、またそれで健康、そこで健康であればいいと思えます。それはそれで、もう一つの考えです。

ただ、本当にですね、今現在、社会を支えるような状況の中で、じゃあ、過疎で急激な人口減少が進みますね、その地域社会がやっぱり崩壊していくということになればですね、そういうこと自体もやっぱ支えることができなくなります。だから、しかし、人が少なくなっても、幸せというか、幸福を追求できる状態というのであれば、それはもうそれで、過疎でもですね、悪くないと思えますし、かえって各々の幸福の受け方が多くなれば、それで結構だと思います。

だから、ですけど、過疎は過疎でいいんですが、急激に人口が減って、じゃあ、この社会が支えられていくかというですね、こともあります。だから、そういうことも含めながら、バランスを見ながら、やはりしていくことが必要かと思えますんで、そのためにはですね、基本的には、究極には、健康で長生きすればいい。これはもう絶対。世の中発展しようが、発展しまいと、健康で長生きである。これはもう人間の究極の欲望でございますし、やるべきことだと思います。

これを否定するわけじゃございませんけれども、今後ですね、とにかく幾らかでも減少を抑えながら、そして市民が健康で長生きできるように、そしてある程度減少しても楽しくできるような、そういう社会の構築は必要だと思えますし、そういうふうですね、今後展開していけばいいかと思っています。

○六番（瀬下満義君） 今私の提案でしたけども、そこで、できれば皆さん運動しましょうと。体はできるだけ動かしましょうと。年とつても、自分でできることは自分でしましょうと。介護のできるだけお世話にもならんで、あとは食生活の改善、後で健康づくりのこと出てきますが、何か市長も心がけるようなことも二、三ここで行われるとか、何かそういうのがあればよかったかなと私は思うんですが、そこはちよつと残念でした。

私も運動は、もうこれ運動しないと、とにかく動かなくなると、人間は、年とつてくると。だから、運動はし過ぎないようにを心が

けて、常に体を動かすと。もうこれは、あとは食生活。ここを二つ、この二つで十分いいかなと。あとは精神衛生がありますが、それで、健康で長生きという社会を実現していけばなと思つているところです。

したがって、この人口減少社会も、やりようによっては新しい希望のある社会が実現できると。十分できると私は思います。たそがれどきのように見えるけれども、そこはそなりに、豊かな可能性はそこに十分あると。そういうふうに思いますので、市民の皆さんと一緒に、そういう人口減少社会でも豊かに生きていける生き方を考えていきたいと思えます。

次に、財政についてです。

この人口減少社会と財政も関係してくるわけです。誰がこの、これだけの莫大な借金を誰が負担するかという問題も出てくるわけですが、そこで、とりあえずその、これまでも聞いてはきました。ちよつと言いつ方を交えまして、この西之表市財政、これは増税なくして持続可能なかと、将来に向かつて、ということのを伺つてみたいと思えます。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

財政の持続可能性ということでございますけども、増税ということでございますが、増税、国の今いろいろ税金はあるわけなんですけども、国の増税、所得税の増税ですとか法人税の増税、あるいは消費税の増税、そういったものの場合には、地方制度との関係になつてまいりますので、真ん中に地方交付税制度が入ってきます。

そういった関係です。ね、国の増税の問題というよりも、地方への交付金とかの仕組みの話にもなりますので、そういった意味で、国のほうが増税があっても、地方への影響は緩和されてきたり、あるいは増えたりしますけども、そういった意味で、今の国の制度が残る限りは、持続は可能だというふうに思います。国の増税の場合でございますけども。

あと、国の増税じゃなくて、市の市税の増税の場合ですけども、市の市税とか、いろいろ固定資産税の増税もございしますが、なかなか課税自主権の拡大の話等ありまして、地方のほうで課税自主権を拡大しようという話もございしますが、実態上はなかなか、その増税するっていうのはなかなか難しいことだろうと思います。そういった意味で、増税する場合には、非常に細かく気を使いながらですね、増税の前に経費を落とすとか、そういったことを一生懸命努力すべきなんだろうと思います。

国税の場合とちよつと市税の場合と、考え方はなかなか難しいんですが、今の社会制度でいきますと、持続はできるものだと思うっております。

以上です。

○六番（瀬下満義君） 今言ったのは、国も、後であるんですが、後で出てきますが、この質問の仕方もちよつと漠然としていたかも知れませんが、要するに、増税による、国がしようと本市がしようと、今の課長の話だと国がすることになるんでしようか、恐らく。

自治体じゃなかなか難しいって言いましたが、私はそんなことはないと思いますけども。固定資産税なんかは。まさに市税で上げていいわけですから。確かあれ制限が撤廃されたと思うんですけども、固定資産税は、前は一・四%か何かだったと思うんですが、上限があつて、それを撤廃されたと思うんですけども、だから、上げられるわけですよ。あれは別に国が上げていけないという事はないんでしようから。上限が撤廃された以上は、上げていいと思います。

ただ、地方が独自に単独で増税っていうことをこれまでしてこなかっただけの話で、中央集権のもとでやってきただけの話ですから、中央もできないことは、制度上はできるということだと思っております。ただ、現実には、あんまりそういうことは慣例としてしてこなかった。

となると、やっぱり国が増税してくれないと、例えば、地方交付税交付金なんかは、その今四税ですかね。四つぐらいですか。前は五税ぐらいあったと思うんですけど、今四つぐらい。消費税とか酒税とか法人税とか、何かもう一つあった。消費税。前は何かもう一つ、たばこ税とか何か入ってたかと思うんですけど、それが抜けて四税。

要するに、その、そういう税金を、国税を上げなくても、上げればこつちにも回ってくるわけですから、そういう話。そういうふうになってますので、要するに、国が増税しなくても、要するに、地

方への配分を増やさなくても持続可能っていうこと、意見だったんですか、さっきのは。何か持続可能だと言われたと思うんですが、国が増税しなくても持続可能っていうことですか、本市の財政。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

さっき一番最初のほうで交付税制度の話をしたんでわかりにくくなってしまいましたけども、今の日本ですね、地方自治制度、国と地方の関係の制度が続く以上は、当然その国の破綻がないっていう前提になってしまいますけども、その議論になってしまいますと、もうどうしようもなくなるわけなんですけども、それが持続して以上は、地方公共団体西之表市の財政も持続可能だというふうに考えてございます。

以上です。

○六番（瀬下満義君） ちょっと今聞き取りにくかったんですが、どうしたら持続可能だと考えてるっていうことでしたか。今ちょっとすいません。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 国のデフォルトとか国の破綻という話があれば、もう論外になってしまいうんですけども、今の地方自治制度が、国と地方との制度が続く限りは、持続可能だと考えます。

○六番（瀬下満義君） まあそれは、これが続けば国だって持続可能なんです。幾らでも借金できれば。できないわけ。こんな当たり前の話で、借金ってというのはこんなに増やすとできないわけでは

から。できたらアルゼンチンが債務不履行なんか起こすわけじゃないんですから、あそこが。債務起こしたっていうのは御存じだと思うんですけど。それは続かないですよ、借金ちゅうのはそんなに。

どうしてかという、今もう千百兆円ぐらいになってますけども、国のこの債務残高ちゅうのは千百兆円にもなってますけども、千百兆円にもなると、元金になると、金利が、例えば一%、単純に考えたときに、千兆円に対する一%は十兆円ですか。十兆円ですから。今金利は一・何%ちゅう史上空前の低金利ですが、例えば、金利五%ちゅうのは普通だったんですから、これまで。ここちよつと普通の金利だったの、五%なんちゅうのは。七%ぐらいずっと来て、それから六%、そして、六%を切ったのはつい最近ちゅうか、そんなに遠くない過去ですから、普通の金利なんですよ、五%なんちゅうのは。だから、五%になったら、千兆円の借金を抱えたら五十兆円ですから、金利だけで。そんなものどうするんですかな。税収分です。消費税二〇%分ですから。吹っ飛んでいきます、これが。今増えてますのでな、これがますます。続くはずはないです、こんなもの。

よく金貸すなと思いますけども、金融機関は。だから、無責任なんです、金融機関が。国は倒産しないと思ってるから。だけど、そろそろ銀行業界も、会長さんが会の席上で、もうそろそろ国債のことでも考えなきゃいかんと発言したちゅうんで、何年前か前、おおっと思っただけな。それはそうだろう。こんなものを維持でき

ないちゆうのは、もう普通ですから。当たり前のことだと思っただけだな。ただ、金利が非常に今抑えられてますんで。だけど、それはそれでまたいろいろ問題があるわけ。

とにかく莫大な借金を抱えたら、減らしていかなといかんわけですよ。今増やしてますのでな。恐らく減らしていくためには、消費税はもう三〇%ぐらいにしなきゃいかんはずですから。しないといかん、本当は。しないっていうことは、むちゃくちゃやってるわけですよ。だから、持続可能じゃないんじゃないですかって聞いているんですけども、このまま続けば持続可能って、それは当たり前の話で、続かないです、そんなの永遠には。

だから、この財政の問題は、我々もちゃんとやっぱり自分で考える習慣をつけないと、これはほっといたらいかんと思うんですけど。行政経営課長がそうやって言うもんだから、多分市長もそれに影響されて、財政好転と言うわけですよ。本市の中だけの好転だけでも、言ったように、国に依存してまうことですから。我々だけでは増やせません。国が上げてくれないとできません。

難しいわけですよ、これ。消費税一〇%にするのも難しいんですから。今三〇%言ってますから、もう、池田信夫さんたちは。出てきましたけどな、三〇%って。それはそうだろうと。三〇%ぐらいにしなきゃどうにもならんだろうと。だけど、なかなかそれはできないわけですよ。

ないと今度は削っていくしかないです。削減をどんどん。削減を

しなきゃいけないんで、そこで財政制度等審議会が、これは議会旬報ですけど、市議会旬報、地方は借金は増えてないと。確かにそうです。二百兆円ぐらいで増えてない、全体の借金は。国は増えてるんですから。どんどん毎年三十兆円も四十兆円も増やしてるところですから。そして、千兆円を超え出したわけですから。だから、地方は財政がいいから、当然地方は歳出削減をしなきゃいかんと言ってるわけですよ、こうやってちゃんと。それは当たり前でしょう。だから、増やすんじゃないかと、どんどん削減方向に来ると。増税ができればそんなにあれだけど、それも簡単にはもうできないわけです、見てわかるように。政治的に難しい。だから、持続可能性はもう全くないんじゃないかと私は思うんですが。

それは県も一緒です。県も全く私たちと同じような財政構造です。八千億円のうち大体四千億円、半分は国から来ますので。

そこで、その借金の話ですが、国、県、市それぞれ、その借金残高は一人当たり幾らになってるか、そちらの試算、計算をお尋ねいたします。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

市、県、国の借金というところでございますけども、連結の財務諸表の中の負債という考え方で試算をさせていただきました。平成二十五年度でございますけども、市で九十九万円、県で百三十五万円、国で一千三十四万円が一人当たりということになります。

○議長（永田 章君） 瀬下君、あのですね、瀬下君の申し上げた

いことは十分に理解できません。訴えたいことも十分に理解できませんから、簡潔に絞って、非常に遠回りの質問をやっていると私は判断をいたしておりますので、ひとつ議事進行に御理解、御協力をお願いしたいと思います。

○六番（瀬下満義君） 今出てました。本市が一般会計だと百九億円ぐらいですか。ですので、一人当たり六十万円になるんですけど、今ほかのを入れて連結すると、一人当たり本市の分が百万円ですか。鹿児島県が百三十五万円。県が一般会計出しているのは一兆六千七百億円ぐらいだったと思うんですけども。人口が百六十七、八万人ですか。百六十九万人ぐらいですので、ちょうど県の分は百万円ぐらい、これでいくと、今。

ですから、大ざっぱにいけば、市が百万円、県も百万円、国が一千万円ですか。ですから、合計すると、西之表市民は、本市の分と県の分と国の分で一千万円ですか。何と一人当たり一千万円。円借金を抱えています。私はそんな金ありませんけど。ないんです。ない。私みたいなのはたくさんいます。払えないんです、だから、こんなものは多過ぎて払えない。抱えてるので、要するに、税金で払わんといかんわけですが、私なんかも払えないんで、次の世代といったって、もう今若い人は貧困が問題になってまして、借金の返済どころじゃない感じです。

ですから、この役所の財政も、やはり持続不可能と言うべきじゃないかと思うわけです。なかなかこう言うと、持続可能だとそち

らが言ってくるもんだから、私もむきになって本當かいないつも言うんですが、どうでしょうか。本当に持続可能ですか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 先ほどの説明と同じになってしまってますけども、国のデフォルトとかそういうものを議論すると、もう論外になってしまってますけども、持続可能であると思います。○六番（瀬下満義君） 私から言うと、それは何かの勘違いとか、詭弁にしか聞こえないわけです、私はな。だから、そういった誤った見解が財政をますます破綻に導いてると。この社会を暗くすると私は思います。

そして、そのじゃあ、その借金は誰が、どの世代が負担するのか。これはどう思われますか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） お答えをいたします。

西之表市の借金、地方債という話になりますと、地方債の償還期限というのは大体十年ぐらいです。十年前後ですので、これから先の十年間ぐらいの市の住民の方々が御負担いただくことになりませんが、基本的な考え方として、いわゆる建設事業の場合、特になんですけども、世代間の公平性っていうことで、後年度の皆さんも利用するという前提でやっておりますので、地方債の場合はそういう考え方でやっております。

また元に戻りますと、これから先、十年前後の住民で負担をいただくことになります。

以上です。

○六番（瀬下満義君） それは、じゃあ、十年後になったときに借金がぐっと減ってなくなってるかちゅうと、そんなことはないわけで、また同じぐらいの借金は多分あるんだろうと思います。だから、また次の十年も負担していかなきゃいかんと。もうそれは、そして、結局、今実際に負担した借金がかなり、借金で負担していますので、だと思っんですけどね。市債もたくさん発行しています。ですから、借金をまた借金で負担してるちゅうことになってきて、ずっと残っていくわけ。そういうったその重いその負担を我々はもう背負って、これから生きていくということになるわけ。

そこで、市長は、その非常に財政も厳しいということですので、あと財源といえは、消費税にもうほとんどなってくるんだろうと思います。何を上げるかという、もう消費税だと。ほかの税はどちらかというと下げる方向に、法人税なんかはもう下げる方向にどっちか行ってます。広く薄く負担してもらうには消費税しかないと思います。市長はその消費増税に賛成ですかと。賛成だとすれば、どの程度まで上げるべきだと考えているのか、お尋ねいたします。

○市長（長野 力君） 消費税については、三%から、また五%、八%と引き上げてきており、今回、平成二十九年に一〇%というふうに決まっております。広く浅くですね、税を徴収するとなれば、こういうのが出てくるかと思いますが、しかし、またその所得によってではですね、また不公平も出るということも、いろいろ確かに難しい問題がございます。

ただ、これ上げることによって、非常に経済のですね、あれを衰退させるというのは非常にございます。消費を衰退させることありますんで、全体的な経済の動向がですね、非常に厳しいところはあると思います。

ただ、国のほうでいろいろ試算して今やっておるわけでございますんで、今ここで私が幾らに上げたらいいかということはいえませんが、基本的には、国のほうに対してもですね、やはり経済の動向、消費動向を見きわめながら、対策を講じてくれるものと考えております。

ただ、各国高いところでは三〇%というところもあると聞いておりますが、そこは各国の経済のあり方とか体制のあり方いろいろあると思いますんで、それが、だから三〇%がいいということは言えないと思いますが、現実の我が国の消費動向とか経済動向を踏まえながら、消費税が決まっていくかと思えます。

ここで私が今何%がいいかということまでは言及はできないでございますが、一〇%のところまで、ある程度はですね、必要かなという考えでございます。

○六番（瀬下満義君） じゃあ、聞き方変えますが、その消費税は、今後、一応一〇%には一応上げるということにはなっていますが、その先、消費税は上げざるを得ないと考えてるのか、いやそうでもないと考えてるのか、いかがですか。

○市長（長野 力君） 大きな課題でございます。国の経済動向に

よって上げざるを得ない場合があるのか、このままでいけるのかということあると思いますが、そこはですね、十分注視しながら見ていきたいと思っています。

○六番（瀬下満義君） この消費税は直接地方にも来ますので、本市にも来るわけです、直接。今、一億八千万円ぐらいでしたか、地方消費税、直接来る分が。あとは地方交付税のほうに、国に行った分、国の財布に入った分が、あれ幾ら、二十何%ですか、がもう地方に分配されるんで、要するに、我々の財源になるわけです、この消費税ちゅうのは。

ですから、深く関係してしますので、無関心でいるというのはどうかと思うわけです。無関心ちゅうか、もうちょっとやっぱりどうすべきかというのは考えとったほうがいいんじゃないかなと思いますけど。いずれそういうのを問われると思います。そのどうするかってというのは。我々に入ってくるんですから、直接、とにかく。地方交付税交付金として。あともう一つ、地方消費税です。こっちは直接入ってくるわけです。あれ今何割でしたかな。前はたしか五分の一、五分分のうち一%だったと思いますが、今度ちょっと上がったですか。一〇%に上がるとき、ちょっと取り分が。だから、直接入ってくるんです。我々の税収になりますので、それはもう市長もどうするかは考えておったほうがいいんじゃないかなと思います。この財政問題については、また今後とも議論していきたいと思えます。

次に、健康づくりについて。

健康づくり推進事業ですが、これは新たに健康づくり、本市の健康づくり推進事業条項もできました。非常にこれは今後重要な条項、そして事業になっていくと思います。

そこで、この長野市政において、この健康づくり推進事業の位置付けってというのはどうなっているのか、お尋ねいたします。

○市長（長野 力君） 健康づくり、大変重要な事業でございます。本市の第五次の長期振興計画の政策においてもですね、健康・医療・福祉の基本目標として、健康で安心できる暮らしをされる町を掲げております。その中の施策である健康づくり推進の中で、市民が健康に暮らせる町を目指しておるところでございます。

取組みの方向性としては、出産、子育て、介護、そして人生の最期を迎えるまで、家族や地域社会の人々のつながりの中で、健康な生活で暮らすことができる。そういう、誰もがそんな人生をですね、その地域の中で健康で終末を迎えると。長くですね、健康に迎えるということを目指しておりますんで、何はともあれ、やはり産業振興と、また相対するところで健康とか医療とか福祉、その中にですね、子育て、介護もいっぱい入ってきますけれども、そういうことを含めて、大きな柱として私は位置付けておるところでございます。○六番（瀬下満義君） 分野はたくさんありますが、事業分野はたくさんありますが、何番目ぐらいになつとるんですか。市長のその何ちゅうんか、思いとしては何番目ぐらい。

○市長（長野 力君） これは、何を基準に番号をつけるかちゅうのは定かじやないんですけれども、やはり全てですね、こういうのは関係しております。医療のことも健康のことも全てがですね、こういうのは一連の関係があつて物事はできてますんで、その言葉の面が一番、二番、三番ということはないかと思ひます。

要は、健康づくりのために医療の環境整備もしっかりし、それから、子育て等のできるように、出産もできるようにですね、そして、お年寄りになつた場合の介護がしっかりできるような形ですね。相対的にいろいろなものが総合的にやっぱり完成していかないと、例えば、病気だけというわけにもいかないでしょうし、病気が進んで、終わった後はじゃあどうするかということも出てきますから、それをどつちが先かということもですね、言えないかと思ひます。

ただ、一つ言えることは、何があつても、やっぱり暮らしの中で、最初にやっぱり安心してこの町で暮らしたいと言つた場合はですね、やはり医療という面をですね、これは人間の最期のところで、命の最期でございますんで、安心してそれが受けられるようなことだけは、やっぱり最初に来るかと思ひますが、しかし、そこに行き着かないまでに、やっぱり健康を維持すると。これは人間の気持ちでございますし、また我々としても、さつき申しました健康で長生きして楽しい暮らしをさせるといふことが大きな柱でございます。

そういう意味ではですね、医療環境・福祉環境の整備、それからまた内容の充実等を含めて、これから進めていく必要があると思ひ

ますし、家族や地域、そしてまた社会も含めて、健康な暮らしを進めていくということがね、大きな課題かと思ひます。

○六番（瀬下満義君） この件については私の完全な思い違いで、私はこれが一番大事かなと、市政で。一番ですと言ふかと思つたら、一番と言つて、その具体的なことも、実はこれとこれとすぐ出てくるのかと思つたら、全然出てこなかつたんで、多分ずっと下なんだろうと思ひます。恐らく最下位ぐらいですか。真ん中よりずっと下のほうだと私は思ふんですけども、いかがですか。市長の意識の中で、その健康づくり事業について。いや、そうじやないかと今思つたんですけど、いかがですか。

○市長（長野 力君） いや、この番号は、この健康づくりという大きくくりで考えるんですかね。健康づくりという大きくくりでいきますと、やはりまず人間の一番のところは健康づくりです。それをするために生活を支えるものがあり……。

○六番（瀬下満義君） 何番目か聞いてるんです。市長の意識の中で、たくさん事業ありますが、何番目に重要と考へてるかつて話。

○市長（長野 力君） それはもう一番、さつき申しますように、人間の一番のところでございますんで、それは当然一番だと思ひますよ。

○六番（瀬下満義君） 私が聞いてるのは、政策として自分が一番力を込めてるのがあるんじゃないかと思ふわけですよ。それはある程度どれも建前は力を入れてることでしょうが、とにかく今、あ

ると思うんですけどな。例えば、多分中心拠点施設ですか、一番考えてるのは。中心拠点施設だと思うんですけども。あとは何か。あると思うんですけどな、そういうの。普通はあつて、それを我々は、私は知りたいんですけどな。まあいいです。多分ずっと下なんだと思うんですが。

私の考えは一番だと。一番にしたほうがいいと思うわけです。これを健康づくり、つまり、先ほど言いましたように、健康で長生きっていうところにもう生きがいを見出して、何ちゅうんか、生きる道をしていかないと、もう介護だ医療だで潰れますので、もう大変希望がない社会だ。しかし、これが健康づくりによって、健康で長生きできる社会のほうに動き出したときに、希望が出てくると思う。だから、一番大事だと私は思つて、ここに出したんです。

しかも、これは最近出てきた条例ですから。今年の初めに出てきたんです、健康づくり条例っていうのは、新しい条例として。ここにすばらしいことも書いてあるわけです。私はちよつと物足りなかつたんですが、健康状態に応じて必要な生活習慣の改善を図ること。ここに尽きてると思います。ここだと思えます。要するに、健康っていうのは、自分の生活習慣を変える。食生活、運動、精神衛生、その他。これに尽きてると思えます。

それで、そうすると、医療機関もそんなに要らない。要らないんだらうと私は思います。ぐつとそこが下がる。医療費も。それで、医療関係者がほかの仕事についていただく。介護も同じくぐつと、

今どんどん増えてますけども、介護の経費も、これもぐつと要らなくなる。健康で長生きすれば、そうなるわけです。そうすると、非常にこの社会は、また今までは違つた、我々が見たことのない、新しい可能性豊かな社会になっていくんだらうと思えます。

だから、一番と私は思つていたんですけども、何か非常につれない回答で、思つておれば、意識が高ければ、すぐあれもこれも、市長は自分が力を入れることについてはすぐわかりますので、気合が入つて、これ読みません、ほとんど。自分でばんばん言いますので、ほとんどこれ関心なかつたなと思つて、がっかりしました。

○市長（長野 力君） 世の中にはいろいろなこと、やることはいっぱいあるんですね。その中で、先ほども言いましたように、人間の最終的なところというのは、やはり健康で生きていく。これはもう一番でございますから、当然このために行政というのはいろいろな施策を展開しているわけですから、そういう意味でいくと一番になりますし、今回も、健康づくりの基本条例も、それを含めて提案し出したわけでありまして、そういう意味でいくとですね、議員とそんなに変わることはないと思えます。

○六番（瀬下満義君） 表向きは変わらないわけですけど、いつも、実態が何か変わつてるように私は思ひまして、非常にそこは残念です。

次にその、これも私の提案ですが、健康で長生きの社会を実現するため、その地元の医療・介護関係者とも連携して、思い切つて

予防事業にその政策の軸足を、つまり予防事業に人・物・金を大きくこう移していくとしたほうがいいのではないかと思うんですが、いかがですか。

「健康保険課長 戸川信正君」

○健康保険課長（戸川信正君） お答えいたします。

政府は、戦後のベビーブーム世代が七十五歳以上になり切る二〇二五年度を目標年次としまして、それまでに医療・介護体制整備を図るための道筋を示した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、いわゆるプログラム法を平成二十五年十二月に公布いたしました。この中で、医療・介護・住まい・予防・生活支援サービスが身近な地域で効果的に確保される体制、地域包括ケアシステムの構築を実現することが盛り込まれております。このような中、本市は、予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市が地域の実情に応じた取り組みができる新しい総合事業へ本年四月より移行いたしております。このことによりまして、既存の介護事業所による既存のサービスに加えまして、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して、高齢者を支援してまいりたいと思っております。

以上です。

○六番（瀬下満義君） これは長野市長が一番だと思っているのであれば、自ら答弁して、ああしたい、こうしたい、こうしますと言るのが普通かと私は思うんですが、何か今国の話が出てきましたけ

ども、それは国もそうやってやるわけです。しかし、これはもう事業自体は自治体に来てますので、我々がどうするかって話なんだろうと思います。そして、国の制度で足りなければ、独自の制度をつくっていいわけですから、積極的に、国のそういったことに縛られずに、その場の制度なども大いにつくっていったらいいかと思うわけです。

この健康でその長生きというのが非常に大事だということになるわけですが、この分野は、その本市独自のその力、そして独自の知恵と工夫で、多くの予算を投じることなく実現できるんじゃないかと思うのですが、いかがですか。

○市長（長野 力君） これは各々ですね、一人一人が、また私どもの社会環境が、健康づくりと、健康で長生きする社会づくりというのですね、やっぱり各々の自分たちの考えで相当部分ができるかと思っております。そういうですね、地域がやはり主体的にやる。また我々とお互いサポートしてやる。そういうことをですね、位置付けていけば、大きなですね、予算を投じなくても、自分たちでそういうこと環境づくりができるということはあるかと思えます。

○六番（瀬下満義君） 先ほども言いましたけれども、この健康で長生きの一番の要諦というのか、大事なところは、その要するに、生活習慣を健康になるようにしていくと。ここに尽きてるんだらうと思います。それ自体はできるわけです、我々で。そういう運動をしていくと。市挙げてしていくと。

その中心には食生活があるんだろうと思うわけ。食生活をいい食生活にしていくと。それは我々が工夫すりやできますので。あと運動することも、歩いてる方もたくさんおられますので、そういったことをやっていけば、特別その医療の充実とか、介護施設をたくさんつくったりとか、今はそれは必要かもしれないませんが、将来はそんなに力入れなくてもやっていけるんじゃないかと思うわけです。

○市長（長野 力君） それでは、課長のほうからですね、この回答についても、具体的にちよつと説明されます。

○健康保険課長（戸川信正君） 先ほどの質問でもお答えいたしましたけれども、本年四月から実施しております総合事業の取組みにつきましても、保険者である市が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていく事業であることから、専門的なサービスを必要とする人には専門的なサービスを提供するほか、多様な担い手による多様なサービスの提供や、自立支援に向けた効果的な介護予防マネジメントを実施いたしております。

具体的には、一番としまして、地域づくりによる介護予防のための通いの場づくりとして、身近な地域の公民館で、よろうて元気アップ体操の実施、これはおもしろを活用してする体操でありますけれども、これはもう二地区実施することになっております。

あと二番目としまして、社会参加やボランティア活動の促進による元気な高齢者づくりのつながる事業としまして、高齢者元気度アップ地域活性化事業の実施をいたしております。

三番目としまして、高齢者を地域で見守り支援するための組織づくりとして、高齢者支援協議会活動の充実等を実施いたしております。

本市に生き生きとした元気な高齢者が増え、自立した生活が送れるよう、地域ぐるみで支援する体制を確立することで、効果的かつ効果的な事業を展開してまいりたいと思っております。

以上です。

○六番（瀬下満義君） そこで、今言われましたけど、まさにそれでいいことだと思います。繰り返しになりますけども、私からの提案としては、その健康で長生きの社会のためには、その啓発事業が大事ななと思います。一番効果があるんじゃないかなと個人的には思っているんですけど、検討してみたらどうでしょうか。啓発事業、専門の方に話を聞くと。検査とかなんかじゃなくて、要するに、こうしたらいい、健康になりますよとかいう、これが非常に重要なと。

そして、医療機関のほうとしては、この相談業務が非常に重要じゃないかと思うわけです。こうむしろこう上乘せ制度をつくって、相談業務の点数を上げていくと。そして、投薬とか手術とか、その何ですか、検査ではなくて、検査よりもむしろ相談業務を、ここをちよつとしていったらどうかと私は思っております。

あとは、高齢者の、さっき出ましたけども、その声かけ、声かけ、これをパートの方とか臨時職員雇って、何人か雇って、高齢者のと

ころを回っていくと。声かけしていくと。どうでしょうかとか言っています。すると、介護じゃないけども、ちよこつとこう手伝って、何ていうんですか、ちよこつとこう支援していくというのが非常に効果的じゃないかなとは思ってはいけません。それは提案したいと思います。最後に、時間はなくなってきましたけど、行けるとこまで行きたいと思えます。

馬毛島問題についてです。

まず、その長野市長も、この馬毛島の軍事基地、FCLPについて反対ということですが。私は軍事基地そのものに反対という立場です。私自身は、自衛隊も軍事基地はしないほうがいいという考え方で。長野市長は、どちらかというところをFCLPを中心に反対ということだったかなと思うんですけども。今、国としては、多分FCLPの基地として使いたいということだと思えます。

そこで、この馬毛島にそのこういう軍事基地をつくる理由、国がつくりたいとしている理由は何だと長野市長は思われますか。

○市長（長野 力君） FCLPについて申しますと、そもそも空母艦載機のパイロットは、空母出港前七日以内に離着陸訓練が義務づけられており、その訓練地をめぐりですね、各地で反対運動が起ってきたことは自然の経過でございますが、そうした中で、今回、自衛隊の訓練基地として、FCLPの訓練基地としてですね、自衛隊とセットとなって恒久的に馬毛島をつくるというのが、施設をつくるというのが、今提案されているのが実態だと思っております。

FCLPは、これまでも各地域にですね、いろいろ候補地を探しておったんですが、それが非常に難しいということで、こちらのほうに来ていないということではないかと思えます。

○六番（瀬下満義君） ちよつと聞きたいことがちよつとずれてましたが、多分私は中国だろうと思います。中国の脅威。南沙諸島で埋立てを始めて、俺たちの領土だと言ってますけども、もうあんなことされたら、さすがにたまらないと。この巨大な十三億人もの、十四億人ですか、民を抱えた、そして経済的にもやがてはアメリカを抜くんじやないかと、GDPでアメリカを抜くんじやないかと言われるようなこんな国が、ああいう乱暴なことをされたんじや、それはもうおっかなびつくりで、その自衛隊の最高指揮官の安倍総理も、それは安全保障法制もつくりたくないけなくなるだろうと。非常に気持ち悪くなります、私も。本当にもうおっかなびつくりですが、やっぱり中国の脅威、これだと思わなければ。じゃないでしょうか。いかがですか、この中国脅威論。

中国がもう非常にその危なっかしくなってきた、言葉は悪いですけども、やくざまがいのことをし出したと、我々から言わせれば。これじゃいかんというんで、それが背景にあるんじやないかと。もちろん米軍とあるわけですが。そのFCLPの基地をつくるっていう、それもちろんあります、やっぱりより根底には、この中国への脅威というのがあって、何とかこうしなきゃいかんというのがあるように思うんですが、いかがですか。

○市長（長野 力君） これは誰も言わなくてもわかっている、みんな知ってるでしょうが、中国の軍事費が増大しており、それで、中国が海洋進出のしてるという、そういう問題が今あるということは、もう皆さんお互い認識してるかと思っております。

それで、ここに来たという話ですけども、それも背景にあるかどうかわかりませんが、どちらかというと、FCLPはどの地域でも、私も防衛省へ行ったときも、どんな探してもないと、受けるところが。ということですね、馬毛島のほうにですね、候補地を挙げているということも、それがあんなじゃないかとは思いますが。

それで、中国の軍事的脅威をどう捉えてるかということですけども、それは、さつき申したように、軍事費が増大し、非常に海上進出とかいうのが目に見えてきているということになればですね、もう我々もおおっと思うときがあります、正直言いましたですね。ですけど、この場合に、中国がどういうふうな私どもどうするということとは言えるわけではございませんが、今後ですね、こういう国の紛争の問題につきましては、各国ともですね、やはりお互いに外交努力によって、平和の裏にですね、解決していただきたいと、いつもそう考えてるところです。

○六番（瀬下満義君） 私の見解は、とにかくそのやっぱ根底には、やはり中国への恐怖感っていうのがあるんじゃないかなと。私なんかも、個人的にもちよっと怖くなりますけどな。ひよっとして攻め

てきやしないかとか。実際来ないとは思いますが。何となく、要するに、暴走ですよな。暴走。暴発したときが怖いと。

しかし、万が一のことを考えると怖くなりますが、冷静に考えれば、暴発もほとんどしないだろうと。日本に侵略なんていうのは、まずない。その理由としては、そうすることが中国にとって利益にならないから。この平和的な環境でないと、中国はもうやっていけないと思います。経済的にも。

今は、経済破綻というのが最近よく言われるようになりました。地元のスーパーに行ったら、何か私は中国製の製品はほとんど上がってくるのかと思っただけです。上がってきて、あるいはもう中国製品はだんだん少なくなつて、ミャンマーとかベトナムですか、あれもどんどん増えてくるかと思っただけ、中国製がずらつと出てきて、しかも安かつたもんだから、何かなと思つて、何があつたんだろうかなという感じで。多分この中国の経済破綻が影響してるんじゃないかなと思っただけです。要するに、もう投げ売り。倒産したところが出てきて投げ売りすると。それを安くきてるんじゃないかなとちよっと思っただけです。思いました。

だから、中国は多分これから衰退していくんじゃないかと私は思います。もちろんそれは専門家の話なんですけども、多分そうやって下がって、脅威はどんどん低下していく、これから。していくと思います。そして、そういう方向に中国もかじを切っていくんじゃないかと思えます。今はちよっともう凶に乗って、調子に乗ってし

まったと。俺が一番だと。やがてアメリカを抜くとか言って、まあそんな感じもしてきましたけども、そんなことはもうないと、多分それで、経済的な力が落ちていくと、やはりどうしても軍事的にも落ちていく。それで、彼らも分をわきまえた行動をとるようになるだろうと。やがて内乱も、内乱というか、一党独裁ですの。

あとはもう環境問題があります。PM二・五とか大気汚染の問題。あと水。こっちのほうが深刻だという話も聞きますけども。あとは、その医療・福祉とか一人っ子政策の問題。少子高齢化とかありますので、内部をやるのに精いっぱいだと、これから思います。

そこをやらないと、中国はもうとつても維持できないんじゃないかなと思いますので、その軍事的にもとてもやれる余裕はないと。軍事費につき込んでいる余裕はないと思います。また、軍事費につき込ませたらいけないだろうと思います。私は。内部をやってくれと。こっちにも環境問題が押し寄せてくるじゃないかと。PM二・五、ごみも来ます。いろんな問題が押し寄せてくるわけですから、もう内部をやってくれと。そういうふうに表示唆していくために、軍事基地はここはつくらずに、それで、平和でいきましようとメッセージを送ったほうがいいと思います。

時間がもうちょっとありませんので、続きはまた次回したいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で瀬下満義君の質問は終了いたしましたし

た。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開いたします。

午前十一時四十四分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、丸田健次君の発言を許可いたします。

「一五番 丸田健次君登壇」

○一五番（丸田健次君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

スマートエコアイランド種子島構想についてであります。

これについて私が初めて説明を受けたのが、たしか昨年の五月であつたと思います。いまだによく理解できておりません。

もともとの発信元を調べてみますと、産業・学校・公がですね、連携することで創造できるよりよい社会の姿と、それに向かう道筋を研究するために、五社、株式会社地球快適化インステイテュート、N T T、富士フイルムホールディングス株式会社、三井不動産株式会社、株式会社L I X I Lの支援のもとに、東京大学総長室総括プロジェクト機構内に、プラチナ社会総括寄付講座として、平成二十四年四月一日に設置されたものであるようであります。

大変失礼なのですが、私はこの内容をですね、市の事業計画案とかそういうものをコンサルタントに丸投げしているような感覚で捉えておりました。インターネット上に配信されてる種子島プロジェクトによる日本の課題と産業の連携というものが配信されております。それを見てもみますと、どうもそうではない。何か誤解をしてるなという感じがしました。これについて検証させていただきます。

まず、スマートエコアイランド種子島構想には二つの枠組みがあります。その一つが、エネルギーを中心とした環境型社会システム。この中にまた幾つかのテーマがあるわけです。その一つのテーマ、まず最初に、新さとうきび産業の確立とあります。食料とエネルギーの同時増産というものを目指すものなのですが、これについて御説明をいただきます。

あとは質問者席にて行います。

「経済観光課長 松元明和君」

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

スマートエコアイランド種子島構想につきましては、東京大学を中心とした研究であり、将来の日本の社会的課題解決を見据え、日本の縮図である島において、佐渡と種子島をモデルとし、持続可能な社会構築を図ろうとする取組みです。

自然・社会システムの独立性が高い島において、自立したエネルギー利用を促進し、高付加価値型の農林水産業を展開するとともに、新たな地域の担い手の確保を通じて、島全体が自然共生社会となる

ような社会システムへの変革を推進しようとするものです。

その取組みの始まりとして、昨年八月二日に、東京大学主催による「自然と共生するスマートエコアイランド種子島シンポジウム」が開催されました。ここで構想への提言がなされたところです。本市では、長期振興計画で掲げられている循環型社会構築や産学官連携推進による産業活性化の構築を図る上でも、現在、その取組みをともに進めるところです。

続きまして、御質問の項目に沿って御説明させていただきます。

新さとうきび産業の確立についてですが、こちらにつきましては、現在の砂糖製造法は、ショ糖含有率の高さが重要であり、単収を上げやすい多収で再生力の高い品種は、繊維分と還元糖分が高くショ糖が少ないという現状で、ショ糖の糖度確保が前提でした。このことは単収拡大のための栽培法に制約を与え、さとうきび産業の振興を難しくしている一因でもあります。

そこで、さとうきびからバイオエタノールを生産する技術に携わってきた当該企業において、逆転再生プロセスという砂糖生産の阻害要因であった還元糖をエタノール転化し、砂糖であるショ糖だけを残す。要するに、エタノールを生産することによって砂糖の生産性を向上する生産工程を逆転させた技術が開発され、実際にプラントを設置した実証研究が、現在、新光糖業で行われております。

これが確立されますと、多収で再生力の高い品種への転換も可能であり、単収の確保や収穫、操業期間の拡張、台風被害の軽減等に

もつながってくるということです。

また、制度的な障壁はございますが、同時にエネルギー部分での活用を見込めることになり、さとうきび自体の付加価値の向上につながってまいります。

本市では、現在の甘味資源作物交付金制度の重要性を認識しつつ、慎重に議論を重ねる必要があると考えております。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） 続きまして、島内エネルギー供給産業の確立という分野ですね。植物資源による電気・熱・燃料の製造というものが掲げられておりますが、これについて説明をお願いいたします。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

島内エネルギー供給産業の確立につきましては、新さとうきび産業を活用したものです。

一つは、製糖工場自体です。製糖工場自体は、一年を通して操業することができないという課題があります。現在は、操業期間中、製糖時の圧搾工程で生成されるバガスを工場内でボイラー燃料として使用し、電力や機械のタービンの動力等に利用されています。これに、苦戦している林業との連携による島内の木質チップ、間伐材等の活用を行います。

また、このほかにもさまざまな未利用資源を活用して、製糖機以外にも、通年で熱や電力、燃料などを製造し、島内エネルギーの供

給産業としての確立を目指すものであります。

二つ目は、砂糖生産工程でできるエタノールの活用です。エタノールについては、本来はガソリンの代替ですが、現在、東北大学において、エタノールをバイオディーゼル精製で活用できる研究もなされており、これが実現すると、用途が、農業・林業機械用の燃料、発電に必要なディーゼル燃料などのエネルギーとして活用することが可能です。

これまで化石燃料を使っていた熱利用の燃料コストを低減させることや、豊富な熱源を利用して、より高付加価値な製品を生み出せる可能性もあり、これらの連携がうまく機能すれば、農業・林業・食品工業を横断的、複合的に組み合わせた新たな産業再生の構造を描くことができるという考え方です。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） 三番目ですけども、島内需要への供給、あるいはエネルギーの循環、化石燃料の代替であるとかエネルギーコストの低減というテーマがございます。これについて説明をお願いいたします。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

これにつきましては、先ほど説明しました島内エネルギー供給産業の確立でも説明しました製糖工場での電力供給はもとより、生み出された熱・燃料を地域の産業に還元・循環させていくというものであります。

例えば、製材所の端材利用や工場からハウス等へ熱を配管した直接的利用、また、現在、早稲田大学による蓄熱輸送システム構築の研究が行われており、これが実現できれば、熱源を遠く離れた場所で利用できることや、熱の保存が可能になり、いつでもどこでも熱自体をでん粉工場ですとか焼酎工場、農業用のハウス等で利用でき、さらに、排熱利用吸収機を使い、冷蔵・冷凍設備への利用まで活用することが可能となります。

既存の利用方法の解決が前提ですが、熱の利用先である工場から、でん粉かすや焼酎かすなど、エネルギー原料として利用することができ、循環も発生します。

燃料としては、さとうきびからのバイオディーゼル精製による農業用・林業用機械への利用も考えられます。エネルギーの外部依存が高い現状では価格が不安定であり、経営安定化のためには、少しでも安定的な自立したエネルギー利用を促進していく必要があると思われれます。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） 続けてまいりますけども、新技術・産業の波及効果ということで、どのような影響ということでの分析等がされているのかお聞きします。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

このことにつきましては、新しい技術を開発する場合、それが関連する企業や地域社会に与える影響がどの程度になるかということ

が大切になります。この経済への波及効果や経済構造を分析し、数値にあらわしたものが産業連関表と言われるものです。

今回のプロジェクトには、専門家である神戸大学の先生が参加しており、これまでに数値化できなかった産業間の生産に関する波及効果や地域経済の動きが客観的に見える形で示されるようになります。

例えば、政策の効果や効果的な投資先の特定、企業誘致の島内への波及効果、イベントによる波及効果、新技術・産業の波及効果などです。

ただ、この表は、集める統計資料の質・量にもよりますが、一般的に二年以上の作成時期を有します。現在は国への資料開示によるデータ収集を行っている状況であり、今後、地域での詳細なデータ収集を必要とします。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） この枠組みの一番最後になるんですが、いわゆる島内の一次産業の振興、農産物ですね、高付加価値、これも一つの大きなテーマになっているようですが、これについて御説明をお願いいたします。

○経済観光課長（松元明和君） お答えします。

現在実施している研究につきましては、まず、農業分野では、エネルギー関係はもとより、初めに説明させていただきましたさとうきびのエネルギーはもとより、これ以外では、土壌肥沃度指標によ

る土壌診断の取組みについて検討してるところです。対象は立命館大学の研究チームで、内容につきましては、これまでの一般的な土壌診断手法は、土壌中の窒素・リン酸・カリなど科学的性質を調べるものがほとんどで、土壌中での有機物など生物的性質を調べる評価手法は難しかったとのことですが、研究チームが開発した土壌肥沃度指標は、土壌中の微生物量や微生物による窒素やリン酸などの分解・循環活性などを定量的に調べることで、世界で初めて生物学的性質を使った分析を可能にしたとのことです。

このことで、土壌肥沃度指標の活用は、化学肥料の使用の適切化や生産コストの低減につながることでできることでしたので、まず、地域の方を対象としたセミナーなどで講演していただけないか検討してるところです。

ほかに、東京農業大学の先生と今月十五日にお会いすることになっており、その内容を確認し、農業での高付加価値化のお話のほうを進めていきたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） 今の五つの内容というものは、ほとんど関連づけられるものであるんですけども、農業に関して全く素人の私にとっては、一番その何ていいますか、これからの西之表市の農業のあり方のテーマというものを、やっぱり最近のそのさとうきび等のですね、不作の状況、三年ほど続いているんですけども、それにはその土づくりというのが非常に重要なのかなという思いがありま

す。そういうところですね、こういう考え方から効果があれば非常にいいがなというふうに思っているところであります。

次にですね、次の枠組み、このスマートエコアイランド種子島構想と、この次の枠組みの地域の個別課題の取組みというのがございまして、ここに観光振興であるとか、教育であるとか、健康・福祉であるとか、医療であるとか、何でこれがこうつながっていくのか、ちよつとわからない部分もございまして、これに関しても項目ごとに御説明をいただきたいと思っております。

まずですね、観光振興について、お願いいたします。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

初めに、個別課題の取組みに関しましては、このスマートエコアイランド種子島構想に基づく取組みでございまして、昨年からは、関係課への概要説明と個別課題が発生した際の協議等を複数回行っております。

ただ、学術研究の分野であり、所管課の実務の課題との整合性を確保しながら進めていかなければならず、すぐに連携できる業務は少ない状況です。今後、情報の共有を密にすることで、連携する事業は増加すると見込んでおります。

現時点では、エネルギー、熱中症アラーム、バイオディーゼルについての協力が進もうとしてるところです。

では、観光振興につきまして説明いたします。

このことにつきましては、人口減少が進展していく中で、いかに

地域社会を維持していくのが大きな課題であり、この手段として、新たな観光振興、ニューツーリズムと呼ばれておりますが、そういったものにより交流人口の増加を図り、種子島の経済発展を目指すという研究であり、具体的には、東京大学を中心とした独自の需要調査・分析による効果的なプランの提案のほか、経済効果のシミュレーションを行い、一定の成果に応じて政策提言をいただくことになっております。

また、専門家を交えて、一市二町及び種子島観光協会、旅館業者を対象にしたツーリズムセミナーを昨年十一月と今年の七月の二回開催し、さらに現在は、一市二町及び種子島観光協会の実務担当者による観光振興を実現するための目標の共有、課題・手順の検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） 続きまして、健康・福祉についてであります。説明をお願いいたします。

○経済観光課長（松元明和君） スマートエコアイランド種子島構想における健康・福祉につきましては、心拍変動の解析による熱中症を事前に感知するアラームの開発の実証地として、京都大学、奈良先端科学技術大学院、熊本大学、東京大学が、本市においてデータ採取に係る試験的研究を実施しております。

熱中症につきましては、労働災害からの面からも法改正が行われ、さらに、事業所で熱中症対策に努めることとなつてるといふ現状も

ございますが、今年度は健康保険課と連携し、主に夏場の屋外作業等に従事される方、十五名の協力を得て、測定が行われました。

今回データ採取を踏まえ、来年度以降数年にわたり、世界初の取組みとして、本格的な研究が本市と連携して行われる予定となっております。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） この次がですね、医療についてであります。このスマートエコアイランド種子島の中で、この医療という部分がどうつながっていくのか、ここが一番私としてはわからないところであります。医療について、お願いします。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

医療につきましては、地域課題として大きい分野ですが、今年二月に、熊毛地区医師会主催の学術講演会が開催され、東京大学の先生による講演で、種子島での研究活動の紹介がなされたところであります。

今後、本市では、特定健診の受診率の向上や地域医療のあり方への課題もありますので、具体的な連携につきましては、所管課と連携して検討してまいりたいと考えております。このことにつきましては、ほかに心拍変動を活用した脳卒中の未然防止、てんかんの未然防止、そのような研究の提案もなされてるところでございますので、そういったことも内部のほうで検討しながら、取組みを進めていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） 続きまして、地域活性化について、お願いします。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

地域活性化につきましては、スマートエコアイランド構想の実現と連動して達成されていくと理解しておりますが、特に大字における取組例としましては、東北大学を中心に、廃食油から新しいバイオディーゼル燃料を製造する実証研究用のプラントが、中割万波地区に設置中であります。これはどんな廃食油からも高品質の燃料が廃棄物を出さずに製造できるというもので、実証により実用化されることになれば、世界初の事例ということで、国内外からの注目を集めることとなります。

今後、地元との連携を検討しながら、例えば、先進地視察場所としての人の流入、学生を初めとした次世代の最先端技術を学ぶ場所としての活用など、新たな地域の魅力づくりにつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） あと二つなのですが、この雇用対策についてというものも含まれております。これについて説明をお願いします。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

雇用対策につきましては、長期振興計画の重点推進項目としても、

産学官による地域資源と地域特性を生かした新産業創出による拡大を目指しております。

さらに、今回の構想では、地域資源を活用し、島内でお金が回ることの経済波及効果も研究されており、引き続き、大学や企業等とも連携を図りながら、先端技術により雇用の場が生み出されるような取組みにつなげていきたいと思っております。

また、来年度から、大学生を中心としたインターシップ、職場体験研修ですが、このような制度の創設を検討しております。具体的には、来年の夏以降におきまして、東京大学の一年生、二年生の学生を中心に、職場体験プログラムということで、種子島で五十名の枠が設定されることになっております。また、県内におきましても、鹿児島国際大学との包括協定により、本市での就業体験が予定されております。

本市としましては、種子島地域産業推進協議会を受入母体に、農協や漁協、森林組合、商工会、県酪農協、観光協会、特産品協会の各団体の協力をいただき、地域全体で若い世代を受け入れる態勢、環境づくりを整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） この枠の中のですね、最後になるんですが、教育について、お願いします。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

教育につきましては、種子島高校において、昨年度から、この構

想にかかわる東京大学などの先生方による特別授業が行われております。これは、本市の将来を担う高校生たちに、現在種子島で行われている世界最先端の研究、取組みを紹介することで、将来の種子島に夢を持ってもらうとともに、人材育成として、経験と知識を身につけ、視野を広げてもらうという取組みです。大学の先生方から、種子島という島が、豊かな自然・資源を備えているということ、これからの日本の将来を考えていくための研究の場所としてすぐれていること、既に行われている世界最先端の研究事例、将来の進路に対する考え方などを講義していただいております。

今後、さとうきびやバイオエタノール等のそれぞれの分野の専門家による授業、東京や海外の高校を結んだ特別授業等を計画するなど、継続的に取り組まれる予定となっております。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） ありがとうございます。

この教育についてですが、種子島高校へ行ってまいりました、管理者の先生方と何人かお話をさせていただきました。この事業に関しては、非常にそのなかなか得がたい貴重なチャンスというふうな捉え方しておるようで、種子島の子どもたちにですね、そういう意味で、非常にこの教育という面で、そういうことがなかなかほかの地域ではない。恐らく、その方がおっしゃるに、私が知ってる範囲内では、こういうことはこれが初めてだと。非常にこれに対して期待をしておっしゃっております。

そういうことですね、ぜひ特にこういう面では大いに活用していただきたいなというふうに思うところであります。

総括したいんですけども、今後ですね、この波及効果といいますか、また、本市にとつてどのようなメリットがあるのか、そこについて御説明をお願いいたします。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

人口減少、過疎化が進展する中において、いかに地域に希望を与え、それぞれの将来の夢につなげていくことができるかが、行政含め、我々の大きな使命だと思っております。そのためにも、私たちが最大限の努力をするのは当然のことながら、それ以上に、市民皆様の生活が向上するのであれば、島内外のあらゆる機関と連携し、これからの難局を乗り越えていく覚悟でございます。

その手段の一つが大学等との連携であり、その形がスマートエコアイランド種子島構想であると考えております。この中で、現在取り組んでいる本市の身近な課題につきましても対応していきながら、同時に、長期的な視点による取組みも並行して進めてまいりたいと考えております。

また、大学等と連携し、研究場所、単位取得の場所となることで、若い方々を対象に、一方的な情報発信だけにとどまらず、受け手側に日常の中で種子島、西之表市を常に認識していただくということが発生し、より情報の効率上がることで、一見学術とは関係ないような定住の促進、観光地や宿泊の利用、特産品の購買等、さまざま

まな面において波及していくものと理解しております。

実際に、大手企業とのさまざまな協議におきましても、大学連携の話が対話の有効な手段として活用され、企業から今までにない興味を持っていただいている状況もございます。例えば、企業誘致ですとか、また、大手による流通販売支援などです。

さらに、さまざまなことが中央で決まってく現在において、地方、島である本市の状況をシンポジウムなどを通じて影響力のある方々に直接伝えることができる機会をいただいていることもメリットです。

一方、今後の課題としましては、来年度からの電力自由化を控え、採算の厳しい離島地域として、エネルギー問題をどう克服していくかが問われています。このことは、日本に置きかえても、外国からの化石燃料に頼る課題の解決にもつながります。

また、高校を卒業した学生の九割が島を離れ、二十歳前後の若者が極端に少ない現状において、まずは、若い世代を島に呼び込む新しい流れをつくり出すことが、地域に活力を生み出すきっかけになると考えております。地方創生の本質にもつながることだと思っております。

さらに、大学主体の事業として、さまざまな事業を本市に誘致することも可能であり、行政以外で国の予算など外部資金獲得を推進し、通常の産業活動以外の手段としても、本市に入ってくる外貨獲得に大きく貢献していただけるのだと認識しております。

種子島の先人たちが達成してきた過去の偉業と未来技術のロケットに加え、現在の課題までも最先端解決を図ることで、歴史・現在・未来の最先端技術を有する島として夢を持って取り組んでいけることが、島の子どもの誇りにもなり、種子島を世界に向けてPRできる最大のメリットだと感じるところでございます。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） 実現をですね、心から望むものであります。

それで、この中でやっぱ一番重要なのが、この基幹産業である農業の分野だと思うんですね。本市のその基幹産業である農業分野での活用、あるいはその最新の技術、あるいは研究の導入をどのように検討されてますか。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） お答えいたします。

御質問の農業分野での活用、最新の技術・研究の導入についての検討は、分散型エネルギーインフラプロジェクトの一環として、間伐材や畜産排出物等を原料にバイオガスを製造しまして、そのガスを燃焼させた熱利用について調査・研究を実施しております。

農業分野では、排出されます熱を活用した施設園芸、ハウスでの活用や、その製造段階での副産物である消化液について、液肥としての活用を検討しています。

なお、このプロジェクトは、単なるエネルギー問題ではなく、ま

ちづくりや交通、産業など、さまざまな分野の相乗効果が見込めるため、一大プロジェクトでありまして、今後、さまざまな関係者や市民と一体となった取組みが求められることから、長期的な計画になるのかと考えております。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） ぜひです、突き詰めて、これを実現させていただきたいというふうに思っているところであります。

大変失礼な言い方ですけども、経済観光課の事業を見ていたときにですね、何かこう、つくっては壊しという何かイメージがありまして、例えば、三年の事業の期間が終わってしまったら、それで終わり。あとは残らないというような、この私の勝手なそういうイメージがありました。大変失礼なことですけどね。

やっぱりこれからやっていく上で、新しいものを取り入れていく。何かその西之表市そのものが、新しいものをなかなか受け入れられないようなこの風土とか風潮があるような気がしてならないんです。ぜひです、今やっていることをその将来の財産として、きっちり残していけるような事業展開をお願いしたいところであります。よろしく願います。

続きまして、あ、そうでしたね。ここでよく出てくるプラチナ社会という言葉が出てくるんです。このプラチナ社会というのがですね、何を指しているものなのか、ちょっとわからない部分がありまして、私はプラチナっていうと、どうしても指輪をイメージして

しまうんですから、このプラチナ社会というのが何を指しているのか、説明をお願いします。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

プラチナ社会につきましては、現在本市と連携して東京大学の総長直轄の研究部署であるプラチナ社会総括寄付講座が研究している構想であります。前東京大学総長の、現在は三菱総合研究所理事長である小宮山宏氏が提唱したもので、世界の中でさまざまな問題が多様化して複雑化した中にありますが、特に高齢化等遷延化した日本の社会的課題を、環境問題ですとか高齢社会問題、雇用問題を主にしまして、社会モデルの転換によって同時解決するのがプラチナ構想です。プラチナのように威厳を持って光り輝いた社会を実現するという意味のようです。全国の自治体や企業二百七十団体ぐらいで組織されておりまして、その実現を目指してるところです。

本市のスマートエコアイランド構想は、日本の中でもさらに課題が遷延化した場所である種子島を課題解決の先進地にする事で、プラチナ社会の実現のモデルとして検証するため、東京大学を中心に取組みがなされております。さとうきびとエネルギーの提案以外の個別取組みにつきましては、逆に、こちらのほうから、種子島サイドから提案をしまして、協力をいただいているところです。現在のところ、全て大学の予算で進めておりますが、今後は検討が必要だと考えてるところでございます。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） ありがとうございます。

先日ですね、あるチラシといいますが、を手に入れることができました。これを見てみますとですね、平成二十七年十二月八日、もう来週みたいですけども、ここで東京大学の本郷キャンパス、ここでシンポジウムが行われると。で、そのですね、メンバーを見てみると、名立たるすごいメンバーが入っております、その六人の中にですね、本市の経済観光課の商工政策係長さんが、ここに討論者として出られると。非常にこうすばらしいことだと思います。こういうですね、ものにどんどんチャレンジしていただいて、新しいものですね、どんどんチャレンジしていただきたいものだと思っております。

以上です。

次にですね、次に入りますけども、人事についてですね。

前あった決算委員会の中に出てきたことで、非常に気になった部分なんです。非常にこの一つの課に長くいらっしゃる方、いわゆる在課年数が極端に長い一般行政職の職員がいらっしゃるということがありまして、何人ぐらいいらっしゃるのかなと思っておりますね、ここをちよつと聞きたいんですけども、そのような、いわゆる極端に長いというふうに思われるような傾向にある職員の人数が何人ぐらいいらっしゃるのか、どういうふうに押さえてあるのか、お聞きします。

「総務課長 中野哲男君」

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

人事についてでございます。在課年数が極端に長い一般行政職の職員が何名ほどいるかという御質問でございますが、本年の十一月一日現在、職員数百八十七人、行政事務職員百五十三人中、六年以上の職員は十四名でございます。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） 十年以上の方もいらっしゃると思うんですが、いかがですか。

○総務課長（中野哲男君） 十年以上はですね、五名おります。以上でございます。

十一年からということ、十年以上ということでございます。

○一五番（丸田健次君） 十一年から。

○総務課長（中野哲男君） 十一年以上ということ、はい。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） 差し支えなければ、最も長い年数があれば、教えていただけますか。

○総務課長（中野哲男君） 約三十年でございます。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） 本来は、この人事についてなんて、私どもが立ち入る分野ではないのかなと思うんですけども、私の聞いた範囲、私の想像も入ってくるんですけども、その方が抜けたら、その業務がとまってしまふ、その後がつかないという状況があるよ

うに思うんです。それについてはどんな感想をお持ちですか。いわゆるその二番になるんですけども、原因をどのように認識されているのか。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

その極端に長くなった原因ということでの御質問でございませけれども、人事異動を行う上で、基準の在職年数でございませけれども、先ほど六年以上というふうにお答えをいたしましたけれども、一般的には五年を基準にしております。採用後十年未満の職員につきましては、その適正を図るため、三年ごとの異動を一つの目途としてございます。

その原因でございませけれども、一般行政職については、技術職や現業職を除く行政事務に従事する職員を指すものとして回答させていただきます。

その一つ目には、入庁時に専門職として採用された者、二つ目には、入庁後、専門職として訓練を受けた者、三つ目に、特殊な業務として引き継ぎに時間を要する者等、特殊な事情を除きますと、九名程度となるようでございます。

さて、長期となった原因についてでございますけれども、法的改正の状況、新規事業等の状況、引き継ぎの状況、異動のタイミング等、さまざまな状況が考えられるところでございます。

今議員がおっしゃられましたように、事務事業継承に支障を来すことのないよう、円滑な人事異動に心がけ、市民サービスが低下を

しないように、さらには向上していくように対応しているところでございます。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） その今おっしゃった中でですね、引き継ぎにですね、非常に長い時間かかるといふ部分なんです。私は、その中の一人としてですね、財産監理課の中のある方を示してるんですけども、その職は非常に専門性が強くて、なかなかその、それを引き継げる状況になるには、二、三年の単位じゃちょっと無理だろう。やっぱ五、六年必要になってくる。となると、いわゆる今一人でやってるところを二人置いて、引き継ぎができる体制をつくる。単純に考えれば、そうあるべきだと思うんですよ。そういう体制ができてないことが非常に問題ではないのかなって思ってるんです。

ですから、それとですね、ちよつと話がずれるように感じられる方もいらつしやるかもしれませんけど、ここにですね、職員の年休の取得状況というデータがございます。こういうことがなぜ起きているか。根底の中に、そののですね、このいわゆるデータをちよつと御紹介しますね。

いわゆるその年休の取得状況、いわゆる取得者数ということで、年間ゼロから五日の年休をとっておられる方が五十名、六日から十日の方が六十名、十一日から十五日、ほぼ半分いってるのが三十八名、そして十六日から二十日、これが二十四名、二十一日から二十五日が八名、二十六日から三十日が五人なんです。

半分に分けると、三十日だったとして、これを半分なかなかとれずにいる人が百四十九名いるんですよ。で、半分以上消化してる方が三十七名なんです。半分に割ったときですね、三十日を。これですごくバランスが悪いと思ってまして、こういうことになる一つの要因というのが、先ほどのお話いただいた部分が非常に影響しているんじゃないかなって思うところなんです。

どうでしょう。課長、これ非常にバランスが悪いとは思われませんか。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

今議員に御案内いただきましたことにつきましては、平均で九・七日と。取得率にいたしました二五・一％と。四分の一程度ということでございます。バランスがいいか悪いかというお話ですけれども、実情といたしまして、なかなか職員数の減少、あるいは事務の煩雑化等ございまして、なかなか取得ができないということでございます。この辺については、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） 先ほどの件もひっくるめて、今の部分も

ひっくるめてなんです。私はどうしても副市長の見解をお聞きしたいと思ってまして、副市長は現場のですね、たたき上げで、今副市長をされたる状況。こういうこと、先ほどの在職年数もそうですけれども、今のこの職員のこの休暇のとり方にしてもそうですけれども、

一番身近で自分で経験されて、よく見てきてこられた方でいらっしやるんで、こういう部分をですね、速やかに解決してくださるのは副市長なんだろうなというふうに思っていました。

でも、なかなかそのこれが、今年度も含めてですけども、改善されてるとは思えないし、改善方向に行ってるとも思えないんです。

そういうことで、現場たたき上げの副市長という立場ですね、見解をちよつと聞かせていただけませんか。

「副市長 坂元茂昭君」

○副市長（坂元茂昭君） お答えをいたします。

私たちが若いころはですね、やはり今の時分、皆さん年休、年休という話をしてらっしゃるんですけども、私たちは年休のことを考えずにですね、一生懸命仕事だけを目標に頑張ってきたんですけど、ちよつとその年休ということがですね、ちよつと自分で感覚的になかったもんですから、私たちが今世代が随分違いがありますので、そのころは、私たちの時代は、やっぱり職員数多くてですね、やっぱり一つの業務に関して二人ぐらいで、主になる人と副になる人ということでおったもんですから、一人が休んでも副が対応するとか、主が休んでも副が対応していくということで、そういう業務の仕方をやってきたもんですから。

私自身は、しかし、私も水道のほうは随分長くてですね、そういった経験があるんですけども、ただ、水道事業のほうは、いろんなほかの部署と違って、いろんな業務に対しての制約がございまして、

まず、水道技術者管理者にしても、やっぱり高卒で七年以上でしたかね。それと、大卒で水理学、農学、そういった薬学等を出てれば三年以上、出てなければ五年以上でないと水道技術管理者になれないということもあってですね、それでない、そういう人がいないと、水道事業が経営ができないということもあります。

そしてまた、現場監督についてもですね、普通の建設課なんかと違いまして、技術者がそのまま大卒で来て現場監督ができるということじゃなくてですね、たしか三年ぐらいの経験がないと水道の現場監督には当たれないということもございまして、そういうこともあって、水道の職員については、長期の職員が多かったということになります。

そしてまた、やっぱりそこに長くいることについて、施設の内容は熟知をされるということで、水道の分につきましては、水道はやはり水をとめることができませんので、やはり一分一秒早く復旧をさせていくという義務がございしますので、そういった面では、やはりそこに長くいてプロフェッショナルというような感覚でいたほうが、復旧も早くできてですね、住民のほうにもサービスが向上できるといふ部分がございました。

その現在はずね、やはり職員数もやっぱり少なくなったということがございまして、やはりその一人の職員が休んで、他の職員がそこをかわりに対応ができるということがなかなか困難な状態になってまして、ただ、職員としても、自分の業務のほうに責任を感じ

てましてですね、私たちのほうとしては、できるだけ仕事の業務の内容を見ながら、休みをとりなさいという指導はしてるところなんですけども、やはり仕事の責務と、ほかにもいないということもあるかと思えますけども、そういったことで、なかなか休めていけないということが、現状がございまして。

これについては、今先ほど総務課長のほうも話がございましたけども、しっかりと職員には休めるように、休んでくださいという徹底をしてるとこんなですけども、あとは、やはり個人がどうそれを捉えてしていくかという問題もございしますので、行政としましては、なるべく休みをとっていきなさいという指導はしてるところでございまして。

すいません。答弁になるかどうかわかりませんが。

○一五番（丸田健次君） 聞き方、捉え方によっては美談にも聞けるんですけども、今職員の皆さんが抱えてる、いわゆる負荷ですね、業務量の、これは非常に危機的な状況にあるのかなという感じで、そういうふうに捉えております。

というのは、過去にもですね、命を捨てた方もいらっしゃるんですけども、そういうことありましたよね、実際。だから、そういうところのケアってしっかりできてるのかな。やっぱり休むときはきちんと休まない、本当によい仕事っていうのはできないと思うんです。だから、休もうにも休めない状況にあるのも事実だと思うし、これにですね、何げ、代休とかを入れていったら、すごい日数になってきま

すよね。

だから、ここは、今副市長が答えていただいたことって、非常に私は曖昧だなというふうに感じてましてね、やっぱ具体的にこれをどうするかというのをきちんと前向きにね、考えなくちゃいけないんじゃないのかな。考えてはいらつしやるんでしょうけども、実際そこにたどり着いてないですよね。で、これからなおさらだと思いますよ。ですから、そこらあたりをどうかしつかり考えて、我々の目にも見えるようなものにしていただきたいと思うところであります。

まず、うまくまとめられませんでしたけども、今、答弁重なるかもしれませんが、この後、具体的にどのような対策を考えておられるのか、もう一度かぶるかもしれませんが、お願いします。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

お答えをいたします前に、今議員がおっしゃられましたように、特別にどういふあれをしているのかという御質問、御指摘がございましたけれども、今般、採用試験、新規採用を行う上で、市長、副市長と協議をいたしました。

その中で、現状、実働人員ということで協議をいたしました、実際、その席はあるけれども事務に従事できない職員というのがおります。例えば、産休の方ですとか、病休の方ですとか、そういうことも検討されて、採用人数についても反映をさせていくという考えでございますので、一点、その分はお知らせをしておきたいと思

ます。

それでは、今後の方向性についてでございますけれども、先ほど申し上げました特殊な事情や採用にある者以外で長期になった職員の配置については、毎年実施をしております所管課長、係長及び特定の職員への人事ヒアリングを通し、引き続き、偏った在籍年数とならないよう調整をしてみたいと考えております。

あわせて、生涯市の職員として勤務をする三十数年の期間で、全ての部署を経験させることは不可能でありますので、民生部門、管理部門、教育部門、事業部門と大きく四つに分類し、最低でもこの四部門への配置ができるような工夫も考えてまいりたいと考えております。

しかしながら、一方では、職員数が減少していることも踏まえ、プロフェッショナルとして育て、住民サービスの向上にもつなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） ありがとうございます。

終わります。

○議長（永田 章君） 以上で丸田健次君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時ごろより再開いたします。

午後一時四十六分休憩

午後二時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、小倉伸一君の発言を許可いたします。

〔七番 小倉伸一君登壇〕

○七番（小倉伸一君） 今年には戦後七十年、市長も述べられておりましたが、さきの太平洋戦争を振り返り、戦争の悲惨さに向き合い、多くの犠牲となった人々に思いをはせながら、自らの世代で戦争を再び起こしてはならないと強く感じております。平和の尊い礎を大事にしつつ、諸課題の解決に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

一般質問通告書の一部入れ替えて質問をいたします。

公契約条例についてであります。

地域を守り持続可能な魅力ある地域づくりを行う立場から、何回か提案してきました。国の法律ができていないことなどを理由に、難しいことと伺ってきました。

私は、特に地域内雇用については、これからは独立国的発想が必要と考えております。現状の地域内雇用は、低賃金で長時間労働の中にあります。地域崩壊の大きな流れの中にあると考えております。

特に医療・介護・福祉を支える事業所は、求人難に陥っています。人材が集まらない状況は続いております。幾ら人材育成をして

も、労働環境など質が伴わなければ、この課題解決となりません。

さらに、都市部ではこれから高齢化に突入をしていき、地域を支える人材は都市部に流れていくというふうに予想がされております。

市長や事業所には危機意識がなく、事業の存続や住民サービスを提供していく覚悟など、その自覚や意識すらないように思われます。

せめて税金や保険料で事業を行う公的機関には、そこで働く従業員に対し、安定的な雇用につながるよう努力義務を負わせるべきと考えます。市長の見解を伺います。

以下の質問は質問席から伺います。

〔市長 長野 力君〕

○市長（長野 力君） 今質問が、公契約から話が出まして、現在、医療とか福祉とかいうことについての島外流出、それから定着しない。それは賃金の問題じゃないかというような趣旨じゃないかと思えます。

私どもも当然ですね、これからこれが、さらにこれからは、医療とか福祉・介護等のスタッフについては、国も挙げておりますけれども、やっぱり若い人の定着が非常に少ないということ懸念はしております。そういう意味で、やはりその理由が何かということになれば、今議員の考え方は、非常に賃金が低いから定着しないということだということですが、これは一般的にも、新聞紙上等でもですね、一応そういう見方が出ていることは認識しております。

そういう意味で、私どももいたしましたし、やはりこの島に特に必要なスタッフでございますし、特に看護とか介護はですね、私もよく見ていますけれども、やはり非常に厳しい労働力が必要な職でございますし、そういう意味ではですね、一層そういうものの安定化をですね、図るべきだと思いますし、私どももいたしましたし、一応そういう事業主に對しましては、強制的にちゅうわけにもいきませんけれども、やはりそこはお互いに指導し、話し合い、是正できるものは是正していただくようにはですね、しむけていくことが必要かなと思っております。

これは、今、全国的にそういう大きな課題として出てきております。国のほうも、こういうことについてですね、いろいろな検討もなされてございますし、そういうことも注視しながら、私どもの地域内ではですね、地域内の形でしっかりと指導、話し合い、事情・意見聴取を図っていきたいと考えております。

○七番（小倉伸一君） 私もこの課題について、いえば、事業所もありませんし、そういった中で、非常に勇気もですね、要るわけですけども、特にこれまで民間の経済活動に任しとけばいいんだというような発想もあったと思うんですが、事ここに至ってはですね、昨年、ある事業所ですけども、年間臨給、ボーナスが全額カットという事象も発生しております。

また、不満なら出てこなくていいと、後がまは幾らでもいるよというふうなですね、事業所がやっぱり存在していると。これはですね、

ただ単に、使用者と俗に言う、銀行関係という。市長は銀行に勤めておりましたけども、そこでいう民間企業その考え方というんですか、それについては、自前で稼いで、自前で株主も含めて分配をしていくという哲学に徹してやっていると思いますが、この部分については、やっぱり我が地域をこれからも支えていく貴重な人材、いえば、市民サービスを提供していただいているやっぱ貴重な人材だというふうに、やはり受けとめなければならぬし、また、事業所もそういう自覚を持って取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

そういう意味で、ぜひですね、これについては、一歩も二歩も踏み込んで取り組んでいかなければ、まさしく、いえば、攻めるのはいいんだけど、守りですね、体制ができてこないということもありますので、ぜひそういう意味で、これについては、特に言いますけども、建設・建築も含めて、やはり市の責務、それから事業所の責務、また従業員の責務なども、やはり明らかにするような、その強制力があるとかそういうのは、また罰則規定があるとかいう問題じゃなくて、そういう理念が通じるようなその取組みなり、条例なりをですね、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

市長の見解を伺います。

○市長（長野 力君） 今議員がおっしゃいましたように、医療にかかわらずですね、いろいろな業種においても考え方は一緒になるかと思えます。そういう意味ではですね、一歩踏み込んでという話

もございました。基本的には、踏み込む、踏み込まんは別にしまして、私どもの地域としては、やはりしっかりと形での事業所の運営のあり方、人に対するあり方、職員に対する、従業員に対するあり方というのはですね、しっかりと指導し、また話し合いをするところが、私もここ行政に携わる者の仕事でもありますんで、当然使命でもありますから、それはですね、しっかりと今後さらに進めていければと、注意して進めていきたいと思っております。

そして、さっき言いましたように、やっぱり若い人が仕事に従事して、やはり安定してですね、この地で施業ができる。そして、仕事に意欲が燃える。このことについては、しっかりと今後進めていきたいと思っております。

○七番（小倉伸一君） ぜひですね、取り組んでいただきたいと思っております。

最初に戻ります。

まず、我が地域の改革と創生についてでありますけども、これは、今なぜそういう取組みが必要なのか、その必要性や必然性について、明確にですね、指摘していかなければならないというふうに思っています。

一点目の危機意識の共有ですが、これまで、さきの議会でもでしたけども、日本創成会議の例を挙げて提案してきたところです。

特に地方は二十歳から三十九歳のこの女性人口が大幅に減少すると。どんどん疲弊をしながら、先ほど申しましたように、極点社会、

比較的大きな都市部にブラックホール化した状態で、日本自体が自然と活力を失っていくというような警告というふうになっております。

鹿児島県をちよつと調べましたけども、十九市中、本市を含め十市が該当します。西之表市の減少率は六二・七％。このちよつと二十歳から三十九歳ですね、女性がそういうことですね。中種子町はちよつと少ないんですが、五五・五％の減少率。南種子町はぽんと上がつて六九・九％。屋久島は載っていませんでした。

この人口減少と高齢化の大きな時代の変革は避けられないというふうに考えますけども、最低でもですね、これまでのような自治体としての枠組み、いえば、はなくなるんだろうなというふうに受けとめなければならぬんじゃないかと思っております。強いて言えば、本市においても、これまでのこのさまざまな市民サービスの提供ができなくなるおそれがある自治体というふうになると思っています。

それを展望すると、やはりさらなるですね、行政改革を一步も二歩も三歩も四歩も進めていかなければならないでしょう。また、地域を合理化するために、やはり現在でもですけども、市町村合併とか、また広域的な取組みも進めていかなければならなくなるんだらうというふうに考えます。

こういった将来的な危機対応ちゆうんですか、危機意識について、市長の見解を伺いたいと思っております。

○市長（長野 力君） 今危機意識があるということだと思ひ、私

も一緒でございますが、私たちが住む種子島は離島であります。豊かな自然がある一方でですね、どうしても物や人の輸送には経費がかかるわけで、本土と比べて、もともとハンディは背負っているという状況かと思えます。

統計的なデータを申し上げても、約十年後には十人に四人は六十五歳以上となると。それからまた、平成七年以降、死亡数が出生数を上回っており、今後十五年間で千人を超える人口減が推測される状況です。最近は回復の兆しが見られるものの、種子島への入り込み客や宿泊数も減少傾向にあります。

こうしたことから、こうしたことの要因となり、一次産業者のですね、高齢化や後継者不足、また大きく言うと、TPP問題なども含めて、外的要因も含めまして、将来不安を抱えるというようなことも実態があるんじゃないかという認識はしておるところでございます。

今申しましたように、やはりもう条件としてはですね、日本全国そういう課題に今直面してるんですが、特に離島である私どもについては、さらにですね、そういう危機はですね、来てるということ認識があります。

今後は、前回は、人口はこのままでいいじゃないかという意見もございましたし、人口を増やすという努力はやっぱしないといけないんですが、今すぐ増えるわけじゃないとすれば、現状をしっかりと認めながら、現状をいかにですね、減少がないようにとどめてい

くことが大事かなと思っております。

今後ですね、こういう危機状態の中で、やっぱ人口増、それからまた経済の浮揚、そういうものを含めて、我々はさらに、他地区よりはハンディが悪けりや悪いほどですね、努力をしたり、知恵を絞り、全ての方と一体となって、やはり力を出していくことが必要かと思っております。

特にその顕著なのが、大字地区がですね、非常に高齢化して、過疎化が急激にしております。何とかこれを全体的にもバランスよくするためにもですね、大字地区の再生というか、そういうものも含めながら考えていく必要があるかということで、そのそういう意味での危機意識については、議員と同じようじゃないかと思っております。

○七番（小倉伸一君） 市長も述べられましたけども、特に大字地区の再生も強調されました。まさしくそのとおりだろうと思います。これまでですね、戦後一貫して、高度成長時代、若者のこの我が島からの人口流出というのは、これは時代のこの流れもあったでしょう。また、大都市部が非常に経済活動が活発だということもあるんでしようし、また、利便さ等も追求されて、魅力的な都会という形ですね、進んできたんだろうというふうに思います。

しかし、一方ですね、都市が若者を本当に吸収してきたんだろうかという思いも、私たち最近思うんですけども、我が地域として、若者が残るような環境を本当につくってきたんだろうか。そうい

うのもですね、一方では、今後取り組んでいかなければならない視点なんだろうというふうに思います。

ただ単に、私どものこの取組みが、特に私も議員になってからでしたけども、やはりその努力はしてきたつもりなんです、できるだけ魅力ある地域になるように、市長もですね、私ども議員も取り組んできました。

しかし、現在の結果としたら、なかなかその現実とはまらない状況にありますし、また、Iターン・Uターンについても、やはりそこが魅力的に、地元から支援策がなくても来てもらえるようなその地域になつてののかといったら、やはりそれについてもちよつと疑問符がつくんだろうというふうに思います。

そういう面で、今後、やはり私どもの地域が、やはりさまざまな支援策が、今、定住促進とかですね、取組みがされておりますけども、そういった支援策がなくても、やはり地域に、いえば、先ほど言いましたけども、医療・福祉・介護の人材についても、種子島いいなあと。種子島でやっぱ仕事をしたいなというような環境が、やはりつくり出していけるのかどうか。そこがやっぱ今後重要なのではないかというふうに思うんですが、市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（長野 力君） 現在、戦後、高度成長を抱えて、私どもの地方は、経済の成長に合ったような格好で、都会のほうへ若い労働力を供給してきました。そして、そういう意味において経済大国と

なり、日本はここまで来たわけでございます。

しかし、一方では、逆に地方の空洞化が進んで、本当はバランスをとりですね、やるべきことだったというのはあるでしょうけれども、現実には、時代はそういうことになったんじゃないかと思っております。

そういうことで、現在、今国もそのことを含めてもう一回見直しをしようということで、今回、地方創生とか、地方へ人や物・仕事、こういうものを再生しようということになったかと思えます。

ということは、今までのことを言っても、これはもう過ぎた話でございます。これからは、やはり今議員がおっしゃったように、やはり若い人が働く場所、そして働く場所もそうですが、若い人がやっぱここで楽しいというか、そういう場所、町、そしてやはり他にない、やはり住みやすい環境というものをですね、やっぱ我々の利点となるものをしっかり打ち出しながら、私どもが持つる資源を押し出しながら、ここに若い人を呼び込む。その努力は今後していかなきゃならないかと思っております。

そのためには、雇用ということと所得ということと、そういう経済的な側面もございます。もう一つは、やはり楽しいという観点もございまして、もう一つは、環境ということもございまして。そういうものが総合的になつて初めて、この種子島で、離島で若い人が生活できるということになるかと思えます。ここだったら子育ても心配しないでできる。そして若い人が増えてくる。そして、その

後は、しっかり教育ができる場をつくり、そしてまた、お母さんたちがしっかり働ける場をつくる。こういう循環がですね、今後必要かと思っております。

ただ、やはりここに来てですね、私どもは、非常に世の中もスピード化しております。経済の変化も激しい。社会の変化も激しい。そして、非常にグローバル化してる。それに我々は追いつかない状態もあるかと思えます。私自身も追いつかない点もあるかと思えます。

しかし、そういうためには、やはり従前のあり方からですね、あの程度は脱皮しながら前へ向かっていくことはですね、行く仕掛け、これはやっぱり必要かなと思っております。そのためにはですね、今後まず定めるところは、子育てのこと、それから若い人が定着すること、このあたりをまず基本にしながら、そのそしてですね、高齢化社会だけは避けられなくて来ます。これから、今もう既に来ていますけど、なお一層、これから十年、二十年来ます。そのために、今日もございましたプラチナ社会とか、私どもの資源を生かしながら、高齢な社会が、逆に言うと、高齢社会は嫌な社会じゃなくて、高齢社会が輝く社会、そういうものに向かっていくというこの観点もですね、必要かと思つて、総合的にいろんな仕掛けを現在しているとところでございます。

これから国の、先ほども国の財政の状況の指摘もございました。おっしゃるとおり、あれだけの借金ですね、今までどおりに私ども

もに財政支援があるかというのと、やっぱりそこは厳しく見るべきだと思います、そのためには、そういうことを先に置きながら、今どうしたらいいかということですね、考えていくべきだと思つておるところでございます。

○七番（小倉伸一君） 特にですね、市長も、若い人の力ちゅうんですか、そういった観点ちゅうのは非常に重要な観点だろうというふうに思いますし、次に質問はしますけども、やっぱり活力人口というのが、やはりある程度地域に存在してないと、なかなか魅力ある地域にはならないという、つながらないというふうに思います。

次に、生き残りをかけた攻めの戦略についてですが、これについては、もうさきの議会でも、種子島の経済状況は、島外に向けて人・物・金が吸い上げられる構造になつてるといふことも申し上げて、やはり地域資源を生かした、外貨を獲得し得る自立した持続可能な地域づくりを進めることが大事だということで提案もしました。今回は違う角度からですね、提案をしたいと思いますが、一点目の視点ですけども、これまで、できるだけ民間でできることは民間でというような考え方、それから官民協働でというような考え方もですね、私どももしてきましたし、そういう取組みをすべきだといふうに進めてきたつもりです。

しかし、現状を見ますと、なかなか民間に力がない弱い地域については、私どもが想定した生活ですか、それがなかなか出てきてないように思います。うまくかみ合っていないんですか、そういう

う状況もあるというふうに思います。

ある一定、この官と言われる行政が、やはりある一定こういう変革の時代にあつては、主導的な立場にやはり立つべきだというふうには私は思っております。特に地域内の雇用や所得向上、それから産業振興関係についてもですね、必要な対策については確かな戦略を構築して、国や県の補助金をしっかりと有効にやはり活用して、積極的に成長を島外にもですね、求めていくように取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

こういった、いえば、官主導の考え方について、市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（長野 力君） 官主導という考えは、私はございません。ただ、従来は、高度成長、いわゆる経済が上り坂のときには、民間が自分たちの力でいろいろな事業展開ができることはあるかと思えます。それで、都心部は、既にその民間の事業体というのが、ある程度基盤を確立されているという、力があるということもございませぬが、私も民間の方々と話したり、やはり民間はやってもらいたいということと来ましたけれども、正直なところは、地域性がありまして、そこまですぐそれから民が取り組むかというのはいは、やはり我々の置かれている現実の事業体の力からして、非常に難しいなという気がございます。

じゃあ、そのためにはどうするかとなれば、やはり官主導という言葉はちょっと余り好きじゃないですが、しかし、最初のですね、

取組み、それから誘導というんですか、取組み、そして最初のこの基盤づくり、このあたりは、やはり我々がですね、ある程度リードする、誘導することが必要なという気がいたします。

これもですね、私どもが一方的にそうするんじゃない、ある程度話をしながら、その方向性を見出したら、それを具体的に誘導する。また手がける。また基盤をつくる。その上に乗っかって、民間の方はですね、また知恵を出して事業展開をしていくというのですね、つなぎをすることは、現実問題としてやっぱ必要だろうなど。そうしないと、民間という言葉だけで走って、我が町が本当にそれが成り立っていくかとなるとですね、成り立つ場合もあるかもわかりませんが、それで全てがいきけるというわけにはいかないかと思っております。

今後はそういうこと、これまでもそうですが、これからもですね、やはりある程度グローバルな社会になってきます。そういう意味では、行政の持つるネットワークとか、それから金融機関とか学校の持つるネットワーク、そういうのをしっかりとつながらながら、私どもの民間と一体となって物事を進めていくことが必要だと思えますんで、そういう意味です。今後、幅広くいろいろなことを取り組みながら、そして、その取組みの中から選択をしながら、成果に結びつけていくことは大事かと思っております。

最初から固定観念で、もう行けない、これはだめだ、だめだの感でなくてですね、選択肢をいっぱい持っていて、それに向かって研

究をしながら、そして、即それが難しかったら落としていく。もしくはやってくるうちに新たなものも出てくるかもわからない。そういうことですね、あり方をですね、やっていくことが、資力のない私ども。ただしかし、地域力とか地域資源力、これはあるんだ、小さくともあるんだというですね、意識のもとに進めていくことが必要かなと思っております。

○七番（小倉伸一君） あえてですね、官主導ちゅう、私もあんまり好きな言葉じゃありませんけども、言わせてもらったのは、独善的な運営をしるとかですね、いうことではなくて、やはり第一義的には、やはり一步も二歩も前に立つのは、やはり行政がやっぱり主導的な立場で地域を巻き込んで取り組んでいくということと提案をさせていただきましたので、そこら辺については、ぜひですね、そういう意気込みで取り組んでいただきたいと思います。

次に、二点目ですが、市役所の関係についてですけども、これについて、やはりもつと、先ほどの同僚議員の質問でもありましたけども、市役所運営についても、やはり大胆にですね、省力化ができる分については本当に省力化をしながら、住民サービスの拡充ができるにはして行く。また、外に打って出る必要があるんであれば、やっぱりそこも現場第一線主義で取り組んでいく。そういう機能的な住民サービスの株式会社となるのかもしれないですが、そういった形で、やはり最低その、民間という経営会議というのも頻繁にですね、やっぱり開催がされて、そこでどんどんそのときそのとき

に応じて、それぞれ職員が共有しながら前に対策を進めていくというようなことも、今でもやられてると思うんですけども、行政版の経営会議等も、やっぱり市役所のこの機能の改革ちゅうんですか、そういうものも含めて取り組めないのか。そういった部分について、市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（長野 力君） まさに行政の行政運営、行政経営の改革の話だと思います。特にですね、最近の仕事というのは、非常に単一じゃなくて、非常に横に広がったものになってきております。常々私はもう連携というか、庁内連携、庁内でのですね、連携を図れということですね、もう毎回毎回ですね、会議のあるたびに職員には言っております。

従前、やっぱりどうしても縦ていうんですか、自分のものを守り、自分のものをしっかりやるという、これは別に悪いわけじゃないんですが、というのが市庁内にもあります。これは、これまで培ってきた職員の責任感がですね、そういう格好で醸成されている流れの中にあると思いますが、これからは、それではやはり仕事をこなせないということになります。

そういう意味ではですね、壁を取っ払ってやろうということでも、もう相当ですね、事あるごとに関連課というのを集まってやる機会をですね、何回も何回も今やっているとところでございます。そうすることによって効率化を図り、そしてまた、他課が描いていること、わかんなかったことも、そこでわかるということもあります。そうい

うことは、ぜひね、今後進めていければと思っております。

いや、そうは言いますが、やっぱりどうしてもですね、役所であり、この事業体である以上、組織というのをどうしてもつくってしまっていて、つくってしまおうと、やはりこの組織を守ろうとするのでございますが、そこで運営のあり方、私も含めてですけども、課長さんを含めて、そのあり方の指導、そういうことが、そうやってくるとですね、力を求められるということになるかと思っております。

今後、例えば、今度の地方創生の話にしましても、国から来たものでもですね、もう一つの課でできない。もうそれぐらいのですね、大きなものがあるし、エネルギーにしても、もう一つの課じゃない。もう全部の中でやる必要が出てくるという格好でございますので、ここは、今後、庁内のあり方、私どもはこういうのを行革という言い方しておりますけれども、行革には組織上のものと内容上のものがあると思いますが、包括して、それに今後取り組んでいきたいと思えます。

今日の質問でもですね、非常に職員の問題が出ました。今日までもう倒産寸前と言われた本市の財政を救うために、職員もぐっと減らしました。それから、一時は職員の給与も削減もしたこともありましたが、今は何とかここまで来ました。

ただ、今こう来てみると、仕事は相当増えております。増えるというより、積極的に仕事をとりとうという姿勢を打ち出しております。

す。ただ、考えてみたら、それはいいんだけど、じゃあ、その裏づけとして、消化する能力があるかどうかということもあります。そこです。ね、職員の数が足りないということもですね、ここに来てまた出てきたのかなという気がしております。今後ですね、そういうのも含めまして、今後の職員の配置につきましても、また職員の数につきましても、それを踏まえてやりたいと、このように考えておるところでございます。

そういうことで、庁内の改革を含めて、しっかりと進めていきたいと思います。

○七番（小倉伸一君） 同僚議員の話もありましたけども、ぜひですね、攻めのこの施策を打っていくためには、どうしても現場にですね、人がどうしても要するというふうに思います。今までと、ルーチン作業と違った仕事が出てくるわけで、そこら辺の数的な問題についても、市長がですね、打って出る、攻めに転じる、そういう施策をするときには、やはり行財政改革でぐーんと落としてきた。

一方で、省力化もそれに伴ってなければですね、当然、同僚議員が言いましたけども、有給休暇の取得率もなかなか上がらない。これはもう法令違反ですからですね、やっぱりこれについては、しっかりとですね、定数管理もしながら、攻めの体制をやっぱりつくる。市役所内でもやっぱりつくるというような取組みをしていただきたいと思えます。

次に、人材育成とその活用、活力人口の増についてであります。

これについては、もう市長の所信表明で触れられましたけども、西之表市、それから鹿児島国際大学、鹿児島相互信用金庫で産学官の連携ができたということで、南日本新聞にも報道がですね、大きくされておりまして。さきの議会でも、あらゆる分野における専門性のある人材育成は、やっぱり雇用に直結をしていくと。それからまた、地域内の経済活動に好循環をもたらすことから、私も人材育成プログラムを求めてきたところであります。

今回、その研究を始めるということで、高く評価をしたいと思えます。ぜひですね、今の地域の雇用状況を変革するぐらいの取り組みを求めたいと思います。市長の見解を伺います。

○市長（長野 力君） 経済や雇用情勢が大きく変動するのは、今後、本市が持続的な発展を実現するためには、本市を支える産業や、今後不足が見込まれる分野にかかわる人材を育成・確保していく大変重要なことであります。

特に農林水産業や商工業、観光業などの産業分野、医師や看護師などの専門分野の人材の確保や育成策については、喫緊の課題と捉え、取組みを進化させる必要があるかと思えます。

また、集落を支える人材の確保や、人材を生かすための環境づくりも、そしてまた地域を支える人づくり、これも重要かと思っております。地域力とか資源力とそれから人間力、この地域と資源と人間、これを組み合わせてですね、我々は地域の発展にしっかりと肥やしを入れ、育てていくことが大事かと思っております。

そういうですね、いろいろな環境の中で、今回、国際大学とのですね、提携をいたしました。それから、相互信用金庫との覚書も締結をしたわけですけども、やはり今後、これからのあり方として、特に若い人の考えも、学生の考えも、一つの大きな参考意見になりますし、また大学のネットワークも利用したいということもございませう。また金融のネットワークも利用したいということもございませう。そういう中で、一つですね、私どもも、私ども職員の若い人も、また地域に今一生懸命頑張ってる若い人も、そういうことを含めて、自分自身をお互いに磨いていく。そして、活力のあるこの町ができればいいという想定でございます。今後、せっかくの協定もいたしました。これをですね、有効にし、成果を上げたいと思っております。

また、今後ですね、今回の本議会に提案をいたします高等教育機関の活用ということも、地域の活性化にはめれるものじゃないかと。そしてまた、人材育成に寄与するものじゃないかと。そしてまた、地域の活性化にあるじゃないかということで、今議会に、その高等教育機関を活用した地域づくりということの調査をですね、したいということに考えております。

そういう状況の中で、人の育成・活力というのは、何より人あつての地域でございます。我々は、やはりどうしてもその人材育成・活用というのが非常に下手というか、ございますが、今回はいろいろな形で外から知恵を入れ、外のアドバイスを聞きながら育ててい

くことの一つのやり方も必要かということを取り組んだわけではございません、今後のこれが人口の増に結びつけと最終的にあればですね、成果を得ることができるかと考えております。

○七番（小倉伸一君） ぜひですね、インターネットで調べれば、この若者がですね、島であっても流入をして、十年ぐらい前から始めたんでしょうけども、そういうですね、離島もあります。

ぜひ、活力人口の増についてあえて言いましたけども、市長も述べられました外からの人材を、特に若い人材を入れていきたいというところもありました。で、その人たちが来る環境をつくるということも、やっぱり重要なことだということふうに思っております、やはり少々、島ですから、交通の便とか、不便とかですね、あったとしても、その我が種子島が、移り住んでここで一生を過ごしたいという気持ちにですね、やっぱりなっていたかなければならないということふうに思います。

当然賃金格差とかですね、そういうのは、東京の空、鹿児島のと比べれば当然あるわけですけども、それをあつたとしても、島に移住してもらえらるという環境をですね、ぜひ整えていく必要があるんだらうというふうに思いますので、ぜひ先進的なですね、取組みのほうも参考にしながら、拡充をお願いしたいと思います。

次にですね、種子島市の実現についてであります。

近い将来、私は持論として、種子島全島の合併を目指すべきだということふうに考えております。種子島として人口減少、高齢化、市長

も言いましたけども、グローバル化に対応するためには、この市町村合併というのは、やはり押し進めていくべきだろうというふうに思います。

本土では、平成の合併の弊害が強調をですね、されているところもありますけども、島嶼離島の種子島は、今後やっぱり考えていくと、三市町とも、先ほども申し上げましたけども、住民サービスがやはりまともに提供できなくなるおそれがあるということもあります。この自治体が消滅するということが、近い将来ですね、現実化していくということも予想がされるといふふうに私は受けとめております。

ぜひですね、対外的に、まず、種子島市に早急に名称を変更すべきであるというふうに思っております。この特に今始まっております地方創生というキーワードもありますけども、それに向けて、条例改正で済むこの課題に、市長は踏み込んでいただきたいと存じますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（長野 力君） この話は以前にも出たと記憶しております。私も、一市二町が合併ができない、できなかった市町ということで、今現在なって進んでおります。現時点で合併というのはですね、自身の考えでいきますと、現時点での合意形成は非常に難しいなという考えを持っております。

ただ、いずれ、ただですね、一市二町にまたがる広域な行政課題、政策課題についてはですね、やはり一市二町と広域的な連携を含め

ながら進めていくことはですね、現在も進んでおりますし、これからもさらに的を絞りながらやっていきたいと思っております。それが、後日、実利的に合併のほうがいいというですね、コンセンサスができればですね、合併ということは当然進めていくんだと思っております。

今後、自分の考えですけども、オリンピックが二〇二〇年にございいますが、ちょうど昭和三十九年にオリンピックがあつたように、今度二〇二〇年あります。これが日本の経済のですね、もうよしあしは別にして、押し上げる環境じゃないかと思えます。そうすると、必ずその後はですね、今日も財政の問題ありまして、一千何十兆円の借金があるということになればですね、まだまだ膨らんでいくんじゃないかと思えますが、なれば、その後というのはですね、大変厳しい状況になるかなというですね、素人の私ですけども、ただ感覚的にそういうふう思っております。

ですから、私どもと地域としては、そういうのが来ても大丈夫なように、今からしつかり事を進めること。それで、しかし、今この五年間でやんなきゃいけないことは、本当に思い切ってやっていく。これなかったらですね、どうもその中途半端になって物事が進むんじゃないかなと思つて。一つは、この五年間でやれるものはやっていく。

しかし、オリンピックは必ず厳しくなりますんで、そのときはもう想定しながら、そこに想定しながらですね、それに我々が埋没し

ないようにしていく。この考えが、私の町のやり方のね、大きな方針だと私は思つておるところでございます。そういう中で、この合併については、現状はそういうことでございます。

それと、質問の種子島市ということになりますけれども、これですね、やっぱり一市二町、将来のお互いの気持ちのそごがないようにしたいということになれば、しつかりした形の話し合い、話し合いというか了解というんですかね、そういうものをとりながらやっていくのはいいのかなと思えますし、しかし、事務的には、やろうと思えばできるかと思っております。

名称変更について、もしよければ、ついでの今後のあり方をですね、ちよつと課長から説明させます。よろしいです。

「行政経営課長 大瀬浩一郎君」

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

市町村の名称につきましては、これまでも議会で取り上げられましたけれども、地方自治法の三条の三項によりまして、県の手続を経て条例を制定すればできるということになっております。

ただ、そのときの答弁でもありましたけれども、やっぱり住民の皆様とか広く生活一般に影響する事項でございますので、県にお願いしますときにも、やっぱりその名称変更が必要になった理由、それと、その名称変更があつたことで出てくる、そのなぜ支障があるかということの説明すること、そしてもう一つは、住民団体、あるいは住民の皆様がそれに対してどういった評価をなさっているのかと

いう現状の認識ですね、そういったものを踏まえながら、さまざまな手続を進めていくことになるんだろうと思います。

実際上は、やっぱり生活していく上で大変支障が出ますので、そういうところも勘案しながらですね、やっぱり市民とか各種団体の皆様の賛同を得るといふ手続を経て、名称変更するのであればするということになるのだろうと思います。

以上でございます。

○市長（長野 力君） 今、名称についての説明がございました。

基本的には、私も、種子島は一応外から見えた場合、一つという考えがございますので、できればですね、それが、そういうことができればいいと思っていますので、いろいろな形で努力をし、種子島市というのに持っていければとは考えておりますが、先ほど言いましたように、その過程は、今からしっかりと積み上げながら進めていければと思っています。

○七番（小倉伸一君） 私はですね、その環境は整ってるといふふうに思います。いえば、外貨を獲得していつて、持続可能な地域づくりを進めていきたいということも市長は述べられておりますし、また、島外の出身者、島内の出身者からですね、そういう声は届いてると思います。私の、いえば、同窓関係でも、何で種子島は一つにならんのかちゅう話もあります。で、何でその、この種子島という冠を大事にしないのかということもあります。

現在ですね、市長も御存じだと思いますが、種子島は非常にです

ね、離島ランキングで一位になってますよね。いえば、死ぬまで行ってみたいディープな離島ランキング、全国で一番なんですよ。それから、楽天の二〇一五年夏の人気上昇離島ランキング、これも沖縄の永良部島に引き続いて二位です。皆さんの取組みも、PRもですね、功を奏しているというふうに思いますけども、そういった部分では、この種子島の冠ちゅうのは、安納いもでしたけども、やっぱり非常に今ではこれをやっぱり活用をして、で、次の時代を切り開いていくということでは、やっぱり早期にですね、実現をしていただきたいと思います。

当然住民のコンセンサスとかですね、各種団体とのコンセンサス、それは必要だと思えます。で、その上に立って、その重要性なり、将来性なりをやはりとくとく説明をして、あ、そうだな。みんなそういうことで地域の市の名称も変えていこうなということになる取組みをですね、早急にしていきたい。

これももしできないのであれば、市長ができないのであれば、議員でですね、私が発議をしてもいいというふうに思っておりますので、そういう意味で、ぜひこれについて手がけていくことをですね、市長、見解を、回答をいただきたいんですが、お願いします。

○市長（長野 力君） 先ほど話をしましたように、そう持っていくちゅうことには、私は考えはございます。いろいろな形で今後話も聞きながら、そして意見の集約もしながらですね、そういうこと

ろに行き着くとすれば、しつかりした形で取り組むということになるのかと思います。

○七番（小倉伸一君）　しばらくですね、見ておきたいと思います。

次に、第一次産業や自然環境、歴史や文化を生かし切るイノベーションの展開についてですが、もうイノベーションというのは、例えば、科学技術の世界では、技術革新というふうに今までです、捉えられてきましたけども、今では広義的な解釈として、あらゆる分野での創造、新しく創造していくと。新たな発想で創造していく。それをイノベーションというふうに思います。

これについて、やはり現在地元であるものを生かした取り組みがですね、もう市を中心に取組みがなされておりますけども、やはり規模も小さくて、収益性も小さい取組みにですね、終わってる嫌があります。で、本当に地域をイノベートしていくというと、やはり産業構造を、先ほど話がありましたけども、産業構造を転換するぐらいのそのイノベーションの必要があるだろうというふうに思います。現在の状況でその立ちどまっている。今あるものをただ単に発掘をする。そういったことではなくて、やはり生かし切る。完全にもう地元の資源を生かし切るというところにやっぱ到達しなければ、このイノベーションというのは起こらないんだらうというふうに思います。

幾つかですね、答える必要はないんですけども、幾つかよその地域のことも参考にしながら考えてることがあります。

我が地域は和牛、子牛の生産は非常に活発で、取組みがですね、毎月のように競りが行われてるというふうに思いますけども、そういう状況にあります。だけでも、昔は肥育もされてたというふうには私は記憶してるんですが、ブランド牛としてのこの取組みちゅうのは、分業が、日本の中でこう分業ちゅうんですかね、分けてこう取組みをしていくというのが、これまでずっと地域間の分業で取組みがされてきたというふうに思いますけども、ある一定そういったこともですね、我が地域のブランド牛への挑戦ちゅうんですか、それもできないのかどうか。種子島高校がありますけども、そういったところとかJAとかですね、小規模のところから始まっていくんだらうと思いますが、そういう展開も、やっぱ本当に生かし切る取組みも必要なんではないかというふうに思います。

それから、安納いもについても、現在も生産額が記憶で約十三億円ぐらいあったと思うんですが、ブランド協議会で取組みがされております。既にもうわかってたことですが、他産地で栽培され、我が地域よりも加工品も多く開発がされております。また、海外へです、輸出を試みてるところもあります。そういうことが現在わかってるのに、このまま立ちどまっていいのかですね。海上費が特に私どものところはかさむわけですが、今後、安定的な経営が安納いもの環境の中でできるのか。それやはり考える必要もあるんだらうというふうに思います。

また一方では、もし仮に、過去苦い思いもありますけども、アリ

モドキゾウムシ関係については、もし発生したら、壊滅的な打撃を受けるわけですね。そういったやつについても、日常的な研究がされているのかどうか。

また、安納いもの差別化を図るためのこの品質管理とか品質の確保、それと新しいバージョンアップした安納いもの開発とか、そういったやつにやっばり対応していかなければ、やはり立ちどまってそのまましていくと、当然産地間競争も含めて、価格競争も含めてですね、出てくるだろうと思いますし、品質面でも、やっばりそういう研究とかですね、そういうのもやっばり進めていかなければならないんじゃないかと思っています。

またさとうきび関係についてもですが、答える必要はありませんけども、いえば、T P Pの大筋合意がなされて、市長も言われました。当初は余りですね、影響はないというふうに向っておりますけども、しかし、将来は、やっばり相当影響も危惧がですね、されるんだろうと思います。

とりわけ本市では、農家の高齢化、これも皆さん言っていることでもあります。で、廃業が進んでいます。担い手農家が不足しています。こういう状況で、エタノールのさきの開発の話もありました。で、そういったことについても取り組んでいたかと思えますけども、この構造的なさとうきびの環境について、やはりもうある一定先を見通した対応もですね、必要なところがあるというふうに思います。当然、大規模化も当然必要でしょうし、それに対する農地の

整備も必要でしょう。そういったことについても、やっばり取り組みを開始すべきだというふうに思います。

それから、漁業においては、これはさらに深刻というふうに私は思います。海に囲まれた種子島で、担い手不足、魚価の低迷、磯焼け現象。漁業経営というのは、大変厳しい状況は市も把握してると思いますが、これについて、やっばり切り込んだですね、対応がやっばりされてないんですね。やはりほかのところでは、やっばり新しいその栽培漁業を始めたたり、それから魚種を選択開発したり、それから活魚を生かすために冷凍技術施設C A Sを導入したりですね。やっばり若い人たちがこの漁業に携わっていくやっばり環境、それから、海で自然に囲まれた島を生かす取組みをですね、ぜひイノベーションしていただきたいと思っています。

市長の見解を伺います。

○市長（長野 力君） いろいろな例を挙げて話がありました。当然ですね、私どもは非常によく途中まではしっかりやるんだけど、その先にですね、先まで突っ込むということはどうも苦手というか、風土性というんですか、地域性があるような気がします。私もいつもそれを反省しておりますが、やはり今後ですね、この自然環境・歴史・文化も全て含めて、やっばりイノベーションの展開は必要だと思っております。

この前ですね、私どもとしては、やはり研究というか、革新というか、こういうものをですね、やはり避けないで進めていくちゅう

ことは、我々今与えられた、今の時期に与えられたものかなということでございますので、私どものそのロケットを含めた先端技術も含めてですね、研究をすることは大事かと思えます。

逆に、そういうことを含めると、私、今ここで、分散型エネルギーのインフラプロジェクトとかですね、それから東京大学連携によるプラチナ社会の構築、こういうのも含めて、そういう意味の中の一角にもですね、これは入るもんじやないかなと考えております。

○七番（小倉伸一君） ぜひですね、こういった、個人の考えでするので、全体的な話し合いの中ではですね、別に参考意見程度ではないんで、これについてはそういう切り口ちゆうんですか、で、やっぱり地域のイノベーションを図っていただきたいというふうに思います。

次に、ICTの研究と展開については前回も言いました。これについては、もう今も研究がされてるようですので、今回は割愛をさせていただきます。

最後ですが、国民文化祭についてであります。

市長の所信表明でも、いえば、祭典の経過なりが出されました。期間中、多くの来場者と市民の参加もいただきました。盛会裏に終了することができたというふうに思います。さまざまな経済効果、人的交流もあったと思います。せっかくですね、多くのボランティアも含めて、市の職員もでしたけども、本当二年ぐらい前からですね、それを積み上げて頑張っていたいただきました。で、そういったも

のをですね、やっぱ一過性の取組みに終わらせてはならないというふうに思います。やはり歴史や文化というのは、将来につなげていかなければいけません。

華道の祭典、これ一つとってもですね、ぜひ全国的にも華道の聖地として認知がですね、されておりますので、今回の取組みによつてですね、ぜひ島内規模でもいいですけども、毎年開催をして、県内規模とか全国規模は五年、また、できないんで十年スパンでもいいです。そういったところで高校生も含めて参加をしていただきたいけども、そういう取組みをぜひ検討していただきたい。

あとは、黒潮文化交流の祭典も、これも私どものからも伝来ですね、そういったやつも非常にいいパネルもつくっていただいて、で、物も展示がされて、PRがされておりました。

それから、鉄砲伝来についても、市長も述べられましたけども、戦国絵巻にも演出がされました。ぜひこういった部分についても、引き続き、地域のこの素材ちゆうんですか、歴史的な部分については、やはり地域のアイデンティティーを高めているためにも大事なことと考えておりますので、継続・継承をですね、市長に求めたいと思えます。

○市長（長野 力君） 国民文化祭が、皆さんの市民も一緒になって盛大に行われ、成功したという認識に立っております。華道の祭典、それから黒潮文化交流の祭典ですね、非常によかったかなと思っております。

せっかく築き上げたこの文化祭の行事でございますんで、またこれの一つの私どものものとして継続して、いろんなことがですね、文化の高揚に、そしてまた華道の高揚にですね、寄与できればいいと思っております、今後大切にしながら、どういう企画で継続していくかということは、皆さんと一緒に話をしながら、しっかりとですね、保存・継承していければいいかなと思っております。

以上でございます。

○七番（小倉伸一君） 以上で私の一般質問は終わります。

○議長（永田 章君） 小倉議員、自席のほうにお願いいたします。ただいまの小倉伸一議員の質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす三日は午前十時から本会議を開きます。日程は市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後三時八分散会

本會議第三号（十二月三日）

本会議第三号（十二月三日）（木）

◎出席議員（十六名）

一番 木原幸四君
 二番 鮫島市憲君
 三番 濱上幸十君
 四番 小倉初男君
 五番 下川和博君
 六番 瀬下満義君
 七番 小倉伸一君
 八番 田添辰郎君
 九番 中原勇君
 一〇番 川村孝則君
 一一番 榎元一巳君
 一二番 長野広美さん
 一三番 橋口美幸さん
 一四番 渡辺道大君
 一五番 丸田健次君
 一六番 永田章君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	長野力君
副市長	坂元茂昭君
教育長	立石望君
会計管理者兼 会計課長	日高研一君
総務課長兼 選管書記長	中野哲男君
行政経営課長	大瀬浩一郎君
市民生活課長	楫田竜一郎君
財産監理課長	前田秀夫君
地域支援課長	神村弘二君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	戸川信正君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	美園博行君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	福山隆一君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務局長	鎌田員訓君
監査事務局長	阿世知美代子さん
教委総務課長兼	中村章二君
学校給食センター所長	
学校教育課長	谷口幸一郎君
社会教育課長	松下成悟君
局長	岸本光君
次長	濱尾実君
書記	中島恵さん
書記	川畑公和君

平成二十七年十二月三日午前十時開議

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第三号のとおりであります。

議事日程（第三号）

日程第 一 一般質問

二番 鮫島 市憲 議員

一四番 渡辺 道大 議員

一三番 橋口 美幸 議員

一二番 長野 広美 議員

△一般質問

○議長（永田 章君） 次は、日程第一、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

初めに、鮫島市憲君の発言を許可いたします。

「二番 鮫島市憲君登壇」

○二番（鮫島市憲君） 皆さん、おはようございます。

周期的に寒暖の変わりやすい天候が続いております。

農村では安納いもの収穫が最盛期を迎えている中、十一月末でん粉用甘しよの受入れを終え、引き続きさとうきび工場の操業が十四日から始まります。天候不順により多くの農作物の収量等が低調で厳しい環境下にあるものの、丹精込めた農作物の収穫期は、年間でも最も活気のある時期を迎えており、特にさとうきびにあっては、今後の好天候による増収が図られるよう願っているところであります。

それでは、通告書に基づき質問いたします。

まず、拠点施設建設費の再提出についてであります。

市長にお尋ねします。関係予算の取り下げから短期間での再提出がなされております。このことについては、市長の提案理由説明や議案審査の同僚議員の質疑の中でも担当課長の答弁が既になされました。再確認の意味からお伺いいたします。

説明では、九月議会以降、校区区長会、榕城校区会、商工会、商店街振興協同組合、種子島観光協会からの意見聴取等を行って、各方面の意見を尊重し、物品販売を除いた当初の各機能施設を整備し、大字と中心市街地を結び、その人の流れやにぎわいを生み出す拠点施設として整備することとなっております。

これらの各会合での出席者からの御意見をこの事業内容等などのように反映されたものか、また、次の質問も一部の説明がなされましたのであわせて質問いたしますが、本議会や産業厚生委員会が八

月二十一日から実施しましたアンケート調査の結果は御承知のことと思いますが、市街地の商店街の人たちの御意見も考慮された今回の再提出となったものかお尋ねします。

以下の質問は質問席から行います。

〔市長 長野 力君〕

○市長（長野 力君） 中心拠点施設の再提出についての質問でございます。

これまでの再提出に來た経過等ございます。一応、担当課長から一旦説明させます。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。経過を述べさせていただきますと思います。

議会終了後の九月の二十九日に商工会、商店街振興組合、観光協会の代表者に集まっていたにつきまして、九月議会の状況報告と今後の対応について協議を行ったところであります。その中で、各組織ごとの意見集約を行うとの協議がなされたところです。

その結果につきまして、十一月十日にそれぞれの組織の長から市長に対して報告がなされたところで、拠点施設については賛成である、ぜひつくっていただきたい、ただし、物販については会員の一部の意見が無視できないので外してほしい、かわりに交流や体験の充実をお願いする、それをもって中心市街地の流れをつくりたいというふうなものでございました。

これを受けまして、物販を外した場合について各組織と協議を行いまして、さらに、十一月十八日に建設準備委員会を開催しましたので、機能の見直しについて了承を得て、本議会に提出をしたところでございます。

あわせて、市長と区長の意見交換会や榕城校区と市長の語る会でも、拠点施設について説明、意見交換も実施してございます。

その次の質問もあわせての御質問でしたので、市街地のアンケート調査についてでございますけれども、産業厚生委員会で実施されましたアンケート調査あるいは連合の審査会も実施されましたけれども、そういったものも踏まえまして、再度、商工会とか商店街振興協同組合、観光協会等と意見交換、意見を伺いまして、その結果を得て提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

○二番（鮫島市憲君） 各種の方々の御意見を賜っての再度練り直した案というふうな受けとめるわけでございますが、余りにも非常に期間が短いわけでございます。九月からこの十二月議会に提案するまでの三カ月間にこれらの語り合いができた、じゃあ、なぜ九月議会の前にこのようないろいろな多くの方々の御意見を聞きながらする、そういった機会を得ることができなかったのか、そこには何か理由があったんじゃないかと思えますが、そのことについては、市長、いかがお考えでしょうか。

○市長（長野 力君） 前も説明しておりましたけれども、これに

ついで、各この、今、商工会、商店街組合、観光協会等ですね、委員となつていただいて検討した経過がございまして、その中でですね、これが固まったところでございます。

そういう中で、やはりもう少し足りないのになかったかという議会の意見もありましたので、一旦、再度ですね、行き渡るように、商工会、商店街振興組合、それから観光協会等にですね、再度、意見の集約というか、求めてですね、協議をし、今日に至っていることとなります。

○二番（鮫島市憲君） 非常に区長会の御意見等もちよつと私たちもそれなりに聞いたわけでございます。非常に、いきなりは、こう言ったら失礼ですけども、投げかけの感じで、同意を得る、おはかりしていただけるというような形の会合の持つていき方じやなかったのかなど。といいますのは、やはり二、三の区長さんからも、もうこういっただことは私たちはわからんと、議会で決めてくれるつちやろうかと、こういった御意見が確かにあつたわけでございます。そういったことも含めながらですね、あえて私はこの質問を、どのように反映されているのかということをお尋ねしたところであるわけでございますけども、やはりこういったこと、非常に私なんかでもですね、この、やはりこういった大きなプロジェクトになりますと、非常にやっぱり多くの意見を聞きながら、それを踏まえて議会に反映させていきたいというのが私ども議員としての務めでございます。

そういうことからしても、やはり情報も、私たちの勉強不足ということもありましたが、情報提供の不足も免れないところであると思うんです。そういうことからして、今後、このようなところに特に気を配っていただきたいなど、このように考えるわけでございます。

次に、担当課長にお尋ねをいたしますが、今回見直した結果の、経営にかかる、維持等にかかる経費とかですね、それがどのように動いているのか、この概略でよろしいです。予算書を見ますと、予算項目にそれぞれ具体的に書いてありますが、経営にかかって、維持管理にどのような経費がかかっているんだというようなことを、概略でよろしいですので説明していただきます。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

維持関係、維持管理費と運営費ということでございますけども、管理に関しまして、大体一千三百万円程度の維持管理費、運営費を見込んでございます。三人ほどの人の雇用を見込みまして、その人件費、それと光熱水費等関係経費がございましてその経費、あと県有地の賃借料がございましてその県有地の賃借料、そういったものを見込みまして、大体一千三百万円程度かと思っております。開発総合センターの運営の経費が、市の職員の人件費を引きますと大体その程度でございますので、あと大型の補修を引きますとその程度でございますので、大体同水準かなということで見込んでございます。

以上です。

○二番（**鮫島市憲君**） 私たちは、この市議会としてもですね、さきの臨時会において、中心市街地、町なか再生のみならず、各地の新たな地域おこしのあり方やにぎわい創出、商店街の活性化などについて必要な調査研究を行うことを目的としたまちづくり特別委員会を設置した矢先でございます。

そういった矢先の中でのやはり早々の提案ということになりましたので、いささか私自身もやっぱり戸惑っておるところであります。この町の再生というのは、やはり当局も、そしてまた議会も、全ての市民も、やはり再生が全ての市民の願いであると、お互いに共有すべき大きな課題でもあります。特にこのような大きなプロジェクトには、足場をしっかりと固め、腰を据えて、時代に即した速やかな対応、それとあわせて長期振興計画等の先送りによる課題山積を来さんが肝要であろうかと思えます。このことについての市長の見解をお聞きいたします。

○市長（**長野 力君**） 考え方としては、確かに議員も、そういうことを踏まえて私どもはやっているということでございます。

今回、九月に出しまして、それでいろいろ議会のほうでも議論をいただいて、議会のほうではですね、いわゆる物販について非常に厳しいんじゃないかという意見が出ました。

そういう意味の中ですね、そのことについて多かつたものから、一旦引き上げまして、再度ですね、関係者のところにいる

ような意見集約をお願いしようということ、その後ですね、先ほど申しましたように、いろいろな関連の団体のところにですね、意見集約、それを求めました。

そうしましたら、やはり先ほど申しましたように、物販についてはもう下げてもらいたい、そして、私もがですね、今後、商店街の皆さんたちが自分たちで販売促進はやっていきたいと、ただ、この施設はぜひですね、整備していただいて、多くの人が来れるような仕掛けをつくってください、そして、その中からですね、我々は拾って、顧客をですね、商店街その他にぎやかに活性化していきたいという話もございました。

そういうことであれば、議会で問題になりました物販についてはですね、それでは商工会とか商店街組合との話も、意見も出てきましたものですから、一旦、その点については、じゃあ、一応、今回は引き上げてですね、他の機能をしっかりとしながら多くの人をですね、寄せて、島外からも誘客して、それを商店街に流れをつくらうということですね、商工会とか商店街、観光協会ともですね、そういう協議がありまして、一応、今回ですね、そういうことを踏まえて提案したところでございます。

一番の懸念事項というのは、一応、皆さんの意見をですね、捉えて、一旦なくして、さらに機能強化をというのが多くの意見でございましたので、それを受けてですね、提案したのが、ところでございます。

○二番（鮫島市憲君） このプロジェクトがですね、果たす役割というのは極めて大きいと思うんです。この事業導入によって、本当にこの市街地が、あれで、再生ができた、あれが発点であったというような結果が生まれてこなければならぬというふうを考えるわけでございます。

この西之表市は、私ども、私が自負するわけではございませんが、市街地の発展というのは、西之表市大字の活性化にもつながります。このことは、強いて言わば、種子島の繁栄にもつながります。そういうことを鑑みるときに、この西之表市の果たす役割というのは、種子島を浮揚させなきゃならないというリーダーシップのもとに存在しているものと自覚するところであります。

そういうことからして、今回のような大きなプロジェクトになればなるほどに、多くの市民の声を聞き、それを反映させながら、やはりここ一段一段と構築した島づくりを願っていききたいと、このように願うところであります。

どうかこれからもそのようなことを軸に置いてですね、議会、当局、両輪のごとく、市民の豊かさ、島民の豊かさを求めながら進んでいくべきことを期待して次の質問に移ります。

次に、東海岸線、県道安納南種子線ほかの公衆用トイレ建設の要望についてお尋ねいたします。担当課長にお尋ねします。

県道東海岸線には公衆用トイレはありません。この整備された県道の沿道は砂山で、一年を通して野菊が、また冬には水仙、春先に

はテッポウユリが咲き誇り、海と丘との景観も映え、ドライブコースや集落、家族の磯遊び、特にサーフィン愛好者など、また以前は熊毛地区中学校駅伝県予選大会、現在では毎年の恒例となっております。市内一周駅伝競走大会のコースでもあります。

さきの十月十六日には、種子島高校全生徒によるカシミヤ号遠行として、学校から田之脇、浅川地域を経て鉄浜海岸までの遠行も行われるなど、年ごとに利用者の往来が盛んになっております。

しかし、沿道には公衆用トイレがなく、県道に近い自治公民館も通常は施錠しており、個人宅の借用も極めて困難をきわめます。

そこで、人にも環境にも優しい公共施設の観点からも、国道や県道、通称空港路線のように、県に対して公衆用トイレの設置の要望を願うものです。このことは、これまでも多くの方々の御意見もあつたものと考えます。これまでの対応と今後の県に対しての要望についての見解を求めます。

〔建設課長 美園博行君〕

○建設課長（美園博行君） お答えをいたします。

確かに議員が言われますように、東海岸線の県道上においては、公衆トイレはありません。

一般的には、道路事業でのトイレの設置というのははされていないというのが現状でもあります。何らかの事情、例えば、名所旧跡、その他観光的なスポットがあり、車両の通行に支障となるような場合などでは、駐車広場を確保したり、たくさんの方が集まるという

こともありまして、トイレを設置する場合もございます。道路沿いであれば大変便利であるということに違いありませんけれども、道路事業での設置となると、大変厳しいものがあるのではないのかなと考えているところでもあります。

また、建設課のほうではですね、直接設置要望を受けていないということもあり、これといった対応というのはしていないわけでありまして、今後、そのような必要性も含めまして、県のほうや関係課とも協議をしながら、何らか、何かよい方法がないものかですね、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○二番（**鮫島市憲君**） 実は、沖ヶ浜田のですね、製糖工場、昔からの伝統ある製糖工場ですね、の奥に海浜公園のようなのがあり、そこにはトイレが設けられております。やはり今あるものとして、向こうにもですね、製糖工場の御案内も含めながら、公衆トイレがありますよという御案内の道しるべも必要だろうと。今あることの対応ですね。

そしてもう一つは、今課長がおっしゃいました、県道、道路にはトイレをつくらなければいけないという規定とかそういういったものはないような話をされますが、やはり高速道路でなくても、エリア、エリアにはその空間施設があってもいいと思うんです。

極端に言いますと、カシミヤ橋がございます。手前には、大野の集落の外れに広い広場があり、東海岸を眺めるところがあります。

あのような空間スペースもやっぱり当然設けるべきものであって、なおかつ、そこにはやはり心を癒す、やっぱりそういったものも必要になってきます。

そういうことを含めながらですね、今後、やはり私ども地元が市にお願いすることじゃなくて、市が県にお願いしていただきたいということの願いでございます。そういうことを踏まえながら、関係者、そういったものを前提に置いてですね、今後の道路行政というものをも市、県ともに進めていくよう願うところであります。

では、次の三番目の質問に移ります。

市内一周駅伝競走大会のあり方についてお尋ねします。

二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックや鹿児島国体の開催に向け、スポーツ振興は強化されてきます。本市の市内一周駅伝競走大会も五十周年を迎えようとしていることから、内容の検討を願うものであります。

そこで、年々、児童生徒の減少は避けられません。今後の運営等について、実行委員会等ではどのような方向で検討がなされているのかお尋ねいたします。

〔社会教育課長 松下成悟君〕

○社会教育課長（**松下成悟君**） お答えいたします。

今年、十一月十五日に第四十四回市内一周駅伝競走大会がBコース、十一チームの地区が出場して行われました。

今回のコースについては、工事箇所もあり、余儀なくコース変更

をお願いいたしました。各地域の方々や関係者の協力のおかげで、事故なく無事終了することができましたが、議員おっしゃるとおり、各地域のスポーツ推進委員の方々におかれましては、児童生徒の減少により、チーム構成にこれまで大変な御苦労があったとお聞きしております。

このような状況を踏まえ、今後は、スポーツ推進委員、地区公民館長の方々など関係者の御意見を聞きながら、また、各地域の実情も考慮しながら、今年度中にコースの検討、区間、選手構成の見直しなどを含め検討を重ねてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○二番（鮫島市憲君） 非常に駅伝コースというところはやはり地形的な条件もありまして、不都合なコース、場所、そういったものもあるかと思えます。場所によっては小学生コースに適しているのかどうか、そういったこと等の条件も付してくると思います。距離も関係してきます。そういうこともよく考慮しながらですね、やはり多くの方々が参加できる、矛盾のない、無駄のない、そして市民の、市民駅伝としての、そういった市としてですね、今後、進めていただきたいなど、このように考えるところであります。

次に、特に、今課長のほうからも説明がありました、大字にあっては選手の確保が難しい、困難を来しているという御説明でありました。まさにそのとおりでございますが、選手の中には、小学時代も走った、中学時代も走った、高校のときも走った、そして就職し

た、大学に行った、そして種子島に帰ってきて今仕事についている、そういった人たちがまた市内一周駅伝と出会って駆けている方々もいらっしやいます。

鹿児島県の県下一周駅伝の中にはあります。十回出場生、これは監督、コーチも含めてのことですけれども、そういったのが過去にありましたが、やはりあのことを考えますとですね、私たち、こういった市民の市内一周駅伝、市民が市民による駅伝であります。そこにはそこなりのぬくもり、温かさが必要じゃないかなと思うんです。

そういったことを考えるときには、やはり五回も参加してくれた、社会人になっても十回も参加した、監督も含めてですね、こういったことを考えるときには、そこにはそこなりの一つのぬくもりがあっても、賞するべきものがあるんじゃないかと、値するものがあるんじゃないかと。すなわち、その選手の努力によって、先ほど説明したように、選手薄の中にですね、頑張っただけでいただいた、そういった者、方々に対しての賞としてやっぱり節目の賞を与える、そういったことも考えられないものか、それについての御意見をちよっと賜ります。

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、選手確保にはどこの地区も苦慮している状況でございます。チーム編成が困難な場合には、他地区から選手を借りての出場を認め、小学生男子の区間に小学生女子を認めるなど、申し送り事項を設けて、できるだけ参加しやすい体制づくり

をしております。

また、この特別表彰の件につきましても、平成二十四年度に、過去三十回出場した選手三名に対しまして表彰をしております。この件につきましても、今後も、選手の士気を高めるためにも続けてはまいりたいと思います。議員御指摘のとおり、特別表彰の五年、十年出場選手につきましても、今後、また御検討をして考えたく思っております。

以上でございます。

○二番（鮫島市憲君） 非常に厳しい条件下の中での大会運営であります。関係者各位の御尽力に対して心から感謝を申し上げますが、私の一般質問を終了いたします。

○議長（永田 章君） 以上で鮫島市憲君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十時四十分ごろより再開いたします。

午前十時二十五分休憩

午前十時四十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、渡辺道大君の発言を許可いたします。

「一四番 渡辺道大君登壇」

○一四番（渡辺道大君） 日本共産党議員団を代表して一般質問を行います。

奨学金を借りて学校に通う学生が九十年代後半には二割程度でありましたが、現在では五三％の学生が奨学金を利用している状況にあります。

以前にも、奨学金とアルバイトで大学生活を送る学生が多く、本業である勉学に取り組めないという問題がありました。現在ではもつと厳しくなっており、学びたくても資金がなければ学べない現実があります。

また、国は国立大学への予算を削減し、その穴埋めを学費値上げで賄うような方針を出しております。今後十五年間かけて二倍ほどに上げようという方針ですから、ますます大学進学への道が閉ざされ、学生が少なくなれば、大学そのものの運営もできなくなることが考えられます。

今や奨学金を借りなくては大学に通えない状態になり、卒業してもその負担が重く、返済ができない若者が増えております。社会的な背景が主な原因かと思われませんが、まず初めに、本市における奨学金貸与状況と返済状況について御質問をいたします。

以下は質問者席から質問いたします。

「教委総務課長 中村章二君」

○教委総務課長（中村章二君） お答えをいたします。

現在の奨学金の貸付状況と返済状況についてということでございます。

ますけれども、平成二十七年九月末における奨学資金の貸付状況は、新規貸付者が大学生四人、専門学生二名、継続貸付者が大学生八人、自宅通学以外の高校生及び専門学校生が六人の計二十人でございます。

貸付額は四百三十五万二千円となっております、本年度貸付予定額は六百五十二万八千円を予定しております。

続きまして返還状況についてでございますけれども、九月末で、現年度分が調定額一千九十万一千五百九十六円に対して収納額が四百四十九万八千九百四十八円、収納率が四一・二七％で、前年度同期と比較しまして一四・九二ポイントの増加となっております。

また、滞納繰越分が調定額一千二百四十四千円に対して収納額六十三万三千六百円、収納率は五・二三％で、前年度同期と比較しまして一・五八ポイント増加をしております。

なお、本年度上半期におきましては、収納率も前年度を上回っておりますけれども、年々、議員がおっしゃりますように、返還が滞るケースが多くなっておりまして、滞納額も大きくなってきている状況にございます。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） 決算資料からですね、奨学金貸与の状況というのは継続分だけでも増えておりますし、返済の未収額の合計も年々増えているという傾向にあります。

九十年代の後半といえそうですね、私が九九年に大学に入学して二

〇〇三年の卒業というふうになるんですけども、確かに周りで奨学金を借りていますという学生は本当に少なかったという、記憶にあります。

大学の友人にもですね、その当時の状況というのを聞いてみただんですけども、やはり授業料というのは親が負担をして、生活費、仕事送り、兄弟が働いていたのでそれから少しをいただいていたということ、という友人とかですね、週一、二回の短時間のバイトとか、親から食料を送ってもらっていたなど、奨学金を借りなくてもですね、身内に、短時間バイトなどですね、生活をしていただくと、そういうふうにして大学に通っていたという、可能だった時代だったのかもかもしれません。

私も今、月額五万円の奨学金を借りてですね、もうすぐ返済が終わりそうなんですけれども、卒業したと同時にその返済を始めなくてはならないというふうにしてですね、やっぱり大変苦労をしております。

奨学金制度というのは重要な制度だと私も認識はしておりますけれども、やはりいろんな社会的な背景からですね、今では学生が奨学金という名の借金に苦しめられているという状況があるかと思われまます。この返済が滞ってしまうということですね、次に借りた人が借りたくても借りれない状況が出てくると思われまますし、貸す側の今度はハードルというのですね、また高くなるということも予想がされます。返済が滞っている原因や社会的な背景について、

本市はどのように考えをしておられますか、お答えをいただきたいと思います。

○教委総務課長（中村章二君） お答えをいたします。

一般的に、奨学金の返還を延滞する人が増えている理由としては、安定した仕事につけない人が増えていること、また、学費の高騰等で借入額が多くなっていることなどが言われております。

また、日本学生支援機構が奨学金の延滞者へ行った調査によると、延滞が始まった理由として、家計の収入が減ったというのが最も多く、家計の収入減や支出増に関するものが上位を占めております。

本市の延滞者の状況も同様でございます。延滞者に聴取をした内容によりますと、家計が苦しい、定職につけず、生活するのはいっぱいである、本人が居所不明で保証人も生活が非常に苦しい状況、また有利子の奨学金を借りており、その奨学金の返還中であり、二重、三重の奨学金を借り入れ返済が滞るケース、こういったケースが多く聞かれ、経済的な要因が延滞の理由となっているような状況でございます。

また、十一月二十六日付けの南日本新聞に掲載がされておりましたけれども、鹿児島県内の学校を卒業した生徒、学生が三年以内に離職した割合は、高校生が四七％、大学生が三七・三％ということ、全国平均よりも高い状況だというような報道がございます。

また、このように離職をする学生の状況は、昨今、就職率もよくなって改善されつつあるものの、離職をしたことによって定職につ

けない、そういった状況も社会的背景の一つとしてあるのではないかと考えております。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） 私もですね、そういうふうにして今感じているところであります。

そういう中ですね、また財務省がですね、政府の財政制度等審議会財政制度分科会ですかね、こういったものに国から運営費の交付金に依存する割合とですね、自己収入割合を同じ割合にするというところで、国立大学への国の支出金をですね、大幅に削減して、残りには大学が自己収入を増やして賄うという財政方針というのを提唱、提案しています。これはまた了承も得ていて、ここまで進んできているということ、先ほど冒頭にも述べましたように、国立大学の学費が十五年間連続して値上げをして、現在の五十三万円から四十万円増の九十三万円まで引き上げようとしております。

国立大学というのが、国立大学の学費が上がれば、私立大学もやっぱり準じて上がっていくことが予想されますし、奨学金の厳しい現状とですね、学費の大幅値上げをするということはですね、学生にまたさらなる返済とアルバイトをですね、また強いて、学生の中でも経済的な困難、これ以上の学費負担は無理だということで大学を諦める人が国策でつくり出されるということになってしまいうということですね、文部科学省も、先ほど言われたように、大学、短大、高専の中退者の理由のうち、経済的な困難がやっぱり最大の理

由ともなっているということですが、この大学の学費値上げです。ね、やはりやめるべきではないかと私も感じ、私も思っていますし、この方針についてですね、どういった考え方があるか、お答えをいただきたいと思います。

○教委総務課長（中村章二君） お答えをいたします。

議員御説明のとおり、財務省は十月二十六日に開催されました財政制度等審議会財政制度分科会において、厳しい財政状況、少子化の中でも国立大学法人が安定的な経営を行っていくことを可能とするため、例えば、今後十五年間で国立大学法人収入の全体に占める運営交付金への依存度と授業料などの自己収入の割合を同水準とすることを目標として設定してはどうかというような提案がなされております。

今後、国立大学等の授業料の引上げにつながるものが予想はされますけれども、経済的な理由で入学金、授業料等が安い国公立の大学を目指す学生にとっては大きな負担となるものと考えております。なお、教育委員会におきましては、現在、本市の奨学金の制度について、そのあり方、内容等について検討を行っているところでございます。

また、これも新聞報道によりますと、鹿児島県が平成二十八年度から新たな奨学金制度を創設するという報道がなされております。入学時に一括支給で八十万円を支給して、卒業後に県内で三年間継続して勤務をすれば返済を免除するというような、そういう新しい

奨学金の制度も創設される見込みがありますので、またそういう制度も十分大学に進学する生徒、学生にも周知をしながら、今後のこういう大学に進学する学生の負担の軽減になればと考えているところでございます。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） 今課長のほうから挙げられた制度の検討というのなんですけども、市長はそれについてどういうふうにして考えを持たれているでしょうか。

「市長 長野 力君」

○市長（長野 力君） 最近、やはり子供たちの進学、それから学費が非常に、学費それから学校に通うことの費用が大分苦しいということですね、新聞紙上その他ですね、いろいろ情報が入っております。

私どもとしてはですね、これは教育委員会もやっておりますが、私のほうからも一緒に考えているわけですが、今後、奨学金のあり方について今検討しておりますが、そのあり方の条件とか金額とかこういうことを含めて今検討しております。何らかの形でですね、教育委員会と話をしながら、奨学金が使いやすいように、多くの人が使えるように、そしてまたできるだけ多くですね、手当てができるようにできないものか、今検討しておりますところでございますので、県の奨学金制度とか国の奨学金制度等をですね、いろいろ勘案しながら、新たな奨学金制度の構築をしていくようにですね、今検

討しているところでございます。

○一四番（渡辺道大君） 最後にですね、もう一つ、地元の高校生というのはですね、卒業後、親元を離れて進学したり就職したりするんですけども、それぞれに夢や希望を持って島を離れていくとは思いますが、経済的困難で高校生や中学生、子供たちのそれを奪ってはいけないというふうにして私も感じます。やっぱりこの問題に対してですね、大学の学費は無料、またはですね、国立大学の学費は値上げをすべきではないというふうにして要望を出すべきだと思いますけども、その辺についての検討はなされているでしょうか。

○市長（長野 力君） 大学の値上げ、私もですね、それは値上げはですね、するべきじゃないという考えはありますけれども、要望についてはですね、今後、市長会とかそういうことの中でですね、お互い合意が得てですね、できるものかとは思っております。

今後、種子島からやはり高校生ができるだけですね、もちろん進学のために出る、これも正しい、生徒の希望ですから、それはそれでいいし、また、進学をしてまた帰ってきてもらう、またここに残ってですね、最初から地元で生活する、この人たちに對してもですね、ぜひ雇用とか職場とかそういうものをしっかりした形でやはり環境づくりをすることが必要だと考えております。

○一四番（渡辺道大君） わかりました。
それでは、次の質問に入りたいと思います。

次にですね、市が管理する施設のトイレ改修について質問をいたします。

九月の議会で町なかに利用しやすいトイレの検討ができないかどうかという質問をしましたが、商店街のトイレの開放について聞き取り調査やその改善というのを検討したか、お答えをいただきたいと思えます。

〔経済観光課長 松元明和君〕

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

商店街のトイレ開放につきましては、関係する団体等に現状や対応についてお話を伺ったところでございます。

現在のところ、大型店やホテル、コンビニエンスストア、ガソリンスタンドなど一定の規模の商業施設を中心に御利用いただいている状況でございます。

また、個人商店につきましては、店舗と住居が一体となっている場所が多く、それも住居側に設置されているケースが多く、見知らぬ人を入れるリスクや防犯、利用の開放をした場合、立地による一カ所への集中や水道料の増加といった問題も懸念されるところでございます。現実は厳しい状況にあるという判断でございます。

一方、西町商店街におきましては、民間の温泉施設も建設中であり、ここでは、町なかトイレとして、一般道路から利用可能なトイレが設置されることを伺っております。

さらに、天神地区におきましては、新築される金融機関の施設内

にバリアフリー対応のトイレが設置されるということでございますが、金融機関にも確認しましたが、営業時間内であれば、こういったものを開放されると。高齢者の方々にも利用しやすい施設が少しずつ商店街の中にも増えていくものと考えているところでございます。

今後、利用しやすいまちづくり、あるいは商店街の魅力づくりとしまして、関係団体の会合等を通じまして、表示等を含めまして御協力について提案をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○一四番（渡辺道大君） その九月の質問以降ですね、新設や改修について私のほうにも要望がたくさんあつてですね、私もいろいろな施設のトイレに駆け込むようにはなつたんですけども、新設についてですね、花里浜公園から種子島中学校、そして鉄砲館、市役所という、この中線ですね。その中線ですね。そのどこかにトイレができればいいなという声がありました。この通りは通学路でもあつたりですね、病院に通う方とか、歩道がそれなりに幅があるのですよね、朝夕のウォーキングをされる方というのをよく見られてですね、確かにトイレがあつたらいいなというふうにして思うところでした。

また、改修の要望としてもですね、市の管理する施設のトイレ、体育館、市営グラウンド、図書館などですね、障害者用のトイレ以

外はですね、ほとんど和式であると。和式でした。その和式トイレというのがやっぱり多いんですけども、これを洋式のトイレに改修する計画がないか、お答えをいただきたいと思ひます。

〔財産監理課長 前田秀夫君〕

○財産監理課長（前田秀夫君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、市の施設は建設時期が古く、和式トイレが大半でございます。また、各家庭や商業施設等ではほとんど洋式となつており、和式トイレは高齢者の方を初め多くの方が不便を感じていることは認識をしております。

改修計画についてであります。わかさ公園を初めとする都市公園は年二カ所ずつ計画的に洋式化を行つており、来年度も実施をする予定となっております。

一方、市役所の本庁舎につきましては、来年度、市民の方の利用が多い一階男子トイレを一カ所改修予定であります。

また、老人福祉センターについても、同じく来年度二カ所を洋式にする計画であります。

一方、議員がおっしゃられた体育館やグラウンドなどの体育施設については、現在、多目的トイレ一カ所のみが洋式となつており、現時点では具体的な改修計画は立てておりません。

このような時代でございますので、この体育施設を含めまして他の施設も再調査を行い、利活用の多い施設を優先した改修計画を立て、数年のうちには各施設最低一、二カ所程度は洋式トイレに改修

をしまして、その後、状況を見ながら随時改修をしたいと考えております。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） 今、挙げられたようにですね、やっぱり建物が古くてですね、中の設備というものがやはり時代に合っていないのではないかなというふうにして私も考えております。

家庭でもですね、ほとんどが洋式になっていてですね、子供たちも学校のトイレが和式で、しかもくみ取りであればですね、怖くて行けないということも聞いております。

また、高齢者の利用度が高いところ、特にその社会福祉協議会の施設とかですね、一階のフロアのトイレというのは少なくともですね、洋式に早目に取り組んで利用しやすいようにしていくべきではないかというふうにして求めて、次の質問に入りたいと思います。

次にですね、T P Pの現状について質問をいたします。

地元の国会議員はですね、T P Pにおいてさとうきびは大丈夫だというふうにして言われておりますけれども、つい先日、山田元農水大臣がですね、T P P大筋合意がされれば、重要五品目、さとうきびを含む重要五品目というものは大打撃を受けるといふふうにして講演もしております。

また、いろんな大学の教授もですね、いろいろ話されておりますけれども、いろんな情報がですね、錯誤して、大筋合意というふうにしてほんと出てきたんですけども、やはり地元の人は、T P Pとい

っても、うーん、わからないというのが答えというふうになつているんだと思いますけれども、現時点でのさとうきびというのがどういうふうになっているのかというのをお答えをいただきたいと思

います。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） それでは、お答えいたします。去る十月五日の環太平洋連携協定（T P P）締結交渉の大筋合意に伴いまして、加糖調製品、いわゆる砂糖に他の食品を素材を加えた食品加工用原料、主にココア調整品とか小豆に砂糖を加えたあんこ類などですけど、などの輸入量が大幅に増えて、甘味資源の交付金の財源であります糖価調整金が大幅に減少することが懸念されたわけですが、政府は、十一月二十五日に総合的なT P P関連政策大綱を公表し、その中で、加糖調製品を現行の糖価調整制度の調整金の対象に加えることが示されたところでございます。

これによりまして、糖価調整金を財源とするさとうきび生産農家への国の交付金は確保され、特段の影響は見込みがたいと政府は考えているようでございます。

以上でございます。

○一四番（渡辺道大君） それでは、さとうきびは今のところでは大丈夫だというふうにして認識をしてよろしいですね。

本市においても、T P Pによってですね、農業だけで三十億円とか、関連業者だけでも、関連業者も含めて五十億円ぐらいの影響が

出るといふふうにしてですね、前回の答弁でもありました。やはりですね、地元の産業を守るためにですね、やはり幅広い議論を広げていく必要があるかと思われまます。

やはりですね、二〇一三年のその国会決議に照らしでもですね、大筋の、重要五品目がですね、関税が引き下げられるというような影響がある場合は、やはり撤退も辞さないということも挙げていますので、やはりこのTPPですね、今、さとうきびも八百六十戸のきび農家というのが今現在では七百四十四戸と、激減しているところからでも、マイナスになるようなものであれば、やはりですね、即時撤退を訴えていくべきだと思えます。

そのTPPの戦いというものもこれからだ、進んでいるアメリカの議会でも、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドにも不満の声が上がっていることとかですね、農業以外の雇用や医療、公共事業など、国民生活のですね、さまざまな分野で国民生活の懸念についても、それが払拭できる説明がなければ、やはり合意はすべきではないといふふうにしてですね、最後まで戦っていくべきだと思いますけども、市長、改めてTPPについての今後の動きについてお答えをいただきたいと思えます。

○市長（長野 力君） TPPが、私どもを含めまして、JAさんも含めまして、特に私どもは農業関係についてその締結には反対をしてきたわけですが、特に五品目等についてですね、しかし、合意に至ったということになっております。最終的には国会の

議決が要るかと思えますけれども。やはりいろいろな、砂糖にしろですね、きびにしろ、でん粉にしろ、当面はそう変わらないという説明もあるんですが、やはりこの世界の中で一応開放に向かつて門戸を開いたということは、今後ですね、厳しいものが出てくるんじゃないかなという考えに立っております。

国に対しましてですね、やはり私どもの農林水産は守るといふような形で、今後さらに、個別的にもですね、さらに要望、折衝を強い力で各国に対して要望していくことがこれからもなお大切なこと思っております。

ただ、中身、私もですね、中身を含めてもう少し研究する必要も、細かく見る必要があるかと思えますけれども、この課題はですね、引き続き私どもの農業を守るために、TPPの合意に至ったことの詳細面についても、国に要望を続けていくことが当面は大切なこと思っています。

○一四番（渡辺道大君） ですね。外国に日本そのものをですね、売るようなTPP交渉の中身だと私はやっぱり認識していますので、即時撤退を訴えてですね、行動を続けていってほしいと思っております。

最後にですね、十二月一日からの高速船減便について質問をいたします。

種子島発の朝一便と鹿児島発の最終便がですね、曜日によって減便するということですが、会社側からこのことについてどうい

った説明があったか、またそれを受けてですね、市としてどのような対応をしたか、お答えをいただきたいと思えます。

○市長（長野 力君） おっしゃるとおり、減便の話が出てきました、私どもにもその具体的な話もなかったことですね、それで、十月七日の日に、私とそれから担当課長と一緒に高速船会社を訪問いたしました、この点について社長とですね、いろいろ話をしてきました。

その中でですね、事前連絡をしていなかった、私のほうが受けていなかったといったことにつきましては、社長もですね、自分もそれはわかっていなくて、今後気をつけていくというですね、言葉があったわけでございます。

その中で、やはりこの高速船は私どもの島の日常の足になってもう定着しておりますので、減便になればそれだけの影響が出てきます。今後ですね、社長に対しても、ぜひいろいろな形で、臨時便にしるですね、何にしる必要なときにはぜひその対応をしてもらいたいということを含めてお願いいたしましたわけでございます、一応、先ほども存じなかったということもありましたし、今後、できるだけ協力していくことでありましたので、会社側の説明を受けたところであります。

○一四番（渡辺道大君） 早急に足を運んで、社長が、社長の人たちとその話をしたということはすぐ評価ができるものだと思いますけれども、既にですね、新聞報道では、十二月七日と九日の鹿児島

発の便と八日と十日の種子島発というのは臨時便が運航されるという記事が出ておりましたけれども、これはどのような理由でその臨時運航になったのかというのを確認がとれていましたらお答えをいただきたいと思えます。

「行政経営課長 大瀬浩一郎君」

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

十二月の一日、過日でございますけれども、運航を既にいたしておりますけれども、その点につきましては、種子島高等学校の修学旅行等がございまして、それに対応しまして運航がされたということでございます。

それぞれ臨時便の運航につきまして、数字、ある程度の埋まっている予定があるわけなんですけれども、会社のほうに確認しましたところ、それぞれ事前に予約があったものですとかですね、そのときに需要が見込めるもの、必要性のあるもの、そういったものについては臨時便として運航していく、随時対応していくという話でございました。

同時に、認可のほうが鹿児島運輸支局でございますので、支局のほうにも確認を申し上げましたけれども、会社のほうから今回の減便の話があった後ですね、やっぱり先ほど市長も言われましたけれども、地元のほうのそういう声もあるので、臨時便については対応していきたいということで認可が、認可申請があったようでございます。

以上のような状況でございます。

○一四番（渡辺道大君） やはり臨時便ということでできるんですよ。そういうふうにして便を出すのがですね。いろいろ利用者の話を聞いてもですね、朝一便を利用する方というのは、ほとんどが病院通いの方ではないかなというふうにして考えられます。八時の便で行って、鹿児島に着いて病院に行くころにはもう予約がすぐ遅くなってですね、診療も遅くなったりとか、日帰りができなくなり大変負担になるという声が非常に多いです。その便しかですね、減便ができなかったのか、ちよつとさっきのまた話に戻ってしまうんですけども、昼間の便というのがですね、減便ができなかったという、そういった議論ができたかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

今回の減便に関しては、先ほど市長の答弁でもございましたけども、私どものほうには事前の話がございませんでしたので、そのことに関しては、私と市長のほうとかで船会社のほうにいつてきたところでございます。

種子島屋久島振興協議会とか広域のところでもそういった検討等もしてございますので、これからそういった中身につきましての検討等はさせていただきますと思いますし、会社側に対しても、情報をいただけますように要請等をしてきたところでございます。以上です。

○一四番（渡辺道大君） 一つですね、ちよつとお聞きしたいんで

すけども、県との交渉においてもですね、ダイヤとか重要な変更届というのが国土交通省と会社のやりとりということだったので、なかなかやっぱりそういった話にですね、加わることができないということだったんですけども、ただ、一出資者として株主総会で運賃改正やダイヤ改正とかですね、そのことを株主総会で話ができるということを言われていました。そしてですね、これをですね、市としてもですね、その株を購入して、そういう議論の席に着けないかどうか、それ、その一点をちよつとお聞きしたいと思います。

○市長（長野 力君） そういう話もたまに出てくる場合がございますけれども、今のところは、そういうことはですね、進めていないわけでございます。もしそれをやるとしてもですね、やはり県が今出資しておりますが、県とですね、いろいろな、私ども市じゃなくて、その関連の市町村とかいろいろな形でですね、検討することになるかと思いますが、現時点ではそういう話はしていないところであります。

○一四番（渡辺道大君） わかりました。

今現在ですね、ガソリンとか燃油価格というのが下がってきています。運賃価格が下がらないかとかですね、この燃油価格が下がっていることで減便が解消できないかということですね、常時、会社側と話し合いを進めていただきですね、早期のうちにその減便と通常の便に戻すよう求めていく話し合いを進めていってほしいと、そういうことを思い、最後にお願いたしました質問を終

わりたいと思います。

○議長（永田 章君） 以上で渡辺道大君の質問は終了いたしました。

ここで、日程調整のため、今しばらくそのまま、着席のままお願いいたします。

委員長と橋口美幸議員、ひとつこつちまで。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時三十分ごろより再開をいたします。

午前十一時十四分休憩

午前十一時三十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口美幸さんの発言を許可いたします。

「一三番 橋口美幸さん登壇」

○一三番（橋口美幸さん） 質問の通告に従いまして一般質問をいたしましたと思います。よろしく願います。

まず、非正規職員の現状と改善の方向について質問いたします。

九月の議会に引き続きまして、庁舎内外の労働環境改善についての質問をいたします。

一九九五年から始まり一九八〇年代にかけて、臨時行政調査会行政改革の大合唱の中で、今憲法に保障されている国民の基本的人権

を守るべき国や地方自治体の責任が曖昧にされていることが大きな社会問題にまで発展しています。

とりわけ賃金の面では、一九九七年に四百六十七万円だった平均賃金が二〇一三年には四百四十四万円と、五十三万円も労働者の賃金が減少している状況です。真面目に働いても生活保護以下の賃金しか得られない、年収二百万円から百六十万円以下の働く貧困層は、今一千万人を超えて、日本の労働者の四人に一人がワーキングプアという日本の労働実態です。

本市でも、正職員から非正規職員に、専門職、技術職の分野でも置きかえられてきています。補助的な業務だと位置付けていた非正規職員に頼らざるを得ない状況となっています。特に、専門職、現業などの現場でも、非正規職員がいないと住民サービスや業務が成り立たないという状況になっているのが実態ではないでしょうか。

先日、新聞記事でも、非正規雇用が四〇％を超えたとの報道がありました。このことが日本の労働者全体の賃金を引き下げることにもつながって、世界的に見ても、今の日本の公務員労働者の数は世界最低の水準になっているというものはつきりしています。全国の自治体では行政サービスの質と量が低下して、人命にもかかわるような劣化が進んでいるということがここ数年間大きな問題にもなっています。

本市でも、現在、正職員が百八十七名との報告もあり、短時間パートを含む非正規職員の職員が百三十名を超えています。質のよい

雇用を促進して、労働者の基本的な人権と生活を守ることを行政自ら実践して、官製ワーキングプアをつくらぬような、地域の労働実態や経済を底上げする役割が今行政には求められているのではないかと思います。

労働者の働く環境については、正職員でも非正規の職員についても今必要な状況です。とりわけ今回私は非正規職員の現状について担当課の認識をお伺いいたしまして、あとの質問は質問者席より行います。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

非正規職員の現状と改善の方向についての御質問です。

まず、その現状についてでございますが、短時間や常勤等、勤務条件により変動がございますけれども、平成二十七年四月現在で短時間が三十五人、常勤が七十八人、合計で百十三人でございます。

この中には、包括支援センター、地域おこし協力隊や補助事業によるもの、また育児休業に伴う代替職員等短時間及び常勤で雇用されている者も含まれております。

次に、処遇についてでございますが、給与は国家公務員給料表行政職第二表を基本に、職種や資格、免許の難易度に応じて格付をしております。この格付につきましては、所管課で同職種における近隣自治体や県内十九市の状況を調査をいたしまして、随時見直しを行っております。

また、人事院勧告による給料表改正の適用を受け、見直しがなされます。昨年度、七年ぶりにプラスの人勧であったことから、時間給や日額、月額などプラスの見直しがなされたところでございます。あわせて、平成二十五年から、同職種に限り経験値を反映させる意味で、昇給制度を取り入れたところでございます。

また、平成二十六年からは、通勤距離が二キロメートル以上の方を対象に、交通費として上乗せをして支払うこととしております。また、社会保険や雇用保険につきましても、それぞれ条件を満たす者については加入をしております。

勤務条件等につきましては、これまでどおり労働基準法が適用されます。今後については、さきに述べましたように、給料、手当等に係る改善は人事院勧告や近隣及び十九市の状況を見ながら対応をしていくこととなります。

以上で説明を終わります。

○一三番（橋口美幸さん） 今、非正規の職員の処遇の報告がありました。これを見ても、余り時間がないので急ぎたいんですけど、やはり時間給、最低賃金とかですね、経験昇給につきましては、本当に働いている人たちの要望が実って本当にありがたいと思いい、他に比べても、この非正規の職員の賃金表が確定したのは、西之表市は進んでいるということですが、かなり評価を受けております。

それと、通勤手当なんですけど、通勤手当も本年度から出るようになりますが、片道のみなんです。しかも、正職員と積算の仕方

が全然違いまして、やっぱり非正規、パートの人の声はですね、非正規職員は片道を歩いてこいと言うのかとか、水で走れと言うのかとか、そういう声もあります。ですので、やはり交通費につきましてもですね、片道だけじゃなく、往復の分をぜひ職員並みに算出をしていただきたいということも求めたいと思います。後で答弁をいただきたいんですが。

やはり先月、九月の質問の中でですね、正職員がこだけ減らされて、正職員が減っている中で、業務上の問題も起きているという認識が示されたんじゃないかなと思います。

決算委員会のときも、昨日も議論がありました。有給取得率が二五％、一カ月ほど前の新聞紙上で、六〇％にしかなくていないという驚きの数字だというふうに出ていました。

そういうのを鑑みますと、この本市の二五％の有給取得率というのは大変なものです。ですので、やっぱり一〇〇％取得率というのが、八〇％から一〇〇％有給取得率というのは、ないといけない労働者の状況だと思います。副市長もあのような答弁をされましたが、やはり昔は職員も多くて、そういう仕事上のものもあつたと思えますが、やはり少ない職員の中で回していかなくやいけないということを見ればですね、やっぱり有給はきちんと保障をするということが大事だと思います。

そういう職場の環境がありながら、非正規職員の処遇ですね、が非常に悪いと思いますので、交通費を往復出していく問題をまずど

のように考えているか、それから臨時職員を随時経験年数の長い人から正規職員化するという答弁があつたように私は受け取っているんですが、そこがどのような形で議論をされているのかをお伺いしたいと思います。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

まず、一点目の交通費の往復分支給ということでございますけれども、現在、平成二十六年、片道ということで、キロ当たり九円ということ、少額ではございますが、交通費として上乗せをしてお支払いをしているという状況でございます。これも、先ほど申し上げましたように、近隣あるいは県内十九市の状況を見ながらということで御理解をいただければというふうに思います。

それから、有給の取得率の件につきましては、有給休暇はそれぞれ労働者の権利としてございますけれども、市といたしましても、その取得については可能な限り調整をして取得をするようにというふうな職員には呼びかけをしております。けれども、言われるように、業務上調整がつかないというふうな事情はあると思えますけれども、そのように市としては通知をしているところでございます。

それと、もう一点、経歴値等ございますけれども、臨時職員を職員にしていくというお話ですけれども、それは、職員化をしていくということは、何も臨時職員の方を職員にするということではなく、職員を配置をするということでございますので、その辺はお間違いないようお願いをしたいと思います。

要するに、適正な職員数ということの考えから御回答させていただいておきますので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

○一三番（橋口美幸さん） 今、職員の配置をということでありましたが、やはりこれは本市のみでなくてですね、全国的にそういう職員減の中でいろんなことが生じているという状況の中で、そうならざるを得ないふうな状況もなっているんじゃないかなということがありましたので、本市がそういう考えになったのかなということをお伺いしました。

でも、将来的にはぜひ、今、職員の専門職とか技術の方を含めて調査をしていただきましたが、建設課では二十二年から四年、一年という方が六名、給食センターではほとんど十九名の方が八年から七年、そして財産管理でも十三名の方が十五年を最高に十三年、六年、そして健康保険課でも、ここも特に専門職の分野ですけど、一年から八年が二十五名、社会教育の図書館、開発センターで十九年から六年、四年、七年、三年、三十三名で、計、この非正規の人たちの、常勤を含めて九十六名の方がですね、今支えていると、公務労働を支えているという現状があります。

つきましては、やはり時給が今、安倍さんも今言い出していますね。時給千円、でない、本当に生活、暮らしを守れないという状況があります。ですので、ぜひ時給千円、職員を配置するという回答ではありましたが、長年、二十年、十五、六年と貢献している人

たちについては特別な処置をしていただきたいということもぜひ検討をさせていただきたいと思います。時給最低千円なんですけど、時給で上げていくとかですね、そういうのが大事ではないかと思えます。

年収二百万円から百六十万円以下の官製ワーキングプアということがどういう状況になるかといいますとね、やはり賃金とは、その人の暮らしとか生活、健康を支えるだけでなく、地域の人材育成にも貢献していくということがありますので、そういう検討が具体的にどういふふうに、していただきたいと思うんですが、担当課ではどのような方向で、今、この職員の九十六名という状況を見てですね、業務のあり方も含めた中でやはり考慮をしていくべきだと思います。うんですが、どう提案されていくでしょうか。よろしくお願いいたします。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

先ほど議員から御案内にありましたその最低賃金のお話ですけれども、当然、市といたしましては、その最低賃金を上回る形で支給をしているところでございます。

当然、地域の人材といえますか、経済の底上げという意味では、状況に応じてございますけれども、全体的には底上げをしていきたいというふうには考えておりますけれども、財政もいろいろございますので、今具体的な数字は示されませんが、そのような方向で、改善の方向で努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口美幸さん） 市長にお伺いします。

今、まあ、以前からILOの勧告ではですね、子供を産み、養い、育てることがこの賃金には含まれているんだということを言われています。

やっぱり賃金を引き下げる原因となったのが、この公務員ですね、人員削減だとか賃金引下げということが大きな問題になっていることが歴史の事実ではないかというふうに思います。ぜひ市長にですね、経済的な、財政的な措置も含めてですので、時給千円にしていくという方向をどのようにお考えかをお聞かせください。

「市長 長野 力君」

○市長（長野 力君） 最低賃金が、国において最低賃金の審議会があり、各地方で決められております。私どももそれを一応、それを目安、それが最低になっていますので、それを目安にしながら、私どもの状況を勘案をし、適用していくことになろうかと思えます。

やはり正職員であれ、正職員は正職員を新たに採用するわけですが、非正規職員も基本的にはここでしっかり生活ができるということが必要でありますので、今後ですね、そういうことも含めながら、やはり検討は常に進めていくことが大事かと思っております。

何はともあれ、やはり私どもの町にしっかりと定着、生活ができて、定着ができる、そういうものがどういう適正なものであ

るか、他の状況も見ながら、また国の動向を見ながらですね、しっかりと把握し、適用していければと思っております。

○一三番（橋口美幸さん） 皆さん、自治体の仕事のあり方としては各近隣地域を見ながらということが、よく頭の言葉に入れるんですけど、やはり地域に目を向けて見たときに、市長が今回予算で提案している拠点施設の問題でもですね、やはり地域の人たちがどう暮らしをしているのかという、最低月十二、三万円の暮らしをしている人が本当に大半です。ですので、どういう、地域の住民に目を向けるということが、まず基本的にしてほしいなと思います。

他市の状況よりも前にですね、本市の、我が市の、我が住民の人たちはどういう暮らしをしているのかということを中心にして施策もつくっていただきたいということをお願いしたいと思えます。

そういう意味では、本当に公務員の人たちはいいなというふうによく声が聞かれていると思いますが、やっぱり基本的には公務員の賃金を守っていくということが住民の暮らしを守ることにつながるっていくと私は思っていますので、ぜひ最低賃金を公務員並みに近づけていくという方向性をぜひ持っていただきたいというふうに思っています。今、市長の考えはお伺いいたしましたので、ぜひそういう視点ですね、今後も検討をしていただきたいということを強く要望したいと思えます。

次の質問に移りたいと思えます。

まず、公園管理のあり方についてなんですが、今、公園管理、指

定管理者制度でありまして、都市公園とあつぽくらんどを二つの業者で請け負っております。

そういう中で、特に、私は公園管理のあり方の中の人件費が占める割合についてどうなのか、そしてその人たちの働き方とか公園のそもそもの公園の目的についてどうなのか、どういう評価がされているのかということを担当課にお伺いしたいと思います。

〔建設課長 美園博行君〕

○建設課長（美園博行君） お答えをいたします。

公園の管理をされている方々の人件費等々の御質問でありますけれども、指定管理をする場合にですね、指定管理の管理をしていただく会社の方々のその決定の中にですね、管理運営会社のほうから事業計画書といったものが出てまいります。その中には、もちろん指定管理料を幾らにしていとかいうようなことであるんですけども、雇用に関する賃金を幾らにしていとかですね、労働時間を幾らにしていとかいったような、そういった詳しい内容までの提案はされております。

その中で、やはり指定管理を任せているということもありますので、私どもといたしましてもですね、できる限り会社のほうに対しては雇用条件等を改善をしていただきたいというふうなことを要望をいたしております。聞き取りも、私どもとしても聞き取りをいたしておるところでありますけども、指定管理者の賃金、雇用されている賃金を幾らにしなさいとかですね、そういったことでの労働、

指導的立場での条件というのは付していないというのが実情であります。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） 雇用条件で指定管理をお願いするわけですが、どのような形で雇用されているという状況は把握していただけますか。

○建設課長（美園博行君） どのような状況でというような形で把握はされておられませんけども、私どもは、施設を管理していく上で、やはりそこに必要な人材、もちろん時間もありますけども、必要なところには必要な人材を配置していただきたいと、人員を配置してくださいというふうなことで要望をいたしているところでもありますので、その詳しい中身までの把握はいたしておりません。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） やはり本来ならば、建設課所管の公園管理だと、あつぽくらんども含めてですね、だと思いますので、やはり自分たちが管理する場合においては、どういう働く人の環境だとか、植物の管理だとか、そこにこの地域に適している植物を植えてもらうとかですね、木の管理だとか、やはりそういう知識も含めた大事な要素が管理の中に含まれているというふうに思います。

そういう意味では、働いている人たちもですね、賃金が低いとか、労働条件が、例えば有給休暇もほとんどないというふうな、五年、六年、新しい人も含めてですね、半月以上勤めれば有給休暇は保障

されなきゃいけないという、労働基準法で決められておりますが、そこも保障されていず、社会保険もないというような状況が、多分市長は把握していらつしやるのではないかと思います。やはりそういうことを保障するような委託料のあり方というものも検討するべきじゃないかなと思うんですが、今後、そういう状況も把握していただきたいということも含めまして、今、委託料は平成二十七年、あつぽくらんどが二千二百二十四万円、都市公園が七百九万円という平成二十七年度は報告がされております。

やはり先ほどの一項目の非正規の条件改善にも、当然公的な関係する施設ですから関係するんですが、昨日、公契約条例の話もありましたけれども、やはり地域の経済の底上げ、人材育成をするという観点からですね、そういうところにまできちんと行政が責任を持つていく、指定管理を出すからには仕事の質を責任を持つていくということも課せられるべきじゃないかと思いますが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○市長（長野 力君） 今現在、私も指定管理者制度をとって公園管理をやっているところがございます。当然ですね、最終的な所管の責任はやっぱり市の担当課にあるわけでございますので、内容にしろ、その整備状況にしろですね、それは当然監督していくこととなります。

ただ、その内部的にどういう運営をしているかということの話になってくるとですね、ある程度限界もあるかなとはいう気もいたし

ますが、ただ、更新というか、契約をするときにですね、そういうことも含めた指導観点も含め、そういうことでのですね、お互い、あり方、それから接触の仕方ということは可能だということになるかと思えます。

大変ですね、この指定管理者制度が一時ずっと出てきましたけれども、正直言いまして、指定管理者のあり方というのが非常に難しい点もございまして、基本的には行政から民間にですね、ある程度民間がフリーにできるような格好ということでこの制度ができたのではないかと思います。民間のフリー、自由なところでサービスを強化していただける、また民間は民間でその中である程度利も得ながら、さらにこの管理についての質も高めていくというですね、民間の力をかりようということもあるわけでございますが、今後ですね、そういうあり方に、人件費とか非常に内部のこと、事業所の内部の問題になりますのでですね、非常に壁はあると思いますが、先ほど言いましたように、先方から出てくる提案書というんですか、そういうものを含めながら、後日のチェックがどうなるかということとはしっかりと考えていく必要があるかとは思っています。

○一三番（橋口美幸さん） 管理のやはり二千二百万円、平成二十七年度は二千二百万円なんですけど、ある年の決算書を見ますとマインス十三万円になってるんですね。やはり業者自体も、この数字の面から見ると、ぎりぎりの運営管理をしているということも数字上ではあらわれておりますので、ぜひ検討をいただきたいと思

ます。

それから、やはりあつぽくらんどにつきましては、本市の観光地としてどんどん開発して宣伝もしていただきたい、管理もきちんとしていただきたいという場所だと思います。屋根つきのゲートポール場もできましたし、観光地として、農業、第一次産業、観光地として発展をさせるという本市の課題がですね、本当に追求されていかないと、いろんな意味で、馬毛島の問題もそうですけれども、やはりいろんな施策を一つ一つきちんとこなして行って、そしてまたこの地域で本当に平和に暮らせる、歴史や文化を守れる地域だということを政策的にも位置付けてですね、これはあつぽくらんど一つをとっても、そういう観点でも大事な場所じゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひ事業受託の事業の皆さんとですね、雇用を守るという観点からもぜひ前向きに検討をしていただきたいと思えます。やはりあつぽくらんどの樹木の管理だとか、知識も必要だということでもありますので、そこも加味した形での検討をお願いしたいと思います。

○議長（永田 章君） 橋口美幸さんの質問時間でございますけども、まもなく正午であります。

ここで、しばらく休憩をいたします。おおむね一時ごろより再開をいたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△発言の申し出

○議長（永田 章君） 初めに、中野総務課長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔総務課長 中野哲男君登壇〕

○総務課長（中野哲男君） 午前中の橋口美幸議員の質問中、臨時職員にかかわる交通費支給が片道分ということで御説明をしたところでございますけれども、往復分の誤りでした。訂正をさせていただきますと思います。

議会運営上、大変御迷惑をおかけいたしました。深くおわび申し上げます。

○議長（永田 章君） 以上で終了いたします。

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、一般質問を続行いたします。
〔一三番 橋口美幸さん登壇〕

○一三番（橋口美幸さん） 次に、今の中野総務課長の答弁にはまだ後ほどお聞きしたいと思います。

三番目の図書館運営についてお伺いしたいと思います。
市民の文化要求を満たす場としての図書館運営なんですが、昨年

までは指定管理による運営でした。この、本年度からこの運営に変わりましたが、行政が直営で運営するということになります。

私たち共産党議員団はですね、図書館の運営については、一つには教育機関としての役割が図書館では基本だということと、それから、そういう基本なので、他の自治体との、公的機関との連携が不可欠である、そして第二には住民サービスの向上を守らないといけない、第三には公教育が無償であるということから図書館には無料の原則があるということとを考慮すれば、やはりそもそも図書館は指定管理者制度はそぐわないということとを主張して、図書館の指定管理に負わせるということには同意をしませんでしたが、この間、指定管理者もかなり運営の努力や住民サービス向上に向けて努力がされて、開館の時間の延長など試みが多くされていたことは評価をしなければいけないというふうに思っております。

しかし、今後はですね、やっぱり基本である行政直営の運営でこの図書館を進めるべきだと思いますので、ぜひこれは続けていただきたいということを含めまして、今後の図書館の運営について、質問をいたしたいと思えます。

市民の文化に対する気づきがまず大事だなというふうに思いますけど、気づきや興味や関心を育んで、その要求を満たして、子供も大人も地域の歴史や文化に触れることのできる施設が身近にあるのが図書館だという親しみを感じる図書館づくりが理想ではないかなというふうに感じてこの質問をしたいと思えます。

今年はまださらにですね、国民文化祭もとり行われました。これをきっかけにして、やはり鹿児島県内どの地域でも、我が地域の歴史や文化に焦点がこれほど当てられたことはなかったのじゃないかなというふうに思いますので、本市でも華道の祭典もありましたし、他の文化活動をしている人たちのお手玉の会だとかですね、出番がすぐくあつて、本当に文化活動をしている市民団体の評価も高くしていかなければいけないというふうに思っています、ステップアップをさせるきっかけだというふうに思っています。

図書館がその地域の文化を、文化や歴史を学ぶ場としての活用を求めたいというふうに思います。今後の運営方針については、担当課の方からの答弁を求めたいと思います。

「社会教育課長 松下成悟君」

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆への利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設であると認識しております。これらの目的を達成するために、さまざまな工夫を凝らしながら運営しているところであります。

今後も、市民に親しまれる図書館を目指し、市民ニーズに対応した選書や郷土の文化や歴史を学ぶコーナーなどを設置するなど、また学校図書との連携などで子供たちの学びの場としての活用など、質の高いサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） ぜひ、今でも十分とは言えない状況だと思えますが、かなり努力はされていると思えます。

今度の国文祭をきっかけにして、奄美などではですね、郷土の料理とか歴史とかそういうのを記した本のコーナーというのもつくっているということが情報でありましたので、そういうのも参考にしながらですね、ぜひ充実に取り組んでいただきたいと思えます。

その中の一つの取っかかりとしてですね、今、移動図書館があるわけですけど、移動図書館がまちづくり公社に今依頼しているという状況があります。やっぱり図書館の中のスタッフとして、それぞれの地域の読者の状況だとか要求だとかを共有するためには、やはり図書館のスタッフがですね、一緒に運転も、移動図書館の運営に、運行にかかわるべきじゃないかと思えますが、このまちづくり公社に依頼していることの根拠について伺いたいと思います。

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。移動図書館車の運行については、現在、二千冊を搭載し、ひと月に三日間、保育園や小学校、福祉施設、各公民館等を三コースに分けて巡回しております。

昨年度の利用実績は、利用者延べ人数七百四十二名、利用冊数二千百四十七冊です。

巡回コースや時間帯については、前年度実績を考慮して、年度末に行われます第二回図書館協議会で協議をして変更を行っております。

す。

なお、昨年までは指定管理者であるNPO法人コスモ学院のスタッフが移動図書館車の運転を行っていましたが、今年度はまちづくり公社スタッフが運転業務に従事しております。まちづくり公社スタッフの声かけや各校区に配置している地域おこし協力隊の協力により、利用者は増加傾向であります。

今後は、それらの意見を図書館協議会に反映しながら、さらなる利用者増に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） ぜひ充実を目指してほしいと思うんですが、要望としてですね、回数月三回という報告でしたが、やはりかなり楽しみに待っている、国上では四百十三人、安城でも百七人という三桁の人たちがですね、各地域で移動図書館を待っているという実情がありますし、児童図書も利用者数の増が図られていることで、本当に心の栄養を読書でつくっていくという意味では、大変、行政自らがですね、充実をしていくことが求められていると思えます。

つきましては、回数を増やしていただきたいということと、来年からは住吉にも放課後児童クラブが設置の予定、計画もされておりますし、今、国上では放課後児童クラブを実施しております。そういうところにもぜひコースを考えていただいて、配布の充実に努めていただきたいということも重ねてお願いしまして、その方向性を

答弁いただけますか。よろしく願います。

○社会教育課長（松下成悟君） 私どもも、子供たちの読書を推進するためには大変必要だと思っております。西之表市でも子ども読書活動推進計画の策定をしておりますので、その点につきましては、やはり十分な運営協議会での協議という中で推進をしてみたいと思いますので、そのようにさせていただきたく思っております。

○一三番（橋口美幸さん） ぜひ、前向きな検討というふうに受けとめましたので、よろしく願います。

続きまして、報告の中にもありますけど、図書館費が、決算のときにも数字を見たんですけど、ここ十年以来、百万円ですつと変わっていないんですね。で、図書館費を増やそうと、増やしたらどうかなどという、増やす要望もしたと思うんですけども、現場の人たちの、市民の要求とか聞きますと、検索システムが先じゃないかというような市民の要望がありました。ですので、今回、この検索システムの予算化についてどのような検討がされているのかをお伺いしたいと思います。

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

自前、本市の図書館につきましては、自前での圖書の検索システムはございますが、横断検索システム導入までには至っておりません。横断検索システムとは、複数の図書館の蔵書を一緒に一度に検索できるシステムでございます。

検索システムの導入につきましては、平成二十七年十月現在、九十三公共図書館、十一大学附属図書館が横断検索システムを導入しております。

今後、業者を招いてのデモンストレーションや先進地視察を行うなど、システム導入に向け、検討している状況でございます。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） ぜひ、そういうシステムも検討されているということをお聞きしまして、楽しみになっております。

住民もですね、やっぱり他県からこの図書館を見たときに、やはり非常に貧弱だというような声もよく聞いております。そういう少しづつの進展がある中ですね、市民の文化的要求というものが高まる、そもそも施設が、文化的な施設が貧弱なところには文化的な要求も生まれにくいということがあるんじゃないかなと私は個人的に感じるので、やはり文化的要求を満たすということは豊かな人間性を育んでいくという、子供たちにとっても重要な、読書は心の栄養ということも使い古されておりますので、そこはやはり充実していくということをお願いしたいということで、検討されているということですので、市長にもそういう方向でよろしく予算化の面でもよろしく願いたいと思えます。続きまして、図書館の面ではお伺いしたいと思います。

続きまして、道路の安全確保の問題について質問したいと思います。

今、市内の道路ほとんど、里道に関しましても、国道以外は県道、国道以外は市が所管する道路が多いと思うんですけど、国道五十八号線を初めとしてですね、路側帯が消えかかっていたり、中央線ももちろん消えかかっていたり、突然、きれいな白線が敷いてあるところが突然なくなっているということが、現状がありますが、この現状をどのように調査がされているかを担当課にお伺いしたいと思います。

〔建設課長 美園博行君〕

○建設課長（美園博行君） 外側線や中央線についての御質問でありますけれども、御指摘のように、消えかかっている箇所もあります。また、消えている箇所もございます。こういった路線についてはですね、やはり走行性や安全性を確保することは大変重要なことでもありますので、パトロール、毎年、パトロールを計画をしてやっておりますので、その際に把握はいたしております。

以上であります。

○一三番（橋口美幸さん） まあ、把握をただけで、改善の要求をしていないということでしょうか。

○建設課長（美園博行君） いや、改善はしてあります。

というのも、ここ三年間の実績を若干述べさせていただきますけれども、平成二十五年度においては五路線、中央線で五百八十四・五メートル、外側線ほかで一千百二十三・七メートルを、平成二十六年度においては、転落防止さく等を交通安全施設等で設置した関係

もありまして一路線、外側線で百三十四メートルを実施、本年度においてもですね、六路線、中央線七百九十五メートル、外側線で千六百九十三メートルを実施いたしております。

これからの随時実施をしていく計画であります。
以上です。

○一三番（橋口美幸さん） これまでもですね、白線の路側帯、側線の問題についても、同僚議員もかなり年月をかけて質問はしていると思います。そういうことがありませんが、なかなか改善されていないという実情がありますので、本当にどういふふうに不便をしているのかという具体的に申しますと、やっぱり目が、視力が乏しくなっている人が運転していたりですね、歩行者も、今、歩け歩け運動をされている方も多くなっております。それにまたロケット打ち上げとか何か行事があるときはですね、レンタカーも出払っているという状況があつて、なれない人たちが運転をしているという状況も多くなってきているんじゃないかなというふうに思います。

こういうことを順次計画的に平成二十五年度、平成二十六年まで来てきたとはいえ、百三十二メートル、千百二十三メートルといつても、本当に本当に微々たる長さだと思っております。予算的にも、ここをやっぱり中心的に改良に力を入れてほしいと思うんですけれども、市長の認識と今後の計画をどのように持っていけばいいのかをお伺いしたいと思います。

○市長（長野 力君） おっしゃるとおり、いろいろ道路関係もで

すね、線が消えていたり、いろいろあることは事実かと思えます。そういうわかかったところからですね、できるだけ改善は進めているんですが、今後ともですね、引き続きそういう調査をしながら、計画をですね、練って、実施に移したいと思っております。

おっしゃるとおり、最近、高齢者の運転も多くなっていますので、そういう意味では、従前にも増して、やっぱりそういう鮮明な路側帯とか線を引くということは必要になってきているのかなという認識はありますので、今後ですね、調査の結果、随時実施していきたいと考えています。

○一三番（橋口美幸さん） ぜひ計画のまないたの上に乗せていただいて、地域住民の安心・安全な運行ができるような状況をつくっていただきたいと思えます。

よその事件ですけど、これは路側帯の問題だけではないんですけど、子供の列に突っ込むとかですね、そういう危険な事件も、交通事故も増えておりますので、やっぱり安心・安全な道路をつくっていくということは重要な課題だと思いますので、ぜひ計画をして、その計画どおりの実施を進めていただきたいということを求めます。続きまして、やはり道路の問題ですね、通学路の危険箇所の問題を指摘したいと思います。

今、学校の、市内の小学校に資料を求めまして、やはりどの学校でも危険だという場所がかなり多くあります。そういうチェックをぜひ教育委員会と建設課が中心になって、どこが本当に危険で、ど

こが緊急に改善が求められる場所なのかの情報を共有していただきたいと思うんですが、このことについての認識をお伺いしたいと思います。

○建設課長（美園博行君） お答えをいたします。

通学路については、毎年、学校やPTA、教育委員会、警察とも連携をし、道路の調査を行い、現状把握をしているところでありま

す。その際、緊急を要する箇所の補修等について、できるものについては早急に改善をやってきております。安全性を高めるため、道路の改良等、必要な箇所もありますけれども、他事業との調整を図りながら、改善すべきところは改善できるよう努力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

〔学校教育課長 谷口幸一郎君〕

○学校教育課長（谷口幸一郎君） 通学路の安全確保についてお答えします。

通学路については、各学校が教職員やPTAを中心に地域の実態や警察等の情報を踏まえて設定しております。同時に、毎年、通学路の自主点検や保護者からの情報をもとに通学路危険箇所マップを作成し、全家庭に配付するとともに、交通安全教室等を開いて子供の安全確保に努めております。

教育委員会では、スクールガードリーダーを配置し、各学校から

出された通学路危険箇所マップをもとに日常点検を行い、子供の安全確保に努めているところです。

さらに、昨年度に西之表市通学路交通安全プログラムを策定し、合同点検ができるような体制を構築しております。本プログラムに基づき、県の建設課や市の建設課、警察署等、一緒に学校から出された危険箇所を確認しております。その点検結果を事業計画に反映させ、必要な改修整備を行っております。本年度も、今月、合同点検を行う予定になっております。

今後とも、継続的な安全性向上のため、合同点検の実施対策の検討、その結果を踏まえた対策の改善、充実を一連のサイクルとして繰り返し実施してまいります。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

それぞれの機関でそういうことを、PTAも含めまして三者でやっているということで、ぜひ今後も充実した取り組みをしていただきたいと思えます。

二、三、私も緊急に地域住民の方とか先生たちにもお聞きをしまして、二、三、ぜひこの協議をですね、しかるべき場所で協議をしていただきたいと思う場所があります。

一つは、住吉小学校の国道なんですけど、中央公民館の前に横断歩道がありますが、中種子町から来るときに、ちょうど坂を上り切ったところで横断歩道があつて、西之表市から中種子町に向かうと

きは横断歩道も見えないんですけど、中種子町から西之表市に来るときあの道路がですね、非常に危険なケースが何回もありまして、校長先生、教頭先生が、子供の登校のときは前に、国道に出てきて、安全を確認しながら登校させているという話でありましたが、何年も前からあそこに点滅信号が欲しいという要望が上がっておりますので、そこも建設課も含めてですね、検討していただきたいです。

そこが一カ所と、あと上之原の荒河農機の、安納小学校に行く、安納校区、現和校区に行く本立への道ですけど、今、歩道の工事が始まっていますが、上之原の若い人が住んでいる住宅が多くなっていて、あそこにも横断歩道が全くない状況で、交通量が、朝七時過ぎから八時半までの交通量がとんでもなく何百台という車が通る場所での子供たちの通学路となっておりますので、そこも緊急な横断歩道なり点滅信号なり欲しい場所だということが地域の保護者の皆さんから要望として出ておりますので、ぜひそこを早急の会議で出していただき、来年四月の新入児童が登校するときにはですね、交通診断をしていただいて、実施をしていただきたいということを要望したいと思いますが、このことについて関係機関との協議をぜひ出していただきたいと思いますが、これは担当課はどっちですかね。よろしく願います。

○建設課長（美園博行君） 交通診断についてもですね、先ほども言いましたように、子供たちの安心・安全な通学路となるよう関係機関との連携をとりながら、危険箇所の把握を行いながらですね、

実施をしている状況でもあります。

今議員が申されました横断歩道や信号機の設置、あるいは停止線といったようなものについてはですね、規制に係る設置物でありますので、十分に公安委員会との、ほうとの協議になるうかと思いませんけれども、交通診断の際にですね、検討課題として取り上げてまいりたいと思っております。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） いいですか。じゃあ、ぜひ学校教育課の方ともですね、連携をしていただいて、実施にこぎつけていただきたいということ強く要望したいと思います。

そのほかにも各学校から危険箇所マップがあるんですが、道路の水、大雨のときは水がたまって大変な通学路もありますし、それから一点は、榕城小学校の周りの、通学路になっていないとはいいますが、やはり子供たちがしょっちゅう通っている場所をどうにか通れるような形で、交通、道路改善をしていただきたいという箇所もありますので、また後日、提示をさせていただきたいと思えます。

それと、鴨女町から榕城小学校に向かってくる上の東町の通りですけれど、やはりあそこもすぐ道が狭くて、車の通勤時間と重なっておりますね、子供たちの、歩いてくる子供たちの通学路として使っておりますが、その危険な場面も何回かあったことがありますので、そこも危険箇所として子供たちにもそして保護者の皆さんにもドライバーにも呼びかけていただきたいということもぜひ伝えていきたい

い、いただきたいと思えます。

このことをお願いいたしまして、次の保育園問題の質問に移りたいと思えます。よろしく願います。

保育園の問題ですけど、制度の変更による保育料負担が九月一日からあったという保護者の声を聞きまして、そういう情報がどのように保護者にされたのか、それがどうしてなのかということについてお伺いしたいと思います。よろしく願います。

「福祉事務所長 小山田八重子さん」

○福祉事務所長（小山田八重子さん） それでは、御説明をさせていただきます。

制度の変更についてということで、まず、年少扶養控除についての説明、それから、を順番にさせていただきたいと思えますけれども、年少扶養控除が平成二十二年に税制改正において廃止となっております。

しかしながら、保育料につきましては、年少扶養控除の廃止の影響が出ないように、平成二十六年までみなし適用がされておりました。これによりまして、福祉事務所におきましては、所得税の再計算を行いました。保育料を算出してきたところでございます。

このみなし適用期間が平成二十六年で終了しまして、平成二十七年からは、制度の変更によりまして市民税の所得割額で保育料を決定することになったところでございます。十六歳未満の子供を対象にした年少扶養控除というものは廃止をされたところでござい

ますが、市民税につきましては、子供だけではなくて全ての扶養対象者を控除対象として課税額を決定しているという説明をお聞きしております。

制度の変更による、どこが変わったかというところでございますが、これまでは所得税によって判断をしていたところが、これからは市民税に判断基準が変わってまいります。

保育料の見直しというものを、それで九月に行うことになりました。これまでは四月で判断をしていたところですが、四月というのは、その時期で判断をすると、市民税は平成二十四年の所得、そして所得税については平成二十五年の所得が算定基礎となってくるというところで、非常に現実にそぐわないということがございました。国のほうも、そういったことも勘案をしてですね、平成二十七年から前年所得で反映、判断をするという、いわゆる直近の所得で保育料を判断をしたいというところで、市民税の課税状況により判断するところになったとございます。二月から三月の住民税の申告を受けまして、六月に市民税の額が確定しますので、保育料については、それを受けて九月に見直すというような状況になっております。

こういった変化については、広報誌等を使いまして、そして作成をした広報用の資料を配布をして広報をしてきたところでございますが、なかなか周知されていなくて、理解ができないということもありませんので、引き続き説明はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○一三番（橋口美幸さん） 児童扶養控除が、年少扶養控除がされて、みなしで、廃止になったということですが、やはり結果的には保育料が上がった人が九十五人、下がった人も九十三人いらっしゃるということなんですが、市長にお伺いしたいと思います。所得がそんなにないのに、税制が変わったことによって保育料が負担した人たちについては、子育て支援の内容としてですね、支援の枠が設けられなかったのか、検討がされたのか、そしてできれば、今検討されていないかということをお伺いしたいと思います。

○市長（長野 力君） 制度によって保育料の基準が変わったりしております。説明したところでございますが、制度ですから、これはそれなりに運用しないといけないと思いますが、地域の保育料についてでございますけれども、上がった人それから下がった人、いろいろございます。当然、これはですね、全体的に見て、どういう対象、どういうふうにするか、その保育料を決めていくか、段階を決めるか、そういうことも含めて、当然、今検討しておるところでございます。今後、保育については私自身も非常に重要な課題ということで捉えておりますので、今、資料をそろえながらですね、各所得の市民税、所得等を全部調べながら、どうしたらより平均的、またはどの階層が、そうはいいいましても、階層によってはやっぱり計算上はですね、浮き沈みが、増えたり減ったりはあると思います。

が、そういうのが、その差ができるだけないような格好で、一番負担のあるところはどこなのか、そういうことも含めてですね、現在、検討しているところでございます。

○一三番（橋口美幸さん） 制度の変更というのは、基本的に、年少扶養控除が廃止になったという、国の子育て支援を切っていくというふうな税制が大きな要因になっているなというふうに思いますので、国の税制改悪ということがこれからもこの地方に波及してくるんだなという意味では本当に厳しい状況ですが、地方自治体なりの努力ができるのであればぜひ努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、保育園関係でもう一点ですが、子ども・子育て支援法が決まりました、今まで一人目、二人目なりが通園ができたのに、お産になると退園を迫られるという状況が全国各地で起こっていて、なかなかお母さん方、子育て支援とは逆行しているんじゃないかという怒りの声が全国で渦巻いてまいりました。

そこで、この本市ではどのような状況なのかをお伺いし、できるだけそういうことのないように対策を講じていただきたいということも含めましてお伺いしたいと思います。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明をさせていただきます。

出産時の退園問題についてでございますが、現在、西之表市の入所基準につきましては、子ども・子育て支援法、そして同法施行規

則、そして西之表市子ども・子育て支援法に係る支給認定及び教育、保育の利用に関する規則に基づき、認定を行っているところでございます。

本日の御質問が出産時の退園問題ということでございますので、保育園にお子さんを入園させている母親が出産した場合について、母親が育児休業を取得する場合と母親が育児休業を取得しない場合について、それぞれについて御説明をさせていただきます。

現在、子ども・子育て支援法施行規則においては、母親が育児休業をする場合は、育児休業の間に保育園や認定こども園を引き続き利用することが必要と認められれば、市が定める期間で通園を可能としています。

この引き続き利用することが必要と認められる場合について、国が次年度に小学校入学を控えている場合というような指針を示しております。

これを受けまして、西之表市においては、母親が育児休業を取得する場合は、西之表市子ども・子育て支援法に係る支給認定及び教育、保育の利用に関する規則において、保育所等に通っている子供が次年度に小学校入学を控えている場合に限りまして、引き続き一年間継続通園することを可能としているところでございます。

また、母親が出産後、育児休業を取得しない場合についてでございますが、現状においては、継続通園できる期間は、子ども・子育て支援法施行規則に基づきまして、出産後八週間までというふうな

なっております。

しかし、本市におきましては、八週間が経過した後、さらに三カ月間を就職活動期間として認定をしておりますので、通算しますと、母親の出産からおよそ最長五カ月間を通園可能というふうにしていくところでございます。

保護者からの要望といたしましては、育児休業を取得するお母さん方からは、次年度に小学校入学を控えている子供だけではなく、現在通園している在園児につきましては継続して通園させたいという要望がございます。

また、育児休業制度を利用しない方につきましては、現在、最長五カ月をもって退園を余儀なくされているという現状がございますが、やはり継続通園をさせたいという希望が寄せられているところがございます。

本市におきましては、受入態勢についてですが、待機児童はございません。ですから、受入れについては特に問題はないという判断をいたしました。全ての在園児について、母親の出産後も継続通園ができるように規則の運用を見直すとともに、また新たな運用基準を設けまして、母親の出産後、全ての子供たちの継続通園を可能としたところでございます。

これにつきましては、十一月五日に開催をしました子ども・子育て会議で御承認をいただいているところでございますが、規則において、育児休業を取得する場合は、次年度に小学校入学を控えてい

る子供さんに限って引き続き通園することを可能としておりましたが、この子ども・子育て会議での決議をもって運用を見直しまして、次年度入学を控えている子供さん以外についても継続通園を可能といたします。

また、新たに制定をいたしました運用基準につきましては、育児休業をしない母親を対象にしまして、産後一年間を育児休業をする期間というふうにみなしまして、希望をすれば、現在通園中の子供さんを一年間継続通園できるというふうな運用基準を新たに設けました。

この運用基準につきましては、平成二十八年の四月一日から運用することとしております。

以上でございます。

○一三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

本市ではどのような状況になっているのかなということを質問しましたところ、十一月、全国に例外なくですね、やはり子育ての若いお母さんたちはすぐ仕事をやめるわけにはいかないという状況と、やはり子供たちがせっかく保育園になじみ、保育園の通園生活が毎日のリズムになっているところで突然大人の都合で退園を迫られるということとはとても理不尽なことだし、子供の成長発達にとってもすごく重要なマイナス点だということを思いまして質問をいたしました。

十一月五日の子ども・子育て会議でもですね、このことが議題に

上つてこのような決定をされたということは、本当に子ども・子育て会議の内容がですね、より市民の当事者の問題解決に向けて議論が進んでいるんだなということをもた実感を感じましたので、今後ともまたそれぞれの課題ですね、対応していただきたいということをおもいます。

このことについて、市長の今後の子ども・子育て支援についての方向性というものをぜひお伺いしたいと思います。

○市長（長野 力君） 先ほども言いましたけれども、子育て支援というのは、やはり今ですね、国を挙げて、私も前からそういうのを支援していますが、引き続きこれについてはですね、厚く支援ができればと思っております。

当面ですね、こういう制度が変わりましたので、先ほど申しましたように、全体的な見直しをしながら、今後、何といたしまして、これからお母さんたちが多く働きに出るといふ社会環境になっていきますので、安心して働けるような格好ですね、可能な限りその負担軽減ができれば、そういうことは検討していけるかどうかですね、今検討しているところでございます。

○一三番（橋口美幸さん） ぜひ全ての施策がですね、やっぱり市民の立場を考えていただき、施策を充実させるために頑張ってくださいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で橋口美幸さんの質問は終了いたしました。

した。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時五十分ごろより再開いたします。

午後一時四十分休憩

午後一時五十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、長野広美さんの発言を許可いたします。

「一二番 長野広美さん登壇」

○一二番（長野広美さん） それでは、通告書に従い、まず最初に、西之表市のホームページの活用について質問を行いたいと思います。簡潔な回答をお願いいたします。

今日、インターネットの活用は必然となっておりますが、日進月歩の技術の革新、また 아이폰等の普及により、利用状況も大きく変わってきております。

さらに、国主導の地方創生やふるさと納税獲得等、厳しい自治体間競争の中では、本市のホームページの活用についても戦略的に取り組む必要があると感じております。

まず、現時点での編集方針、また利用状況についてどのように捉えられているのか、説明をお願いいたします。

以下の質問は質問者席にて行います。よろしく願います。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

本市のホームページの活用についての御質問でございます。

その編集方針につきましては明文化はしておりませんが、その役割としては、開かれた市政に向けた情報発信の手段、リアルタイムな情報発信、必要な情報をわかりやすく発信することと認識をしております。

先般、議員より御指摘のありましたことを踏まえ、ホームページに求められている情報が最新の状態で整理をされ、わかりやすく全ての皆様に使いやすいものとなるように努めてまいりたいと考えております。

さて、その利用状況でございますけれども、平成二十六年度のアクセス数は約十三万三千件でございます。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） 御回答いただきましたけれども、最近の、昨今、先ほど質問の冒頭で御説明しましたとおり、やはり利用状況が増えているというふうに感じております。

ただ一方で、その増え方ですが、このインターネットの性質からいいますと、決して距離に関係しておりません。当初は、いわゆる市民への行政サービスを今回答していただいたように、わかりやすく、しかもリアルタイムでというような方針も理解されるところでありますけれども、今日では、ふるさと納税等を含めて、いわゆる

る市外居住者の皆さんへどうこのホームページを活用するかといったところが問われているのではないかと考えております。

そういった意味で、このアクセス数の件数以外にどのような利用され方をしているのかといった部分について検討されたことはあるのでしょうか。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

今議員から御質問がありましたけれども、現在、そのアクセス数以外にどういう目的で利用されているかということについて調査を今しておりますけれども、今後、そういうことも含めて検討してまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） あとですね、最近、ほかの自治体のホームページ等もちょっと検索してみましたけれども、幾つかふるさと納税ですとか観光ですとか、そういった分野についてわかりやすく伝えようという工夫がされているなどと思う自治体のホームページもございます。

本市の今後のホームページの活用について、どのようなことが検討されているのでしょうか。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

他市町ホームページとの比較という御質問でございますけれども、本市のホームページは、平成十九年にリニューアルを実施して以来、これまで運用を行ってきておりまして、市政を初め観光等さまざま

な情報を発信しておりますけれども、一方では、文字の拡大、縮小、背景色の変更、音声の読み上げ等の機能がなく、高齢者や障害者の方々への対応、配慮が不十分である、目的のページが探しにくいなどの指摘も受けており、早急に改善すべきと考えております。

また、近年では全国で大規模災害が発生しており、災害時において情報を迅速に提供する等、防災面の強化やページの改ざん、情報の漏えい等の事案も発生しておりますことから、セキュリティ面の強化を図ることも必要であると考えております。

以上のようなことから、これらの課題を解決し、市民の皆様はもとより全国の皆様に情報を発信することで本市に興味を持っていただくよう、ホームページの全面的なリニューアルに向け調査検討を進めており、平成二十八年八月には更新をする計画でございます。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） 幾つか具体的に改善を目指して、平成二十八年八月を目標にという御回答をいただきましたけれども、現状のところではですね、画面が非常に平たんでありまして、また、さまざまなものがほとんど同じサイズになっておりますので、めり張りがやはりひとつ、デザイン性がですね、乏しいといったこともございます。

また、これまでに防災関係でも早速にできるところから改善をさせていただいたという経緯もございますが、例えば、すこやかで必要な情報が掲載されたりとか、非常に幾つかの部分で評価する部分も

ございますが、また一方で、例えば観光関係がフェイスブックで示されております。また、西之表市の地域おこし協力隊のフェイスブックもございますが、やはりデザイン性ですね、全くめり張りがないので、いわゆる求められている広告のバナーと同じサイズで、ちっとも魅力がないんですね。

そういった部分で、デザイン性といった部分も来年度の改善というところですけども、デザイン性を高めるための専門的な外部発注ですとか、そういった部分を検討されているのかというのが一点。

また、安納いものブランド推進本部というものがバナーの中に含まれておりますけれども、デザインのですね、芋と全く関係ない、全然、今、私たちが安納いものブランド推進というふうに入れているのにもかかわらず、非常に、言ってみれば、非常にデザイン性が乏しい状況になっておりますので、こういった部分の改善等を検討していただきたいと考えております。

そうなるですね、観光関係としての島外に向けた観光課、観光政策での取組み、それから行政サービス、いわゆる市民を対象にした行政サービスへのアクセスの仕方、またさらには、U・イターンですとかふるさと納税といった地域支援課の取組みといった全体的なバランスもこのホームページの中では機能強化の中に必要だと考えるんですけども、そのような点、デザイン性それから機能をもっと明確に打ち出すといった部分で検討が可能かどうか、その状況を説明をお願いいたします。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

今議員御指摘のありましたように、現在のホームページでは、なかなかそういうところが満たされていないという現状は認識をしております。そういう中で、今回、リニューアルに際しましては、専門的な知見を有した方と、あと庁内の広報検討委員会がございまして、その中で、デザインを含めて魅力あるものにしていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） よろしくお願いいたします。

次の質問は、本市の観光振興について伺いたいと思います。そもそもですね、観光振興といえますのは、本市の人口減少の厳しい状況の中にあつて交流人口を獲得するという意味からですね、中心的、非常に重要な課題を担っておるといふふうに考えております。

そこで、平成二十六年度の決算ベースで内容を整理してみますと、観光振興の分野におきましては、種子島カップ、鉄砲まつりなどのイベントの開催、海水浴場の運営、グリーン・ツーリズムなどがありませんし、そのほかパンフレットやフェイスブックなどを通じた広報活動、セミナーを開催するなどの民間支援、また観光協会や県の観光連盟などを通じた観光振興というふうなところが主な取組みかと思えますけれども、これでよろしいでしょうか。一応、確認をさせていただきます。

「経済観光課長 松元明和君」

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

今御指摘のとおり、現在行っている政策につきましては、予算組みとしてはそのようなことになっております。

また、これ以外にもですね、種子島宇宙センターですとか火縄銃等の歴史文化、あとは豊富な地域資源を生かした体験観光ですとか、サーフィン、ヨットなどのマリンスポーツを観光の柱として位置付けているところでございます。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） 決算ベースを見ますと、イベント等、固定した支出項目が非常に多くを占めておりまして、具体的にですね、民間支援をしたり商品開発をしたりといった自主事業の展開には限定的な予算編成であるといふふうに考えられますし、また、観光業界に精通した商品開発など、職員の専門性を高めるための事業予算等が非常に必要ではないかと考えております。

その中で、この限られた中でですね、今現時点で、この地域、本市の観光資源はどのようなものがあるか、いわゆる戦略的な意味で主要項目を挙げていただければと思います。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

現在は、歴史的な部分も含めて、こちらに議員用意していただいた分もございしますが、神社とかですね、日本の文化とかそういったものをもう一度種子島の中からも発信できないかということ、イ

ンバンドに合わせた中でそういったことを整理できないかということも考えているところでございます。

当然、種子島家の十四代時堯公のかかわりの部分ですし、また幡時公、十代幡時公の分ですね、熊野の分の動きとかそういったものも掘り起こしながら、歴史的なところにもちよつと力を入れながらやっていこうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） 課長がちよつとはしよつて御説明いただいたかと思いますが、通告に出しましたけれども、本市の大きなテーマとしては、グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム、さらに宇宙といったものがですね、少なくとも島外から見たときに種子島の魅力の大きな柱になるだろうというふうに考えます。

そういった部分ではどのようなことが検討されているのか、ありましたら御説明をお願いいたします。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

まず、グリーン・ツーリズムにつきましては、現状から申し上げますと、特に民泊を伴った教育旅行の誘致に積極的に取り組んでいる状況でございます。種子島一市二町にそれぞれ協議会が立ち上がりまして、平成二十五年度から本格的な受入れが始まったところでございます。

本市におきましては、平成二十五年度八十六人、平成二十六年

度二百五十七人の受入れを行ったところです。平成二十七年

度におきましては、約六百五十人の受入れを予定しておりますが、五月二十九日の口永良部島の噴火の影響により二校がキャンセルとなったものの、今後、今月九日から十一日にかけて、新潟の燕中等教育学校が来るんですけども、今後、二校、約二百二十人の受入れが予定されているところでございます。

ブルー・ツーリズムにつきましては、この名称では取組みは行っていないんですけれども、内容的には同じで、教育旅行の受入れの際に船釣り体験を行っているところでございます。実績としましては、平成二十六年

度、七十七人の実績がございました。

また、マリンスポーツとしましては、本年度、種子島カップの時期を見直しましてシーカヤックやサーフィン、シュノーケル体験等のサブイベントを計画しておりましたが、台風接近のため中止いたしましたので、引き続き来年度に向け、イベント等と絡めながらPRをしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、二〇二〇年の東京オリンピックではサーフィンが追加種目として提案されておりますので、サーフィンの注目度が上がり、サーフィン人口も増加することが予想されます。この機会に再度、種子島の認知度や人気度等の情報収集を行いながら、今後の誘客に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

もう一点、宇宙関連でございます。宇宙関連につきましては、本市にロケット関連施設は少なく、ロケット打ち上げといいますと南

種子町ということになります。観光客にとりましては一市二町の区別はなく、種子島のロケットという思いで来島される方がほとんどです。玄関口である西之表港から多くの観光客が訪れておりますので、その観光客の大部分が直接ロケット発射場を目指すということが課題となっております。

今後はですね、本市に目を向けていただきまして立ち寄っていただけのように、宇宙関連のイベントですとか展示を行うなど、これまでにJAXAのほうと連携をした取組みに力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） 御説明で取組みの状況を説明いただきましたけれども、一つですね、宇宙関係はですね、南種子町さんのホームページには、JAXAさんのバナーがしっかり入った形でホームページ上に掲載されております。本市においても、決してJAXAさんとの関係がですね、無いわけではありませぬので、そういった部分をぜひ早速に検討していただきたいと思っております。

また、ブルー・ツーリズムに関してはこの後また質問しますので、先にグリーン・ツーリズムの関係で少し議論をさせていただきたいと思っております。

農家民泊と教育旅行の充実といった部分ですね、ぜひ推進していただいて、本市の農業の振興とあわせてこれからも充実させていきたいと思っておりますが、また一方で、実はお手元に、皆さんに議

長の許可を得て配付していただきました安納いもの関係ですね、からいもの神様とからいもの神社というチラシになります。これは鉄砲館で作成されたもので、果たして全国でからいもの神様が祭られているなんていうところはほかにあるでしょうか。本市が安納いもの推進、ブランド化にどれほど一生懸命取り組んでいるかという背景と、それからこれまでの歴史的な背景、事実に非常に重厚的にいろいろな取組みがなされる中ですね、こういったものはもつとこのグリーン・ツーリズムといった部分の中でも具体的に取り組んでいただきたいと考えます。

そういった部分では、今現在計画されている地方創生の総合戦略の中では、ちよつとその視点が見当たらないところがございまして、ぜひ今後、全国に発信するという部分で検討していただきたい。また、これはほんの先日の教育委員会のほうでつくっていただいた国民文化祭に絡んだ資料ですけれども、たくさんほかにもございまして。そういった部分をですね、もつと生かすという部分で今後検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○経済観光課長（松元和君） はい、そのように検討いたします。○一二番（長野広美さん） ほかにですね、情報発信については、実は、本市のさまざまなこれまでの経済観光課とそれから行政経営課さんとかかわっておられますけれども、本市の観光の実態については、大学の協力のもと、セミナーをしていただいたり、現状分析等の取組みをされていることは私も承知しております。

その中で、本市は、観光の皆さんが、比較的、ツアーの団体客で来られるよりは、インターネット等を、情報を個人的に入手されて、さまざまな島内の観光を個人的な体験として楽しまれているというふうな実績も示されておりました。

そういった部分では、この本市のホームページの頭にありますフェイスブックでの観光の御案内といった部分は、可能性としてはですね、もっと本格的に取り組んでいただきたいと考えるようなところでです。その点について御説明をお願いいたします。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

平成二十四年七月からフェイスブックを活用した取組みを始めておりますが、平成二十六年度の情報提供は、投稿数が百二十件、新規いいねという獲得の分があるんですけども、こちらが三百三十二件、年間ページ閲覧者数が延べ十九万四千七百人となっております、閲覧者数は前年と比較して約一・七倍となっておりますので、ございます。

当然、フェイスブックのこの集客につきましては、内容等を随時更新しまして、間隔をあげないようにですね、投稿していくということが一つの要素だと思っておりますので、そういった意味では、内容等の充実をですね、今後はしっかりとしていきたいというふうに考えております。

議員御指摘のその全体的な構成につきましても、今後のその広報の部分のところの見直しにあわせて改善を重ねていきたいというふ

うに考えております。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） ちょっとこれは繰り返してしつこいかもしれませんが、市のホームページ上ですね、小さな西之表市観光フェイスブックという部分はですね、やはり魅力が足りないといった部分で、ぜひ専門的な支援をいただいたり、予算を、そのためには多少のですね、予算を確保したりしてですね、充実を図っていただきたいと思います。

さて、観光の中でですね、先日の国民文化祭は、私個人的には大変すばらしい体験をさせていただきました。オープニングにですね、鹿児島のアリーナと結んで、メイン会場になりましたアリーナと結んで、奄美と西之表市の日泊みなと公園がサテライト会場というふうになりましたけれども、このときのオープニング企画には、何と種子島時堯が西郷隆盛に匹敵するというような重要な人物として紹介されました。

また、あわせて、華道の祭典と、いわゆる黒潮文化といった中にですね、鹿児島県内の全体を見ても、種子島の文化がすぐれているか、歴史的なものがすぐれているかということが十分にアピールされた企画だったと思います。

先ほど御紹介しましたように、安納いもにつきましても、黒潮文化の流れの中で、安納いもに対するさまざまなさつまいも、安納いもの展示が充実されて示されておりました。観光資源としては大変

魅力があると考えております。

そういった部分で、鉄砲館また月窓亭、そういった部分です。観光事業としての連携が十分なされているのだろうかというのが今回改めて考えさせられたところです。その点について、まずは課長のほうからの認識、現状について御説明をお願いいたします。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

鉄砲館や月窓亭につきましては社会教育課が管轄しているところでございます。本市の中でも、特に観光の部分におきましては重要な施設だと考えているところがございます。鉄砲館では種子島の歴史文化を、月窓亭では種子島のおもてなしを集約したような、そのようなイメージが観光客にも定着化しております。さらにボランティアガイドの皆様の街歩きコースとしても利用され、好評を得ているところでございます。

観光の部分で、エージェントさんなどをですね、昨年度も招聘いたしました。その中でも、コース設定の中で月窓亭さんなども入れさせていただいたんですが、最も評価が高かったところが月窓亭、鉄砲館でございました。

今後も本市の観光の一番の目玉としてですね、活用を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） 実は、鉄砲館を観光の政策の中でどう位置付けるかという議論はこれまでも繰り返し行われてきたことで

す。

ところがですね、具体的に年間を通じてどれぐらい観光政策にかかわる部分で鉄砲館関係とその事業にかかわる部分を連携させようかという議論が具体的になされたのか、ちよつともつと改善するべきところがあるんじゃないかというふうに考えているところです。

具体的には、鉄砲館の施設関係もですね、相当老朽化しております。そういう中では、鉄砲館の施設整備は平成三十年度等の先の見込みだったかというふうに示されておりました。果たしてこれでのいのでしょうか。施設充実に向けた年次的にできることから取り組むといった部分です。ね、早速に協議を始めていただきたいというふうに考えております。

また、ソフト面でもですね、施設利用に関しては、なかなか実は観光の政策において、入り込み客数と観光客の区別がつかないとか、いわゆる基礎データの取り方がですね、なかなか難しいということ。がこれまでも言われておりましたけれども、鉄砲館の入館者の方々にですね、まず、どこから来られましたかというアンケートは、数とそれから皆さんの出身地については既にデータがとられているというのは私自身も知っておりますが、期間を区切ってアンケートに協力をいただくとか、鉄砲館の役割については、もっと観光的な視点で、これは具体的に早急にでも取り組めることがあるんじゃないかと考えております。

またもう一点は、鉄砲館はニューズレターを発行されております。

例えば、学術的な意味で、社会教育的な意味合いでこのニュースレターを今現在発行されているんですけども、実は、それはまた一方で観光資源の一つでもあります。そういった部分での検討も十分にする価値があるかと考えております。

鉄砲館と月窓亭と観光といった部分ですね、早急にどのようなことが図られるのか、そして必要な予算は少なくとも最低幾ら幾らといった部分を検証した上で、切り離した形では本当の活用が生まれないんだらうと考えております。

今回ですね、また中心拠点施設の建設計画が説明されます。これは観光の目玉というふうに掲げられておりますけれども、今回の施設整備で大きく不安を感じるのですね、今現在ある観光資源が新たな施設整備の中でどう生かされるのかというのが具体的に示されております。ここは十分に検討していただきたい。

いかがでしょうか。市長、この点については市長の御見解をお願いいたします。

「市長 長野 力君」

○市長（長野 力君） 観光について、ただいま話がありました。

これからはですね、観光については、これからはやっぱり町めぐりというんですかね、町めぐりというのをですね、やっぱり一つの柱にする必要があるかと思っております。

例えば、「飛鳥Ⅱ」が来ましても、大体三分の一は屋久島に行ってくださいけれども、三分の一は島内をめぐると、あと三分の一がで

すね、ほぼ船に残るとかこの西之表市に残る格好でございまして、やはりこれをですね、月窓亭、鉄砲館、小さな歴史の遺跡とか、そういうのを含めた街歩きですね、材料をつくりたいなど。

今現在ですね、そういう意味でいきますと、古い武家屋敷またどうだろうという話も今来ております、今現在、県とも一緒に話をしている途中でございますが、そういうこと、また、専門家に聞きますと、ほかにもですね、そういう意味では、西之表市はそういう材料は豊富だな。もう一回まとめたらどうか、まとめたらどうか、もう一回連結してまとめたらどうかという話もありまして、今後、それは大きくですね、やっていきたいと思っております。

それから、もう一つはですね、エージェントとですね、これから商品企画をやったり積極的にやっていかないと、私だけで、こちらだけで考えていてもですね、ただ考えるだけで実効性がない。やはり我々は飛び込んでいってですね、旅行会社、エージェントとですね、商品企画をする、自信を持って商品企画をする、そして商品企画をしたら、我々の受入態勢、これをしっかりする、そうすることによって新しい商品がですね、企画されるというようになっていきますし、また、商船会社からですね、そういう希望も来て、整備してくださいと来ておりますし、そういうことを含めてやっていかたいと思っております。

今後、私どもは、今までちょっとですね、さっきのこの課題も、

神社の話、安納いもですね、そういうのを含めまして、もしかしたら、小さい非常にいい資源があるのに、余りにも手短にあり過ぎてそれをほっておくということがあるんじゃないかなというですね、最近特にその印象を受けております。

それから、外から来た人もですね、私は逆に最近はそのようにことを聞くんですけども、そうしたら、やっぱり今言うように、非常にあると思うんだけど、取りつくところがいいよなというようになことがありまして、いわゆる関連性とか一貫性とかそういうものが欠けているということですね、よく指摘されます。

そういう意味では、今後ですね、やはりそういうものがないように、そしてこちらに、西之表市に長く滞在できるように、やっぱり時間を稼ぐ、時間を稼ぐという失礼な言い方かも知りませんが、時間をですね、かけて観光できるようなことを仕向けていくということが必要かと思えます。

それともう一つ、ちよつと振り返りますけど、先ほど話がありましたけれども、もう一つの姿は宇宙関連、これをですね、私どもはですね、宇宙というのが南種子町ということがありましたものから、意外とさわらないうるできたという傾向があるんじゃないかなと思えます。

ただ、観光客に聞きますとですね、やはり宇宙センター、宇宙というのは種子島ということに来ております。種子島に来ていて、どうして一番の都心である西之表市が余り宇宙のことを言わないとい

うことですね、あくまでも南種子町の向こうは宇宙の基地、発射基地ということであって、やっぱりその総体的な中心には西之表市ではないかということですね、JAXAともそういう話も今しております、今後、宇宙に、種子島の一番の商品である宇宙センター、これをですね、大きく前面に私ども西之表市もですね、種子島一体となって巻き込んで情報発信する、これが一番力があるんじゃないかなというふうに考えて、今後、JAXAとも積極的に話し合いをしながら、大きな商品づくりをしていければと思っております。

ちよつと質問に対して話が大きく、多岐にわたりましたけれども、さっきの情報発信、これもですね、正直言いまして、非常に遅れております。今回、ホームページを更新して、専門家をもって更新をします。今までは職員の間でつくったホームページでございましたので、しかし、それでも何とか頑張つてやってきました。しかし、今回、大きくですね、転換するというところで、専門家を入れてホームページを、そして、これは単なるホームページではなくて、ふるさと納税の促進もありますし、また観光客等ですね、PRもありますし、こちらからの情報発信もありますし、大きく転換をしていきたいということですね。

何といいましても、私どもの顧客は島内だけじゃなくて、外の顧客を迎えない限り、ここ島内の顧客がもう限定されております。幾ら叫んでも限定です。じゃあ、何をするかというと、外から呼び込んでくる以外ですね、手がないと私はそう思っている。

そのためには、やはりICTを利用した、またホームページを利用したようなですね、情報発信、これをしっかりやるのが課題かなと思っておりますので、今後、そういうものをですね、しっかり柱にしながら観光振興を進めたいと思います。

まとめますと、街歩きの施設をしっかりとやる。それから、宇宙センターの、宇宙の資源をPRする。それから、ICT、ホームページをもって情報発信をする。そして、エージェントと組んで商品企画に積極的に関与する、引っ張ってくる。こういうことを含めてですね、私どもの地域の観光をしたい。これも全て種子島を一体となつた考え方でやるが必要と思っておりますので、今後ですね、安納いもしかりでございます。これも種子島一体です。しっかりでございます。それを含めて、今後、観光振興ができればと思っております。

そういう意味で、そういうまとめの拠点、情報発信、商品発信、ふるさと納税もこれから積極的にやりたいと思っております。市から行政からですね、もしよかつたら、もうちょっと弾力にできるような商工振興を含めて、ふるさと納税ももうちょっと広げてですね、しっかり出していくということも一つの考えかと思っております。そういうことで、今後、観光振興を進めていければという考えでございます。

○一二番（長野広美さん） ありがとうございます。

市長のですね、力強いお言葉は、基本的には、私自身が今回質問

したい方向性をそのまま全てお示しいただいたように思いますが、もう少し細かなところをもう少し指摘させていただきたいと思えます。

今、町めぐりとそれから商品の企画等も市長に回答していただきましたけれども、もう一点ですね、グリーン・ツーリズムのほかに本市が非常に恵まれているサーフィンとそれを含めたブルー・ツーリズムといった部分がですね、いまひとつ本市の現在の観光振興の政策の中にはまだまだ弱いんじゃないかというふうに危惧しております。

この平成二十六年年度の決算報告の中に、能野海水浴場の今後の利用についてということが実は報告されました。夕日に映える海水浴場でございます。能野の海水浴場はですね。結構、サーファーの方たちも利用されており、県の観光振興の中でも、あそこにトイレ等の設置も示されて、設置されました。この能野海水浴場がですね、安全性また維持管理等の面で見直しをということでしたので、ここはですね、ぜひサーフィン連盟など民間の方々を入れて、今後、ブルー・ツーリズムの拠点としての活用等をしっかり検討していただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○市長（長野 力君） 能野海水浴場でございますね。これはですね、私も非常に前から、実を言うと、ここの海水浴場を、海水浴場がいいのかどうかというですね、ことも考えておりました。実態といいますと、隣に緑の回廊がございます。あれと能野の浜とサー

フィンの場所とですね、含めた格好で、全体的にあの一带を海浜公園というような位置付けをしてですね、浴場というのをとって、別な、もうちよつと幅広いものにしたほうがいいんじゃないかという考えがございました。

それで、私はもともと住吉でございますので、昔から向こうは非常に海水浴には大変よということですね、親から言われた記憶がありますので、かえって思い切って公園としての機能をですね、緑の回廊ですか、含めて一くりにしてですね、南の観光の拠点というんですか、北じゃなくてですね、南の観光の拠点。向こうは、北には浦田海水浴場があります。南の観光の拠点というような位置付けで向こうをすればどうか。非常にあれも、サーフィンも盛んですし、それから夏は非常に夕日がきれい。それから、国道を通っていくあの道とそれから浜辺の光景は、私がバス、観光のお客に聞いても、またとない場所だという話も聞いておりました、そういう計画もあるかなと思っております。

今後ですね、能野海水浴場については、また地域の人、地域の方々、それから観光振興、観光に携わる方々、それから私どもも含めまして、今後、長期的に見てどうしたらいいのかということもですね、検討する課題ではないかなと現在私は思っているところでございます。せっかくの緑の回廊も何とか生かせないか、人の集まる場所、交流の場所ですね、ということを進めればというふうな考えで現在いるところでございます。これは早急にもしかしたら検

討をですね、立ち上げ、やるやらないは別にしまして、検討はですね、してみたいなという気がいたします。

○一二番（長野広美さん） もう一点ですね、観光関係の中で昨今注目されておりますのがプレミアム商品券の企画化になります。本市も、実は平成二十六年から島外の方たちを対象にしたプレミアム商品券の発行ですとか取り組まれておりました。今年度の事業も含めて、今後どのように活用されるのか、計画がありましたら御説明をお願いいたします。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

プレミアム商品券につきましては、国の地方創生交付金によりまして、地域の消費喚起を目的として実施されたもので、プレミアム率が二〇%、過去最高となる発行総額一億五千六百万円、一万三千セットを発行し、十月中旬には完売したところでございます。

今年度につきましては、地元向け、観光客向けと区別せず販売したところです。観光客向けの商品券につきましては昨年度実施しております。購買意欲を促す一定の効果があると考えております。

例えばですが、鹿児島販売などによる観光への波及につきましては、商品券の目的でもある地域内消費の拡大という考え方と照らし合わせ、別に旅行券の活用などもありますので、引き続き検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） 全国のそれぞれの地域がですね、いわ

ゆる地域外の交流人口を増やそうということで、さまざまな企画がこの商品券にまつわる形で報告されております。

残念ながら、本市の取組みについては、いわゆるそのメリット、魅力といった部分で、ただプラスアルファの二〇%のプレミアムがつくという形状のものでして、もう少し宿泊施設利用状況を促進する企画物としてのセットをですね、検討していただきたい。そういった部分でこのプレミアム商品券を今後取り扱うということは考えていらっしやらないんですか。

○**経済観光課長（松元明和君）** この点につきましては検討はしているところでございますが、例えば、南種子町さんのほうで、今回、旅行券の部分を設定されておりまして、こちら九月一日から今月十二月の二十七日までの販売ということで予定されていたところでございます。内容のほうをちよつと確認したところ、千五百名ほど対象にしていたようなんですけれども、現実的には百人ぐらいの売り上げになっていると。これは販売の方法にもよるんでしょうけれども、認知をまず高めていかないと、幾ら旅行券を設定したとしてもそのような状況になってくるということがありますので、そういったところも引き続き研究しながら進めていきたいというふうには考えているところでございます。

○**一二番（長野広美さん）** 南種子町はですね、宇宙ロケットの打ち上げのたびに満杯、宿泊施設は満杯になる状況にありまして、利用者の実績数がちよつと予想を下回ったという御報告でしたけれど

も、本市の観光資源の、観光客の集客力を高めるといった部分で、やはりここは何とか知恵を絞っていただきたい。ぜひ今後も調査研究していただきたいと思えます。

最後に、また再度、市長に確認をさせていただきますと思います。観光政策におきましては、今までの取組みにつきましては、相対的に非常に自由に使える、企画力を高めるための予算獲得が若干少なかったかなというふうに感じているのが一点。

あともう一点は、先ほども申し上げましたとおり、鉄砲館、月窓亭といった教育関連の施設と観光の分野の連携が弱いと。これ、先日も市長が同僚議員の質問で、職員間もしくは関係機関の、関係部署の連携を、横の連携を強化するようというふうに申されておられましたけれども、ここの分野ではですね、もつともつと改善すべき点があるだろうと考えております。

市長は、先ほど、新たに武家屋敷等も含めた観光めぐりというふうに答弁をされましたけれども、少なくともですね、誰がそれをやるのかといったときに、もつとそれぞれの部署の専門家を育てていただきたい、また強化していただきたい。宇宙物についてもですね、誰でもかかれでも知っているのではなくて、宇宙物の専門のスタッフをしっかり育てていただきたい。ブルー・ツーリズムについてもその専門のスタッフがいるでしょうし、グリーン・ツーリズムについても、さつまいもとの連携等ですね、しっかりその把握をした上で企画をつくるという、そういったものがなかなかすぐにできな

いにしてもですね、そういう方向性は重要だと考えております。市長、いかがでしょうか。

○市長（長野 力君） 質問の一つが、鉄砲館は、今、教育委員会の所管になっております。以前から、行革のときも、これが私の、こちらのほうにですね、外すべきかという話も出ているんですが、やはり現時点ではですね、その考えとしては、私どもの唯一の歴史館ということの位置付けをしております。

そして、埋蔵文化財も含めまして、その歴史館そのものが私どもとしては観光に使うということをやっているところなんです。実際、じゃあ、観光に使うためにどういうふうにするかということになった場合ですね、やはり教育委員会所管と観光の所管、このあたりのやりとりがですね、日常的にやっているんですけども、やはりどうしてもそこには間が入るということになる可能性はあるかなということが考えられます。

しかし、いつも集まりまして、鉄砲館も観光の一番のポイントだということまで私が言って、必ずお互いに連携をとるようにといいことは言っておりますが、今後、そういう所管面、そのことについてはですね、大きな意味での検討ということはあるかなと思っております。現時点では教育委員会ですね、所管し、そして教育委員会としても当然私ども目的は一緒ですから、観光振興に、それを歴史として、歴史財産と利用するというふうにですね、お互いに一致した行動をとりたいというふうに考えているところでございます。大変、連携

というのはなれがないと、非常に、口では簡単ですけど、なれがないといけないんでね、常時、やっぱりこういことはしっかり言いながら、なれをつくりたいというふうに考えているところです。

月窓亭もそうです。今、教育委員会。これも、最初、どちらかと言ったんですけど、これは文化財ということですね、教育委員会にしたという経過がございます。

今後、そういうものをですね、所管のあり方というのが非常にしっかり検討しなきゃいけないかと思っております。

ただ、この鉄砲館については、私もいろいろ市長会とかいろいろなことでも外に出ていきますが、鉄砲館はやっぱり種子島の、火縄銃、鉄砲の伝来の聖地ということで、これは非常に評価されております。評価されている以上に、やはり歴史博物館というような位置付けもですね、やはり外すというか、まあ、外すわけじゃないんですけども、そういうふうにするのも若干ですね、気になるところがあるかと思えますが、今後、この辺のお互いの利活用、物事の狙いは、詰めていければですね、お互いうまくいくんじゃないかという考えを持っていきます。

○一二番（長野広美さん） えっとですね、所管はですね、むしろ問題ではないと思います。それぞれの役割分担というのがありまして、教育委員会だからこそ、教育的また文化的価値を深めるといったことが、今回、国民文化祭の中で十分に示されたかと思えます。

それがどのように本市が、市長が申されたように、外からの交流

人口を獲得するのに生かされているかというのは全く別な切り口でして、そのために経済観光課が存在しているんだらうと考えておりますし、この、今回ですね、策定されましたまち・ひと・しごと、いわゆる総合戦略の位置付けの中ですね、果たしてそういう視点で一つでも議論されたんでしょうか。

私がここで示されていた資料の中でですね、中身も全部議論、議論の中身も出てまいりましたので、読ませていただきました。大変このような議論は重要だと思いますし、これもまた次の質問に関連してまいりますけれども、その目的に合った部分の実際を、実際誰が担うのか、具体的な企画を誰がする、つくるのかといったときに、おのずと「安納いもにまつわる関係者は集まれ」と、そういった柔軟な機能性を持たせなければ、総合戦略、生かされた、市長が目指すものはなかなか難しいんだらうと考えております。

今後ですね、観光振興につきましては、予算配分も含めて、ぜひ企画の充実を図っていただきたいと考えておりますので、幾つかの問題提起をさせていただきましたけれども、主要なテーマに合わせた事業が展開されますようお願いしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

行政経営課のほうに関係しますけれども、失礼しました。地域支援課に関係します。すみませんでした。

ふるさと応援隊という取組みがございます。これは平成十八年の四月に、市長がですね、一生懸命、島外の出郷者の皆様にこの企画

の内容を説明されて、仲間を、支援者を増やそうと取り組まれてきた事業かと思えます。現状でどのようになって、どういったことが取り組まれているのか、簡単に御説明をお願いいたします。

「地域支援課長 神村弘二君」

○地域支援課長（神村弘二君） お答えをいたします。

今議員御紹介いただきましたように、平成十八年度に始まりました事業でございます。島民と隊員、あるいは隊員相互の全国的なネットワークを構築をして、人、物、情報の相互交流を行うことで互いのニーズに合った活動の促進や行政施策への提言及び交流人口の増大を図ることを目的に始まったところです。

当初、三百二十五名でスタートをしたわけですが、その後しばらく平成二十四年度までは漸増傾向ということで四百八名まで達しましたが、またその後減少に転じておりまして、十一月現在で三百六十五名の隊員というふうになってございます。

また、隊員を地域別に見ますと、関東甲信越が全体の四〇%弱、近畿圏が二四%、九州が鹿児島県も含めて二〇%弱というふうになっています。

また、年齢別で見ますと、全体の三分の二が六十歳以上、四十歳未満は三名で一%弱というふうになっています。

現在の主な活動でございますけれども、ふるさと応援隊新聞の発行あるいは「市政の窓」の送付、また関東、中部、関西、北九州、それぞれで出郷者総会がございますので、その場での情報の提供とか、

意見交換を行ったり、あと本年でたしか五回目になったと思うんですけど、地元での交流大会あるいはその際の意見交換等を行っているところがございます。

また、地元で十四店舗の特約店がございまして、特典の提供、応援隊の名刺の作成、ふるさと納税の割り増しポイントの贈呈なども行っているところでございます。

以上です。

○一二番（長野広美さん） えっとですね、ホームページによりまして、平成十八年からのこの取組み等、コーナーがございますけれども、なかなか更新されている状況にはないですね。年に一回か二回お知らせが示されている程度かなと考えますし、また当初の目的であった会員間の交流ですとか、それから本市とのやりとりですとか、そういった部分では、そろそろこの取組みの今後について検討する時期に来ているのかなと考えますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○地域支援課長（神村弘二君） お答えをいたします。

今御指摘のあった部分で、確かに十分であるというふうには言えない状況にあります。隊員間の交流という部分では、例えば、いつどこどこで集まりをしますよというような部分を新聞に載せて、その地域の方にお知らせをしたりというような部分は行ってきていますけれども、それが具体的に目的を向上させるような部分になっているかというのは、確かにそういうところがあるかと思えます。

今後についてでございますけれども、先ほど説明を申し上げたとおりですけども、若者から中堅の隊員が極端に少ないという傾向がございます。これはもうやっぱり現役世代という隊員について、なかなか今までと同じようなやり方で、出郷者の会で隊員を募るとかというやり方ではなかなか難しいところがありますので、まず、それぞれの知人、友人の方でそういうことに積極的に活動ができそうな方というのを紹介をしていただいたりして、個別にそういうことをお願いをしていくというようなことがやっぱり必要なのかなというふうにも実際思っています。

応援隊のメリットについて、また入ってよかったなというようなメリットをやっぱりつくり出していくこと等をしていくことで、観光のPRとか販売促進活動あるいはU・Iターンの促進であるとかふるさと納税の推進といった活動について、補助的に参加、協力をしていただける隊員を増やしていくというようなことを目指していきたいと思っております。

以上です。

○一二番（長野広美さん） これは後で関係がありますのでまとめたいと思いますが、今現在、大字地区で、地域支援のために地域おこし協力隊が配置されて取り組んでおられます。今年の四月から四地域で取り組まれているかと思えますので、今、現状、皆さんのようなことを活動としてされているのか、今後の見通し等について取組みを御紹介ください。

○地域支援課長（神村弘二君） 答えをいたします。

今議員御紹介いただきましたけれども、地域おこし協力隊について、今年度から四名、過疎化が進んでいる、特に過疎化が進んでいるような校区に配置をして活動をさせていただいているところでございます。

活動の内容としては、各校区の行事や役員会に出席をしていただいたり、いきいきクラブイベント等のコミュニティ活動の応援、伝統芸能の復活について貢献をしていただいたり、あるいはフェイブック等を利用して情報発信を行っていたり、というような状況がございます。

協力隊がその地域に入ってからすぐに結果が出せるというわけではないわけですが、配置をした校区の区長さんの皆様からは、それなりに地域の中に溶け込もうというふうにして、また、いろんな疑問点について相談をしたり、いろいろ変えていこうという動きをしてくれるということで、非常に評価をいただいているというふうに思っております。各地域についても、地域を考えるいきつけかけになっているのではないかなというふうに思っているところでございます。

具体的にどういうことを今やられているとか、まだ半年ですので、それが具体的に成果として出てくるという状況ではないですが、ある地域では、出身大学のカフェレストランと連携をして、地元の農産物の提供ができないかというような検討を行ったり、あるいは地

元の女性グループをつくって特産品づくりをやってみようかというような検討が始まったというように行われているところでございます。

その取組みの仕方については、一定、地元の地域力を知ることであることとか交流を行うこと以外に決まった形があるわけではないんですけども、まず、地域に溶け込んでいただいて、協力隊自身の才能、能力を生かした活動、行政ではできなかった柔軟な地域おこしの発想に期待をしているところです。地域おこし協力隊そのものが新しい感覚で地域を見ていただいて、地域の活性化に貢献をしていただくという部分と、それから都会から地方のほうに若者を定住、定着させていくというような狙いもございます。

そういった意味でいいますと、まず、校区長さんのお話を聞いておりますと、何よりも前向きな住民が増えることによって地域の活性化に貢献できているというふうにも思っておりますし、今後、活動がしやすい環境づくりとその後の定着についても引き続きサポートしていきたいというふうにも思っているところです。

また、来年度は、各校区長からの要望もありません、人口の多い榕城校区を除き、ほかの校区についても協力隊を配置したいと、配置をする計画というふうにしてございます。今議会においても、その人選のための予算も計上してございますので、御審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○一二番（長野広美さん） えっとですね、地域おこし協力隊についてはですね、私たちの地元でも一人配置していただいて、本当地元の皆さんと交流していただいているというふうに実感しておりますが、ただ一方で、実は、あの人は何だろうというふうに、いまだ周知が徹底されていないところもございます。

そこで、提案としてはですね、何というんですかね、事業報告というのは決して望みませんけれども、そろそろ中間で皆さんがどんなことを感じているのかとか、どんなことを課題として思ったのかとか、中間の意見交換会といった部分の説明をそれぞれの地区ごとにするのか、市全体とするのか、構いませんけれども、一度そういった場があればですね、協力隊の皆さんが何を考えているのか、もし困っていることがあれば、どんなことなのか、また一方で、住民の皆さんにもお知らせする機会にもなりますし、そのような企画をちょっと検討していただいたらどうかというふうに考えております。それが一点です。

あともう一点は、先ほど、出郷者の方々を対象にしたふるさと応援隊ですが、これもですね、何といってもやっぱり中身の充実がなければ、伴わないと、なかなかずるずるという傾向が改善されないと思います。

そこで、これもですね、地域の振興に寄与するといった意味で、協力隊の方を一人しっかり配置してですね、専門の事務職、事務局として、ふるさと応援隊がどのように本市の地域の活性化につながる

のかといった部分での取組みを検討していただきたいなど思っております。

ちよつと時間の関係がありますので、次のふるさと納税の制度充実に向けてというふうに言いましたけれども、今回はですね、ふるさと応援隊、地域おこし協力隊、さらにふるさと納税、ネーミングがですね、非常に似ております。しかも、それが地域支援課の中にございます。ちよつとわかりづらいというふうに感じておりました、もう少し種子島の魅力あるネーミングをつけるとか、ふるさと納税という言葉はもう全国共通ですので、ふるさと応援隊という部分ですね、もうちよつと工夫したりとか、その連携をですね、図つてより充実していただきたいというふうに考えております。これにつきましては、またこういった考えがございましたので、参考にしていただければと思います。

時間の関係がございましたので、申しわけありませんが、次の行政経営課の役割、また職員配置等について質問を移りたいと思います。これはですね、あくまでも行財政改革のいわゆる職員個別個別の皆さんの問題ではなくて、課題ではなく、いわゆる行政の機能がどうあるべきかということで議論をさせていただきたいと思っております。

まず、行政経営課の役割なんですが、大きくは財務管理、情報システム管理、さらにはそれ以外の企画関係という大きくこの三つに捉えられるかと思えます。

昨年度取り扱った中で、予算額もしくは職員の拘束時間、投入時

間等がですね、大幅に大きい事業といったものがありましたら、いわゆる特徴的な取り組みですね、そういったものがありましたら簡単に御紹介をお願いしますか。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 平成二十六年度での取り組みというところでよろしゅうございますか。

平成二十六年度の取り組みの中ではですね、中央拠点絡みで、正確には平成二十六年から始まっているんですけども、にぎわい創出の事業の関連の事業が増えましたので、そういったものに関しての事業が増えていっていると思います。

あと、情報政策ですね。情報政策の関係の中では、機器の入れ替えをやりましたので、そっちのほうの時間が大分とられているんじゃないかと思っています。

あと、財政関係ではさほど、平年どおりで、変化はないというふうな状況かと思っています。

以上です。

○一二番（長野広美さん） にぎわい創出関係でですね、これは、今ありましたように、拠点施設の関係もありますし、にぎわいづくりといったまちづくりの関係もございますので、私が理解している限りでは、住民参加型での委員会、イベントの開催、またまとめをするといった部分の運営事務局的な部分で相当の時間を要するものだろうと思います。

また一方で、八月に国に提出しましたひと・まち・しごと総合戦略、これは今年に入りますけれども、これもですね、今年の一月から八月までの間に集中して、市長の意向もあつたというふうに向いました。職員一人一人ですっかり議論して理解を深めるような、総参加で位置付けがなされておりました。そのために、さまざまに、重複的にですね、皆さん議論をされて、この総合戦略といったものを作成されたというふうには理解しております。

そうしますと、これらはですね、全てが通常の行政経営課の通常業務に上乘せされた形になるかと思っています。昨日の同僚議員の質問でも、交通体系の見直しが若干遅れているというふうな回答もございましたが、やはり業務上ですね、過剰な状況になっているのではないかと、やがて危惧されるんですが、いかがですか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

平成二十七年、本年度につきましては、確かに業務量は多くなっております。量的な問題だけでいいますと、実は案外、国勢調査だったりします。この事務量が大変膨大でして、ここにかかっている作業量というのは非常に多くなっております。

あと、通常、毎年毎年の作業なんですけども、企画、特に企画政策ですね、あそこは毎年毎年業務量が変わりますので、馬毛島問題が大きな問題になったときには馬毛島ばかりやっておりますし、そこるところで企画政策の業務というのは変化しますので、そこはなかなか一概には議論しづらい点かと思っています。

以上です。

〇一二番（長野広美さん） 通常の業務ということで、平成二十六年年度の決算の中身も見させていただきましたけれども、相当多岐にわたる業務が企画運営の部分ではかかわっておられると思います。

そういった仕事量のほかに、特に企画関係では、先ほども説明いたしましたけれども、いわゆる参加型の事業という部分では、本当にわかりやすく伝えるといったコーディネートの力ですね、伝える、聞く、整理する、そういった部分と、同時に、実はこの行政経営課の中では、例えば国や県といった各省庁との交渉、申請等ですね、全く異なった機能を兼ね備えている部署だというふうに理解しております。

そういった部分ですね、本当にスタッフの皆さんの御苦労も努力も当然おありだと思えますけれども、また一方で、そういった形が健全なのだろうかというふうなところもちょっと危惧されるわけです。

一つはですね、冒頭の一般質問の中でもありましたように、観光振興について私は質問いたしましたけれども、観光振興の分野がいかに重要であるかと、交流人口を増やすんだといった部分を市長はさつき述べられました。

そういった部分の中で、実は、観光振興の予算額を見ましたが、いわゆる既存のイベント、鉄砲まつり等のイベント、それから観光協会さんとか関係団体への運営費の補助、そういった部分を除きま

した実質的な企画運営の観光にかかわる部分ですね、ざっと見てですね、数十万程度なわけです。

それに対してですね、行政経営課で取り組まれた部分ですね、大きな事業としては、まちづくり拠点施設関係が入りました。また、昨年は、ちよつと突然の感がございましたが、熱利用等の供給システムについての事業も取り組まれるといったことが入りまして、やはり全体的なバランスでこのような取組み、予算的なもの、それから人的な配置、さまざまな部分でこれでいいのだろうかというふうなところも、今回ですね、危惧するところです。

そういった部分が、またあわせて、同じ行政経営課の中で、財務の、市全体の歳入歳出の財務の担当の部分が同時に重なっております。長期振興計画に基づいて、各課がですね、バランスよく、もつともつと、本来的には、今回、国からですね、総合戦略という形で国の指導で入ってきておりますけれども、例えば、建設関係、公営住宅の関係、教育の関係、鉄砲館の関係、さまざまなものがある中で、本当に全体のバランスをどうするのかといったこともしっかりと盛り込んでいただかないと、健全な運営という部分では心配されるところです。

そういった部分で、今回質問させていただいたように、企画と財務が分離されたほうがいいのではないかとということを考えるわけですが、その点についてはどのように考えておられるでしょうか。

○市長（長野 力君） 時間もありませんけど。今一緒に行政経営になったのは、もう皆さん御存じのとおり、平成十八年度の財政危機ということから、大きな行政改革をやるうと、内部改革をやるうということとでスタートしたことで、そういうこと自体は、今日、その効果は上がってきたと思いますが、ここに来て、国も含めてですね、非常に業務が多岐にわたり、それでまたスピード感を持って国からも来るということですね、じゃあ、このままでいいかなということは常々私も疑問を持っております。

それで、今回、平成二十七年度は特に地方創生が来まして、一挙に、そして国勢調査とかね、一挙に来たことも事実でございますが、今後ですね、やはり企画は、総体の私の政策の調整、それから推進開発、ありますので、やはりこれは金の面との、財務とはですね、日常業務の中では切り離し、最終的には当然財源のあれになりますけれども、そういうことで今後したのがいいのかなという考えは現在持って、今もそれをですね、考える途中でございます。

そうすることによって、今度は逆に、他課との業務の連携それから分担のあり方をですね、しっかり考えて構築していく必要があるかと思えます。

ここに来て、やはり行革のものが、ある程度、財政もある程度は一定できたとしてですね、見直しの時期かなというふうに考えておるところでございます。

○一二番（長野広美さん） 以上で一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 自席にお願いします。

ただいまの長野広美さんの質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす四日は午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後二時五十八分散会

本會議第四号（十二月四日）

本会議第四号（十二月四日）（金）

◎出席議員（十六名）

一番 木原幸四君
 二番 鮫島市憲君
 三番 濱上幸十君
 四番 小倉初男君
 五番 下川和博君
 六番 瀬下満義君
 七番 小倉伸一君
 八番 田添辰郎君
 九番 中原勇君
 一〇番 川村孝則君
 一番 榎元一巳君
 一二番 長野広美さん
 一三番 橋口美幸さん
 一四番 渡辺道大君
 一五番 丸田健次君
 一六番 永田章君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	長野力君
副市長	坂元茂昭君
教育長	立石望君
会計管理者兼 会計課長	日高研一君
総務課長兼 選管書記長	中野哲男君
行政経営課長	大瀬浩一郎君
市民生活課長	楫田竜一郎君
財産監理課長	前田秀夫君
地域支援課長	神村弘二君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	戸川信正君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	美園博行君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	福山隆一君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務局長	鎌田員訓君
監査事務局長	阿世知美代子さん
教委総務課長兼	中村章二君
学校給食センター所長	
学校教育課長	谷口幸一郎君
社会教育課長	松下成悟君
局長	岸本光君
次長	濱尾実君
書記	中島恵さん
書記	川畑公和君

平成二十七年十二月四日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第四号のとおりであります。

議事日程（第四号）

日程第一 一般質問

八番 田添 辰郎 議員

一一番 榎元 一巳 議員

△一般質問

○議長（永田 章君） 次は、日程第一、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

初めに、田添辰郎君の発言を許可いたします。

〔八番 田添辰郎君登壇〕

○八番（田添辰郎君） どうもおはようございます。通告書に従いまして、多少順序のほうを変えさせていただきますが、一般質問のほうをさせていただきます。

まず一点目の市民の要望についてでございます。こちらのほう通告書のほうに書いておりますが、まず一点目、通告書のほうに書いておりませんが、一つ要望がございます。

新聞報道にもございました。ほかの議員の方からも発言がございましたが、海上保安庁のほうの種子島保安署というものができる見通しとなっております。財源上の問題がありまして、これからどう動いていくのか、まだ不確かな部分があるわけでございますが、海上保安庁の種子島保安署というものができた場合には、今日の西之表市の海の荒れ方を見ても、また、種子島の海の安全、大隅海峡の問題を考えましても、本当に種子島の保安署ができたとしたら、巡視艇一艇ということでございますが、それでもこれまでよりは一歩も二歩も海の安全が、そして西之表市民、種子島島民の命が一分一秒でも守られることにつながるかと思えます。そういう意味もありまして、市長のほうにもこの種子島保安署というものが一日も早く現実化するように御尽力をいただきたい、そういうふうにお願いたします。

まず一点目の市民の要望につきまして質問させていただきます。

私のほう、前回の市議会議員選挙で何とか当選させていただきましたが、そのとき、市民の生活を代弁するということを訴えさせていただきました。そういうこともありまして、他の議員の方もいろいろなことをこの一般質問において、あれをしてくれ、これをしてくれという要望が出ているわけでありまして、本当に市民の皆様

生活の中から感じたこと、思ったこと、そして身近に生活をしながら、これが不便だ、これをよくしてくれたら大分よくなるというような声が上がってきております。そういった意味で何項目か挙げさせていただきます。

特に必要な部分以外は答弁は要らないわけですが、私は、本来このような、これから申し上げるようなことを一般質問の機会でも望みなりお願いをしたりするものではないと思っております。今回、この後、にぎわいの拠点施設、また、馬毛島における自衛隊、自衛隊の施設、また、FCLP訓練施設の問題もあります。そういったことも含めまして、やはり市長の考え方、また、市政のあり方というもの、市民の方の考え方、思いとは違う方向で流れているのではないか、そういうことを訴えさせていただきたいがために、今回、市民の声、本当に私が毎日マイクを持って路上に立って、そういうときに市民の方から、こうしてくれ、ああしてくれ言われたことをお伝えしたいと思います。

まず、公園施設についてでございます。

市民の健康づくりのために大変重要な役割を持っております。市のほうが進めておりますあっぱくらんどのほう、こちらもきちっとしていかなければならないのですが、やはり圧倒的に市民にとって利便性の高い市営グラウンドというものが、毎日の市民の生活の向上、健康の向上のためには役立っております。

今、日暮れが五時二十分ぐらいですか、五時二十分から三十分ぐ

らいでございます。この間にも、一般の市民の方たち、そして、僕らみたいに働く人、また、高齢者の方、お年寄りの方も使っております。しかしながら、ここに、市営グラウンドに入る、当然子供たちも使っているわけですが、その入り口に照明というものは一つしかございません。わかさ公園入口、昔電話があった、公衆電話があった場所の裏のほうに一つあるだけでございます。そういった意味で、この市営グラウンド、使われる頻度がものすごく高いわけですが、その一番車の交通量の激しい時間帯、また、行き交いが多い時間帯、照明が一つということで、薄暗闇の中ではほとんど移動する人たちの姿が見えない状況になっております。

これ、かなり以前から市当局のほうには、所管課のほうにはお願いしてあった問題であります。このこと、何とか照明のほうをしてほしい。市営グラウンド内の明かりのほうはですね、何とか走れるような具合にはなっているかと思えます。しかし、出入りの激しい照明の問題、子供たちが頻繁に走って抜けていたりいたします。車で通る場合にも、その子供たちに気をつけながら走っているという状況があります。そういったことも含めて、大した問題ではないとは言えるのかもしれませんが、本当に市民の皆様があそこで歩いたり走ったりしながら、日々毎日その危険性を感じている箇所でございます。そういった意味で、市営グラウンド入り口の照明、何とかしてほしいという声がございます。

また、次の美浜グラウンドの雨よけ、照明と書いております。

照明施設につきましては、本当に高い位置に照明がありますので、球の交換でさえまならないということがございます。また、この照明代、球の交換ということにきちっと年間を通して予算が立てられているわけではないようです。そういった意味で、球が切れた場合に、いろいろ使用者の方から声をかけられて初めて対応していくということで、遅れ遅れになっている現状がございます。また、これを全面的に建て替えると、本当に多額の金額が要る、そういうふうな現状も伝えられております。

そして、美浜グラウンドを使われている子供たちの意見を聞くと、雨が降ったときに雨よげがない、そういう問題も言われております。成人の方も、僕らみたいな三十代、四十代、五十代の方も使っていないしやるわけで、なかなか雨よげが欲しいとか、そういうことをなかなか言ったりはしないわけでありますが、やはり子供さんたちが向こうで遊んだりスポーツをしたりする、やはり親の立場から考えると、健康のために、体力づくりのためにスポーツをやっているんですが、日差しがかんかん照りのときも、大雨が土砂降りのときにも、雨をよげる場所すらない。これはもうあつぽくらんどのグラウンドにおいても同じなんです、そういう意味でも、市民の中から、美浜グラウンドの雨よげとか照明、特に子供に携わる方は、雨よげを何とかしてほしいという意見も届いております。

そして、あつぽくらんど、今申し上げました、雨よげ、風よげになる木、そういった問題もございます。

また、榕城小学校におきましては、向こうが一番、西之表、この榕城校区の中では公共施設としては一番新しい施設でもあります。また、当初から、市民の方が一般的に集まっていたかどうかという点で、そういう部屋も設けております。何か大規模災害が起こった場合には、榕城小学校も重要な役割を持つ、そういうふうに思われております。

そして、一番最初に申し上げました、五時二十分から三十分の日が暮れていく、そういう中で、榕城小学校ではスポーツ少年団の子供たち、ソフトボールもそうですが、サッカーとかいろいろなスポーツをやっている方がいらつしやいます。その方たち、指導者の方は学校の先生ではございません。当然一般の社会人の方が行っているわけでありまして。そのような練習の成果もあつて、種子島中学校が全国制覇をしたりとか、そういう成果を出しているわけでありますが、夏場はまだ日が長いからいいとはいえ、特に冬場、これからの季節、社会人の指導者の方が五時仕事が終わってからグラウンドに来る。そして、日が暮れるのは十分、五時二十分から三十分だとすれば、指導者が着いて明るい時間に訓練ができるというのは二十分から三十分間ということになります。もし練習をしたければ、私も子供が小学校にいた時代はやった覚えがありますが、車のライトをつけて、明かりをつけて練習をしてみよう。サッカーにしても、ソフトボールにしてもそうでございます。

親御さんの中から聞こえる声は、ほかの体育館内で、施設内です

る競技の場合は日暮れなど全く関係ない。明かりが消えても体育館の照明をつければいいわけですから、そういった意味で、夏冬とも季節の移り変わりに関係なくスポーツが練習ができるわけです。そういった意味でも、やはり榕城小学校グラウンド、子供たちのスポーツのために、また、大規模災害に備えても、照明施設つくるべきではないかということが市民の中から出ております。

そして、これは、三番目、公共施設の老朽化対策であります、若宮団地のことも考えられます。桜が丘団地のほうも、同僚議員のほうで計画的にいろいろ修繕をしてくださいというお願いを一生懸命されております。ほかのものもそうですよね。前回議会では、天倫館の問題もありました。本当に使っていないものなのかどうなのかわからないような施設を使っていたいております。

そういった意味での老朽化対策、桜が丘団地におきましては、ガスのほうが飛び出していたりとか、本当に扉のほうで塩害でだめになっているとか、いろいろな問題がございます。そういったものを早急にしてほしい。まず一番何をしてほしいかという、桜が丘、若宮団地とか、鴨女町のほうもそうなのかもしれません。そういったところでは何をやってほしいかという、そういう対策であります。

そして、道路のバリアフリー化の問題でございます。民間の方がですね、本当に障害者の車椅子の方を対象にして車椅子マラソンというものを毎年やっていたいております。そのことで、心の部分の、障害者に対する我々市民の見方、考え方が変わってきたという

意味では、心のバリアフリーはかなり進んできたかと思えます。しかしながら、バリアフリーというと、一般的に物理的な移動とか、歩いたり、走ったり、そういったときのバリアのことを言うわけがあります。心のバリアフリーが本当に進んでいくことはすばらしいことではありますが、それに伴って、やはり行政としても、一般的なバリアフリーをですね、障害を除去していく作業をしなければなりません。

国道はかなりよくなってきましたが、県道の部分、市道の部分、車椅子で歩いた場合どうなのか。街角点検も市長のほうもいたしておりますから十分御承知だと思いますが、車椅子とか電動カーで走れない場所がいっぱいございます。西之表市街地、かなり道の狭い場所がいっぱいありますから、そういった場合、車椅子で通った場合、電柱を避けながらですから、危ないわけなんです、そういった問題もあります。また、歩道が斜めで、とても車椅子とか電動カーでは走れないという場所があるかと思えます。

市長のほうお元気ですから、なかなかそういうことには気づかないかもしれませんが、車椅子、また、電動カーの場合、一センチ、二センチの段差が、歩行する場合、通行する場合の障害になってまいります。その問題もほとんど市長が議員時代から改善はされておられません。これをどうしていくのか、これは本当に、障害を持つ方、また、障害を持つ方に携わる方からよく聞く意見でございます。

また、国民健康保険税の軽減の問題もございます。今、六期、今

回のほうで八期でしてくれろということ、我々長年にわたって議員が多数の方が要望してきたことが一歩前進されたかと思えます。期数が延びたことよって、支払いのほうは何らかやはり楽になつてくる部分があるかとは思いますが、ですが、お金のほう、金額は変わりません。一期で十万円以上払っている方がかなりいらつしやいます。一期で十万円、六期続いたら六十万円、八十万円までありますから、十何万円払う方がいっぱいいらっしゃるわけです。八期になつて十万円ぐらいということに最高の方でもなつていくんでしょうが、この国民健康保険税のほうを何とか安くしてくれないか、これは本当に切実な願いであります。

これは、もうほんと制度的な問題がありまして難しいということはわかっているわけでありますが、この国民健康保険税の軽減に対して本当に耳を傾けなくて、市政の役割を、果たして言えるところか。国民健康保険税の滞納が多いからといって、徴収に徴収に一生懸命やられるのは、税の公平の、税の負担の公平性から本当に大切な問題だと思いますが、この税金を払う側の負担感、大変さに理解を示さずに、徴収だけを一生懸命やるということで市民は納得いいのか。

払うものは払わなければなりません。それは当然であります。ですが、行政が、市民の暮らしを守るほうの行政が、税の負担の公平性ということだけで、納税する方の痛みや心に耳を傾けることなくして徴収に走るといった方がいいんでしょうか。取ることが悪いと

は言いません。でも、払う側の、徴収する方の思いを酌んで徴収するのが本来の姿だと私は思っております。軽減と書いておりますが、軽減できないのはわかっております。せめて市民の思いを酌み取る姿勢を示していただきたい。

そして、最後に水道料金の値上げがございます。これもできない要望であることはわかっております。全国でも一位、二位に、正確な数字はわかりませんが、水道料金高いというふうになっております。ほかの公共料金に比べれば水道料金まだ安いのもかもしれません。ほかとの比較でいけば異常に高い水道料金であります。この水道料金は、市長も御存じのとおり、値下げということは当然できません。値上げをこれからも何度も何度も繰り返していくだけあります。現実の問題がですね、私が以前から申していますように、水源の一本化を図んなきゃいけないと私は十数年以上前から申しております。その水源の一本化を図ったとしても、水道料金の値上げは避けられないということは市長も御存じだと思います。担当課のほうも御存じだと思います。

一番の問題は、水道の水源の一元化の問題もでございます。二つあるというのが大きなネックになっております。それに加えて、水道管の老朽化の問題がございます。水道会計は企業会計でございますから、一般財源で補填して何とかするということはできません。そういう意味で、老朽管の更新という作業、そういうものにお金を使っていけば、市民の水道料金の負担にすぐはね返ってくるわけで

あります。

この水道管の老朽化したものをきちっとやろうと思えば、五十年以上かかる、百年近くかかるのではないかとされており、今は対症的に水道管が破裂した場所をそのときそのときに対応しているだけというのが現実であります。もしきちっと計画的にやろうと思った場合は、五十年から百年かかる。水道料金を値上げに値上げを繰り返して、今の水道料金の二倍、三倍になったとしても、それを繰り返しながら水道管の更新をして、五十年たった、百年たったといったら、また新たな水道管の更新が始まってまいります。

西之表市民の水道料金の値上げは永遠に避けられない問題となっております。それをどう解決していくのか、我々市議会としても、執行部としても、この問題を大きな問題として捉えてこれから取り組んでいかなければならないのでありますが、市民の思いとしては、要望としては、やはり水道料金、高過ぎる水道料金を何とか値下げしてくれというのが私が議員にならせていただいてからの二十年近くの願いであります。市長に対してもそういった声が届いているかと思えます。この問題にまともに対応せずにいいのかどうかなのか。

市民の要望、ほかにもいっぱいございます。仕事の確保、何とかしてくださいということがございます。市長に対して批判的なことを申し上げれば、落合市長がつくった財政再建計画をものすごい勢いで進めてまいりました。財政を立て直す。入るのは限られており

ます。税収をいきなり増やすわけにはいきません。国から入ってくるお金も限られております。そういった中で財政を立て直すために何をやるべきなのか。これは一番やりやすいのは人件費の削減と、出るほう、福祉関係のお金は削れません。そういった意味でも、一番投資的な経費として一番削れるのは公共工事、そういうことになってまいります。

人件費の削減、人件費の削減というのは、我が市のほうでは、今いる正職員、人件費の削減にも二つしか方法はないと思います。人を減らすか、それとも今いる職員の給料を下げ、数は今のままにしながら、職員の給料、それぞれの個人個人の給料を下げていく、この二つしか方法はないと思います。うちの市のほうでは、職員を減らしていくという方向を選択しました。そして、二つ目、やりやすいのは公共工事を減らしていくこととでございます。この二点をきちっとやっていくことで財政を健全化しようと思えばできるかと思えます。二つ目、公共事業を削減いたしました。

今、市長の成果として財政再建をしたということが市民からも言われております。市長自らも自負されているかと思えます。しかし、これは公共工事をなくした、また、職員数を減らし、職員数を減らしたという結果であります。財政再建をしようと思うなら当然やるべき二つのことをやっただけのことであります。このことを毅然とした態度でやられたことは評価に値しますが、その悪影響もある。昨日も一般質問にもございましたように、職員の仕事が本当に以前よ

りは重くなっている、それは現実かもしれませぬ。まあ、仕事はやらない人はいつまでたっても、仕事が増えても減ってもやらないわけでありすが、そういうのは一部の例外だと信じたいと思います。

公共工事を減らしたことによって、やはり西之表市の場合以前から業者の数が多過ぎるといふことも問題がありました。水害のおかげで息を吹き返したわけでありすが、これは落合市長の時代でございます。その後、長野市政になって公共工事を減らしたことによって、やはり働く世代の職場がかなり減っていったという現実がございます。そのようなことで、働きたくても働けない、特に介護関係、医療関係で女性の職場は増えた、あるんですが、男性の方の、まあ、言葉は悪いですが、昔の言葉で言うとな家の大黒柱となるべき人たちの職場が確保できない現状がございます。

この仕事を何とかしてほしいということは、もういっぱいございます。私、いろいろ自分より若い人から相談されたときには、子供がいる場合だったら、子供のために、西之表市、生まれ故郷にこだわるんではなくて、子供のためにも仕事がある場所に行ったほうがいいよというアドバイスをしてまいりました。そういった意味で、私の知り合いの中にも、よそに仕事を求めて家族ぐるみで移っていった方もいっぱいいらっしゃいます。

仕事がないわけですから、所得が増加するわけではありません。公共工事のほうも、建設業者のほうは農業のほうに進んでいっていらっしゃる方も、企業もございます。そのような部分で、じゃあ本

当に農業分野に進出したからといって、じゃ、社員の方の所得は向上したかというところ、そうでもないようであります。

今、仕事がないのも問題、また、仕事があっても、給料は下がっている。国のほうは上げようというふうな努力をしておりますが、我が西之表市では下がっていつている。昨日も非正規雇用という言葉が出ましたが、非正規雇用なんていう甘い言葉ではありません。

ほんと、一生涯の生活設計が不安定、子供も不安定、これからも榎元議員のほうの子供の貧困に対して質問していただけますが、本当の子供の未来も、将来も、生き方も不安定になる。非正規雇用というのは、ほんと、わかりやすく言えば不安定雇用というふうに言ったほうがわかりやすいかと思うんです。市の職員のように、退職金は幾らもらえる、そして年金は幾らもらえる、そういった計算が全くだけないのが民間の企業であります。そういったことを踏まえて、きちっと所得の増加を図っていく施策を打っていかれるのか。私は、この公共工事の削減というのが、その方向ではなく、財政再建を第一義に捉えて、余りにもハイペースでやり過ぎたんではないか、その弊害が今もあるのではないかと思っております。

そして、最後の要望でございます。人口を一人でも増やしてほしい。市長の答弁でも昨日ございました。人口増加というのはかなり難しい問題でございます。日本だけではなく、ある程度高度成長を遂げた諸外国も、ほとんどの場合が停滞してまいります。例外的なアメリカの場合も、ほとんどが他の国からの移民で人口が増えている

るといような状況であります。先進国の中で人口が増えているという国はほとんどないのが現実で、日本だけがその例外になれと言っても難しいのかもしれない。

しかし、市民の方の要望、学校の先生もですが、商売をやっている方、そういう方たち、やはり人口を一人でも増やしていただきたい、それが切実な思いであります。一人でも、二人でも、三人でも増やしていただきたい。先ほど申し上げました海上保安庁種子島保安署ができることによっても、当初二十名ぐらい、巡視艇一艇で二十名ぐらいと言われますが、その家族の方たちを含めれば、四、五十名にはなるかと思えます。そういう意味で、大きな企業誘致でもあります。そういうことも考えた上で、やはり人口の増加を市長には本当に一番の問題として考えていただかなければならない。これは市民の切実な要望でございます。

今ただらと説明してまいりました。市民の要望というのは多様であります。いっぱいあります。本当に日々の生活の中から感じたこと、思ったことを要望として伝え聞くわけであります。私以外の議員の方もそうでございます。その要望に応える姿勢があるのか、ないのか。私は、今市長のあり方というのは違う方向ではないかと思うんです。

これまでいろいろな市民の要望を伝えてきました。この中で新たなものといえますと、市営グラウンドの入り口の照明というのは本会議で言っておりません。美浜グラウンドの雨よけについても申して

おりません。その件については担当課のほうから短目でよろしいですから御所見をお伺いして、ほかの質問のほうは一般質問者席より行いたいと思います。

○議長（永田 章君） しばらくお待ちください。

ただいま田添議員のほうから市民の要望について一括質問がございましたので、各所管においては順次答弁を求めていきたいと思えます。

まず、松下社会教育課長。

「社会教育課長 松下成悟君」

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

市営グラウンドの入り口の照明についてでございますが、現在、市営グラウンドには照明施設が四カ所あります。一つの照明につき三個の電球がついておりますが、入り口付近を照らす照明が一個つかない状況であることを確認しており、ジョギングやウォーキングなど夜間の利用者も多いことから、早目に対応をしていきたいと思えます。

議員がおっしゃる新規の照明設置につきましては、今後調査をしたいと考えております。

次に、美浜グラウンドの雨よけと照明施設の件ですが、この施設は、現在、スポーツ少年団のソフトボールの練習や成人のナイターソフトボールの試合などで利用されています。

御質問の内容は、グラウンド内のベンチの雨よけのことと思いま

すが、暑さ対策や急な目をしのぐなど必要性があると認識しておりますが、今後、施設改修の計画とあわせて検討してまいりたいと思います。

照明施設については、現在、ナイターでソフトボールができる環境になっていきます。しかしながら、塩害や老朽化により照明施設の劣化が進んでおりますので、この件も施設改修の計画とあわせて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

〔建設課長 美園博行君〕

○建設課長（美園博行君） お答えいたします。

あつぽくらんどの多目的グラウンドの雨よけの件でありますけども、確かに多目的グラウンドには雨を避けるための施設がありません。急な雨のときなどには大変不便を来していることであります。多目的グラウンドのみならず、他の施設においても、急な雨や日よけとしての施設も少ない現状であります。利用者も多く、いろんな競技を行っていただくためにも、施設の充実が必要であると考えております。

今後、あつぽくらんどの施設の見直し等を含めまして、また、あり方の検討も進めてまいります。さらに充実した施設となり、多くの方々にご利用していただきますよう改善をしてまいりたいと考えております。

以上です。

〔教委総務課長 中村章二君〕

○教委総務課長（中村章二君） お答えをいたします。

榕城小学校グラウンドへの夜間照明施設の設置要望ですが、スポーツ少年団の育成会、榕城校区長から、子供たちの体力の向上のためにという理由で学校長へ設置要望があったことは伺っております。教育委員会では、児童の教育を行う上で、教育本来の目的を達成するに当たって必要な施設、設備を完備することは非常に大切なことだと考えております。ただ、この照明設備につきましては、児童が夜間に本来の教育活動を行うことはほとんどないと考えておりますので、必ずしも教育活動に必要な施設ではないと考えております。そのようなことから、教育委員会としては、現在のところ、学校のグラウンドに照明設備を設置するというについては考えていないところでございます。

以上です。

〔財産監理課長 前田秀夫君〕

○財産監理課長（前田秀夫君） 公共施設の老朽化対策についてであります。議員御質問の市営住宅等については、若干答弁とは違うと思いますが、ここで全体な市有財産の老朽化対策についての考え方を説明したいと思います。

老朽化対策については、道路や橋などのインフラ等では既に実施中ですが、市有財産も多岐にわたることから、各所管個々で対応するのは限界があり、また、財政の面からも、財産全てを網羅

した老朽化対策を考える時期に来ていることもあり、そのための財産監理課で、来年度、公共施設等総合管理計画を策定する予定ですので、私のほうからお答えします。

この老朽化対策については、全国的にも大きな課題となっており、国から、将来の財政負担の軽減、平準化を図るような管理計画の策定を行うよう要請されているところです。

本市も、現在、公有財産全てを洗い出し、その台帳整備を行っており、来年度完了いたします。それと並行しまして、公共施設等総合管理計画を策定する予定としております。

この管理計画では、公共施設の適正な管理に関する基本的な方向性を定め、その後、一施設ごとに整理し、統廃合するもの、廃止するもの、更新するものなどに振り分け、最適な施設の配置を行い、同時に長寿命化につなげていきたいと考えております。

なお、計画が具体的に実施されるまでの数年間につきましては、引き続き各所管で施設の修繕等に対応する予定としております。

以上です。

○建設課長（美園博行君） 道路のバリアフリー化についてお答えをいたします。

道路のバリアフリー化でありますけど、議員は御承知と思っておりますけども、最近改良や改修を行っている道路についてはバリアフリー化されております。国土交通省の省令、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令でありますけども、歩道等

に関する事、例えば舗装や勾配、車両乗入部などその他関連するものでは、駐車場に関する事等基準が定められております。

新たに改良する道路においては、車歩道フラットな道路を計画をし、バリアフリーな道路ができますけども、既存の道路においては、勾配や乗入部など基準に合っていないものや、住居の敷地との高さの状況等から基準に合っていない道路が混在している現状であります。このような道路においては、道路面全体からの改修をしていかなければなりません。現状においては、基準に合っていないけれども、段差を解消するなど、極力利用しやすいように努めているところであります。

今後、道路舗装や改修の計画の際には、利用しやすく安全な道路となるよう、バリアフリー化に努めてまいりたいと考えております。また、国道や県道においても、さらなる要望をしてまいりたいと考えております。

以上です。

〔健康保険課長 戸川信正君〕

○健康保険課長（戸川信正君） 国民健康保険税の軽減についてお答えいたします。

市町村国民健康保険は、年齢構成が高く、医療費水準が高い、そして所得水準が低いなどの構造的な課題を抱えており、平成二十六年度においては、本市を初め県下十九市中十七市が税率改定を行わず一般会計からの法定外繰入れを実施している状況であり、本市の

今年度の本算定となる六月補正では、約一億八千五百万円の一般会計からの法定外繰入れを実施しております。このことは一般会計からの繰入れにより実質的に保険税の軽減を図っているということになります。

なお、低所得者に対する保険税の軽減については、七割、五割、二割の軽減を実施しており、今年度四月から対象世帯も拡充されております。

今後とも、収納率の向上や医療費の適正化に努め、国民健康保険運営の安定化を図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

〔水道課長 福山隆一君〕

○水道課長（福山隆一君） 水道料金の値下げについてお答えをいたします。

本市のこれまでの主な水道料金の改定につきましては、第四次拡張事業による西京浄水場建設のため、昭和六十一年度に二三・八三％、第五次拡張事業の阿曾浄水場更新に備え、平成十年度に二八・八八％、阿曾浄水場更新後の支払利息、減価償却費の大幅増加による経営赤字と平成十三年度豪雨災害による損失解消のため、平成十四年度に本来一五・六一％の改定が必要でありましたが、豪雨災害復旧直後の市民の経済状況を勘案し、改定率を抑えた七・四八％で実施をいたしましたところです。

直近では、平成二十三年十二月での三回の審議を経て一五・一％の引上げが提案をされたところですが、本市経済状況から判断をし、一五・一二％の改定率は非常に厳しいものがあることや、簡易水道との統合が平成二十九年間で終了する計画であったため、平成二十五年から平成二十九年八月検針分から平均で八・〇九％の料金改定を実施をいたしております。その後、平成二十六年四月の消費税八％の適用を経て、現在の水道料金というふうになっております。

単年度欠損金は、平成十五年度をピークに、経営努力や料金改定による減少傾向をしておりますが、平成二十三年度末においては累積欠損金がついに四億円を超える状況でありました。平成二十六年度末においても、累積欠損金はまだ三億三千万円ほど残っております。累積の黒字転換までには到底至っていないところでございます。

今後の水道料金については、簡易水道の水道事業への統合が完了し、資産等が確定した後、施設の更新に要する経費、給水人口の動向及び経営努力による経費削減等を考慮した上で、料金の見直しが必要であると今までもお答えをしております。したがって、現状での水道料金の値下げについては難しいものがあるというふうにご考えております。

以上です。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

仕事の確保、所得の増加、人口の増加に加えまして、行財政改革に関しましてもありましたので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

仕事の確保等広範的なものに関しましては、長期振興計画あるいは総合戦略をもとにしまして、農業等の基本の施策を推進し、人や物の動きをつくる交流とか観光の施策を大事にしながら仕事を増やす努力をするということになるんだろうと思います。ちよつと短目で申しわけございません。

行財政改革のところの要因のところの説明をさせていただきますと、確かに人件費が落ちてございますし、公共施設、公共工事も当初は減ってございましたけども、当初の平成十七年、平成十八年当時になりますと、公共工事につきましては、やろうと思ってもできなかったという状況かと思えます。

ちよつと実務的な話で説明させていただきますと、先輩課長であります堀之内課長、西田課長の時代、市長と一緒に組みましたことでございますけども、西京ダム等の基盤整備事業分の償還助成金という、二億円ぐらいの一般財源の分の負担がございましたけども、その分の繰上償還、それと、過去の利率の高い利子分についての繰上償還を積極的に行いまして、内部的な事務で非常に申しわけないんですけども、起債の種別を全部変えております。それまで交付税措置のない公共事業債から過疎辺地への振替えを行っております

て、そういった技術的なものもありまして、財政のほうは、まあ、好転していったと言ったら怒られるんですけども、今の状況に持ってこれたというのが現状ではないかと思えます。ちよつとつけ加えて説明させていただきます。

○八番（田添辰郎君） はい、丁寧な御説明ありがとうございます。大きなぎわいの拠点施設についてなんです。これは、同僚議員であります瀬下議員からも、また、鮫島議員からも一般質問していただきました、大分中身がわかったほうでございますので、ちよつと中身等変わりますが、一点だけ確認したいことがございます。

この九月議会で市長のほうで撤回し、取下げをしたわけでありま。実質二月間、二カ月間しかたっておりません。そして、市長のほうも御存じのとおり、この計画をつくるために何年の月日を使したかという、二年ぐらい、二年以上は月日を使ったかと思えます。民間の方に集まっていたいろいろな協議をしていたものを、行政のほうにですね、提出していただいて、それを受けて行政のほうで動いたという形にはなっておりますが、二年以上かけて慎重に考えて構想を練ってでき上がったものでございます。

このにぎわいの拠点施設、西之表市観光を変えていく、種子島観光を変えていく起爆剤になっていくんだ、また、これが商店街の発展振興につながるんだということでございます。

九月の場合は、市長のほうは、物を売って既存の商店街の方と限られたパイを奪い合うことになるから反対なんだろうと受けとめら

れたかもしれませんが。しかしながら、議員の方、やっぱりそれぞれいらつしやいますんで、その点を一番問題に取り上げた方もいらつしやるかもしれませんが。市民の大多数もそういう問題意識でもあつたかと思えます。しかし、議会のほうがなぜ、反対の意思は示しておりませんが、反対の意向の流れになつたかという点、それだけではないと思うんです。

このにぎわいの拠点施設というものができます。我々は、私は議員であり、市長も市長でありますよね。四年に一回選挙があります。我々の、何の問題でもそうなんです、我々の責任のとり方というのは、四年の一度の選挙において当落、当選するか落選するかという点で責任をとることになってまいります。以前ありました市長選、三年近く前ではありますが、そのときには、市長いろいろな公約を挙げられております。このにぎわいの拠点施設というものも当然入っていたかと思えます。ですが、そのときは、私は、争点を一点化するというのは民主主義を本當にくだらないものにする。政治というものは問題が複雑に絡み合つて政治なわけであり、そのために市民の代表である議員がおり、市長がいるわけです。単純に争点を一点化するということは、そういった難しい部分のある政治のことを簡潔明瞭にわかりやすくはなりません、本来の意味の政治を市民の方に誤解させるものだと思います。

マスコミのほうも争点化ということでやりますが、私はおかしいと思うんですね。前ありました市長選の争点は、マスコミが言うに

は馬毛島の自衛隊施設とか、そういった問題だったかもしれませんが、公約の中にはにぎわいの拠点施設も入っていたわけであり、一般的にも、市長も認識されているように、馬毛島が争点になつた。私はそれは争点化するべきではないと思つていましたが、争点になつたんだろうと思えます。

そういった意味で、公約に入っていたにぎわいの拠点施設が、市民がわかつた上でそれに賛同したわけではないかと思うんです。このことを、先ほど言いましたように、二年ぐらひもかけて慎重に考えて練られたもの、市民の方も入れて。その出したものが、一般の市民の方、関係する市民の方に受け入れられなかった。そういった関係する市民の方の不安を拭い切れなかったという現実が九月議会であられたかと思えます。

その後、市長のほうは、市長、行政のほうから呼びかけて、いろいろ御相談をされたり、行政の考え方をお伝えしたようでもあります。二年半、二年以上もかけて練られたものが、関係する市民の方、商店街の方がだめだと言つたものを、また実質二月で、これも各種団体の方がやはりつくってくれという声はあつたかもしれませんが、たつた二三月の各種団体の長の、各種団体の方の意見、また、行政の考え方で中身を変えてよろしいものなのかどうか。仏様にほんとは失礼ではございますが、仏つくつて魂入れず。本来の目的は何だったのか。にぎわいをとにかくつくればいいんだということであれば、二年以上、二年近く検討した間に、体験施設や、そういったものも、

声も出てきたはずであります。そういった検討も踏まえた上で、やはりこうすべきだということで九月に提出されたわけであります。ある意味では、行政と市民の英知を投入して出したものが九月議会の提案であります。

それを、たった実質二月間で中身を変えて、本当に魂を入れずして再提案するのはいいのかどうか、私はおかしいと思うわけでありますが、市長の見解を伺います。

〔市長 長野 力君〕

○市長（長野 力君） 九月議会に提案いたしましたして、いろいろ御意見をいただいたわけでございます。二年ぐらいかけてですね、それから、各市民の代表も入っていたいて、まあ、ずっと計画を練ってきたわけでございます、その中でですね、議会の観点といたしましては、周知が足りなかったんじゃないかと、市民のですね、ということも出てきましたし、また、先ほど言いました物販による影響が大きいんじゃないかという、そういう二点が出てきたわけでございます、私どもとしては、会を開きながら、それはそういうふうになっているということですね、確信しながら来ましたけど、議会のほう、また、議会のアンケート等もとってみたらそういうことであったということでございます、まあ、そういう中でですね、私どもとしても、関係の団体にですね、今回のこれについてのいろいろな皆さんの意見集約をしてほしいということ、提案をお願いをしまして、協議をお願いいたしましたところでございま

す。

それによりまして、ちょうどですね、各団体から、ぜひですね、物販等については非常に影響が大きいと。ですから、それは避けたいということと、それからまた、これももとにして、この施設をですね、これからもやっぱり有効活用しながら、物の販売等については、商店街そのものがですね、やはりそれ以上に自分たちの力で頑張ってやっていくという一つの起点にもしたいということでございます、意見が集約されてきました。

私は、それをとりまして、それから、あとですね、ほかの団体にも聞きましたけれども、あと、そうとりまして、一応、まあ、議会のほうからありました、周知がされていないとか、物販が影響があるんじゃないかということにつきましては、関連のほうからですね、出てきましたんで、例えば拠点施設についても賛成であると、ぜひつくっていただきたい、ただし物販についてはですね、やっぱり理解を得られないところがあるので、かわりにですね、内容、まあ、交流、観光の誘客、内容、そういうものを含めた、体験を含めたですね、ものを充実し、今後柔軟に利用できるような、そういうものにして、商工会や皆さんと一緒に今後これを起点にしながらやっていきたいという意見が出てきてまして、私はそれですね、一応これをもって今回このにぎわい拠点施設の再提案をしたということになるかと思えます。

今後はですね、これをもとにいろいろな関係者とともにですね、

まちのにぎわいづくり、商工振興についてしっかりと一体となつて手を握っていけば、その効果は大きいというふうに判断をしまして提案をしたところでございます。

○八番（田添辰郎君） 僕は、昭和三十八年生まれなんで、ウルトラマンが大好きなんですよね。ウルトラマンに悪い怪獣が出てくるんです。僕もそうなんですけど、次に一般質問される方、榎元一巳議員、一般質問、にぎわいの拠点施設についてされるわけでありますが、今回何だかウルトラマンに出てくる怪獣に僕と榎元さんがなるんじゃないかなというふうに不安を感じております。ウルトラマンというのは、善良な、悪いことをしない地球市民を、地球人を守るわけですね。ウルトラマンもいますし、ウルトラマンタロウもいます。ゾフィーもいます。ウルトラマンの父も母もいるわけでありまして。善良な地球人を守る。

今市長がおっしゃいましたお話を聞くと、頼まれたからやったというような雰囲気もあるわけです。二年以上かけて市民の皆様が結論を出して、市民の皆様がつくりたいからと言って出てきた。そして、九月議会に出して、これがだめだというふうな判断を、このままではいけないという判断をされて、撤回し取下げした。でも、その後また市民の皆様から言われて、じゃあやっぱりやろうということになった。例えばが悪いかもしれませんが、善良な地球人が市長であつて、私が知らない間に怪獣になり、善良な地球人である市長を守るために、いろいろなウルトラマンが出てきたように思えるわ

けです。何か知らん間に、市民の声を代弁していたつもりが、地球を攻めていく怪獣になったかのような気がしております。

そのようなことでいいのかなと思うんですよね。やはり誰かの、自分が何かを施策をとっていくわけです。市民の声を聞いたとして、市民の要望があつたとしても、それをやるのは市長であります。最終的に結論を出すのは、ゴーという結論は議会であります。その提案権はほぼ市長に独占しております。そして、ほとんどのものを議会は通していくのはこれまでの流れであります。そういった意味で、善良な地球市民を装っていいのかわか。私は、市長は市長として自らが責任をとるんだということで、きちっと自らの意思を表明すべきだと思います。

今回のものも、二年以上かけたとはいへ、やはり市民の意向がかなりあると感じております。そして、この施設がもしできたとしても、各種団体の方は、二年後、三年後、五年後のことを考えておっしゃっているのかどうかわかりません。実質二月間で結論を出したわけでありまして、そこまで考えてやっているのかどうかわかりません。しかしながら、議会としましては、行政としましては、市長といたしましては、これができた場合、長期的にどうなるのかを考えて結論を出すのが我々の責務だと思います。

課長のほうもおっしゃっておりますが、維持管理費が年間一千万円から一千五百万円あります。市役所、行政でございますから、これは利益を求めない団体ではございません。そういった意味で、そう

いった年間一千万円から一千五百万円かかってもよろしいのかもし
れません。しかし、一般の市民の方でも、ほんと九月の時点では
つしやったわけですが、どうせうまくいかないから、そのときには
何かイベントかなんかでうまく使えばいいよという意見を聞きまし
た。僕の大変近しい人からですね。その話が本当になるんじゃない
か。いろいろな観光客の方が体験をしたり交流をしたりという施設
になったとします。それもそのままでもいいのか。

これまでの、九月議会までの流れ、二年間の流れ、そしてその後
の二月間の流れを見えますと、一年か二年やってみて、やはりこ
のにぎわいの拠点施設では魅力が足りないということ、本来の
目的である物品販売に戻るのではないか。商工会の方からはさすが
に言い出せないとは思いますが。市長のこれからの政治手法のあり方
から言っても、市長のほうから言うことはないと思います。しかし、
私が考えることは、市民のほうからまた声があったということ、物
品販売に戻るのではないか、私はそう思うわけであり。そんな
れば、九月議会での議論とまた戻ってしまいます。

市長、二十年前と、十年前とは違うんです。もう箱物で人を呼べ
る時代ではないと思います。今ある施設、西町、東町に空き店舗も
空き駐車場も増えました、残念なことですが。それは西之表市政に
とつても、商店街振興にとつても、観光発展を目指すにとつてもチ
ヤンスなんです。もう箱物の時代ではないと思います。

時間ありませんので、ちょっと自衛隊のほうの問題に移らして

もらいます。

市長のほうは、あ、すみません、せっかく資料をもらいましたん
で、馬毛島への米軍訓練基地等の移転に反対する署名というのがあ
ります。

○議長（永田 章君） 田添議員、あの、にぎわい施設の件につい
ての回答は。

○八番（田添辰郎君） 回答は変わりませんからいいです。

○議長（永田 章君） 要りませんか。

○八番（田添辰郎君） はい。

署名用紙がございます。馬毛島への米軍訓練基地等の移転に反対
する署名であります。これ、何年前かちょっと、三年ぐらい前です
か、わかりません。この署名活動を行われたときは、議員の方も松
島のサンピアでも署名活動をされたと思います。サンシードのほう
でもされたと思います。議会も行政も一緒になって取り組んできた
署名であります。私、このとき、私も署名しております。そして、
私の家内も、子供三人も署名しております。当時、下の子供が五歳
でしたが、聞いたなら五歳の子供でもいいってということで署名をさし
ております。

今、三年近くたちました。ほんと税金を使わせていただいてす
ね、二年半以上にわたって勉強させていただいたわけです。三年近
く前に署名したのは間違いではなかったと思います。情報を与えら
れて、その情報の中で判断して最善の選択をするというのは当たり

前のことだと思えます。また、今議員にならしていただいて勉強させていただいて、情報や事実がまた違う情報や事実をいただいて、また考え方が変わるのとは当然だと思います。

いろいろな情報提供のあり方もそうなんです。私に情報をくださった方がうそをついたとは申しませんが、しかしながら、きちっとした事実に基づいてないことは確かであり。なぜかというところ、防衛省の自衛隊施設に関して、また、FCLP訓練施設についてきちっと説明を聞いた方は、副大臣がいらつしやったときの市長であります。落合市長と、その当時の議長のみでございます。ほかの方はユーチューブを見て勉強しなさいということと言われてます。で、直接に聞いた方は、その後六名の方が聞きたいということで、公的にどうかどうかかわりませんが、聞いたということであり。署名をいただいたところでは、時点では、きちっと説明を聞いた議員はほとんどいなかった。これが現実であります。

そういう意味で、いろいろな説明をされました。毎日空母艦載機の訓練があるとか、厚木基地や普天間基地と同じように騒音がうるさくて夜も眠れない、牛の乳の出も悪くなる、そして、子供たちが勉強しようにもできなくなる、そういった話も聞きました。また、馬毛島にそういうことを許せば、種子島が米軍基地になっちゃうよと、その可能性もあるよって。可能性ゼロか百ですからね、ないとは言えないですね。それで、アメリカ兵がやってきているんな事件を、事件事故を起こすよ。そうしたらどうするの。二十年前の沖

繩の事故がありました。そういう話も聞きながら説明を受けたわけであり。

自衛隊の施設とは名ばかりで、実質は米軍基地なんだ、そして、国のほうは、東北の震災もございましたが、宮崎、鹿児島、南西諸島、種子島を含めた南西諸島、南海トラフを起因とする大規模災害が予想されております。そういう意味で備えをしなければならぬんですが、そのための自衛隊を、陸海空が参集して、我々西之表市民を、種子島島民を、南西諸島の島民の、国民の命を救うための参集する場所にするんだという説明は、それは後付けの問題だということふうにおっしゃる方もいっぱいいらっしゃいました。

あと十分しかございません。四つの質問をさして私の一般質問を終わらしていただきます。馬毛島でのFCLP訓練の期間はどうなのか、二点目、馬毛島でのFCLP訓練の騒音はどうなのか、米軍が種子島に来るといふのは本当なのかどうか、日米地位協定の問題を生じるといふのはどうなのか。

市長は、自衛隊の誘致は構わない、ただ、FCLPは問題があるという考え方だと捉えております、これまでの一般質問からですね。以上四点のほう、私も二年半以上勉強させていただきました。当然市長も私以上に勉強されていて、各市民と語る会では説明をされているかと思えます。行政のトップである市長が勉強もせずに反対対と唱えるのはどうなのか。私は一市民としてお聞かせいただきました。国、防衛省はどういうふうの説明しているのか。市長の判断は

後ほど伺いさせていただきます。

○市長（長野 力君） 質問に従って申し上げますと、訓練期間につきましては、平成二十三年七月の防衛省側からの説明では、年間おおむね二、三回で、現在硫黄島で実施している訓練は一回当たり十日間程度であると。事前準備や事前訓練を含めても、一回の訓練期間はおおむね三十程度、三十日間程度というふう聞いております。

それから、馬毛島、騒音についてでございますが、これは申ししておりますとおり、FCLP訓練がどの範囲でどのような形で行われるのかというのは米軍との調整で決まってくるとの説明を受けております。

また、日米地位協定によりまして、日本には空域を限定できる権限がないことも述べさせていただきました。そういう意味で、不安を解消するための根拠がないのが現状でないかと思えます。

次に、米軍が種子島に来るということでございますが、米軍は来ないということも一方で断言はできないと思えます。代表的な例といたしまして、岩国基地を言いますと、一度受け入れてしまえば、いわゆるあめとむちと申しますか、交付金等を盾に、規模が拡大しているのは事実であろうかと思えます。

住民投票で民意を示し、市長が反対を抜いても補助金がカットされ、結果として行政運営がままならない状況に追い込まれ、今では埋立てが進み、基地以外でも米軍の家族住宅建築が進もうとしてお

るところでございます。

今はよくても、やがて大臣はかわり、防衛省職員もかわってきます。その後一体誰がどうなるのか、やはり過去の事例等を含め、やっぱり自分たちのものは自分たちで学びながら考え、自分たちの島は自分たちで守っていくというこの姿勢が必要じゃないかなと思えます。

それから、まず質問の全部をします。

日米地位協定の問題でございます。私がこれまでの議会において答弁したことは、日米地位協定によりまして、日本には空域を限定できる権限がないこと、それから、FCLPの恒久的施設となった場合に、アメリカ側の要望によりその変更は十分考えられるという趣旨のものであります。

低空飛行の話をしみますと、平成二十三年七月二日に防衛副大臣が本市に説明に来た際、質問に対し、当時の地方協力局長は、「米軍は日本の空港・港湾を基本的に自由に使うということとは地位協定で決まっている。そういう中で、米軍が低空飛行の訓練をやることがあり、それについては日本政府としてやめると言うことは言えない」と言うて、はっきり答えが出ております。

また、日本の航空通信体系の最優先権が米軍に与えられておりまして、民間機が低空飛行や迂回を強いられるなど、ほかにも問題があるかと思えます。こうした状況のもとにおいて、地位協定の問題は生じるものと考えるわけでございます。

自衛隊基地ということでございます。私のほうは、申しましたように、今回の問題は、FCLPの訓練施設ということを考えております。そういう意味で、恒久的な施設ということですね、共同声明にも出しておりますので、やはりこれは私のほうはFCLPの訓練施設ということですね、捉えてやっているところでございます。

○八番（田添辰郎君） はい、まあ、市長、僕の説明が足りなかったのかもしれませんが。私お願いしたのは、市長が判断している、了解している部分で、国、防衛省はどのような考え方をしているのかというのを御紹介いただきましたのですが、市長の見解も大いに入りました。

訓練期間につきましては、市長がおっしゃるように、年に一回から二回、通常、ここ数年一回でございますね。FCLP訓練、タッチ・アンド・ゴーを実際にされるのは年間十日間ありますね。

そして、訓練の騒音について市長はおっしゃいませんでした。航路が変わるとか云々。防衛省、国の立場で言えば説明ができるかと思いません。時間がございませんので、私のほうで説明させていただきます。

本当にこの空母艦載機の訓練というのは、市長は十分御承知のように、空母が横須賀、母港とする横須賀から出港する前の本場に慌ただしい期間に行われます。このFCLP訓練を遂げなければ、空母艦載機のパイロットとして認められないわけでありまして。本当に慌ただしい期間に行われるのがFCLPの訓練であります。ですか

ら年間十日間あります。

その方たちが、今防衛省が提示されている空路から外れて訓練を行うことがあるのか。映画ではありませんから、今出動しなければならぬというときに、市長がおっしゃるようにどこを飛ぶかわからない、低空飛行をするかどうか知らない、市長も御存じのように、FCLP訓練の場合は高速でジェット戦闘機は飛びません。特に夜間の場合は、前のジェット戦闘機が見えませんが、高速で飛んだりはいたしません。本当にふらふらの低速で飛んでまいります。そうしなければタッチ・アンド・ゴーをするときに引つかかってジェット戦闘機が壊れちゃうからです。低空飛行は当然あるかと思えます。甲板にとまっていくな練習、甲板に着陸する訓練をするわけがありますから。ですが、それは高速ではありません。そういった意味でも騒音は激減されております。

そして、我々の西之表市議会のほうは、反対のためという目的を持っておりますから、きちっと市民の方々に騒音の問題を伝えるという、客観的な事実を伝えるという努力はしていないようであります。

そういった意味で、参考になるのが隣の中種子町の馬毛島の特別委員会のあれでございますが、岩国基地を視察して、十二キロ離れた場所から何カ所か騒音をはかっております。十二キロ離れた場所から騒音はさほど生じない、これが中種子町の結論であります。そして、現に岩国基地のほうも、空母艦載機が移設されます。その

ために滑走路の場所が変わりました。それは沖合一キロメートルです。それでもかなり騒音が低減されるということで、岩国市民は受け入れたわけであります。

そして、沖縄県の辺野古におきましては、V字型の滑走路をつくらうということになります。国と県が奇妙な争いをしておりますが、これも一番近いところから、海側を埋め立ててつくるわけでありませんが、十二キロ離れていたりはしません。陸上と面したところを埋め立てするわけですから、一番近い家屋のほうは、やはり一キロぐらひはあるんじゃないか。ちょっと不確かでございますが。

しかし、日本の自衛隊の施設や米軍施設の問題、防衛の問題を考へるときに、この一キロ離すというのが騒音低減に関してはものすごい威力があるわけです。そのことをきちつと市長の口から説明していただかなければならない、私はそう思います。

そして、米軍が種子島に来るといってお話があります。私はこれを受けて反対の署名をしたわけでありますが、これもあり得ない話ではありません。市長も冷静に考えていただければ、可能性はゼロではありません。あり得ます、ゼロか百かと言えは。しかしながら、そういった余裕がないのが事実であります。船の管理も飛行機の管理も自衛隊が行います。その忙しい、厳しい訓練のさなかに、アメリカ兵士を種子島に持つてくるようなことをやるのか。それはやりません。そしてやらせないように約束をとるべきであります。

さらに、日米地位協定の問題、この日米地位協定というのは、日

米安保条約と同様に、同時につくられたものでございます。日米地位協定の問題は、ほかの基地があるところの市町村の長も、これまでもずっと長年にわたって改正を要望してきました。その要請してきた市町村長というのは、そこに基地があり、そこにアメリカ兵がいる基地のトップであります。我々の自衛隊施設ができるのは米軍基地ではありません。馬毛島にできるわけであります。そもそも初めから日米地位協定の問題は生じない、これが事実であります。その辺を十分確認していただいて。

○議長（永田 章君） 田添議員、時間です。

○八番（田添辰郎君） これからを判断をしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（永田 章君） 田添議員、時間です。以上で田添辰郎君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時二十分ごろより再開いたします。

午前十一時一分休憩

午前十一時二十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、榎元一巳君の発言を許可いたします。

「一一番 榎元一已君登壇」

〇一一番（榎元一已君） 一般質問の通告書によって一般質問を行いたいと思います。

まず一番に馬毛島問題つてありましたけれども、まず二番目の農業の現状についてをお伺いしたいと思います。

まず、安納いもについて。本年の作柄と、この販売状況についてどういう認識を持っておられるかお聞きをいたしたいと思います。

あとは質問者席より行います。

「農林水産課長 園田博己君」

〇農林水産課長（園田博己君） お答えいたします。

安納いもの作柄につきましては、六月の長雨の影響等も受けまして、芋自体の個数の減少がありまして、見込み反収は二トンを下回るんじゃないかという予想をしております。

品質につきましても、安納いもブランド推進本部のブリックス検査において、安納紅、安納こがねとも、一一・四％と前年度比で

〇・四％のアップということで、高い数値となっております。

販売状況につきましては、昨年に引き続きまして市場評価が高いというのを受けまして、引き合いが強いということでございます。

また、ここに来て収量減というのが伴いまして、出荷量がないところもあると伺っているという状況でございます。

以上です。

〇一一番（榎元一已君） おっしゃるとおり、六月は長雨ですね、

ほとんど植付けができない状態でしたので、その後の芋については非常に今年は作柄については悪いというふうに感じております。私もつくっておりますので、現状を見ますときに、やはり一トン五百、まあ、よくできているところでも二トンぎりぎりというところが現状だろうと思います。

安納いもというのは、私どもにとって非常に重要な作物に現在なりつつあるわけですけれども、その中で、この、全体、種子島全体での販売額、西・中・南での販売額、これをどういうふうに把握されているかお伺いしたいと思います。

〇農林水産課長（園田博己君） 販売額でございますが、本市の場合が十三億円、それから中種子町のほうで五億円だったという記憶があります。あと、南種子町で一億円弱という状況でございます。

〇一一番（榎元一已君） 直接の販売額が全部で合わせておよそ十九億円という考え方ですね、今、これがですね、例えば流通とか、雇用とかですね、それから油の関係、そういったものを総合的に判断をして、いわゆるその経済波及効果というものを考えるときに、どんだけの量があるのか、これは、観光課長じゃなくて経済観光課長ですので、経済の主軸からいって、どういうふうなこちら辺を把握しておられるのか。今、経済、連携、どうでしたかね、何かそういう研究もなさっているようですねけれども、総合的に判断して、これ、どれだけの影響があるものかお聞かせ願えますか。

「経済観光課長 松元明和君」

○経済観光課長（松元明和君） はい。現在、産業連関表につきましては、大学との連携の中で作成をしているところでございます。

ただ、種子島全島でのその産業連関表作成までは二年以上有するというところで、こちらのほうでは、国全体で示している産業連関表というものがございます。その中では、最小部門で三十六部門の中で、農林水産業の部分の新規需要額を入れますと、波及効果が出るものがございます。

一概に種子島全体の中での波及とは限定はし切れないんですけども、現在の西之表市に限定して申し上げますと、十三億二千万円の安納いも販売額に對しまして、波及効果は十九億九千七百万円、その主だったものとしては、冷凍食品が一億一千七百万円、化学肥料関係が八千七百万円、小売関係・卸関係九千八百万円、水道関係八千八百万円、こちら水運関係ですね。運輸関係です。あと、附帯事業サービスが七千八百万円です。これも、一般的には国のほうの簡易ツールを使っておりますので、島、島嶼のほうにおきましては、この水運、運輸関係のほうにさらにまた波及が膨らむんではないかというふうにご想像しているところでございます。

以上でございます。

○一番（榎元一己君） 私はまだ、まだまだ大きい、いわゆる影響はかなり大きいものだと思います。自ら栽培しておりますので、その肥料であるとか、農薬であるとか、その輸送コストであるとか、そういうものには非常に影響されておりますし、ある意味

では、高齢者の雇用の場にもなってるのも事実でございます。

市長にお伺いします。こういった非常に重要な作物になってきているわけですけれども、やはり後発で、あるいは、新しい品種で、紅はるかであるとか、これは大分では甘太くんという名称で出ておりますし、それから熊本ではシルクスイートというような新しいものも出ております。こういうものはいわゆる追従を許さないような形をとらなければならぬわけですが、こういうものに対して市長の危機感というものはどれぐらい考えておらっしゃるのか、お考えをお聞かせ願いたいんですが。

「市長 長野 力君」

○市長（長野 力君） おっしゃるとおりですね、安納いもはブランドにしようと言うてからたしか七年ぐらいかかったと思います。当時私がそうしたときが、約二億円ちょっとの、西之表の考えた場合ですね、の生産でしたけども、今十三億円になっておりますんで、それで、そのかわりにじゃがいもが少なくなってきたとかいうような形態をとっております。

こうなってくると、安納いもは私どもの、西之表は特にですが、種子島にとって農作物の大きなシェアを占めているし、また、我々はブランドということを推進しております。しかし、今議員がおっしゃいましたように、別な銘柄の、競争相手が出てきているというですね、危機感は相当持っております。

この前も、伊佐のですね、祭りに行ったときに、これ安納いもじ

やないけど、これがすごくおいしいんだということで新しい芋を売っておりまして、買ってきまして私も試食したんですが、こういうことがあるんですね、相当我々も、踏ん張ってこれを守るというか、よりいいものに仕上げないと、先方は厳しいなということですね、実感として受けたわけでございまして、そういう意味でいきますと、今後、安納いものことについてですね、もうちょっと、私どもを含め、生産者も含め、また、販売の方々も含めてですね、三者一体となって、やはり安納いものというものの日本一甘い、そういうものですね、崩すことのないように我々が進めていかなきゃいけないと思います。まあ、それにはやっぱり甘さ、まあ、当然商品となっていくと、形状も言いますでしょうし、今後ですね、やはりブランド本部を中心に、まだまだ仕掛けをする必要があるかと思っております。具体的にはですね、その非破壊の装置による糖度検査とか、まあ、まだ手続上の、作業上のことも今後研究していく必要があるかと思っておりますし、大きく言うと、さらにこれから県と一緒に作ったさらなる安納いもの新しい展開の品種に挑戦するということも大きな意味ではあるのかなと思いますが、これは私のただ考えているだけのことです、それぐらいですね、危機意識は持つておるところです。

○ 一番（榎元一己君） 危機意識を持つていらっしゃるということはよう理解をいたしました。しかし、じゃあどういう戦略で行くかっていうことになるかと、おいしいものをつくって、安定した品質でやるということですよ。ほかの追従を許さない方法をとるとい

うことになると思うんですけども、やはり、これは農林水産課長にお伺いしたいんですけど、ブランド推進委員会で品評会をとり行っておりますよね。今年もやられたと思うんですけども、あの品評会ですね、やっぱり技術向上になるのかっていう考え方です。

いいものを選ぶ、形も選ぶ。ただですね、ここでは技術的な栽培技術の交流は行われていません。過去一度も生産者同士の生産技術の交流は行われておりません。去年、県の試験場の西岡さんでしたかね、あれが、あの人がやめるときに、一回だけ、主だった業者を集めてデータを交換したことがあります。

そういった意味ではですね、そのやっぱり品質の確保をするっていうことになるかと、さまざまなデータが必要になります。その技術交流についてどういう考え方を担当課長としてお持ちかどうか。

○ 農林水産課長（園田博己君） 技術面の体制で、指導体制でございまして、御承知のとおり、御指摘のとおりでございます。品評会は実施しておりますけれども、その技術についての生産者へのフィードバック等々はまだとれてないんじゃないかというのを私は認識しております。

それとまた、先ほども市長が述べましたように、今後、安納いも、全国で他産地で生産されるというのは確実に増えてくるであろうという予想をされていきますので、その中で生き残る方策をやったりブランド推進本部が中心となって施策を進めていく必要があるかと考えています。

ブランド推進本部につきましては、一定の認知、まあ、安納いもの認知ですけども、認知、評判、存在感等々についてはある程度の評価は受けていますが、今後生き残るためには、マーケティングをもっとさらなるマーケティングが必要じゃなかるうかと考えております。

また、技術面について、御指摘のとおりでございます。今ブランド推進部においては、糖度のバックデータがございます。そのデータをですね、もとにしまして、各圃場がなぜ甘いのか、それともなぜ甘くないのかとか、そういうのも含めて、今後研究、研究というか、取り組みを進めていきたいと思えます。

議会の冒頭でもありましたけども、各大学との連携等々も必要でございますので、そういうものを含めて、次年度、深く掘り下げた検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○一一番（榎元一巳君） 確かにブランド推進本部ね、いわゆる出荷資格を得るために、糖度検査のデータは持っております。その背後のデータもあります。植付け、それから作付、それから収穫、貯蔵期間、糖度、そういったもろもろの、ここに私個人で、個人のデータがありますけど、ここには膨大なデータが残っております。ところが、これはデータベースとして利用されていません。せっかくこれあるのに。

そしてまた、この畑がどういう、何番の圃場で、何年はどういう

糖度でできてっていうデータが全部残っております。これまでの合格率がどうだっていうやつも、このグラフで、まあ、ちよつと細かいんで。これ、データベース化されてんですよ。これによって技術指導をしてないっていうのはですよ、危機感が私は足りないと思っております。

大学の連携の話がありましたけども、それはそれで結構です。その堆肥の分析、土壌分析によって、大きなですね、指導ができるような体制にすべければいいですけど、現実、今の問題を取り組んでいかなきゃならないですよ。

だから、そういう状況下のデータを生かしながら、将来的にはこれをですね、トレイサビリティ、それから全てのものをネット上にリンクをして、商品をするのと全てそこにつながってデータが開示できるっていうところまでやらないと、ほかの産地の追随を許すということになります。甘いものも育ちません。そのことを肝に銘じて努力をすべきだと思えますが、市長はどう思いますか。

○市長（長野 力君） おっしゃるとおり、長期的な観点もありましょうし、今、今の戦いの中で具体的に進めていくことも必要でございますし、何といいますが、今おっしゃいましたように、技術指導、そういうことはですね、今のちよつと状況から見ればまだまだかと思えます。そういう意味では、ブランド本部としても、完成された商品もそうですが、やはり基本的になる技術指導を含めた格好ですね、育成というのは必要じゃないかと思えます。

○ 一 一 番 (榎元一己君) ずっと以前にも市長と語ったことがありますけど、やっぱり圃場カルテができて作物の繁栄できるようなことが実施されなければ、なかなか繁栄はできないっていうことだと思います。

じゃ、具体的にじゃあこれをどこがやるかっていうことなんですけど、どういうふうに考えられますか。これ、担当課長でもいいですし、市長でもいいんですが。

○ 農林水産課長 (園田博己君) そのデータを持っていますところはブランド推進本部でございますので、そのデータに基づいて、やっぱり先ほども言いましたように、そのデータに基づいて、圃場の各pH等、土壌の関係等々も連携を、連携じゃないです、診断する必要がありますかと思えますので、ブランド推進本部のほうで進める必要があるかと考えております。

○ 一 一 番 (榎元一己君) ブランド推進本部で取り組んでもらえるということですので、ただ、過去ですね、土壌分析の予算を組んで、施設、機械も入れました。あれはどういう運用になっているんですかね。その資格の問題で云々かんぬんということができてきて、土壌診断ができない状態になってるんですけど、その改善は進んでいきますか。

○ 農林水産課長 (園田博己君) 御指摘の土壌分析機に、分析についてでございますが、法律の関係で処方箋が書けない、そういう指導ができないというところがございますして、専門家を設置しないと

その診断ができないということでございますので、一昨年から、土壌診断については、今、農政普及課、熊毛支庁の農政普及課を通じて土壌診断をしているという状況でございます。市のほうで公社が三年前まではやっていたんですが、それができない状況ではございません。

○ 一 一 番 (榎元一己君) やっぱりここら辺のその対応の遅さ、だめになっている、今それが一番必要な時期にだめになったのに対応ができてない。一番やらなければならないときにそれができてないというのは非常に残念な話です。

それがあることによって、やっぱり品質が確保され、技術交流をしながら維持をし、ほかの追随を許さない産地としての確立をするわけです。基本的なところにですね、もっと集中してこの事業に取り組むべきですし、予算も配分するべきだと思いますが、市長、どうですか。

○ 市長 (長野 力君) 当初は、私もですね、その土壌ということ非常に気にしてましたんで、公社ですね、そういうことの組織もつくり、始めました。皆さんが手軽に、まあ、専門的なんですけど、比較的手軽に持ち込んでいろいろするというのをやりまして、人も雇ってやりました。

しかし、そこで、今課長が言いましたように、どうもですね、最終的に専門家のやっぱり評定というのか、評価というんですが、そういうのを分析するところまでですね、行きつかなくて、そこで

専門家をやっぱり雇用してやるべきだったという今反省はしておりますけれども、話し合った結果、熊毛支庁ですかね、のほうでもやっていると、じゃあ二重にやるよりは、そこでやったほうがいいというような格好ですね、一旦中止した経過がございます。

しかし、今考えれば、今御指摘したことを考えればですね、せっかくやりましたんで、さらにそれを詰めて充実拡大というのか、をやればよかつたかなという反省はしておりますが、御存じのとおり、やはり何といたしてもベースというのは、何をやるにしても、特に農産物については、そのベース、最初の基盤というのは、何ともあれ一番大事なところでございますんで、ここはですね、やはり私の反省も踏まえて、もう少ししっかりと格好で管理体制をすべきかと、技術を含めてですね、ということはお考えしております。

今後ですね、そういう意味でいくと、生産者、JAさん、これが一体となって話し合い、そしてまた、話し合いというより、即実施ベースというか、そういうことをしていけるようには検討したいなと思っております。

○一番（榎元一己君） 市長は前から土壌のことや圃場のカルテのことは随分前から議論したことはあります。ブランド推進本部がそういう役割を担えるように、そういう人的配置、機器の整備、そのことよって産地維持ができるような、そのシステムをしっかりとつくり上げて、全国にもどこにもないような生産技術、それから、

情報の公開ができるようなシステムは早目に構築をしていただきたいと思えます。それが安納いもが生き残る最善の方法だと私は信じておりますので、ぜひお願いをしたいと思います。

それと、土壌のことが出ましたけれども、やっぱり有機的な肥料、堆肥の重要性はさらに高まっております。農林水産課長にお伺いしますけれども、堆肥の価格について、中、南、西之表とのこの差がありますか、有機肥料で。地元で散布してもらおうのに。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

価格につきましては、JA西之表支所、それから中種子・南種子支所各ございますが、一応十五キロ入りの袋でまず申しますと、JAの西之表支所で三百八十三円、それからJAの中種子・南種子で四百二十円、十五キロ一袋がという価格でございます。南種子の、中・南につきましては税抜価格と聞いております。

また、配送・散布まで入れた場合に、ばらで一トン当たりが、JA西之表の場合が一万八百年、税込みでございます。それから、中種子・南種子につきましては、配送とプラス散布で一万三千円／トンと、税抜ではございますが、いう価格でございます。

○一番（榎元一己君） 堆肥は非常に重要で、西之表にも堆肥をつくっているところもありますし、民間でやっているところもございいます。やっぱりこれは非常に必要で、温暖化が、今年私は一部思うんですけど、さとうきび非常に悪いものですね、やっぱり地力の低下があるんだろうと思えます。この改善にはやはり堆肥とい

うものが大きな要点になろうかと思えます。

私もよそからとっているものもありますけども、一トン一万五千元以上します。輸送費だけです。本当は向こうにおればほとんどただでもらえるような状況なんですけどね、だから、どうしてもこの件については、地元にある設備、その堆肥供給についてはもつと安価にならないのか、御検討をいただいて、さまざまな設備投資もしておりますので、その点についてはお考えをいただきたいと思えます。

それと、屋久島や奄美大島でミカンコミバエが発生いたしました。私たちのこの安納いもでも、アリモドキゾウムシやイモゾウムシが出るとですね、もう私、西之表の農家の経済破綻しますし、大きく栽培をやっているところもすぐに経営困難になると思えます。

私のところも、個人でありますけれども、大型の冷蔵庫を設置しましたおかげで、非常に資金繰りというか、そういうのも大変でございます。そういうことを考えると、このアリモドキのゾウムシについても、常日ごろからやっぱり対策をとるべきだと思っておりますし、許してはならない事案でございます。この点について市長のお考えをお聞かせ願います。

○市長（長野 力君） おっしゃるとおり、こういうものが蔓延しますと、もう本当に農業についてですね、大きな打撃になります。

そういう意味で、今回、ミカンコミバエですか、これが屋久島に発生したという情報を得てですね、すぐ県と話し合いながら、事前に早く手を打ったほうがいいということ、ただ、これをやると、

不要なこともある、リスクもありますけれども、それよりは事前
に手を打ったほうがいいということで話し合います、たしかその
防止策を事前にしたところでございますが、今のところ何も出てい
るといふ情報は得ていないので、安心しております。

ただ、そういう意味ですね、何もこれにつきましては、本当に
農作物は、その害虫というんですかね、これによって根本的にや
れるということ、もうこれ、ほかの商品と違って、そういうこと
はわかっておりますし、従前から、これは毎日というんですか、日
ごろのやっぱり圃場管理というか、作物管理というか、そういうも
のの環境管理というか、そういうものがやっぱり大事だと思いま
すし、まあ、起きていないからどうでもいいやというかですね、こ
ういうことはないでしょうけれども、まあ、農家の生産者の皆さん
ですね、やはりその意識はやっぱり常に持っていたいただきたいな
ど。

起きてしまわないように行政としても手を打つ、手前に手を置くこ
とは必要ですが、その前に起きないようにやってもらうことも必要
かと思えますし、早期なですね、対策もとりたいたいと思っております。
この辺の意識は、今回、かつて私もアリモドキゾウムシも経験し
たことがありますんで、ぜひですね、しっかりと対応策をとるべき
かと考えております。

○一一番（榎元一己君） 先ほども言いましたけども、一度発生す
ると、非常に大きな大打撃でございますので、その点は御理解いた
だいておると思えますので、農家意識も含めて、取り組んでいただ

ければと思います。

それと、先ほどは生産技術の点で申し上げましたけど、有利な販売戦略を考えるときにですね、この貯蔵という、安納いもは特にそうですね、甘みが出ません。だから、市場に出るのは今ごろになっておいしいわけですけど、有利販売するには、どっちかという目安納いもは早いタイプの芋ですので、植付けが三月下旬、四月、五月まで植えますと、四月、五月、六月、七月、八月の下旬には収穫ができます。

系統で出荷するところは系統がまとめて販売をして、冷蔵庫を持っていると思うんですけども、系統外で販売をしているところは、なかなかその時期に出しますと甘くないです。しかし、出ております、既に。でないと、芽が出てしまうんですよ。そうすると、この全体のイメージの低下にもつながるといふふうに思います。だからこそ、私ども、私自身もそうですけれども、この冷蔵設備、冷凍技術というのを毎年勉強させて、させられておりますけれども、重要な問題です。

ぜひ市長も、系統販売もいんですけれども、農家のグループはいっぱいあります。その人たちがその有利販売をするためには、大きなお金を投資することはなかなか厳しい問題があります。以前市長が枕崎で見られて、いいということで安城につくられた例もあり

ます。ぜひですね、私は、各中学校が廃校になられて、教室はあいているところもあります。ああいうところに特別な湿度と温度を管理できるようなものをつくってですね、その預かる形でもいいですし、貸し出す形でもいいです。大きな初期投資が必要でなく、有利販売ができるような形ですね、設備をぜひ御検討をいただきたいと思えます。

私のところも一部の農家から預かっております。そうしないと販売できないんですよ、芽が出てしまつて。だから、そういう意味では、そういった格好の施設もぜひ、いろんな販売先がありますので、ぜひそこら辺の対応も、初期投資が大きくならないような形で、農家が安納いもという生産技術の確立と同時に、この貯蔵技術、その販売を含めてですね、やれるような形で御検討いただけませんか。市長の見解を。

○市長（長野 力君） 今指摘ありました。正直言います、これにつきましては、既に所管のほうにつくられるようにということで、研究しろということですね、しなさいということで指示は出してあります。

経過報告を聞きますと、ずっと所管の農家を歩いたり調べているんですが、それに賛同するというか、乗ろうというか、そういう人が少ないと。だから、市長、つくっても、それが利用できない可能性があるんじゃないかという報告を受けておりました、しかし、これが一番の問題なんだろうなと。生産という面と、今議員が言いま

した、もう一つ、私は、ブランドの販売、販売には欠かせないものだと思っております。

そういう意味ではですね、どうしてもこれが必要だということで、もう指示は出しておるんですが、そういう報告があるもんですから、正直、現時点、もう少ししますと最終的に当初予算の枠組みを縮める格好になるんですが、ちょっといいのかなという疑問を持っております。

ですから、係にはですね、仮にあいた、その今アンケートでも応じなかったとしても、誰か、何組かで組合を、保管組合ができるのか、または行政で保管庫をつくって貸し出すのか、しかし、それをやると、また行政のまたなりますんで、やっぱり民間の人たちが将来自分たちの力でいい製品を出すためには、組んで、地域で組んでもいいし、グループで組んでもいいと思うんですが、そういうのが何かやるべきじゃないかということですね。それにもしてできるんだったら、私は、その設備には可能な限りのですね、いろんなこともしていいのか、やるつもりで計画しております。

これを一カ所に大きいのか、それから、地区、地区割りをして大きくするのか、北部、南部、東部とするのかですね。JAさんにおかれては系統としてしっかりやっているとと思うので、それ以外の方のですね、が参入がないのかどうか、それを今研究しております。

まさにですね、私、この前も、やはり東京に行ったときに、いろいろなところを回ってまいりました。セブイレブンに行ってきたま

したし、話もしてまいりました。やはり話を聞きながらですね、やっぱりある程度の周年で出荷できる、それから、あの、一回のロットは小さくても、小さいロットでも、日を置いて必ず集荷できる、集荷というのか、出荷できる、そういうものの体系があれば受けられるということもありましたし、そのあたりも、そのためにはやっぱりそういう貯蔵庫によって販売の品物の管理を、出荷管理をしていく必要がありますので、これはですね、ぜひ検討したいと思っております。

今後、今、今のそのアンケート調査によりますと、聞き取り調査によりますとそういう状態ですが、まあ、もしかしたらその同じ聞き取り調査でも、聞き取りのする説明の仕方が悪いとそういうふうになると思いますので、もうちょっと、もう一回ですね、聞き取り調査をしっかりと形ですてですね、その意見を求めながら、構築できるものは構築したいという考えに立っているところでございます。

〇一番（榎元一巳君） 確かに生産者グループに、私のところで実際補助金が一千万円、手前で出すのが大体二千万円、全体で三千万円ぐらいかかりましたので、それを出すとすると、かなりの負担になるかと思えます。私とは有機生産組合でやりましたけれども、だから、やはり中小の農家が個別で販売しているところは、やはり市か、倉庫を借りるといふ感覚でないと、なかなかそれに、じゃあ一緒に作りましょうというのはなかなか厳しいかと思えます。ど

ういった戦略でやられるかっていうのはまた今後御検討をいただきたいと思えます。これから、絶対必要になってくる施設であります。

なぜかという、やっぱり早い時期につくって、安納いもを年内から一月まで販売する、あとは紅はるかとかスイーツクインとかいろいろ出てきますので、そういった戦略を立てることと、もう一つは周年販売というその大きな考え方もありますので、ぜひ御検討いただければ、所管課でぜひ御検討いただきたいと思います。

それと、今回の予算で、育苗ハウスの補助が出ておりますけれども、これは本当は皆さんはちゃんとしたハウスが本当は必要なんですけれども、投資額の大きさやったり、そういったことでこういうことになっていると思うんですが、今、三分の一の補助になっておりますけれど、これだけ経済効果が大きくなってものについて、ぜひまた、これ、補助率についてもまた御検討いただいて、その農家がそういったものにさらにいい条件下で取り組めるように御検討いただけたらと思います。

それと、農業労働力についての現状について、これは以前話しましたし、この長期の計画の中にも予算出ているように思いますが、現状について短くお願いします。

○農林水産課長（園田博己君） 答えします。

人口減少と高齢化によります農業者数の減少が進行する本市におきまして、後継者の育成確保とあわせて、労働力の確保は今後の本市の農業振興の考える上に重要な課題の一つと認識しております。

こうした中、農繁期には働き手が足りず、適期作業を怠るといった相談も伺っております。

市としても、農業者の皆さんが安心して農作業を消化できるように受委託体制の整備が必要であろうと考えております。市としても、労働力を求めている農業者と、仕事を探している方々を効率的に結びつけるようなシステムを構築を目指しまして、農業者のニーズの把握、それから先進事例の調査研究を図り、関係機関と協議をしてみたいという状況です。

○一番（榎元一己君） 以前から申し上げているように、今後のこの農業が大規模に展開にするにしても、後継者を育てるにしても、この農業労働力の確保というのは一番重要になります。

やり方については、今後調査を願いたいんですけど、やはりこれもですね、やはり動きを速くスピーディーにやらないと、今現状そういう問題を抱えておりますので、ぜひその労働者の身分保障であるとか、あるいは、行政のそれにかわりようであるとかっていうのは十分研究をして、働く人が来れるように、就農というのでなくて、就労でも構いませんので、それがいずれ就農につながるというような対策のとり方をしたいと思っています。

地域支援員とかいろいろありますけれども、ああいった身分保障があつて、仕事のないときには、以前話しましたことですけど、ぜひそこら辺のこともあわせて、この労働力の確保については御検討をいただきたいと思います。

農業の関係は終わって、次に入ります。

あんまり間口が多くて答弁困るかもしれませんが、その本市の少子化対策についてであります。

これ、医療費の助成についていうふうに書いておるんですけども、現在、全ての地方自治体でこの医療費の助成は行われているわけですが、本市でも昨年から中学生まで拡大をされています。国はですね、この単独事業を実施している市町村にですね、国庫負担金減額調整措置を行っています。これについてであります。

このことはですね、少子化対策にとって極めて不合理な措置として、地方六団体からも平成二十八年度の概算要求の中で、もう措置をやめるべきだという話を、申入れをしているところでもあります。この現状を、本市としてそういう影響があるのかどうかについては、まず一点お伺いをいたしたいと思います。

「福祉事務所長 小山田八重子さん」

○福祉事務所長（小山田八重子さん） それでは、御説明をさせていただきます。

現在実施している子供医療費についてでございますけれども、今御紹介ございました、昨年六月の診療分から中学生にまで拡大をして無料化を実施しているところでございます。

この国庫負担金減額調整についてでございますが、医療費の助成制度につきましては、償還払い方式と現物給付方式がございます。

この療養費等国庫負担金減額調整については、現物給付方式を導入

した市町村に課されるものというふうに理解しております。

その現物給付方式というのは、窓口で自己負担分を支払わなくていいという方式でございます。西之表市においては、現物給付を実施しておりませんので、その減額調整は課されていないというふうな判断をいたしております。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 榎元議員、しばらく、榎元議員、榎元議員、ちよつとしばらくお願いします。

ここで議長からお願いを申し上げます。

間もなく正午となりますが、このまま一般質問を続行いたします。○一番（榎元一己君） はい、わかりました。実際的には、その減額措置については行われていないと、償還払いである以上、それがないということだと思えます。まあ、この現物給付については、過去に同僚議員やらさまざま議論のあったところでもありますけれども、私は、子育て支援を考えるとときには必要でないかと考えております。そこで、ほかの自治体の対応や、議会では、以前、高校生までの対応をとる要望もしておりますが、県内での実施の自治体はあるのか、また同時に、現物給付の状況についてもお聞かせを願いたいと思います。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 県内の状況でございますが、県内で高校生まで、十八歳未満の方々まで助成をしている市町村でございますが、県内においては、出水市、曾於市、志布志市、長島

町、南大隅町、喜界町等が県内で高校生にまで助成をしている状況のようでございます。これは県の担当に確認をしたところでございます。

それから、九州管内においてこの現物給付を実施している県でございますが、このデータが平成二十五年の十二月現在でございますので御了承いただきたいと思いますが、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎等が現物給付を実施しております。全国においては、四十七都道府県のうち三十七都道府県が現物給付を実施しているというような状況でございます。

〇一番（榎元一己君） 国に対して、市長会も同じだと思いますけど、あの六団体、同じような要望をしているんですが、今回これが実施になるのかどうかわかりませんが、もう、今何て言いましたつけ、三十七都道府県、鹿児島、大分、そこでも現物給付を既に実施しております。その、確かに現物給付すると、かかりやすいということもあって、その増えるということも考えられるんでしょうけど、やっぱりこういう非常に非金のかかる中学、高校、大学という部分についてですね、そういった面も必要ではないかと思えますが、市長はどう思われますかね。

〇市長（長野 力君） おっしゃるとおり、これにつきましては、まあ、私も、本市の議会においても、以前いろいろな要望が出たことがあります。それでまた、市長会でもですね、毎回これが提案されております。

ですけど、私も思うんですが、提案するんですけど、どうしてもですね、この答えが返ってこないというか、書いてないままに来るものですか、また、どうしてなんだということの質問もよく会場でたまにあるときがあるんですけども、まあ、そういう意味ではまだ実施はされておりません。

何といいましても、やはり、やっぱり現物方式ですね、一回償還払いといえ、それなりにやっぱり手当ををしなくちゃいけないのでございますし、やっぱり安心して医療を受けられるとなれば、手続上もですね、しっかりした形でできることが大切だと思います。

そういう意味では、今後ですね、引き続き私もある機会ごとにこれを要望、要求をしていくわけでございますが、ただ、現時点で本市が本市だけでそれをするとかですね、いうにはちよつとこころではつきりと言うわけにいきませんが、県とのですね、兼ね合いを含めて、また、全国に、国に向かってやっぱり求めていくということとは必要かと思っております。まあ、この運動については、今回また意見も出ましたんで、さらにですね、詰めながら運動を進めていきたいと考えています。

〇一番（榎元一己君） 国の動きもあるでしょうから、団体で要望したこともありますし、そういうこともあるでしょうけど、なかなか厳しいことではありますけれども、今後要求するなり、市での実施も考えるなり、対応を御検討いただければと思います。

次に、子供の貧困対策についてであります。

あ、先ほどこよっと、もう一つ述べたかったですけど、やっぱりそういった支援のあり方も含めて、後の貧困の問題でもそうだけれども、やはり与えるだけの対策ではなくてですね、やっぱりそこに、こう、何ていうんですかね、それだけでは対策に限界があるんですね。やっぱり雇用とか、その賃金だとか、所得であるとか、そういうその動きと連携をすることが非常に重要だと思っております。市長もそういう点では同じ考えであろうと思いますので、ぜひそういうところも含めて、施策の推進に当たっていただければと思います。

まあ、子供の貧困対策といっても、なかなか今、言葉では私も申し上げているんですけど、ひとり親の家庭には厳しい現状があります。子供の厳しいこの環境に置かれたですね、支援はですね、非常に重要なものがあります。本市でもさまざまな対策がとられておりますが、具体的な形でお教えを願います。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御質問の内容が、ひとり親家庭の支援についての御質問のようでございますので、御紹介をさせていただきますが、ひとり親家庭への支援策としては、現在、保育料の減免、それから医療費の助成、児童扶養手当、母子家庭の自立支援給付金等の支給を実施しているところでございます。

○一 一 番（榎元一巳君） 少子化対策であったり、貧困対策であったりって、間口が広過ぎてあれなんですけど、やはりひとり親の家庭でのその就労対策っていうんですかね、やっぱり支援対策であります。

すけれど、働きたくても環境が許さない状況があったりですね、過去に、あの、休日保育があれば働けるのになとか、あるいは、事業者からも、休日保育があれば、いろんな活動もできるので、両方の要請があつて議論をしたことがありますが、現在の状況をお聞かせ願いたいと思います。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 前回、休日保育についての御質問をいただきました。それで、その後、各保育園に、保育園それから認定こども園に対しまして、休日保育の実施について問い合わせをしたところでございますが、現在のところは、保育士の確保が難しいというところで、実施をする見込みがないという状況でございます。

以上です。

○一 一 番（榎元一巳君） それができたら、結局ですね、ひとり親の、子供を持つひとり親は、施設の方が言っておりましたけども、休み、日曜日、子供が幾ら休ませてくれ、一カ月、二カ月はいいんです。それが半年なり一年なると、わあばかり何でそんなことになるんだ、そういった状況になってくるらしいです。そういうことも考えて、やっぱりこの休日保育の要請が出てきているわけでもあります。

まあ、この保育士の不足についてはですね、昨日の朝のテレビでもやってみましたけども、全国的に保育士不足であります。待機児童解消のためにさまざまな自治体の努力もありますし、全国で大体、

その中で一番重要なところは、有資格者の待機保育士、全国で七十万人いらっしやるそうです。これが解決できれば、保育士不足は解決をするということだったんですけれども、やっぱりそこには、なかなか難しい問題があります。やっぱり給料が安かったり、休暇がとれなかったり、あるいは責任が重かったり、昔は3Kがありましたけど、こう言うんだそうです。「長い・きつい・やすい」、これが保育士の置かれている現状だそうです。その中で確保ができないために、こういう子育ての支援の一部にも影響してあるということだと思います。

横浜市では、全国から雇ってですね、六万円の家賃のうち二万円を補助して、さらに業者の、運営する会社の負担も入れて、本人負担は二万円で作れるとか、そういったものも取り組んでいるようでもあります。

一業者というか、一社会福祉法人になっておりますので、そういうのに任せていいのかどうか、やっぱりこの問題についてはやっぱり積極的にやっぱり行政、市長も含めて参画すべきじゃないかと思うんですが、市長の考えを。

○市長（長野 力君） 私です、この子供、保育士の問題については、今、担当課からですね、報告を受けているんですが、要するに、休みの保育、休日保育等も進めたいと思いつながら、やはりこれがスタッフがないということを受けておりまして、じゃあどうしたらいいかということですね、考えているわけでございます。

一つは、保育士の免許取得のための、その奨学資金というんですか、そういうのがあっていいのかなという気持ちがありますし、昨日も奨学資金の問題が出ましたんで、その中に入れる。そうすると、やはり近々じゃなくて、三年ですかね、かかります、もし帰ってくとすれば。じゃあ、今、当面の三年がどうかという考えにもなるかと思えますし、また、もう一つは、保育士の免許を持って、今利用してないと、職についてないという方もたくさんいるんじゃないかなと。そうであればですね、その人たちがもう一回仕事場に帰るためにはどういう条件がいいのかということもあるかと思えます。

基本的には、今後はですね、やっぱり人口減少時代、やっぱり何があっても、やっぱり女性の働く場、女性の進出というのは労働力として非常に大切だと私は見ております。そういう意味ではですね、今後、保育というのを、働く女性の保育、それについての手当て、施設完備はしっかりしたいということでございます。

これは、今後、来年の予算にもですね、保育料の件につきまして、ある程度、保育の先生方、保育のお母さんたちがしっかり仕事に向くということも含めて、また、安心して仕事ができる状態をつくりたいということと、それから、この保育士の免許効用、免許の使い方についてもですね、しっかりと進めたいと思っておるところでございます。

今後、使っていない、仕事についていない保育士さんがどのくら

いいるかも調査しながら、当面の計算でいくとですね、九名が皆さんの欲しいという調査をしておりますが、この辺を含めて、前向きに子供対策を進めていきたいということです。

〇一一番（榎元一巳君） 市長がおっしゃるように、そういう人材の確保についてですね、ぜひ御努力をいただいて、一人でも多くの子供たちがそういうところでできますように、そしてまた、母親が職場で危惧することなく働けるような環境の助成のために御努力をいただきたいと思います。

先ほども市長も言いましたけど、昨日も同僚議員の中でありましてけれども、やっぱり一番高校や大学の進学にお金のかかる時期、この対策には、また、先ほどの医療費の問題、それから、その償還の問題を含めてですね、今後ぜひ御議論を深めていただきたいと思っております。

ちよっと時間の関係がありますので、貧困の連鎖やですね、その教育の環境については、ぜひですね、連携をして、就学前、それから就学、子供たちがその時期を迎えるに当たってですね、やっぱり子供たちの人材形成に大きな影響を与える、特に学校教育の段階においてですね、そのライフデザインがしっかりできるような形で御指導いただきたいと思えます。釈迦に説法かもしれませんが、御もつと深めた議論をしたかったんですが、時間の関係で、その分お願いを申し上げます、この項を終わりたいと思えます。

次に入ります。馬毛島の問題は、先ほどいろいろ議論がありました

たけれども、市長さんはよく勉強されておられると思えました。市民の皆さんにも安心して市長の答弁を聞かれたんじゃないかというふうに思っております。

私はやっぱり、いろいろ申し上げますけれども、やはりそれをつくるために何十億円のお金が来るといことは、それに見合った何かが来るといことです。市民に平たく言いますと、中種子空港ができるときに、周りに何十億円のお金が来ましたかということです。私はそれに尽きるんじゃないかと思えます。危惧していることは、いづいづいございますけれども、ぜひ市長の姿勢を貫いていただいて、今後同様の取り組みをお願いして、この項を終わります。

最後になりましたけれども、中心拠点施設についてであります。先ほどの田添議員の中で、私も怪物になりましたけれども、何も申し上げずに終わってしまいました。ここにですね、九月議会の取下げと何が違うのかとか、コンセプトの考え方、施設のありようについて、経営のリスクのとり方について、これまでに使った関連予算について、いろいろ出しておりますが、時間もあと十八分でございますので、私は、これまで使った予算も無駄ではないというふうに思っています。今後さまざまな事業推進にも役立っていくんだろうなと思えます。

一番の疑問はですね、背後市街地の関連活性化、示されたレンガ歩道や、その電柱の地中化など描かれていながら、何もないその部分が、それを最初からするというのではなかったんでしょいうけ

ど、市民に見せた絵に描いたのはですね、言葉はものすごい悪いですけども、刺身のつまか、財政の、絵に描いた餅か、財政の裏づけもなくですね、目的はこの施設なのかなという、それ、そんなこと、絵空事か、その具現性もつと必要性じゃなかったのかなと思います。それで、もうさまざま皆さんが、前質問者が言われたので、私は、議会というものの、いろいろ悩みながら、この質問の私はここに原稿を書きました。言葉は悪いですけども、お話をさせていたいただきたいと思いません。

私は、先ほどの質問者もありましたけど、九月に出したものがこの十二月に出てくるということに関してですね、私は議会人として、その議会の考えは、意向は関係ないのかな、議会にはそんな力量はないのか、そんなレベルの考え方は要らないのかなというふうに感じます。残念ですが、この十二月の議会の提案はそう言うております。

私は、議会の権能や責任について本当に考えさせられました。ともに市民によって選ばれた二元代表であります。私たちの意識のレベルは、私たちを選んだ市民のレベルでもあります。議会も、議員も、皆さんよりは劣るかもしれませんが、決して私はほかではないはずで、九月の議会で、ほとんどの議員が、まちのにぎわいや活性化に何の取組みが必要だと、何らかの取組みは必要だと考えていました。今もそうだと、大多数の議員がそうだと思います。ただ、この施設でいいのだろうか、そういう思いがあの結果になります。

した。また、このことがまちづくりの特別委員会の設置につながっていくわけでありませう。

議会も、これまでにまちづくりに全く取り組んでこなかったわけではありません。市長の任期中に、過去も含めて二度にわたって提案を取り下げるに至ったことを考えると、議会としても責任がある市全体の活性化を、考えを基本的に持つべきであるという立場がこの設置理由の一つでもあります。物販があるかないか、団体の要望があるかないか、執行部の提案権やそんなことではなくて、私たち議会は、市民負担や目的の達成のため、このことを考えてのことでもあります。議会のメンツやパフォーマンスでは絶対あり得ないというふうには考えております。

残念なことがもう一つあります。言葉が過ぎるかもしれませんが、区長会を初め各団体への働きかけです。今回、この動きは、自らの政策推進の責任転嫁をするものです。各団体がつくってくれと言っている、私はこの時点で本質を見失ってしまった、そんな残念さを感じております。いま一度、つくるための活動ではなく、理解を、お互いに理解を深めるための行動を、対立の構図ではなく、立ちどまり、新しい考えも含め、ともに取り組むことを私は望みます。

私は一議員として何かおかしなことを申し上げているのでしょうか。何が市民のためになるのか。私も保守系の議員として長野市政をある意味支えてまいりました。今後も、是々非々ではありますが、

議論を重ねながら市勢発展のために取り組んでいく姿勢は変わりありません。私は、長野市長により強いリーダーシップを求めて、この一般質問を終わります。

御苦労さまでした。

午後零時十八分散会

○議長（永田 章君） 榎元議員、質問終わっていいですか。

○一番（榎元一巳君） はい。

○議長（永田 章君） はい、わかりました。じゃあ、自席のほうにお願いいたします。

ただいまの榎元一巳君の質問をもって本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす五日から十七日までは本会議は休会となりますが、付託案件審査のため、十一日から十三日までの休会を挟んで、七日と八日は産業厚生委員会、九日と十日は総務文教委員会、十四日は各常任委員会を開きます。

十六日は各特別委員会及び議会運営委員会です。

十八日は午前九時三十分から全員協議会、午前十時から本会議を開きます。

日程は議案審議であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。

本會議第五号（十二月十八日）

本会議第五号（十二月十八日）（金）

◎出席議員（十六名）

一番 木原幸四君
 二番 鮫島市憲君
 三番 濱上幸十君
 四番 小倉初男君
 五番 下川和博君
 六番 瀬下満義君
 七番 小倉伸一君
 八番 田添辰郎君
 九番 中原勇君
 一〇番 川村孝則君
 一一番 榎元一巳君
 一二番 長野広美さん
 一三番 橋口美幸さん
 一四番 渡辺道大君
 一五番 丸田健次君
 一六番 永田章君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	長 野 力 君
副 市 長	坂 元 茂 昭 君
教 育 長	立 石 望 君
会計管理者兼 会 計 課 長	日 高 研 一 君
総務課長兼 選管書記長	中 野 哲 男 君
行政経営課長	大 瀬 浩 一 郎 君
市民生活課長	楫 田 竜 一 郎 君
財産監理課長	前 田 秀 夫 君
地域支援課長	神 村 弘 二 君
税 務 課 長	長 吉 輝 久 君
健康保険課長	戸 川 信 正 君
経済観光課長	松 元 明 和 君
農林水産課長	園 田 博 己 君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	美園博行君
水道課長	福山隆一君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務局長	鎌田員訓君
監査事務局長	阿世知美代子さん
教委総務課長兼	中村章二君
学校給食センター所長	
学校教育課長	谷口幸一郎君
社会教育課長	松下成悟君
局長	岸本光君
次長	濱尾実君
書記	中島恵さん
書記	川畑公和君

平成二十七年十二月十八日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第五号のとおりであります。

議事日程（第五号）

- | | | | |
|-------|--|-------|---|
| 日程第 一 | 議案第八七号 西之表市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 日程第七 | 議案第九三号 平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第五号） |
| 日程第 二 | 議案第八八号 西之表市税条例等の一部を改正する条例の制定について | 日程第八 | 議案第九四号 平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補正予算（第三号） |
| 日程第 三 | 議案第八九号 西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について | 日程第九 | 議案第九五号 平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号） |
| 日程第 四 | 議案第九〇号 西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について | 日程第一〇 | 議案第九六号 平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号） |
| 日程第 五 | 議案第九一号 西之表市個人番号の利用等に関する条例の制定について | 日程第一一 | 議案第九七号 平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号） |
| 日程第 六 | 議案第九二号 鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の一部変更について | 日程一二 | 議案第九八号 平成二十七年西之表市水道事業会計補正予算（第三号） |
| | | 日程一三 | 請願第四二号 種子島、屋久島を「活動火山周辺地域防災営農対策事業」の対象地域に組み入れることを求める請願書 |
| | | 日程一四 | 請願第四三号 一般廃棄物（古紙）の圧縮梱包処理費の負担を求める請願書 |
| | | 日程一五 | 議会運営委員会所管事務調査報告 |
| | | 日程一六 | 議員派遣の件 |
| | | 日程一七 | 閉会中の継続審査 |

△議案審議

○議長（永田 章君） それでは、これより議案審議を行います。

△議案第八七号 西之表市民会館の設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 初めに、日程第一、議案第八七号、西之表市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 小倉初男君登壇〕

○総務文教委員長（小倉初男君） おはようございます。

本委員会が付託を受けました議案第八七号、西之表市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告します。

本案は、西之表市民会館大規模改修工事に伴い、使用料の規定を変更する必要があるため、条例の一部を改正しようとするものです。改正内容は、二〇一会議室は旧二〇二会議室からの名称変更のため、旧二〇二会議室の使用料を適用し、午前で六百三十円、午後で八百四十円、夜間で千五十円となります。二〇二会議室は新たに設置された会議室で、一〇一の会議室の形状と同じであるため、同額となっております。

ホールの冷房使用料は、一時間当たり千四百九十円から千八百三

十円と、三百四十円の増額となり、暖房使用料は一時間当たり三千四百六十円から千七百円、千七百六十円の減額となります。

暖房使用料の減額は、今まで地下タンクの水を重油で温めていたものが電気代のみとなったための料金の減額との説明を受けました。また、ホワイエ冷房・暖房使用料とも一時間当たり百円、二〇一会議室は旧二〇二会議室からの名称変更のため、既存の冷暖房を使用することになり、冷暖房とも百円となります。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

二、経過措置として、この条例の施行の日以降に市民会館の施設等を使用する者に係る使用料について適用し、同日前に市民会館の施設等を使用する者に係る使用料については従前の例によるとしています。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第八八号 西之表市税条例等の一部を改正する条例の制

定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、議案第八八号、西之表市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 小倉初男君登壇〕

○総務文教委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第八八号、西之表市税条例等の一部を改正する条例の制定について御報告します。

本案は、軽自動車税の納期の変更、入湯税の新設及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容は、まず、第八十三条第二項中、軽自動車税の納期を「四月十一日から同月三十日まで」を「五月一日から同月三十一日

まで」に改めるものです。

次に、第三章目的税、第一節入湯税を新たに加え、入湯客に納税をさせるものです。また、年齢が十二歳未満の者や利用料金が千円以下であれば、課税免除をする。入湯税の税率は、入湯客一人一日につき百五十円とするものです。

次に、第二条、西之表市税条例等の一部を改正する条例については、地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、市が発送する納付書に法人番号を入れる必要がなくなったため、法人番号に係る規定を改正しようとするものです。

附則として、第一条、この条例は公布の日から施行する。ただし、第一条中、西之表市税条例第八十三条第二項の改正規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

第二条、第一条の規定による改正後の西之表市税条例第八十三条第二項の規定は、平成二十九年以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成二十八年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によるものとする。

委員より、マイナンバー制度の施行に伴う条例の改正で、個人情報流出が危惧されると指摘がされましたが、本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一四番 渡辺道大君登壇」

○一四番（渡辺道大君） 議案第八八号、西之表市税条例等の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

第二条はマイナンバー施行に伴う条例の改正で、法人番号には問題は無いが、個人番号については情報流出の危険性があることを指摘いたします。

マイナンバーについては、これまでも混乱がおさまらず、番号を通知するカードの郵送が大幅に遅れたり、カードそのものが印刷されていない地域があつたりと、国民への不信が募る状況にあります。

また、個人情報流出や国による情報管理の問題、そして運用に多額の税金が使われ、国民への負担が増えるなど、制度の仕組み自体についても懸念は拭えません。一月からの実施を延期し、制度の危険性を検証、再点検をし、廃止に向けて見直すべき、この立場から反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「八番 田添辰郎君登壇」

○八番（田添辰郎君） 先ほどの議案につきまして、委員長報告に賛成の立場から討論をいたします。

反対討論者、情報の漏えいのことをおっしゃっておいりました。情報の漏えい、本当にこれには対策を打たなければならないと私のほうも考えております。

しかしながら、このマイナンバー制度、欧米においても広く取り入れられている制度でございます。情報の漏えいという可能性は、否定できる国は一切ございません。現実、今でもアメリカですら情報流出があるという現実がございます。しかしながら、この個人情報流出、これは最小限に抑えていかなければならないんですが、そういったおそれがあるにもかかわらず、この制度が必要だ、そういうことで各国も導入し、日本のほうも導入したわけでありまして。

そもそもこの制度を導入することによっていろいろ国が悪さをするんじゃないかというおそれ、そういうことをお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんが、やはり国民個人個人の方に番号を与える、物扱いするわけではなく、個人個人のこと、状況をきっちり国が把握をした上、税の公平の面、そういった部分で効果を上げていく、また逆に、税だけではなく、日常生活する中で国民お一人一人の方の生活の状況がどうか、その辺までは今のところ把握するということはないと思いますが、情報を、番号を一つ与えることによつて、その方が今どういう状況かということ把握できる、それはす

なわち、福祉の部分でもいろんな部分で行政がサービスを提供できるといふことにもなっております。

ですから、情報漏えいというおそれがある、当然それはわかるわけですが、やはりこの制度がもたらすメリットも配慮していただいた場合、やはりこれの制度を導入すべき、私はそういうふうに思います。

そのような意味で、委員長報告のほうに賛成の立場といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第八九号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、議案第八九号、西之表市

国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 皆さん、おはようございます。

本委員会が付託を受けました議案第八九号、西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期を変更するため、条例の一部を改正しようとするものです。

第十二条では、納期を一期当たりの負担軽減を図るために現行の六期を八期に変更するもので、第一期を七月一日から同月三十一日まで、第二期を八月一日から同月三十一日まで、第三期を九月一日から同月三十一日まで、第四期を十月一日から同月三十一日まで、第五期を十一月一日から同月三十一日まで、第六期を十二月一日から同月二十五日まで、第七期を翌年一月一日から同月三十一日まで、第八期を二月一日から同月末日までとしています。

附則として、施行期日を平成二十八年四月一日からとするものです。

また、この条例によって、改正後の西之表市国民健康保険税条例の規定は、平成二十八年年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十七年分までの国民健康保険税については、なお

従前の例によるものとしています。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第九〇号 西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、議案第九〇号、西之表市

介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第九〇号、西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定を踏まえ、厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布に伴い、個人番号、いわゆるマイナンバーに係る規定の整備を行うために改正しようとするものです。

条文中、第十条第二項第一号中、「及び住所」を「住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」に改める。

第十一条第二項第一号中、「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

附則として、この条例は平成二十八年一月一日から施行しようとするものです。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一三番 橋口美幸さん登壇」

○一三番（橋口美幸さん） おはようございます。

議案第九〇号、西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

本案は、特定の個人を識別するための個人番号の利用などに関する法律の制定に関連するものです。

そもそもマイナンバー制度の問題点は、第一に、国民一人一人に番号をつけ、その番号で個人情報容易に照合できる仕組みをつくることは、プライバシー侵害やなりすましなど犯罪を常態化するおそれがあること、第二に、初期投資三千億円とも言われる巨大プロジェクトだが、国民へのメリットも費用対効果も示されないまま国民負担は際限なく求め続けられること、第三に、マイナンバー制度導入の最大の狙いが、国民の収入、財産の実態を政府がつかみ、税、保険料の徴収強化と社会保障の給付削減を押しつけることにあることです。

本提案である介護など、税や社会保障の分野では、徴税強化や社会保障給付の削減の手段とされかねません。どの分野を見てもそうですが、この介護の分野でも国民へのメリットは何もありません。

現在、九十八行政事務で個人番号、マイナンバーで管理することになっていますが、預金口座や医療など利用を拡大し、一人一人の所得と資産の実態を手のひらに乗せることが可能となるような検討がされていると言われております。

別議案の賛成討論でしたが、外国でも必要とされている制度ということがあります。ドイツでは一九七一年に提案されましたが、一九七六年に実施されなのまま廃案、フランスでは国民世論の大反対で一九七四年に撤回、イギリスでは二〇一〇年に廃止されています。

個人の尊厳重視の視点からも問題が指摘されていることに加え、業者の利権問題を初め、配達されない地域があるなど、スタート前からさまざまな問題が起きているこの制度は中止するしかありません。この制度を早くから提唱してきたのは財界であることがはっきりしています。国民には何のメリットもないばかりか、個人情報の際限のない漏えいの危険、そして犯罪の常態化となるマイナンバー制度は中止すべきということを主張いたしました。反対の討論いたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第九一号 西之表市個人番号の利用等に関する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第五、議案第九一号、西之表市個人番号の利用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 小倉初男君登壇〕

○総務文教委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第九一号、西之表市個人番号の利用等に関する条例の制定について御報告します。

本案は、番号法の施行に伴い、同法の規定により条例で定めることになっている個人番号利用事務について必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものです。

改正内容は、第一条では本条例の趣旨を、第二条では条例の定義

を、第三条では市の責務について定めております。第四条では個人番号の利用範囲について定めており、番号法別表第一に定める事務以外に本市が独自に利用できる事務についても規定しております。

その利用範囲は、鹿児島県療育手帳交付要綱による療育手帳の交付に関する事務のうち福祉事務所の長がすることとされている事務、西之表市重度心身障害者医療助成条例による医療費の助成事務、西之表市子ども医療費助成条例による医療費の助成事務、西之表市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成事務となっております。

附則として、この条例は、番号法附則第一条第四項に掲げる規定の施行の日、平成二十八年一月一日から施行するものです。

委員より、番号法いわゆるマイナンバー法の施行に伴う条例の改正で、個人情報流出の危険性が指摘されましたが、本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔六番 瀬下満義君〕

○六番（瀬下満義君） この個人番号ですが、この利点、短所、長所等について詳しい議論があったのであれば、お尋ねいたします。

○総務文教委員長（小倉初男君） 委員会では特に議論はありませんでしたが、これまでの説明により、利用は平成二十八年一月一日から、メリットについては行政の効率化、また国民、市民の利便性

の向上、また公平・公正な社会の実現、デメリットというか、一般的に心配されているのは、個人情報漏えいやプライバシーの問題があるのではないかと思います。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一四番 渡辺道大君登壇」

○一四番（渡辺道大君） 議案第九一号、西之表市個人番号の利用等に関する条例の制定について、前号議案と同趣旨で反対といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 議案第九一号、西之表市個人番号の利用等に関する条例の制定につきまして、反対の立場から討論をいたします。

○議長（永田 章君） 瀬下議員。

○六番（瀬下満義君） ああ、賛成の立場から討論をいたします。すみません。

個人番号いわゆるマイナンバーですが、これはずっと昔から言われております。既にいろんな場面で、年金とか免許証とか番号はあ

るわけです。これを全ての国民に生まれたときから番号を打つ。いわゆる総背番号制と昔言われていたと思うんですが、これがいよいよ実現することになりました。

個人の情報等の漏えいの問題が常にありますが、社会の進展とともに、今やコンピュータ時代、こういった番号によって物事を管理すると。そうしますと非常に便利になると。行政もこの番号を通じて個人に関する情報の交換ができる。それをうまく使えば、すばらしい、効率的な行政になるだろうと、我々の便利な社会が実現するだろうと、そのような観点からこの個人番号を導入することになったわけです。

何となく全ての情報を把握されるようで嫌な気持ちがあります。正直言って。しかし、これも試行錯誤で一旦導入して、いいところをとり、悪いところは直していくと、こういうやり方でいいのではないかと思います。

また、この導入に当たっては、私はいつも財政の問題を話しておるんですけども、この問題もかなりかわっているような気がします。導入する側としては、税の不足、所得の不足、これをきちつとやって、公正な税の賦課と、納税と、これを実現したい。もつと言えば、とにかく税を、税収、漏れがないように増収を図りたいという、この意思も一部にはあると思います。そういった強い社会的な圧力が働いてこのようになっていないかなと思います。

ここは一旦導入してみてどうなるのか、いい運用になるのか、ちょっと変なふうになるのか、悪くなれば、我々が主権者ですので、これを変えていくということで、とりあえずは導入してみて、いい方向になるように我々もかわっていききたいと、いければと思います。

その期待も込めて賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「八番 田添辰郎君登壇」

○八番（田添辰郎君） 議案第九一号につきまして、委員長報告に賛成の立場から討論いたします。

これにつきましては、議案第八八号と同趣旨で賛成でございます。つけ加えまして、反対される立場の方が討論されて、もっとも当然至極な危惧でございました。

しかしながら、この議案第八八号、議案第九〇号、議案第九一号、なぜこういった条例を制定しなければならないのかということを考えていただきますと、賛成する立場である私の選んだ代表の方も国会におられます。反対する立場の方の代表も国会におられます。国会の中で審議され、そして議論され、結論が出た問題でございます。我々市町村として、またその議会といたしまして、そのような我々の代表者が集まった国会の中で審議され、議論されたこと、当然、

その中でも反対討論者がおっしゃいましたような反対のお話も、議論もされたかと思えます。そのことを我々は踏まえた上で、地方議会、西之表市議会として結論を出していかなければならない。やはり私も地方議員も、西之表市議会議員のほうも、国会での議論そして結論をですね、尊重すべきだと私は思います。

そのような意味でも、賛成討論とさせていただきます。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第九二号 鹿児島市町村総合事務組合の共同処理する

事務の変更及び同組合格約の一部変更について

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第九二号、鹿児島市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合格約の一部変更についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 小倉初男君登壇」

○総務文教委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第九二号、鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の一部変更について御報告します。

本案は、鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する事務の一部に係る組合市町村の変更に伴い、同組合規約の一部を変更することについて協議したいので、地方自治法第二百八十六条第一項及び第二百九十条の規定により議会の議決を求めます。

改正内容は、別表第二の一の項中、「西之表市」の次に「垂水市」を加え、同表の八及び九の項中、「大隅肝属地区消防組合」の次に「伊佐北始良火葬場管理組合」を加えるというものです。

附則として、この規約は平成二十八年四月一日から施行する。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第九三号 平成二十七年西之表市一般会計補正予算

（第五号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第九三号、平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第五号）を議題といたします。

各所管常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 小倉初男君登壇」

○総務文教委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第九三号、平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第五号）について御報告します。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三十四億七千六百五十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百十七億一千五百四十七万四千円とするものです。

地方債補正は事業費の変更三件で、辺地対策事業、過疎対策事業、災害復旧債であります。災害復旧債の減額は、事業費確定に伴う調整であります。

歳入から説明いたします。

民生費の国庫負担金、県負担金の増額は、障害者自立のための支援の利用者及び一人当たりの月額給付費の増額等によるものです。

民生費、国庫補助金の増額は、消費税増税に伴う低所得者への影響緩和による臨時的措置、支給者対象見込み五千二十四人分です。

県支出金の教育費委託金の増額は、鍬の刃遺跡、東前平遺跡の県営中山間総合整備事業（大野地区）の道路改良工事に伴う発掘調査事業によるものです。

財産貸付収入の増額の主な要因は、評価額の改定、公共的団体の貸付料算定基準の見直し、天神町駐車場の貸付件数増によるものと説明を受けました。

基金繰入金の増額は、ふるさと応援寄附基金からの繰入れて、充当事業は、集落用回覧板の作成、市民会館リニューアルセレモニーに披露する郷土芸能（二団体）への謝金に充てるものです。

過疎債の増額は、にぎわい交流拠点施設整備事業、伊関小、安城小の教職員住宅浄化槽改修事業に伴うものです。

次に、歳出について説明します。

財産管理費の積立金の減額は財源調整によるもの、企画費の増額は、新規事業で中心拠点施設整備事業、先端芸術によるにぎわい創

出事業、高等教育機関活用可能性調査事業等によるものとの説明を受けました。

地域振興費の増額の主なものは、ふるさと納税推進事業に伴うシステム導入によるものです。

地籍調査費の減額は、補助金交付決定に伴うもので、県内一律一五パーセントの事業費の削減となっており、面積では九ヘクタールの減との説明を受けました。

教育費の教員住宅管理費の増額は、伊関小学校及び安城小学校教職員住宅の老朽化に伴う浄化槽の改修工事によるものです。

勤労青少年ホーム費の増額は水道管の漏水修理で、全館を対象にした漏水調査改修工事によるものです。

文化財発掘費の増額は、農道整備に伴う遺跡発掘調査による重機、機材の借上料が主なものです。

体育施設管理費の減額は、テニスコート全面改修工事の終了に伴う事業費確定によるものです。

審査の過程において、委員から、高等教育機関活用可能性調査事業については財政上の懸念もあり、先生や生徒が集まるか不安もある。そのあたりをしっかりと調査し、見きわめて進めてほしい。具体的に調査ができるのはよいことであるが、ほかにもにぎわい創出やエネルギー関係などさまざまな事業が行政経営課に集中しており、過重負担となっているのではないか。実現に向け、十分な調査ができるような庁内体制の見直しを検討していただきたいなどの意見が

出されました。

今回、本委員会が付託された中で、中心拠点施設整備事業については、産業厚生委員会とも関連があることから連合審査会を開催し、慎重に審査を行いました。

また、十二月九日付けで商工会会長、商店街振興協同組合代表理事、種子島観光協会西之表支部長から議会へも要望書が提出されましたので、三名の方に意見聴取を実施しました。

連合審査の過程において、委員から、体験交流や情報発信の機能は、新たに施設をつくらなくても既存の施設を活用してできることである。何とかしたいという危機感は同じ。議会としてもまちづくり特別委員会を設置したので、商店街だけでなく、大字を巻き込んだまちづくりというものが真剣に議論されていくべきである。議会は建物をつくることに反対と言っているのではない。背後地の問題や実際本当にこれで活性化するのか、位置はこれでいいのか、本当に市民のためになるのか、将来、市民に負担が行かないかという議論をしているなどの意見が出されました。

本委員会は審査の結果、中心拠点施設建設については、行政は三団体の要望書を重く受けとめ、九月議会の中身を見直し、十二月議会で新たな提案となっている。その経緯を踏まえれば、拠点施設を基点にまちの活性化につながっていくとの意見や、拠点施設に対する住民への周知が徹底されていない。また、要望書を提出し、今後拠点施設の中心となっていくべき三団体への維持管理費が知らされ

ていないなどの意見が出され、賛成少数により原案を否決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 次は、産業厚生委員長長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 議案第九三号、平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第五号）のうち、本委員会が付託を受けました所管分について、審査の結果を報告いたします。

民生費について。

社会福祉総務費補助金の臨時福祉給付金は、当初見込みより対象者が増えたことによるものです。

障害者福祉費の扶助費の補正は、各事業ごとの一人当たりの月額給付費の増減及び利用者の増などが主な原因との説明がありました。生活保護費扶助費の減額は、当初見込みより対象者が減少したことによるものです。

衛生費について。

し尿処理場費の補正は西京苑管理に係るもので、需用費のうち消耗品費は、新施設で希硫酸、脱臭用活性炭等の薬剤を使用するための購入費用です。

燃料費は、新施設の試運転が十一月から本格稼働となったことに伴い、旧施設の乾燥焼却設備の運転を停止したことによる減額です。

一方、光熱水費は、新施設の設備が最新化され、細砂・沈砂除去

装置及び二十四時間運転の堆肥化コンポスト装置等が導入され、電気料が増加するもの。

修繕料は旧施設の修繕見込みの減額、委託料は新施設の運転管理業務委託に係る契約執行残です。

次に、農林水産業費について。

農業振興費の鳥獣被害防止総合対策補助金の減額補正は、国庫交付金の内示額が増額される見込みがないため、事業費の調整によるものです。

さとうきび新植助成補助金の増額は、平成二十七・二十八年度のさとうきびの生育不足が懸念されており、昨年の不作により農家経営も大きな痛手を受けていることから六月補正でも管理作業等の補助事業を行いました。さらに次年度を見据えた対策として新植苗による収量向上に有効な助成を平成二十七年さとうきび増産基金と連動させて行うものです。

農地費の工事請負費の増額は、西京ダム取水・放流施設の補修工事、安城川脇地区農道基盤整備事業、県営中山間事業西之表西部地区五件の全体事業費の増及び工種変更に伴う増額補正が主なものです。

林業費、農業振興費の報償費の増は、鳥獣被害防止緊急確保活動支援事業の国庫の定額補助が減額されたものの、本市の被害状況並びに捕獲目標を勘案して、市単独の有害鳥獣対策事業で推進を図るためのものです。

漁港建設費の工事請負費の増額は、県単事業の安城漁港の整備事業が採択される見込みがあるため、単独の維持補修工事を組み替えるものです。

商工費について。

産業創出費は、地方創生関連交付金事業である持続的コミュニティの共創拠点事業と企業等立地促進事業奨励金の追加が主なもので、若者層の流入を図るための大学を初めとする学術のフィールドワーク誘致や市民との議論の場の創出やシンポジウム等を開催するもので、財源の九割が地方創生関連の国の交付金であるとの説明を受けました。また、学術関係者と若者と各種団体、企業等とのシンポジウムや市民対象セミナー開催等に係る謝金を計上しております。土木費について。

道路橋梁維持費の備品購入費は、道路維持作業用タイヤショベルとエンジンブローを購入するもの。

道路新設改良費は、交付金事業安城平松線の補助金が確定したため減額するものであります。

都市計画費の委託料及び工事請負費の増減は、公園施設整備事業で測量設計が確定したことにより、測量試験費より工事費へ組み替えるものです。

教育費について。

幼児教育奨励費の増額は、保育料、入園料の合計額に対して所得区分に応じた補助を行うものですが、市民税が非課税になる世帯及

び市民税の所得割が非課税となる世帯の補助限度額が引き上げられたことによる補正となっているとの説明がありました。

次に、災害復旧費についてであります。

農林水産施設災害復旧費の減額は、五月、六月の梅雨前線豪雨、台風等の被害の事業費が確定し、査定終了してきたことによる事業費の減額調整が主なものです。

審査の過程において、委員から、青年就農給付金の認定就農者が定着していないケースが見受けられる。就農体系を確立し、事業の効率的な指導体制の強化を図るようとの意見がありました。

また、生産額十三億二千万円の安納いもについて、生産性の向上を図る観点から、大型育苗ハウス及び周年出荷販売を展望した大型保冷貯蔵庫等に係る大規模な事業等の積極的な導入を要望する旨の意見が出されました。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 休憩いたします。

午前十時五十分休憩

午前十時五十二分開議

○議長（永田 章君） 再開いたします。

ここで、小倉総務文教委員長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○総務文教委員長（小倉初男君） 先ほど、歳入歳出予算の総額に

歳入歳出それぞれ三十四億七十六万五千円を追加しという発言をしましたけれども、これは三億四千七十六万五千円の間違いでございました。訂正をいたします。改めておわびを申し上げます。

○議長（永田 章君） それでは、各所管常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔六番 瀬下満義君〕

○六番（瀬下満義君） 総務文教委員長にお尋ねいたします。四点ほど。

一つは、職員の採用試験問題についての予算が計上されております。平成二十八年度の職員数、正職員の採用人数、それと正職員の総人数の目標数、これについての議論をお尋ねいたします。

二点目は、高等教育機関活用可能性調査事業というのが一千万円ほどあります。ちよっとイメージがわかりません。ちよっといまいつ。そこで、この高等教育機関活用についての議論をお尋ねいたします。

三点目は、地域おこし協力隊、これの翌年度の募集の経費が計上されています。八名募集することです。地域おこし協力隊の活動状況と課題等についての議論があったのであれば、お尋ねします。

最後に、この補正予算で市債が二十億円を超えております。二十億七千万円ですか。巨大な額になっていると私は受けとめておりますが、この財政規律についての議論があったのであれば、お尋ねいたします。

○総務文教委員長（小倉初男君） お答えいたします。

一点目の職員採用の予定人数と目標人数ですけれども、これについての特別な、特に議論はありませんでした。

二点目の高等教育機関活用可能性調査事業については、過疎化による人口減少、特に二十歳前後の社会減を改善することが不可欠であり、高等教育機関との連携等の活用について検証を行うことで、人口減少や人材育成、雇用の創出、定住施策の基礎とするものだという事で、特に二十歳前後の人口を増やすということから高等教育機関の設置等、看護科を含めた理系の大学、例えば農学部、宇宙工学部等、それも含めた調査検討をする、にぎわい創出を図っていく上での調査との説明でございました。

三点目の地域おこし協力隊の活動状況のことですけれども、審査の過程において、委員からの、活動状況について市民へ説明していただく機会も必要ではないかとの意見も出ました。担当課からの説明では、協力隊の活動には、こういうふうにはやらなければいけない、そういう形はなく、いろいろな機会に加えてもらったり、いろいろな総会に加えてもらったり、地域の皆さんと交流をしたりしながら、いろいろな意見を聞いて自分のできそうなことから、そういうのを

積み上げて実現していくという形になっていると。また、協力隊の方々は、それぞれ校区では情報誌を配布し、活動について報告をしているとのことでした。

また、来年は榕城校区以外の全ての校区に協力隊が配置される予定であり、区長からもぜひお願いしたいという、そういうような要望を受けているとのことでした。

それと、市債発行二十億円超のことですけれども、これについての特に議論はありませんでした。
以上です。

○六番（瀬下満義君） それでは、担当課長のほうから、職員数について、新規の正職員の採用予定人数と正職員の全体の総数の目標数、あと、その市債についての、二十億円をもう超えております。市債発行が今年度。これの財政規律についてどう考えているのか、お尋ねいたします。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

新年度の職員の採用予定数の御質問でございますけれども、現在、選考中でございますけれども、十一名から十三名程度を予定をしているところでございます。

それともう一点、職員数についてでございますが、十二月一日現在、百八十五名でございます。

また、新年度は、定員適正化の計画によりますと、百九十名とい

うことで計画をしているところでございます。

以上でございます。

〔行政経営課長 大瀬浩一郎君〕

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

地方債のほうは二十億円ぐらいということで、確かに大きな額になっておるんですけども、大きな要因としてはですね、大型事業でありました汚泥再生処理センター、四年間ありましたけども、本年が最終年度でございますして、継続費の通次繰越しというんですけども、通次繰越分が最終年度で集中してしまったというのが大きな要因としてございます。

以上です。

○六番（瀬下満義君） 財政規律という点ではどうですか。ちゃんとするほうと出るほうのバランス、持続可能性ということについての配慮はどうですか。

○行政経営課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

平成二十六年年度決算のときもちよつとお話し申し上げましたけども、財政指標的には健全化になってございます。

ただ、平成二十七年分での繰越事業等が多かったですので、そちらのほうは危惧しております。まあ、歳入歳出分につきましては長期な目で見ておりますので、全体的には支出、収入、適正に行っていると考えております。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終了いたします。

ここで、しばらく、暫時休憩をいたします。そのままお待ちいただきたいと思えます。

午前十時五十九分休憩

午前十一時二分開議

○議長（永田 章君） 引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案第九三号 平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第五号）に対する修正動議

○議長（永田 章君） 日程第七、議案第九三号、平成二十七年

西之表市一般会計補正予算（第五号）を議題といたします。

本案に対しまして、鮫島市憲議員外一名から二款一項中心拠点施設建設等に係る予算については削除すべきと修正動議が提出され、所定の賛同者がございますので、動議は成立いたしました。よって、本動議を直ちに議題といたします。

修正案が提出され、お手元にお配りをしております。これより提出者の説明を求めます。

〔二番 鮫島市憲君登壇〕

○二番（鮫島市憲君） 今定例会に提案され、連合審査会を開催し、市長以下当局に出席を求め、慎重にこの議案について審議を行っているところですが、今回提出されております一般会計補正予算（第五号）のうち、中心拠点施設建設に係る部分については慎重審査をしていかなければならないと考えているところでございます。

具体的には、賛同される議員とともに、今定例会に提案されております一般会計補正予算（第五号）の当該箇所につきましては、減額修正の発議をさせていただきたいと考えております。

それでは、修正案の提案説明をいたします。

議案第九三号、平成二十七年一般会計補正予算（第五号）の一部を次の理由により修正しようとするものであります。

歳出二款一項総務管理費において、中心拠点施設建設工事等二億九千万円を減額するものであります。

本議案の修正動議部分については、本会議及び連合審査会において、本会議の上程に際し、議案の妥当性について慎重に質疑を行い、検討しました。

本件は、前回の平成二十七年第三回定例会において、施設建設の事業計画について、地元住民や商店街など、さらに広く理解を図る必要があると判断したという理由で、一旦上程した同案を撤回した経緯があります。

このたび、二カ月を経て再度の建設予算計上については、住民、商店街の理解が得られないとして販売機能を削除し、体験メニュー

の充実を図ろうとするものです。

また、西之表市商工会会長、商店街振興協同組合代表理事、種子島観光協会西之表支部長から建設を求める要望書と校区長会からの意見書が付されました。

しかし、課題として議会から指摘されていた機能強化については、施設の機能として挙げている観光客誘致においても、飲食スペースの民間委託、また情報発信機能や市民の交流促進などの目的を達成するための企画に対し、その効果が依然として不透明であります。

また、国の地方創生事業が今後も継続することもあることなど、今後、官民一体となったまちづくりの全体構想をつくることを求め、大字地区との交流や町なかとの連携をさらに充実させ、真の町にぎわいとなる企画を願って、修正動議の提出の理由とします。

以上の理由により、中心拠点施設建設に係る補正予算を削除する減額修正案を提出するものであります。

内容は、お手元の資料、議案第九三号、西之表市一般会計補正予算（第五号）に対する修正案、これにより説明いたします。

第一条第一項中、中心拠点施設建設部分に係る二億九千万円を削り、歳入歳出をそれぞれ追加する額三億四千七十六万五千円を五千七十六万五千円に、歳入歳出予算の総額を歳入歳出百十七億一千五百四十七万四千円を百十四億二千五百四十七万四千円に改めようとするものであります。

二項第一表歳入二十款市債、一項市債補正額二億八千五十万円を

△九百五十万円に、歳入合計補正額三億四千七十六万五千円を五千七十六万五千円に、歳出二款総務費、一項総務管理費二億六千八百三十四万五千円を二千六百六十五万五千円に、歳出合計を補正額三億四千七十六万五千円を五千七十六万五千円に改め、第二表地方債補正、四過疎対策事業、補正後の限度額四億三千八十万円を一億四千八百万円に改めようとするものであります。

詳細はお手元に配付している説明資料のとおりであります。

以上で修正案の説明を終わります。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（永田 章君） ただいまの修正案の説明に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔六番 瀬下満義君〕

○六番（瀬下満義君） この修正案は、わかりやすく言えば、中心拠点施設の予算二億九千万円、これを削除すると、そしてその財源である借金、市債ですが、これの発行をやめると、そういうことでよろしいでしょうか。

○二番（鮫島市憲君） そのように御理解してよろしいかと思いません。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員会付託を省略することに決しました。それでは、原案、修正案に対し、これから討論に入ります。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） わかりました。

じゃあ、ここで、しばらく休憩いたします。十分休憩をいたします。おおむね二十分ごろより再開いたします。

午前十一時十分休憩

午前十一時二十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議案審議を続行いたします。

△議案第九三号 平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第五号）

○議長（永田 章君） 日程第七、議案第九三号、平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第五号）について、原案、修正案に対し、これから討論に入ります。

初めに、原案に賛成する討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 次に、原案に反対する討論はありませんか。

「八番 田添辰郎君登壇」

○八番（田添辰郎君） 私のほうは、市長が提案された原案に反対をし、先ほど同僚議員のほうから提出されました修正案に対し賛成する立場から討論をさせていただきたいと思えます。

今回のにぎわいの拠点施設につきましては、九月議会でも争点となっておりました。いろいろの意見が議員の中で戦われたわけでございますが、やはりポイントとなるのは、九月議会から変わらぬ問題でございます。商店街の方を含め市民の大部分の方、商店街の方のアンケートにおきましても、この事業のことをきちっとわかっているという方が半分にも満たないという現状でございます。九月議会から二カ月たちました今もその現状は変わっておりません。

そのような意味でも、やはり今回のにぎわいの拠点施設に関する案件はですね、やはりこの、市長もおっしゃるように、西之表市、種子島の観光の起爆剤ともなるかもしれない大きな事業であります。そのようなことを考えますと、これは新たに仕切り直しをして再スタートし、商店街の方また一般の市民の方といろいろな話し合いを詰めていく、その中で、よりよい商店街の発展、また観光の施策を考えていくべきと私は考えます。

そのような意味で、市長提案の原案に反対し、修正案に賛成する立場から討論とさせていただきます。

○議長（永田 章君） 原案に対する賛成の討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 反対の討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 平成二十七年年度の一般会計の補正予算ですが、今回の補正予算についてであります。中心拠点施設、にぎわいづくりの予算が出てまいりました。二億九千万円ほどであります。

この施設については、商店街の振興、観光の振興とか狙いがあるわけですが、その狙いに対して、ほとんど役に立たないと私は思うわけです。主に情報発信、交流機能、体験学習機能ですか、ありますが、この施設で特別その体験学習するわけではありませんので、何か案内すると、それをどこか体験するような場所を案内するということでしたが、これはどこでもできるわけです。

あと、交流も、わざわざそこに集まって、榕城校区外からお年寄りや若い人が、子育ての若い人が集まって交流するといっても、そういう、恐らくほとんどないと思います。みんな忙しくて、ただ交流するために集まるということはずなないわけです。ほとんどないと思います。

情報発信機能も、別にそこできなくても、それはここでやってもいいわけです。この庁舎でも。幾らでもできるわけです。あるいは、船着き場の近くで、近くの売店ですか、売店とかトッピーの切符売り場とかを提携してすることもできますし、また新たに近くに、県

とも話し合って、ちょっとした施設をつくってもできるわけです。三億円もかけてわざわざ情報発信、体験学習、あともう一つ、交流機能を持たせるというのは、これは時代遅れ。

まさに、ある、私どもがアンケートをとった中に、商店街の方がこの意見を書いておられますが、このようなことを書いておられます。紹介します。種子島の人口が減るとときに二億八千万円を使う必要はないと思うと。もう箱物は要らないと。そして、ほかに、ここ、たくさん書いてあるんですが、あいた建物もあるわけです。そういうものを使って、税金を無駄に使わないようにしてほしいと、そういった意見がたくさん寄せられました。本当にそのとおりだと思います。

長野市長の、あと行政当局の何とかしたいと。もちろん商店街の人の中にも、何かしないと始まらないと、そんな声もありますが、ここは腰を落ちつけて、地道に、確かな道を歩く、そういう姿勢が必要だろうと思います。

我々は、もう高度成長の時代ではありません。全く違った社会になってきました。三年後には、現在の一万六千四百人ぐらいですか、これが一万三千五百人ぐらい、厚生労働省の推計によると三千人ぐらい減ってくるわけです。大変な人口減少です。これがずっと続いていくと思います。それを見据えて、地道な、何とか、地に足のついた努力、そういったものが必要だろうと思うわけです。

私としては、まちづくり委員会でも発言はさせてもらったんです

が、我々の生活そのもの、暮らしぶり、それをむしろ観光資源にしていくような地道な方法がいいんじゃないかと思えます。我々の雰囲気というか、こういったものをこれから大事にしていく、風土を大事にしていく、そして、こういった箱物、何かきらびやかなような印象は受けますが、これはもういつか来た道で、もうはやらないと思えます。違った道をこれから歩いていきたいと思うのであります。

そのような考えから、この原案には反対といたします。

○議長（永田 章君） 原案に対し賛成の討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 反対の討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） もう一度確認いたします。原案に対する討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） なければ、次に、修正案に反対する討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 次に、修正案に賛成する討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 先ほど申しましたと同じ理由で、この二億

九千万円、市債、借金の発行をとめて、中心拠点施設の事業を中止すると、この修正案に賛成いたします。

○議長（永田 章君） 修正案に反対する討論はありませんか。よろしいですか。

「一〇番 川村孝則君登壇」

○一〇番（川村孝則君） 本案は中心拠点施設整備事業に関する、修正案について、中心拠点施設整備事業に関する歳入歳出予算を削減する修正案でありますので、反対する立場で討論を行いたいと思います。

この中心拠点施設整備事業は、さきの九月議会でも提案され、そのときも議会での事業に対して反対意見が多く、当局として、このことを踏まえ、重く受けとめて、撤回した予算でもあります。

この事業は、これまで二年間、行政が各種団体も交えた専門委員会で協議を進め、調査研究を行いながら事業内容を精査し、さきの九月議会で提案となった経緯があります。

しかし、議会としては、二つの各常任委員会が商工会青年部との意見聴取、西町から鴨女町に至る商店街でのアンケート調査等を行い、この中心拠点施設が商店街の活性化にどう効果をもたらすのか、鋭意検討を進めてきましたが、結果として、拠点施設での物品販売には賛成できない、拠点施設の話聞いたことがない、拠点施設に反対、商店街の活性化につながると思わないなどの商店街の厳しい意見が多く、商店街の五割が反対、商工会青年部は物品販売に反

対の意見が多数で、九月議会での事業の予算は撤回した経緯があります。

そして、今回の議会に再提案ということで、市長としても前回の議会からの指摘事項を十分踏まえた中での提案と私は受けとめております。また、この議会からの指摘事項に対する対応が、今回のこの拠点施設予算の賛成、反対を二分する大きな要因だとも考えていました。

先日、市長や議長に商工会、観光協会、商店街振興協同組合の代表者から拠点施設を建設してほしい趣旨の要望書が提出されました。議会は、このことを受けて、この三団体の代表者を議会に招き意見聴取を行いました。

その協議の中で、近年の少子高齢化や人口減少で消費人口が減り、大型店舗の進出で、商店の廃業がこの三年間で三十件を数えるという報告は、現在の市街地商店街の厳しい現状をうかがい知ることができました。そういう実態であるがゆえに、この施設を拠点として商店街を回遊するための整備も図り、来年開業する予定の温浴施設との連携、旅行会社からは、体験型メニューがあれば、観光客誘客の商品にもなり得る、そういう話や、ICT等情報発信技術を駆使して観光客への西之表市の観光地や産業、特産品の紹介等、拠点施設の機能に期待する意見が出ていました。

そして、何よりも、さきの九月議会で議会が指摘した商店街の方々が拠点施設に反対する意見が多いこと、物品販売に反対してい

る意見があること等、これらを商店街、商工会等三団体がそれぞれ議決機関で同意を得ていること、そして物品販売を施設から外したことなどが報告されたことに伴い、私としては九月議会での指摘事項はクリアされたと判断したわけでありませぬ。

一度時間を置いて慎重に議論を進めてもいいのではという意見もありませんが、私たち西之表市の財政状況は幾分改善してきたとはいえども、厳しい財政状況に変わりはなく、そういう意味では、こうした現在の国の地方創生に係る補助事業も活用した政策、今回はこの事業に対して過疎債の七〇％は充当されるというふうにも伺っておりますけれども、こういった事業を十分活用していくべきだと考えております。現に、これまでも本市の農業を初めとするさまざまな産業は、こういった補助事業が活用をされております。来年度以降、国の地方創生に係るこの過疎債の充当率がいかほどかは、今のところ、私は不透明だというふうに考えております。

誰もが、今の商店街をこのままでいいと思っている人はおりませぬ。ただ、年を追うごとに人口が減り、消費人口が減っていくと、ますます大型店舗への一極集中になりはしないか、商店街が疲弊していくのではないかと、そういったことが目に見えてうかがい知ることができません。だからこそ、これまで二年間専門委員会が協議してきた内容を商工会を初め関係団体がしかるべき手続を経て了承したわけでありませぬので、議会としては重く受けとめるべきではないかと思っております。

この拠点施設が、巡回バス等交通機関の拠点、島外からの観光バスの拠点、観光客が体験コーナーを通じて地元の産業に触れ合う環境をつくり、施設から商店街への回遊の整備、そしてまたイベント等の開催も含めて市民の憩いの場など、この拠点施設でいろんな事業が開催をされることを考えております。施設の機能を十分に發揮していけば、商店街のにぎわいを取り戻し、商工業や観光産業にも大きく寄与できるものと考え、市街地商店街の活性化に必要な施設であるというふうに思っております。

以上、施設の必要性を訴えて、この拠点施設の予算を削減する本案については反対討論といたします。

○議長（永田 章君） 修正案に賛成する討論はありませんか。

「一三番 橋口美幸さん登壇」

○一三番（橋口美幸さん） 修正案に賛成する立場からの討論を行いたいと思っております。

拠点施設を除いた額での修正案でございますが、この拠点施設建設に向けて二年間議論してきたという、今賛成討論者の意見ではありませんでした。しかし、二年間議論してきたとはいえ、九月の議会が青年部との懇談、そして商店街とのアンケートの結果を見てもはっきりしていますように、五〇％以上の人たちが場所も知らない、そして、そういう地方創生でそういう施設をつくるならば、もっと商店街を活用するべきではないかというような多くの意見がございました。そういう中で十二月議会に提案をされましたが、この二カ月

の間に住民の意識が変わったというふうには思いません。

しかも、この拠点施設の機能におきましても、今、子育て支援として高齢者の問題、どの問題をとりましても、この行政の中であらゆる努力をしながら、地域に出かけていって、地域の人たちがより暮らしがよくなるような、そして子育て支援もできるような施策が充実してきつつあります。そういう中で、今ある施策をさらに充実させることのほうが重要な問題ではないかというふうに思います。その拠点施設の中の機能が本当ににぎわい創出になるのかどうか、こういうことも疑問であります。

そしてまた、議会では、まちづくり委員会を、特別委員会をつくりまして、大字の住民も巻き込んだまちづくりをどうしていったらいいのか、こういう議論が始まっている中で、この十二月の提案というのには本当に市民無視ではないかというふうにさえ思っています。ですので、このまちづくり委員会、本当にこの五年後、十年後、三十年後、本市がどうなっていくのかということと本当に市民と一緒に、議会も行政と一緒に議論することということが重要な問題だと思います。

よって、拠点施設、地方創生の補助事業があるからといって拠点施設をつくるということがにぎわい創出には結びつかないのではないかとこのことを指摘いたしました。賛成の議論といたします。

○議長（永田 章君） 修正案に反対する討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに賛成する討論はありませんか。

「一二番 長野広美さん登壇」

○一二番（長野広美さん） 西之表市の拠点施設建設、今回の建設に絡む事業は、そもそもが西之表市にぎわい創出事業の基本計画策定に絡むものであります。

西之表市が取り組んでまいりましたにぎわい創出事業というものは二〇一三年に始まり、それに基づき、集中と回遊を基本コンセプトに、安納いもスイーツサミットの取組みや、また市民代表等からなるにぎわい創出実行委員会が頻繁に会合を重ね運営されてきたことは、都度、議会にも報告されてまいりました。これまでこのように検討、調査研究が長い時間をかけて行われてきたことに対しては高く評価するものであります。

一方で、現時点で、拠点施設建設は本当に深刻に疲弊する商店街の活性化に十分に寄与する施設となり得るのでしょうか。このにぎわい創出の当初目的に照らして考えてみましたが、最も期待されている外貨獲得のための観光振興事業につきましては、例えば、大型客船から個人旅行まで幅広いニーズに対応し、さらに本市の特徴に照らした魅力ある施設機能を本当に有しているのか、例えば、旅行会社等の専門家からの議論は今回含まれて、示されておりませんした。

商店街、飲食店を閉鎖することにつきましても、町なかの既存店舗との意見交換など、十分に議論を深める必要があると考えます。

むしろ、現時点では、人々を集中させる新しい施設になります。むしろ、減少傾向にある町なかのにぎわいそのものを奪いかねない危険性すら感じられます。民間の芸術によるまちづくりを生かしたいとも説明を受けましたが、いまだに補足的なものであって、本質的な企画案が見当たりません。

議会からは、これまでの経過報告に対して、都度、各議員が質問し、またさまざまな提案も出されてきました。特に九月議会においては、商工会青年部との意見交換、また住民アンケートを実施し、にぎわい事業についての理解度、主役は一体誰なのかという疑問やこれからこそが議論を進めていくのに大事だという意見も伺いました。

また、議会からの連合審査における主な意見は、箱物に対する危機感、まちづくり全体構想の重要性など幅広い意見が出されました。

さて、この十二月議会に再提案されましたこの中心拠点施設建設の中心につきましても、当初建設計画から物販を除くというもので、にぎわいの中心拠点施設の魅力が大きく損なわれる可能性があり、この十二月議会への提案の必要がそもそもあったのでしょうか。国の地方創生に係る事業は、今後五年間計画と聞いております。国からの補助率が高く、地元負担が少ないのが魅力だと、建設を歓迎する声も聞かれております。しかし、負債が残ります。また、維持運営費を継続的に負担していかなければなりません。

また、今回の建設費、拠点施設建設に係りましては、そもそも町

なかの景観づくり、活性化の担い手づくり、まさに回遊事業の展開と一体となったものであります。

そういうさまざまなこれまでの議論を踏まえまして、今後一層、どこにもない、どこにも負けない西之表市また種子島の誇りとする施設建設に向けてさらなる十分な議論を深めていただき、議会もしっかりかわりながら、今後実現していただくことをお願い申し上げます、今回は建設反対の動議に賛成の討論といたします。

○議長（永田 章君） 修正案に反対する討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成する討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） いま一度確認をいたします。修正案に対する討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○一―番（榎元一己君） 修正案に賛成の立場で討論をいたします。

先ほどから賛成・反対討論がありますけれども、これは九月議会から提出されて、先ほどの討論者のおり、撤回をした経緯についてはもう御存じだと思います。その間の間でどういうふうに進展しましたかという、私はほとんどないだろうというふうに思います。

一番の疑問は、その背後市街地の関連の活性化、先日、三団体の方をお呼びしたときも、やっぱり回遊、回遊ということをおっしゃ

るんです。まあ、そのことは非常に大切なことだと思います。しかしながら、示されたのは、過去にいろいろ電線の地中化であるとか曲線の道路であるとか、いろいろ絵は描かれているんですけども、その関連する予算は示されておりません。いろいろ考えてはいらっしゃるんでしょうけれども、現実として回遊をさせていただけるようなアイデア、具体的なものはここに示されておられないことも一つであります。あくまでも施設をつくることに特化して、関連の資料やデータのお示しはなのまま、絵は描かれてあります。簡単に言うと、回遊ができるんだということを言いながら、その事案にはなかなか触れていらっしやらないということでございます。企画サイドでさまざまな話があるんでしょうけれども、この点も先ほどのことがございます。

それと、先ほどの賛成討論者の中に、議決機関の同意がありますということがありました。これは商工会の要望書ということではないかと思うんですけども、議決で申し上げますと、私は、より多く深く広く議論をしていただくためだったら、その商工会での議論がですね、やっぱり議案として提出をされて、賛成、反対を含めて大きな議論をしていただければよかったですけれども、議案書の中にはそれは含まれてはおりませんので、事実として、議論として、それが団体の総意であるということにはなっておりません。そのことを一つ申し上げておきますし、それから、一つの団体は会員が相互にふくそうしている、重なっておりますので、同じような姿勢だ

という示しがありましたけれども、そういうことからいうと、基本的に、真ん中の議論が崩れてしまいましたので、そのことには当たらないんじゃないかというふうに思います。

さしずめ、いつも残念に思うのは、この三者の方々に出てきていただいた意義なんですけれども、私は、出てきていただくのに反対をしました。なぜなら、こういう議論をしなくてはならなくなるからです。

実際には、私は当事者意識と申し上げましたけれども、直接的には市ですけれども、建設の関連の委員会とかそういうものでさまざまな具現性について議論をしている過程で私はそういうふうに申し上げましたけれど、まず、第一義的にこの計画、この政策を立案して、政策を推進していく立場の方々ですね、私は、取り方は、いや、違いますがと言うのかもしれないけれども、この三団体にいろいろ意見を出してくださいということだったんだろうと思います。私は、そのことがですね、まず、大きく責任の転嫁だと思えます。いや、この商工会がつくってくれ、観光協会がつくってくれと言ったからこうだという議論になりつつあります。違うんですよ。政策立案者として、これはどうしても必要であるというなら、議会を説得するなり、さまざまな事情をもっと示すべきであって、区長会に至ってはそうです。区長会は、内部、聞いておりますので、陳情書を出してくださいということに、結局、最終的には、意見書だったから出せるということ、そういう経緯があったとも聞いております。

まさにこれはもう政策の立案、推進の責任はゼロと私は思います。非常に言いにくいことではありますが、そういうことを申し上げます。

それと、商工会の皆様から、私どもの議会のアンケートについて非常に批判を受けました。それは、先ほどの、お金は二億、三億近くかかるんだけど、ほとんどが交付税措置で返ってくるんだ、だからつくって、私たちはそういう議論をしているのではありません。将来にわたってこの施設が市民のためになって、商工会のために本当になって、ランニングコストもクリアできていうんだったら、それは大賛成であります。もし、これがそういうものでなかったら、この三億円というお金はもっと生きるところへ使えるからという考え方です。何もお金があるから、交付税措置ができるからここに使おうという話じゃない。そのお金は、返ってきても私たちの税金で、基本的には税金であります。ですから、よりよいことに使うという考え方です。だから、あえてその金額が云々、だから、私はアンケートの取り方でも、四億円、三億円近くかかるけれども、市はゼロですよ、お金は出しませんよ、一切、国から返ってきますと言ったら、みんな賛成と言うはずなんです。違うんです。それが、そのお金が無駄になるかどうか、生きるかどうかというのを我々は議論をしているところです。

ぜひそのところを御理解をいただいで、私どもも、先ほどからの三者の面談をしたときにも、必要だとは思っているんです。ただ、

あの場所がいいのか、いろんな議論がこれからあるんじゃないのか、そのところが具体的に示されないから、私たちもちゃんとやろうじゃないかというのが特別委員会の設置であります。

特別委員会の設置を今さらなんだという議論をしていると思う人がいたらですね、これは大きな間違いです。特別委員会の設置は、私どもはなぜかといいますと、市長がこの提案権を、任期中、過去、もう三期目ですけど、三回目の提案です。市長の提案権をですね、これだけ抑えるというのは議会人としていかなものかなという思いはあります。だからこそ、議会はもう少しまちづくりのことにちやんとしたスタンスを持って説明責任があるべき態度をとるべきだろうし、これから市民と語るに当たっても、まちづくりに対するしっかりした考え方を持とうじゃないかというのが特別委員会のスタートであります。示された企画が立派で、我々もそうやなあ、これだったら商店街も元気出るわというんだったら、何も修正や特別委員会をつくる必要も感じなかったわけです。危機感については、これまでも持っているのは確かであります。

二年間議論を重ねたと言いますが、九月にとったアンケートの中で、じゃあ、金額は除きましょう、でも、場所も知らない、企画そのものも知らないというのが半数以上いる。これはね、合意形成の過程で何かが問題があるということなんです。私は、もう少し幅広い議論とつくるための議論じゃなくて商店街が本当に活性化する議論を、やっぱりやり方が足りなかったのじゃないのかなというふ

うに思わざるを得ません。

私は、三団体を呼ばないほうに賛成をしました。先ほど賛成者が言いましたけど、賛成ですよ、総意ですよ、それは総意とつてよろしいですか、連合審査のもとで言われるんです。そうじゃないんです。そういうことをまたその立場で、私たちは、ある意味、第三者というか、建設のいろいろ役に入っているんだ、けど、その人たちに問うのはですね、私は非常に酷だと思ったから、呼びないうほうがいいという発言もしましたし、やっぱり十分な意思疎通のない中でやるとですね、議会、市民の代表である議会と関連団体の対立構図に陥ることがあります。それは正常な形ではないんです。だから、それを申し上げました。

皆さんも、多分いろんな思いで各種団体の方は来ておられます。そのことは十分理解しておりますし、今後その辺も含めて議論を我々は深めていかなければならない。本当に真に必要な施設だったら、交付税措置があるうがなかるうが、本当に市民のためになるという予算であれば、一般会計を使っても、ほかの予算を削っても実行するような思いは我々は持つております。そのことを申し上げておきます。

執行部の対応でございますけども、先ほど申し上げました、ある意味、先ほど責任の転嫁というのを何度も何か申し上げると非常にきつい言葉ですけども、やはり役人の皆さんのおごりというのか、私は、調査をして聞いている中で、何かもうできるんだという姿勢

が見え隠れする、その情報が異様に嫌でございました。例えば、お願いして、お願いしてという語弊があるかもしれませんが、私の思いですから、お願いをして要望書や意見書が出てきました。それについて、いや、私たちは、印鑑が押してあるので、これは総意とみているんです。政策の立案責任者です。役人の発言、何かそういうお役人様の発言に聞こえてなりません。まあ、それは私の受け取り方かもしれませんが、それとまた、これを進めるに当たって、もう少し創意と熱意とか、そのことも思いました。

私も議員もですね、やっぱり議員の姿勢についても私は全てがいいとは思っておりません。もしかしたら、九月の時点で議会はいや、十二月に出せば通るよというような誤ったシグナルを出していたのかもしれませんが、それも私は考え方を思いました。

そしてまた、基本的な構図やコンセプトが違う中で、やみくもにもう賛成を続ける、それは考え方ですが、よろしいんでしょうけれども、全く当時と違うものになりつつあるものについて賛同するというのはいかがなものかなと、そういう思いもいたしました。それはそれぞれの議員の考え方ですから。ただし、最初に彼らが描いた基本のコンセプトとこの機能を図る上で大きく変容したのは事実です。何をつくろうとしているのかというふうには、私が当事者なら、一番の基本的なコンセプトを外されたときに、どんなもんだろうかと悩んでしまうと私は思います。

私も、これまで議会基本条例をつくりながら、議会の権能や

あり方についてさまざまに議論をしてまいりました。足りないところもあるでしょうし、これからも求めていかれるところもあると思います。しかしながら、やっぱり議会は市民の代表として誇りを持って、議会の魂というか、そのものについてやっぱり議論をすべきだろうと思います。議論を深める中で、棄権という表記を、表明をした議員さんもおられます。私個人的に考えますと、棄権というのはあり得ません。市民の代表で、イエスカノーか、どっちが正しいか正しくないのか、それを私どもは言っているわけで、そのことについては理解を、まだ理解がないので、時間が欲しいということだつたと思います。今後もそのことも含めて議員の姿勢のありようについて考えて、今後もやっていくべきだと思います。

先ほどからいろいろ言われましたけれど、私、申し上げましたけれども、議会が無造作にですね、計画をとめるわけ、とめたということではないんです。とめざるを得なかった計画と関連の手法があるから、大多数の議員は、多分今ちよつと無理だよねと、もう少し欲しいよねという気持ちがあつて、全てを否定してだめだということと言っているわけではないと思っておりますし、私もそうです。

今後の考え方で、いろいろ先ほども皆さん申し上げていましたけれども、やっぱり市街地を中心にしたまちづくり、商業、農業、水産、医療あるいは交通の政策、子育て、すべてのものもろについて、やっぱりもう一度市民を含めて議論をして、必要であれば必要などころに必要なお金を投資する、そのための合意形成をしっかりと形

でやり直す、私は、それが今回の減額の本来の意味であります。商工会がどうだこうだ、あれだこうだというわけではないんです。

議会もさまざまに批判を受けたりするかもしれないけれども、私は、修正すれば通る、物販がだめだから通る、通せばいい、あとは何とかなる、それは、将来的に一〇〇%物販はないとおっしゃっていますし、市長はやりたいということでしたので、そんな議論があると、また先はどうなるのか、だったら、物販が少なくなつて排除された、その大きな柱を抜いた施設はどうかよという議論になるんだろうと思います。

ですから、やっぱり物販を含めることも含めて、一応含めて、どういうふうにしたら機能的に動かせるのかという議論をもう一度私はやるべきだろうと思いますし、関連体系づけたその長期振興計画というより、まちづくりに特化した、いい人が住む、私は、住むということはどういうことかと思っております。住むということは、どんなところに住むかということです。我々の任務は、そのために何をやるかというのが我々の任務であります。それを大きく訴えて、この修正案に賛成の討論といたします。

○議長（永田 章君）　ここで、議長よりお願いをいたします。正午となりましたが、このまま議案審議を続行いたします。

次に、修正案に反対する討論はありませんか。

「七番 小倉伸一君登壇」

○七番（小倉伸一君）　修正案に反対の立場から討論をいたします。

賛成討論者のお話も十分伺いました。非常に理解ができるところもありました。

私は、市長と議会のかかわりについて、賛成討論者のほうも言われておりましたけども、やはり経過と、それからこの拠点施設についてはにぎわい創出を図っていききたいと、で、商店街が疲弊をしていっているということからやっぱり始まっているんだらうというふうに思っております。

この拠点施設については、長期振興計画の中でも決定がされておりますし、また議会全員協議会の中でも、その都度ですね、説明がされてきて、資料等も全体計画も含めて提示がされてきたところでもあります。また、当初予算でも、拠点施設については調査設計費が計上され、議会の中で可決をされている事案でもあります。私は、そういう意味で、これまで一般質問を通じてこの本市のにぎわい創出も含めてですけども、拠点施設それから地域の活性化、地方創生について意見提起を重ねてきたところでもあります。

そういった意味で、私どもの議会としても、その時々に応じたチェックとそれから提案なりをやはりしていくべきだろうというふうな思っております。よく言葉で機を見て敏なりという言葉がありますけども、そういった意味で、私どもは、そのまちづくりについてもありますが、市長の提案についても、方向性はですね、同じ方向を向いているというふうな思っているわけですけども、その中で、やはりその時々提案をして決断をしていくということが必要なと

ころだろうというふうに思っております。

そういう意味で、必ずしも完全型でなくても、ある一定、理解が得れば、決断をしていく、決めていく地域であってほしいというふうに思います。

いろいろですね、全てを賛成討論者も否定をしてくだめだと言っているのではないということもありますし、今後、議会としても、まちづくり全体像も含めてですが、議論がされていくだろうというふうに思っております。そういう意味で、それぞれの立場で決断、判断をしていくということも必要だろうというふうに思います。

そういうことから、修正案について、拠点施設の今回の建設については、地方創生に向けて一つの大きなインパクトとなり得るといふ判断のもとに賛成を、中心拠点建設については賛成を申し上げ、修正案については反対いたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔五番 下川和博君登壇〕

○五番（下川和博君） 私は、修正案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

先日、商工会、商店街の代表の理事、観光協会の支部長さん、お招きをいたしました。意見も聞きました。危機的な状況というのは非常によくわかるのであります。

まず、私の個人的な意見ですけども、九月の議会においても、物産、まあ、物産館といったら失礼かもしれませんが、拠点施

設をつくるなどか物売るとか、そういうふうなつもりで言ったつもりではございません。私どもがアンケートをとった中で、ほとんどが、ほとんどというか全てが知らないとか聞いたことがないというのが五割を、五〇%を超えております。こういう数字を見たときに、もう少し末端のほうまで説明をしていただきたいと、こういうことをつくりたいんだけれども、どうかということの説明をしていただきたという、そういうふうに私は思つて九月の一般質問をしたつもりでした。

それから、今回予算が出てきたわけですけども、物販をしないから再提案をするというふうな言い方でした。やはり九月のことを踏まえて予算を提案するのであれば、もう少し丁寧にお願いをするべきだろうと、まあ、事前に話し合いということをするといろいろあるかもしれませんが、やはりそこはせめて議長にはいろんな提案もして相談もして、できるだけ議案を通るようにしてほしいなというふうなところは思つたんですけども、そういうところも余り見られませんし、何よりもこの九月議会の後にそういうアンケート、私どもがとつたアンケートにまさるようなアンケートもとつておりません。私はそういうところは非常に残念です。今でもなかなか納得ができないところなんですけれども、これをするなというわけではございませんから、次回、もし、次回かその次か、するときには、ぜひそういうふうな、何といいますか、末端のほうまでしっかりと情報を提供して、そういうところも調査もしていただ

て、また競合する業者とはしっかり話し合いもして、どこかでプラスの点を見つけてほしいと思います。

私は、決して後ろ向きでなくて前向きなつもりで、今回は修正をさせていただきますと思います。

以上で終わります。

○議長（永田 章君） 修正案に反対する討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成する討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） いま一度確認をいたします。修正案に関する討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

まず、本案に対する鯨島市憲議員外一名から提出されました修正案について、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案第九三号、平成二十七年度西之表市一般会計補正予算（第五号）に対する修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く議案第九三号、平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第五号）の原案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの修正部分を除くその他の部分を原案のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、ただいま修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま本案が修正議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決しました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時十五分ごろより再開いたします。

午後零時十四分休憩

午後一時十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案第九四号 平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補

正予算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第九四号、平成二十

七年西之表市簡易水道特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇〕

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第九四号、平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補正予算（第三号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二百二十二万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ一億五千二百九十九万六千円とするものです。

補正の主なもので歳出について。

簡易水道経営費の公課費三百万円の減額は、平成二十六年度の消費税の確定申告により、平成二十六年の消費税について追加で納めるべき消費税が発生せず、還付が行われることになり、平成二十七年に納めるべき消費税の中間納付分についても納付の義務が発

生しないためのものです。

歳入について。

基金繰入金を減額補正しております。この結果、年度末の基金残高は六千三百九万四千円となる見込みです。

雑入のうち、公有建物災害共済金は、国上簡易水道施設の落雷により被害を受けた監視サーバー機器に対する受取共済金相当額であり、消費税還付金及び消費税還付加算金の増額は、平成二十六年年度の消費税確定申告により計算された消費税額について還付が発生したことによるものであります。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 議案第九四号、平成二十七年西之表市簡易水道特別会計補正予算（第三号）につきまして、反対の立場から討論をいたします。

趣旨は、人件費の削減が足りないということであります。また、簡易水道の会計につきましては、基金残高六千三百万円と言われま

したが、債務残高のほうもたしか三億円ぐらいあったと思います。こういった財政の問題も、今後検討課題かと思えます。

以上をもちまして私の反対討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第九五号 平成二十七年西之表市国民健康保険特別会

計補正予算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第九、議案第九五号、平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇〕

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第九五号、平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六千五百一万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十一億九百八十九万八千円とするものです。

補正の主なもので歳出について。

保険給付費の一般被保険者療養給付費、負担金補助及び交付金の追加は、医療費推計による補正であります。

共同事業拠出金の保険財政共同安定化事業拠出金、負担金補助及び交付金の追加は、九月三十日付け国保連合会からの通知によるものであります。

諸支出金の一般被保険者保険税還付金、償還金利子及び割引料の追加については、十月九日現在、還付金が約三百四十九万円で、今後も還付が発生する可能性があるため補正するものです。

歳入について。

一般被保険者国民健康保険税の追加は、決算見込みによるもの。

共同事業交付金の追加は、九月三十日付け、県からの通知によるものです。

一般会計繰入金、保険基盤安定の追加は交付申請に基づく補正、

財政安定化支援の追加は普通交付税の算定に基づく補正、財政補填分の追加は保険財政安定共同化事業拠出金などの追加に伴うものです。

この結果、今年度財政補填分の総額は二億五百十三万五千円となりました。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔六番 瀬下満義君登壇〕

○六番（瀬下満義君） 議案第九五号、平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）につきまして、反対の立場から討論をいたします。

趣旨は、人件費の削減については、前号議案と同じであります。委員長報告にもありましたように、法定外繰入れが二億円を超えてきました。本来、これは被保険者が負担すべきものでありますが、現在、四億五千万円の予算であります。これを二億円としますと、四割ぐらいいなくなりますか。大変な保険料の引上げを、四〇%ぐらいは上げなければいけない、そういう計算にはなってきましたので、こ

の問題もいずれどうするかは決着というか、我々、真剣に考えていくべき問題だと思います。

それをつけ加えまして、私の反対討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第九六号 平成二十七年西之表市介護保険特別会計補

正予算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、議案第九六号、平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第九六号、平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ八千五百二十万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億四千八百八十万三千円とするものです。

補正の主なもので歳出について。

保険給付費の介護サービス等諸費の追加は、給付実績による増減補正及び歳入の増減による財源組替えであります。

居宅介護サービス給付費は、大幅な追加となっておりますが、これは主にショートステイサービス施設の増加によるもの。

介護予防サービス等諸費及び高額介護サービス等諸費並びに特定入所者介護サービス等諸費の増減額につきましても、給付実績による減額補正及び歳入の減による財源組替えであります。

諸支出金の追加は、種子島地区広域事務組合負担金前年度精算による一般会計への返納分であります。

歳入について。

介護保険料第一号被保険者保険料の減額は実績による補正、繰入金介護給付費繰入金の追加は、介護給付費等の歳出予算補正に伴うものです。

基金繰入金は財源調整のための繰入れで、これにより今年度末の基金残高は五十六万一千円となります。

雑入の追加は、前年度決算額確定による種子島地区広域事務組合負担金精算返納金であります。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決するものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 議案第九六号、平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）につきまして、反対の立場から討論をいたします。

先ほど委員長報告にもありましたように、もう基金は百万円を切つて、たったの五十六万円と。この保険給付費も十九億円近くですが、はね上がってきました。仮に、介護を受けている方が千人としますと、一人当たり年間百九十万円、約二百万円ぐらい保険から支払うこととなります。こういったことも被保険者にやっぱり周知していく必要があるかと思えます。

そして、この膨れ上がる介護費用を抑えるためにも、人件費の削

減も必要だと主張していますが、それで浮かした財源を予防医療、予防介護、ここに思い切つて投じていかないと、未来がないと。しかし、もしそれをやつてうまくいけば、うまくいくと思えます。そんなにたくさんの金をかけなくても、やれるわけです。やれると思えます。早くそっちのほうに大号令を発して行くことを申し上げます。私の反対討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第九七号 平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険

特別会計補正予算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一一、議案第九七号、平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第九七号、平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三百八十三万九千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億千六百八十二万四千円とするものです。

補正の主なもの歳出について。

後期高齢者医療広域連合納付金の減額は、本賦課に伴う保険料負担金の補正です。

次に、歳入について。

特別徴収保険料現年度分、普通徴収保険料現年度分の減額は、歳出同様、本賦課に伴う保険料の補正をするものです。

延滞金の追加は、既に収納額が予算を超えており、今後も収納額の増が見込まれるため補正するものです。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 議案第九七号、平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）につきまして、反対の立場から討論をいたします。

趣旨は、前号議案と同趣旨であります。加えて、この後期高齢者の医療保険につきましては、今、鹿児島県で全部、県下同じく運営されているわけですが、保険料が、ですから、同じ基準になるわけです。一番高いところが、今、鹿児島市になっているようです。大体一人当たり、高齢者一人当たりの医療費が九十五万円程度。本市は県下でも一番低いほうで、大体六十万円ぐらいで、かなりの開きがあります。この六十万円をさらに五十万円、四十万円、これは可能じゃないかと思えます。

要するに、それは予防介護でできるんだろうと思えます。それをやっていったら、いち早く先進、この面での先進自治体にもなって、長生きすることがいいことだと、悪くないと言えるような社会を実現していけたらと思います。

反対の趣旨は、先ほど言っていましたように、前号議案と同趣旨であります。

以上をもちまして終わります。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第九八号 平成二十七年西之表市水道事業会計補正予

算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、議案第九八号、平成二十七年西之表市水道事業会計補正予算（第三号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第九八号、平成二十七年西之表市水道事業会計補正予算（第三号）について、審査の結果を報告いたします。

第二条につきましては収益的支出の補正で、事業費を一千五十八万三千円増額して三億九千二百九十二万四千円に改めるものであります。

内容につきまして説明いたします。

第二条の収益的支出の営業外費用の増額は、武部・深川地区の簡易水道統合事業に係る工事について、本年度中の完了を予定しておりましたが、認可までに時間がかかり、繰越事業となる必要性が高くなったため、消費税及び地方消費税額を再計算して増額しております。

第三条は資本的支出の補正で、資本的収入を八百五十万円増額して四億六千六百四十九万四千円に改め、資本的支出を七百四十万円増額して六億五千五百五十万円に改めるものです。

資本的支出の建設改良費の増額は、武部と深川地区について、事業費が増加する可能性が大きく、深川地区の事業費の軽減を図るため配水池予定地周辺の掘削を行う水源探査業務委託料とあわせ、武部・深川簡易水道統合整備事業の実施設計業務に係る委託料四百万円を追加計上しています。

資本的収入の企業債の補正は、武部・深川両簡易水道の整備に係る事業費の増加による財源として増額するものであります。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 議案第九八号、平成二十七年西之表市水道事業会計補正予算（第三号）につきまして、反対の立場から討論をいたします。

趣旨はほかの特別会計と同じで、人件費の削減が足りないということであります。

終わります。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△請願第四二号 種子島、屋久島を「活動火山周辺地域防災営

農対策事業」の対象地域に組み入れること

を求める請願書

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、請願第四二号、種子島、

屋久島を「活動火山周辺地域防災営農対策事業」の対象地域に組み入れることを求める請願書についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました請願第四二号、種子島、屋久島を「火山活動周辺地域防災営農対策事業」の対象地域に組み入れることを求める請願書について、審査の結果を報告いたします。

本請願書は、長野広美議員を紹介議員として、西之表市古田一〇七四、西之表市茶業振興会長澤柳伸一氏、中種子町坂井二〇九三―二〇三、熊毛地区茶業推進協議会長山浦重夫氏より提出されたものです。

その趣旨を重く受けとめるとともに、各振興会や農業団体等の意見も集約し検討した結果、降灰観測器も八月下旬に種子島、屋久島

一市三町に各一カ所ずつ設置されていること、噴火も鎮静化の状況であることや、園芸農家や各農業団体等においても、一部に風評被害を懸念する意見もあり、統一見解に至っていないことなど、今後の推移を見きわめる必要があることから継続審査となっていたものです。

委員会においては、再度検討した結果、その後、新岳の状況も安定しており、郡内各一市三町に設置されている降灰観測器の測定結果等詳細なデータ等の重視とあわせ、降灰洗浄対策等も考慮しながら、今後も推移を見守りながら対応すべきことから賛成多数で継続審査とすべきと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一三番 橋口美幸さん登壇」

○一三番（橋口美幸さん） 委員長報告に反対の立場から、採択すべしとの立場から討論を行いたいと思います。

まず、昨今の気象条件が今までと違うような、想像したことのない気象条件があるという状況があります。そういう中で、農作物への被害が大変大きくなっています。

本請願の趣旨も、今後の自然変動に対する施策に対する請願であ

ります。この桜島降灰対策、今、施策の充実が求められているときにこそ、必要な施策ではないかということを主張いたしまして、この請願書を採用すべきという立場から討論をいたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「八番 田添辰郎君登壇」

○八番（田添辰郎君） 委員長報告に賛成の立場から討論いたします。

活動火山周辺地域防災営農対策事業、委員の皆様も御存じのこととおもひ、この事業はかなりハードルの高い事業でございます。そういうこともありまして、現在、熊毛のほうで降灰のほうを測定する機械をつけてあるわけでありますが、本当に被害を受けられた農家の方、大変だと思います。何らかの対応をしなければならぬと思うわけでございますが、このようなきちっとした、この対策事業に該当するようなデータがないまま、もし提出したとするならば、これは西之表地域、種子島地域は降灰の害がないというふうに烙印を押されることにもなるかと思えます。やはり今回、きちっとですね、降灰の実態をつかんでから、国、県なりにですね、申請に行く、そういった慎重な対応が困っている農家の方を実際に助けていくことにながる、私のほうはそういうふう信じております。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本件を採決いたします。

産業厚生委員長報告は、継続審査とのことであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、請願第四二号は継続審査と決しました。

△請願第四三号 一般廃棄物（古紙）の圧縮梱包処理費の負担

を求める請願書

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、請願第四三号、一般廃棄物（古紙）の圧縮梱包処理費の負担を求める請願書を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました請願第四三号、一般廃棄物（古紙）の圧縮梱包処理費の負担を求める請願書について、審査の結果を報告いたします。

本請願書は、下川和博議員、田添辰郎議員を紹介議員として、西

之表市西之表一六九五〇番地一、有限会社種子島クリーン産業代表取締役仁禮憲夫氏より、古紙の圧縮梱包として西之表市より一般廃棄物処理業の許可をいただいている委託収集運搬分、拠点収集分であります。古紙搬入処理費として一キログラム当たり五円、行政に負担していただくよう御検討をお願いする旨の請願書が提出されたもので、経営状況を把握するための資料が不足していることから、必要な資料を提供していただき審査すべきであるとの意見が多く、継続審査となっていたものです。

審査の過程で、種子島クリーン産業の出席を求め、会社の現況説明等を受けたところであります。古紙処理経費の負担増など経営を圧迫しており、継続的安定性を図るため、五円の負担をお願いするとの説明がなされました。

審査の結果、一般廃棄物の古紙処理の継続的受入体制を堅持していただく観点から、企業努力も要望するとともに、圧縮梱包処理の負担についても一定の理解が示されましたが、経営に係る具体的な運用経費の試算や一キログラム当たり五円の負担金額については積算根拠を明確に算出していただく必要があることから、行政においても充分検討いただきたいとの意見が多く、賛成多数で一部採択すべきと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。
「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。
反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、一部採択とのことであります。
本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、請願第四三号は一部採択と決しました。

△議会運営委員会所管事務調査報告

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、議会運営委員会所管事務調査報告を行います。

議会運営副委員長の報告を求めます。

「議会運営副委員長 橋口美幸さん登壇」

○議会運営副委員長（橋口美幸さん） 委員長にかわりまして報告

をいたします。議会運営委員会所管事務調査報告です。

西之表市議会運営委員会は、本市議会の議会改革を進めるための調査研究を目的に、十一月十日、大分県中津市議会、十一月十一日、山口県周南市議会を訪問いたしました。

大分県中津市は大分県の西北端に位置し、平成十七年三月一日、中津市と四町村が合併し、現在八万五千人の人口に対し、議員定数二十六名に定め、一般質問については一問一答方式、質問時間五分となっております。

中津市議会の議会改革の主なものを御紹介いたします。

平成二十三年九月、全議員一丸となって取り組むための行動指針として、中津市議会改革マニフェストを定め、また議員定数について調査研究を行い、平成二十五年九月にはマニフェストの実績評価及び推進を行うために議会改革推進プロジェクトを設置しています。

このマニフェストに基づいた主な取組みとは、本会議のインターネット配信、議会だよりなど広報の充実、年一回程度の各種団体との意見交換会でマニフェストの進捗状況の報告、平成二十七年七月には、各種団体と議員によるふるさと創生に向けたワークショップも開催し、まとめた意見を当局側に提言するなど、積極的に住民からの意見聴取に取り組んでいます。

一方、会派を超えて市政の課題を研究する任意の研究会を設置することとし、中心市街地活性化研究会、企業誘致及び地域活性化研究会、学びの里づくり研究会、コミュニティバス研究会、友好都市

交流推進研究会、また現在、ペーパーレス議会の研究会などが、それぞれに議員有志の研究会が開催されています。

中でもユニークな取組みは、議員間での自由討議を最終本会議に行っていることです。各議員は一般質問後、さらに議員間の意見交換を深めるために、議運にテーマを提案します。また、常任委員会からも自由討論を委員長裁量で実施することも可能としています。発言する議員は説明資料を自ら作成し、各議員に説明を行います。平成二十七年九月議会までに六議員が六つのテーマを掲げて自由討論を行いました。

この取組みにより、議員の資質向上、議論を尽くし議員相互間の合意形成を行い、まとまった結果については政策提言としてまとめられるなど、議会からの活発な政策提言につながっております。

平成二十七年八月には高校生とのワークショップを開催し、五年後、十年後、活力あるふるさと中津創造をテーマに議論し、まとめを政策提言としています。これは、十八歳以上に投票権が拡大されることを視野に入れたユニークな取組みです。

翌日訪問いたしました山口県周南市議会は、その議会改革の取組みで全国的に知られているところです。

周南市は、平成十五年、徳山市を中心にその周辺自治体三市町が合併して誕生し、人口十四万七千人の臨海工業地帯を有する工業都市です。

議会の議員定数三十名で構成し、五つの常任委員会のほかに、特

別委員会は徳山駅周辺整備対、公共施設再配置計画及び新庁舎建設、周南市総合戦略策定、政治倫理条例検討の四つのテーマを掲げています。

この周南市議会においても議会改革を積極的に実行しておられますが、特徴的なものとして二つの政策が掲げられます。

まず、委員会懇談会（ミニコン）は、市民の声を議会活動に生かすことを目的に、それぞれの委員会ごとに開催されます。平成二十六年議会運営委員会が、魅力ある地方議会のあり方について、徳山大学や高専の学生と開催し、平成二十七年企画総務委員会が、周南市における今後のイベントのあり方について、一般財団法人周南観光コンベンション協会との開催などがあります。

二点目は、委員の入れ替えを行う予算審査及び決算特別委員会による議会の行政評価を行う取組みが特徴です。こちらは、毎回議会に提案される補正予算等も常任委員会で審査するものではなく予算決算委員会で議論しますが、委員は事前に議長に入れ替え予定表を提出し、実質的にはそれぞれの常任委員会委員がテーマごとに入れ替わって議案審査を行うものです。この進め方については依然として試行錯誤の段階との説明でありましたが、決算審査の結果を科目ごとに行政評価として提言をまとめ、これらに対する行政側からの今後の対応等が明文化されていることから、市民に議会活動がわかりやすいのではないかと印象でございました。

両市議会の議会改革は、議会に市民からの意見を取り入れること、

また議会の政策提言を積極的に行うことに努めていることや議員研修の充実など、本市の今後の議会改革推進に役立てていきたいと考えます。

以上で終わります。

○議長（永田 章君） 議会運営副委員長の報告は終わりました。

△議員派遣の件

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しております議員派遣一覧表のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

△閉会中の継続審査

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、閉会中の継続審査を議題といたします。

閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管事務調査等に出向、または委員会開催の申し出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管事務調査等に出向、または委員会開催の申し出については、これを許可することに決しました。

これもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

△市長挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たって、長野市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

「市長 長野 力君登壇」

○市長（長野 力君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、十二月一日から本日までの十八日間にわたり、熱心な御審議を賜り、まことにありがとうございました。

今議会での一般質問や予算審議の中での御指摘、御意見につきましては、その趣旨を十分に踏まえ、今後の市政運営に反映してまいります。

さて、今年を振り返りますと、世界は災害やテロの恐怖に覆われた一年でもありました。宗教や考え方の違いから人がいがみ合い、戦争に走る、人が人に向けて銃口を向ける現実はなくさなければなりません。戦後七十年の節目の年が終わろうとしている今、穏やかな心を持つ人々が住むこの種子島から、テロや戦争のない世の中の

実現を心から望むものであります。

国のほうでは、今日、平成二十七年補正予算の閣議決定がなされるようです。総額三・五兆円で、子育て、介護、TPP対策などが織り込まれており、地方創生計画策定済み団体を対象にした新交付金も含まれております。有効な活用を図るべく検討を進めてまいります。

税制に関しましては、消費税の軽減率の導入で大きな議論になった与党の税制改正大綱も決定され、平成二十八年度予算に関しても、十二月の二十四日には政府原案が決定される見込みだと聞いております。これから年度末に向けまして、予算編成作業のほか地方財政計画、地方債計画など、平成二十八年度の枠組みがどんどん公表されていきます。国の動向等を注視し、この島の人々の気持ちはどこにあるのか、この島のためにどう行動すべきか、常に考え続けなきゃならない市政の運営に努めてまいりたいと考えております。

本年は、国民文化祭という大きなイベントのあった年でもありました。事業も、汚泥再生処理センター、市民会館、新産婦人科医院など大型事業が続きました。これらの事業は本市経済浮揚にも貢献できたものではないかと考えておりますが、一方で、農業を取り巻く環境を見ますと、さとうきびなど大変難しい状況です。補正予算で緊急の措置は講じましたが、早急な執行に努め、農家の台所を少しでも楽になるよう心を砕いていきたいと考えております。

さて、今回の議会でも、中心拠点施設整備事業が論点となりまし

た。私としましては、市民や関係者の声を精いっぱいお聞きし、検討し、精査したものを提案申し上げましたが、残念ながら御理解をいただけないでございました。私自身の不徳のいたすところと反省をいたしております。

西之表市は市民のためにあるものだと考えております。その一点では、市議会と、皆様と心をつなげるものと確信しております。執行機関、議会一体となり、車の両輪として歩みをともし、話し合いを重ね、市民の声を聞きながら進んでいけたらと考えております。今後もさらに市民の皆さんの声を大切に、議会の皆さんの御意見を真摯に受けとめながら、まちづくりの歩みを進めていきます。市民及び議員各位の御理解、御協力をよろしくお願いを申し上げます。

世間では、クリスマスの鈴の音が聞こえるようになってまいりました。若干寂しい感じのする我が町であります。そこで営まれる市民の幸せの重さは都会と変わりません。町の声、あぜ道の声に耳を傾け、市民生活を直視しながら、しっかりと市政を運営してまいります。

朝晩、相当冷える気候になりました。風邪の流行も懸念されるところでございます。年の瀬を迎え、何かと慌ただしい日が続きます。市民の皆様がよい年を迎えられることをお祈りしながら、議員の皆様が健康に留意され、御活躍されることを御祈念申し上げます。私の閉会に当たっての挨拶といたしたいと思います。どうぞ皆さん、

よいお年をお迎えください。

本日はまことにありがとうございます。

△議長閉会挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

十二月一日開会、延べ十八日間にわたる平成二十七年第四回定例会が、議員、理事者各位の御協力のもと、全ての日程を終えることができましたことに厚くお礼を申し上げます。

提案、付議された議案について、各常任委員会、連合審査会において慎重審議をいただきました。その結果、一般会計において、先ほど市長からも発言がありました。議員発議による中心拠点施設等に関する修正動議が提出され、可決の運びとなりました。これからの本市のまちづくりの一つとして、重要性は誰もが認める場所です。今後の課題として、さらなる官民一体となった議論を深めていただき、まち・ひと・しごとの総合戦略につながることを願うものであります。

平成二十七年も余すところわずかとなりました。議員、理事者におかれましては、この一年間、まことに御苦労さまでございました。本市を取り巻く環境は依然として厳しいものがありますが、さらなる市政発展のために御尽力されんことを願うものであります。

年が明けますと、市長職も含め私ども議会の任期も余すところ一

年と一カ月となります。議会人としての役割を果たしていく上でも、議会改革、議員自らの研さんに努め、市民一人一人が幸せなまちづくりを目指し、ともに信頼される議会を目指してまいりたいと思います。皆様方の御理解、御協力をお願いを申し上げ、私の挨拶といたします。

△閉 会

○議長（永田 章君） 以上をもちまして、平成二十七年第四回西之表市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後二時二分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によつてここに署名する。

議 長

七 番 議 員

八 番 議 員